

第七條 被使用者が勞務に因る傷病の爲左の各號の一に該當する程度の身體障害を存するときは組合は左に掲ぐる區別に依り一時扶助料を支給す

第八條 被使用者又は其の遺族は左の證據書類を添附し事實發生後一箇年以内に本則に依る救恤を組合に請求すべし
一 第六條第一項甲又は第七條に該當するもの
二 第六條第一項乙に該當するもの
使用者又は其の代理人の證明書及醫師の診斷書
使用者又は其の代理人の證明書及戶籍抹消に關する謄本又は行方不明と爲れる事實の證明書

前項の請求は被使用者又は其の遺族に代り使用者之を爲すを妨げず
第九條 救恤は前條の請求に基き之を受くべき被使用者又は其の遺族に對し之を爲すものとす
前項の遺族とは祖父、祖母、父、母、配偶者、子及兄弟姉妹にして被使用者

付ありたるときは組合は使用者たる組合員に對し様式第二號に依る納付金額收書を交付す
第三條 救恤規則第三條第二項の被使用者名簿は様式第三號に同條第三項の被使用者移動届は様式第四號に依るべし
第四條 組合員救恤規則第四條第一項に依り打切手當を支給せむとするときは様式第五號に依る書類に醫師の診斷書を添へ之を組合に差出すべし
第五條 組合員は救恤規則第四條に依り支給したる休業手當及同第五條に依り休業手當を支給せざりし事由に關し毎年十一月末日迄に様式第六號に依る報告書を組合に差出すべし
第六條 救恤規則第八條に依る救恤請求書は様式第七號に依るべし
前項の請求書には第二條の納付金額收書を添付すべし
第七條 年金又は一時扶助料及葬祭料は之を受くべき者の現住地を管轄する市町村長に委嘱之を交付す
組合員が被使用者又は其の遺族に代り

の死亡又は行方不明の當時同一戸籍内に在るもの及同一戸籍内に在らざるも被使用者の死亡又は遭難當時其の收入に依り生計を維持したる配偶者を謂ふ
第十條 本則に依り救恤を爲すべき事實を組合に於て認定するも遺族なき場合は葬祭料の範圍内に於て使用者をして之が葬祭を行はしむるものとす
第十一條 第三條第一項に依り納付する金額を組合に納入せざる者及同條第三項に依る被使用者名簿を偽造したる者に對しては評議員會の議決を経て五千圓以下の過怠金を課す
第十二條 第四條の規定に依る手當を支給せざる者に對しては壹千圓以下の過怠金を課す
第十三條 本則に關し主務官廳より命令ありたるときは組合及組合員は之を遵守すべきものとす
第十四條 本則施行の爲組合に露領漁業

前項の金額を組合より受領せんとするときは救恤請求書に被支給者の委任狀を送付すべし
第八條 救恤規則第八條に依り救恤請求書に添付すべき使用者又は其の代理人の證明書には癱疾、死亡、行方不明又は身體障害の原因及經過に關し詳記するを要す
第九條 救恤規則第八條に依り救恤請求書に添付すべき醫師の診斷書は救恤規則第六條第一項又は同第七條の何れの場合に該當するやを明瞭に記載したるものなることを要す
第十條 救恤規則第六條第一項乙に該當する場合に於ける救恤請求書には第八條の書類の外左の書類を添付すべし
一、醫師の診斷書若しは檢案書又は船長の報告書
二、遺族が被使用者の死亡又は遭難當時迄其の扶養を受けたることを證すべき書類
前項第二號の場合に於て遺族の救恤規則第六條第一項乙の(ロ)乃至(ニ)に該

當するものあるときは之を證すべき書類を添付すべし
第十一條 救恤規則第九條の規定に依る遺族の順位左の如し
第一 同一戸籍内に在る配偶者
第二 同一戸籍内に在らざる配偶者
第三 子
第四 父、父なきときは母
第五 祖父、祖父なきときは祖母
第六 兄弟姉妹
前項第三に定めたる同順位者の間に在りては其の順位は左の規定に依る
一 男は之を女より先にす
二 男又は女の間に在りては嫡出子を先にす
嫡出子、庶子及私生子の間に在りては嫡出子及庶子は女と雖も之を私生子より先にす
三 前二號に掲ぐる事項に付同じき者の間に在りては年長者を先にす
第一項第六に定めたる同順位者に在りては其の順位に付前項第一號及第三號の規定に依る
第十二條 組合必要ありと認むるときは囑託醫をして癱疾若しは身體に障害を存

被使用者救恤資金を設く
救恤資金は基金六拾萬圓及第三條第一項に依り納付する金額並に之より生ずる收入を以て之に充つるものとす
救恤資金は主務官廳の承認を経たる方法に依り之を管理するものとす
救恤資金は特別會計とし其の收支は毎年一回主務官廳及組合會に之を報告するものとす
第十五條 本則施行に關する細則は評議員會の議決を経て組長之を定む
第十六條 組合解散するときは特別の機關を設け該機關に於て本則に依る救恤を繼承完了せしむ
附則
本則は主務官廳の承認を受けたる日より之を施行す
露領漁業被使用者
救恤規則施行細則
第一條 救恤規則第三條第一項に依る救恤資金の納付は様式第一號に依る納付書を以て之を爲すべし
第二條 救恤規則第三條第一項に依る納

第七條 被使用者が勞務に因る傷病の爲左の各號の一に該當する程度の身體障害を存するときは組合は左に掲ぐる區別に依り一時扶助料を支給す

する者に付診断せしむることあるべし
第十三條 組合必要ありと認むるときは救恤規則に規定なき證據書類と雖其の提出を要求することあるべし
第十四條 本則に規定なき事項は評議員會の議決を経て之を定む

超過労働暫定契約

ソヴェート聯邦條約水域に於て漁業に従事する日本漁業者を代表して同全權田中丸祐厚及極東地方労働部を代表して同部長代理ベスバロフ・ペ・デの間の暫定協定書(一九三〇年七月二十四日)

ソヴェート聯邦及日本間の漁業條約第十三條及同條約附屬議定書(乙)に準據し、之れが添付の條約第一條特定の水域に於ける日本臣民の漁業企業の内部管理規則の追加及敷衍として次の通り本協定を締結せり

第一條 全漁場及罐詰工場に於ける全日本人労働者及従業員の普通労働者に於ける労働時間は漁業條約議定書(乙)の(二)に従ひ一日八時間を超過することを

得ざるものとす

第二條 漁場及魚類罐詰工場に於ける労働の特質に鑑み主として魚類來游に際し之れが漁撈及製造の爲、之れが利用を最大限度に可能ならしめんが爲め、ソヴェート聯邦條約水域に於て魚類の漁撈及製造に従事する日本漁業者全部に對し追加賃金支拂を條件とし左の範圍及條件に於て魚類來游に際し超過労働を爲さしむるの權利を賦與するものとす

第三條 超過労働は船舶の荷役土工漁場建物工場建築修繕及魚類の大群を爲して來る場合の漁撈作業、漁場及魚類罐詰工場に於ける製造、貯藏、荷役、鹽切並に網入準備、網入揚網之が撤去、等の場合に於て之を實施することを得るものとす

備考 労働時間は労働者及従業員が作業に現はれたる時より起算するものとす
第四條 漁撈の際實施せらるべき超過労働時間(第三條)参照は労働者一人に對し一日六時間を超過すべからざるものとす

とす

魚類大群來の場合に於てはオコック、西カム、イチンスキ、二十日。東カム三十日。カラギン、オリユトル二十日沿海區十二日蟹四十日以内に限り超過労働を六時間以上實施することを得但し八時間を超過すべからざるものとす

第五條 労働者及従業員の超過労働に對する彼等への支拂は漁業條約最終議定書十七の(一)に準據して行はるゝものとす、即ち労働賃銀の一倍半とす(其本賃金の五十%)

第六條 漁業及魚類罐詰工場に於ける労働に際しての食事の爲の休憩は義務的規則として規定せらるゝものとす、而して之が一回の休憩時間は三十分以上として、一日に於ける總休憩時間は超過労働をも考慮に入れ三時間を超へざるものとす

第七條 總ての漁場及魚類罐詰工場に於ける日本人労働者及従業員の、職務に係らざる最低賃金は一ヶ月十五圓を下

らざるものとし最低賃金の内には賞與金「九一」及超過労働に對する賃金を含まざるものとす

第八條 日本の慣習に従ひ労働者及従業員に對し之が雇入に際し取極めたる賃金の追加として「九一」を支給することを得

第九條 漁場及魚類罐詰工場の日本人労働者及従業員に對する總ての資金は日貨を以て支拂はるべく、日本の慣習に従ひ其の一部は労働者の雇入に際し前渡金として豫め支拂ふことを得るものとす

第十條 漁業條約附屬模範規則第十三條の實施としてソヴェート聯邦條約水域の總ての漁場及魚類罐詰工場に於ける労働に従事する日本人労働者及従業員に對して次の通特別被服を支給せらるべきものとす

第十一條 日本人労働者及従業員の宿舍其設備は總ての漁業者及魚類罐詰工場に於て漁業に於ける労働者の宿舍の構造及維持に付ての一九二二年八月八日

日ソ間條約・契約及協定

を超えざるものとす

第十四條 日本漁業者に對し労働の保護及調節に關するソヴェート聯邦の總ての法規を一九二八年締結せられたる日ソ漁業條約に準據して適用せらるゝものとす

第十五條 本協定は一九三〇年三月一日より發効するものとす、ソヴェート聯邦の労働法規の變更、労働に關する追加法律或は漁場及魚類罐詰工場に關する訓令の發布ありたる場合に於ては極東地方労働部に於て本協定の一部或は全部に付審議を爲す事を得るものとす

第十六條 日本漁業が本協定不履行の場合にはソヴェート聯邦の法規に準據して責任を負ふべきものとす

第十七條 本協定の有効期間は一九三〇年漁季中とす

極東地方労働部長代理 ベスバロフ
ソヴェート聯邦條約水域
日本漁業者全權 田中丸祐厚

極東露領漁業用無稅品目表

(一) 一九三二年決定せられ、同年度より既に實施のもの
日本市民及團體の租借に係る極東地方漁場へ、關稅を免し免許を要せずして外國より輸入を許可せらるる關稅定率委員會認可、一九三二年品目表

〔第一類〕

漁場、罐詰工場冷凍装置用設備

- 一 蟹及魚類罐詰工場設備用竝に製罐用機械及器具にトランスミッター及コンウエーヤー設備、以上諸機械、器具及設備の部分品及附屬品
- 二 ボイラー、量水硝子器、壓力計
- 三 蒸汽及水道用管、接續用鞘筒、ウエントル、クラン
- 四 蒸汽及其他の發動機同部分品及附屬品
- 五 煮釜、鹹汁及粕の煮焚器具
- 六 壓搾器具及廢物利用器具
- 七 釘打器具及針金搾器具
- 八 冷凍裝置設備用各種器具及豫備品無

水硫酸及其他の冷凍用化學藥品

- 九 發電機、同部分品及附屬品、電燈用品(懷中電燈を含む、但し幹部三人に付一個の割合とす)洋燈及提燈各種ホヤ、火管、燈蕊
- 一〇 軌道(トロツコ)、レール、タインテーパー、十字形レール、枕木及其他
- 一一 エレベーター
- 一二 蒸汽起重機及杭打機、附屬品、豫備部分品、各種杭打槌(カセ木用掛矢)
- 一三 送力調革各種、同接續具、革紐
- 一四 郵筒各種、同部分品及附屬品、麻製及ゴム製ホース
- 一五 グリス、シリンドラー油、機械油、モビール油、機械塗抹用ワセリン、油石差、機械拭巾、パツキング一切、クリンゲリト、石綿各種、金屬製品被覆用及防錆用エナメル
- 一六 消火器、同部分品及化學藥品
- 一七 蒸汽船、發動機船、同附屬品及豫備部分品、卷揚機(卷轆轤)各種、燃焼球
- 一八 三羽船及磯舟(組立てたるもの)及

分解したるもの、檣、樞、舵、錨、へソ、滑車、爪竿、帆

- 一九 航海用機械及道具類
- 二〇 氣壓計、寒暖計、望遠鏡
- 二一 測量器械及計量器
- 二二 輾機、筋木、歩道板、ストロツプ及其他の荷役用具、黃麻製及木綿製袋、籐蓆、吠(俵)及荷物運搬用藁製沓、運搬用沓各種、繩沓、ロープ沓、板沓、負沓又は函沓、柴沓竝に手押車
- 二三 棒、杭、竿、竹、ブラシ、箒
- 二四 潜水器具、同附屬品及豫備部分品一式
- 二五 ドリフト用浮標
- 二六 救命具
- 二七 厨房用竈、鑄鐵製煖爐、同附屬煙突
- 二八 石炭、木炭、コークス、薪
- 二九 ステアリン蠟燭、燐寸
- 三〇 重油、燈用石油、ベンジン、ガソリン、輕油
- 三一 ロープ及鎖、附屬品共、太綱、中綱、漁網及太綱補修用油引マーレン麻

屑、檜皮

- 三二 漁網、蟹刺網、網地、絲、網補修用綿絲及麻絲、ラミ絲、マニラ絲、細網
- 三三 網足及阿羽、コルク材
- 三四 手操網用板
- 三五 魚叔及槍、釣針及四爪錨、各種
- 三六 作業ナイフ及鋏、メフン搔、俵裂用鎌
- 三七 鐵製タモ網、水切用竹製簾、筋子用金網、筋子用籠、筋子製造用竹製簾
- 三八 漁獲物の露西亞式製造用各種器具樽締器、流し篩、筋子大篩、筋子、掬用杓
- 三九 ズツク、帆布、筋子用天竺木綿及唐雲齊、食物被覆用寒冷紗、但各食堂毎に五米以下、特製魚類包装用モスリ、但各種魚類の包装に必要な數量、漁場用及信號用旗、漁場労働者宿舍用天幕
- 四〇 バケツ及桶各種、ズツク製チヤン、鐵力罐及壘、同蓋、木製、鐵製、鋼製、鐵力製樽及ドラム形容器、罐切樽板、

日ソ間條約・契約及協定

木箱、刷込マーク板、ボンボン及燒却

- 四一 漁網用澁精、漁網用染料、罐用ニス、鉛丹、黒鉛、タール、樹脂、船舶用漆喰、絲磨擦用蠟、屋根塗抹用及其他用ペツテ、ソケット接續用パテ、漆
- || 三羽船及モーター・ボートの木部の間隙充填用、建物阿羽、網及太綱塗布用コイルター、作業用墨汁、船底塗布用チヤン、索具塗布用クレオソート・ズツク縫絲用蠟(パーム蠟)、ベルト・ワツクス
- 四二 空罐用護謄輪、液體護謄(カウチエトク溶液)、糊
- 四三 アスファルト紙、硫酸紙、板紙
- 四四 ウロトロピン、グリセリン、硼砂、スタイト(粉末防腐劑)鹽酸マグネシウム、硝石、パラフィン、松脂、苛性ソーダ、硫黄
- 四五 鹽
- 四六 罐詰及筋子の調味料、油、藥味、野菜玉葱、人蔘、トマトソース、錯精
- 四七 鐵、鐵力、鋼、銅、バビツト、鉛、錫、亞鉛、以上金屬の合金、針金、各

種金飾(帶鐵)

- 四八 煉瓦、屋根瓦、石炭、セメント、鐵セメント、セメント及砂の混合物、粘土
- 四九 建築用木材(柱)、井戸杵、(鋸屑を含む)
- 五〇 手動式及モーター附包装用製材設備但、極東稅關支部規定の能力の範圍なるを要し、漁季終了後更に搬出すべき義務を有す
- 五一 窓硝子
- 五二 鋸、釘、螺釘、止螺旋、鐵栓、坐金、折釘、鋏、戸及窓の附屬金具、鋸
- 五三 大工、指物師、鍛冶屋及錠前屋用手道具、ブローランプ用火管、硝子切、帆及袋縫針、帆及ズツク縫用指貫、旋盤、鉋臺、穿孔臺及研磨臺
- 五四 土工用具
- 五五 砥石及人造砥石、サンド・ペーパー、金剛砂、磨クリーム、花粉灰(金屬磨粉、一漁期一人に付三〇〇瓦)、鋼綿(スチールウール)、ハンダ及ハンダ粉

- 五六 アスファルト、粉ペンキ、煉ベンキ、オリブ油、テレピン油、乾き油(ドライヤー)、塗刷毛、カーバイト、硝酸、硫酸壓搾酸素、アセチリン瓦斯、硫酸銅、鋼鍛錬用青酸加里、アムモニヤ
- 五七 ボイラー塗布用粉末保温材及珪草土
- 五八 石鹼 一漁期一人に付三疋、洗濯曹達

〔第二類〕

作業用被服類

- 一 機械係労働者及海岸勤務員用作業服 一漁期一人に付一組
- 二 蚊除け顔網竝に蚊帳
- 三 雨合羽 一人一漁期一着
- 四 簍及笠 一人一漁期五組
- 五 メリヤス、更紗及ネル製シャツ、ズボン下、ボーイ用前掛、長靴下、短靴 下一人一漁期二組、禪一人一漁期六本
- 六 防水服(帽子、短上衣、ズボン)下 一人一漁期一組
- 七 革製長靴 一人一漁期一足

- 八 護謨製長靴及短靴一人一漁期一足又は右の代りとして護謨底足袋又は普通足袋一人一漁期三足
- 九 草履、下駄、一人一漁期五足以内
- 一〇 草鞋 一人一漁期六〇足以内
- 一一 防水又は護謨前掛、魚切及鹽切労働者用袖覆 一人一漁期一枚一組
- 一二 護謨製及木綿製指貫 一人一漁期一〇〇個以内
- 一三 木綿編手套及手袋(普通毛皮製のもの各一足を含む) 一人一漁期三〇足以内

- 一四 毛皮外套冷蔵庫一棟に付二着以内
- 一五 敷布、枕覆、手拭 一人一漁期二組以内
- 一六 綿入蒲團、枕及毛布一人一漁期一組、但、極東税關支部の許可を要し、且、漁季終了後國外に搬出すべき義務を有す、同様客用として一漁區五組

〔第三類〕

食料品

- 一 精米 一人一箇月三二疋以内
- 二 大麥(平麥、挽割麥) 一人一箇月〇・一疋以内

- 四疋以内
- 三 オートミル 一人一箇月〇・〇二疋以内
- 四 白玉粉 一人一箇月〇・一疋以内
- 五 片栗粉 一人一箇月〇・一疋以内
- 六 麵、類 一人一箇月〇・二五疋以内
- 七 麥粉及蕎粉 調理用に要する數量
- 八 砂糖入及砂糖無の麥粉製煎餅(パン菓子) 一人一漁期二疋以内、牛乳入ビスケット(ペチエニエ)漁場幹部一人一漁期二疋以内
- 九 切藪一人一箇月〇・〇二疋以内
- 一〇 ホップ 一人一箇月〇・〇一疋以内

- 一一 青物、野菜、生、鹽漬、浸漬、乾燥のもの、海藻、昆布 一箇月五疋一
- 一二 大豆、隠元豆、碗豆 一人一漁期三疋、味噌 一人一箇月四疋、落花生 一人一漁期一疋、晒箔 一人一漁期一〇〇瓦、高野豆腐 一人一箇月〇・〇二疋以内
- 一三 魚卵、生魚、佃煮、魚、鳥賊(鰯)及具類各種 以上合計一箇月三疋以内

- 一箇月一本
- 四六 蒟蒻粉 一人一漁期一〇〇瓦
- 四七 刻み煙草、紙巻煙草(日本煙草を含む) 一人一漁期二疋以内
- 四八 家畜飼料 一頭一箇月一五〇疋以内、家禽飼料 一漁區一箇月一五疋以内

〔第四類〕

文房具、事務所用什器、食器及衛生材料

- 一 事務所用什器、椅子、柱時計各事務所及漁場毎に一個以内、目醒時計 一漁場一個、タイプライター、事務用書類及書翰保管用木製トランク 各漁場毎に一個、但極東税關支部の特別許可を要し、且漁季終了後搬出するを要す
- 二 文房具、紙、用紙、墨、筆、インキ、スタンド及インキ、ペン軸、鉛筆等
- 三 窓掛及附屬品
- 四 食卓用及臺所用具一式、米研桶、杓、食鉢、匙、ナイフ、フォーク及箸
- 五 齒刷子一人一箇月一本、齒磨粉 一人一箇月〇・一疋、齒楊枝 一人一箇

- 一四 肉又は鹽漬肉 一人一箇月一疋以内
- 一五 豚及羊
- 一六 家禽
- 一七 肉罐詰 一人一漁期一〇疋以内、但一罐の目方包装共二五〇瓦以内のもの
- 一八 貝類罐詰 一人一漁期一疋
- 一九 雲丹罐詰 一人一漁期〇・〇二疋以内
- 二〇 魚類罐詰 一人一漁期一疋
- 二一 豆類罐詰 一人一漁期一疋
- 二二 筍罐詰 一人一漁期一疋
- 二三 豌豆罐詰 一人一漁期一疋
- 二四 コンデンスミルク 一漁期一〇罐以内、但一罐の目方包装共二五〇瓦以内のもの
- 二五 生、鹽漬、乾燥、浸漬、罐詰の果實レモンエキス 一人一箇月一疋以内
- 二六 菓子類 一人一箇月〇・二疋以内
- 二七 飴、ドロップス 一人一漁期一疋、ジャム 一人一漁期五〇〇瓦、果實汁 一人一漁期一五〇瓦
- 二八 茶、珈琲、ココア 以上合計一人

日ソ間條約・契約及協定

- 一 漁期八〇〇瓦以内
- 二九 珈琲シロップ 一人一漁期〇・〇一疋以内
- 三〇 味の素 一人一漁期二〇瓦
- 三一 鹵汁 一人一漁期五〇〇瓦
- 三二 鶏卵 一人一箇月二〇個以内
- 三三 砂糖(黒砂糖及赤砂糖を含む) 一人一箇月一疋以内
- 三四 植物性又は動物性油及脂肪 一人一漁期〇・五疋以内
- 三五 日本酒一漁期三立以内
- 三六 酒粕 一人一箇月〇・二五疋以内
- 三七 醬油 一人一漁期三立以内
- 三八 ソース 一人一漁期一〇〇瓦
- 三九 辛子、胡椒、カレー粉、調味料 一人一箇月〇・〇五疋以内
- 四〇 酢 一人一箇月〇・二五立以内
- 四一 ゼラチン及寒天 一人一漁期三〇瓦
- 四二 味淋 一人一漁期五〇瓦
- 四三 乾酪 一人一漁期五〇瓦
- 四四 胡麻 一人一漁期五〇瓦
- 四五 麥酒、シトロン及礦泉 幹部一人

- 一箇月〇・一疋、齒楊枝 一人一箇

月〇〇一疋

六 理髮器具 各漁場毎に二組

〔第五類〕

藥品、繙帶材料、其他

一 一九二四年五月二十日附關稅定率委員會認可の藥品、繙帶材料及看護用品

表に次の物品を追加す

(イ) 顯微鏡 各病院の研究室に對し一臺

(ロ) 酒石酸

(ハ) 樟腦油

(ニ) 湯の花

以上(イ)(ロ)(ハ)(ニ)項記載の物品は病院の所要數量

(ホ) 蒸餾水 數量無制限

二 酒精―看護人(助醫)診療所に對し

一 漁期一立

醫師診療所に對し 一 漁期二立

病院に對し 一 漁期四立

(一) 標準藥局―前記表に含まるゝ藥品より成る、極東地方保健部漁場用標準に依る

本表は一九三二年三月十九日關稅定率委員會に依り認可せられたるものなり

中央關稅局長官事務取扱

相違なし アメリ

事務主任 ウエ・アレクセエワ

一九三二年度漁業用無稅品目表

追加及訂正

(モスクワ中央稅關局發五月十三日在函館ソ聯邦領事館着電)

一 雨合羽油 一 漁期一人に付

三分の一疋

二 茸罐詰 同 三〇〇瓦

三 腸詰 同 二〇〇瓦

四 卓布 一 漁場に付 三枚

五 足袋 一 漁期一人に付 四足

六 花粉灰は第三類の食料品中に編入せられ一漁期一人に付三〇〇瓦

(一) 本年數量を増加せられ、若くは新に追加せられたるもの

一九三三年五月三日

中央稅關局極東支部

第一九〇三〇五號

浦鹽斯德市セメモノノフスカヤ街二七

日本漁業者代表 阿部 殿

本年四月五日附關稅率委員會の決定に依

り、極東地方漁場へ、免許を要せず、關稅を免し、外國より輸入を許可せらるゝ一九三三年度無稅品目表に次の物品を追加せられ候

一 粉類 一人一漁期從來三〇〇瓦を二疋に増加

二 馬糧 一ヶ月一頭に付從來一五〇疋を三〇〇疋に増加

三 パン菓子 一人一漁期從來二疋を三疋に増加

四 酒精 病院に對し從來四立を八立に増加

五 同 醫師診療所に對し從來二立を四立に増加

六 同 助醫診療所に對し從來一立を二立に増加

七 ゴム合羽 一人一漁期一枚

八 馬具 一漁期一頭に付一組

九 食卓用レイザー 極東稅關支部所定の數量

根據 中央稅關局の四月十四日附第四三三一三〇八四號書面

此段及御通知候也

中央稅關局極東支部長

トウビコフ

ソ聯邦漁業監視新規則

ソヴェエト聯邦漁業の監督官廳たる全聯邦供給人民委員ミコヤン氏は、漁業監視官吏、民警及國境警備員の漁業規則並に生魚の買入及加工規則違反の摘發に對する褒賞金の授與手續に關する訓令を一九三一年九月十二日附供給人民委員部命令第七百三十號を以て確認したが、同訓令の内容左の如し

諸訓令

漁業監視官吏、民警及國境警備員の漁業規則並に生魚買入及加工規則違反の摘發に對する褒賞金の授與手續に關する訓令

(一九三一年三月三十一日附及七月二十一日附ソヴェエト聯邦人民委員會

議決定に基き同聯邦財務人民委員部との協議に依り發布せらる)

第一條 露西亞社會主義聯邦ソヴェエト

共和國刑法第八十六條及第九十九條第

日ソ間條約・契約及協定

一項並に他の聯邦共和國刑法の當該條項に依り豫見せられたる違反を發覺したる漁業監視官吏、民警及國境警備員は褒賞せらるべきものとす

右に所謂漁業監視官吏とは漁業監督官及其の補助官監視船舶乗組員及輕舟夫を指すものとす

第二條 漁業監視官吏の周到なる注意及勤務宜しきを得たる爲其の受持地方又は個々の漁場に於て第一條記載の事項なきか若は前時期又は類似條件に在る他の地方に比し事故の件數なきときは同監視官吏も亦褒賞せらるべきものとす

第三條 褒賞金は左記控除金を以て之を授與す

(一) 沒收せられたる船舶、漁具及漁類又は水産業の他の對象物を賣却して得たる金額の三十パーセント

(二) 刑事及民事上の責任の手續を以て漁業規則の違反者より徵收せられたる金額の三十パーセント

第四條 沒收せられたる船舶、漁具及魚

類又は水産業の他の對象物を賣却して得たる金額並に刑事及民事上の責任の手續を以て漁業規則の違反者より徵收せられたる金額の七十パーセントは現行法規に従ひ當該共和國又は地方の豫算に計上せらるゝものとす

但し右の者の間に於ける褒賞金の割當は違反の摘發に参加したる程度に應じ之を行ふものとす

第二項 十パーセントは第二條に豫見せられたる場合に於て監視官吏に對し授與する爲に地方漁業調整局又は漁業監督局の特別褒賞基金中へ控除せらるゝものとす

前記沒收品を賣却して得たる金額及漁業違反者より徵收せられたる金額の他の七十パーセントは現行法規に従ひ當該共和國又は地方の豫算に計上せらるゝものとす

〔註〕

(一) 違反を直接發覺したる個々の者の褒賞金額が其の年俸額を越ゆるときは褒賞金額に關する問題は漁業廳又は漁業監督局に於て當該職業機關と共に之を調整するものとす

右の場合違反者より徵收せられ又は沒收品を賣却したる金額の二十パーセントに相當する金額と授與せられたる褒賞金額の差額は十パーセント控除金よりなる特別褒賞基金中に繰込まれ第二條記載の場合に於ける褒賞金の授與の爲及漁業監督官吏の生活改善の爲漁業廳長又は漁業監督局長の裁量に依り支出せらるゝものとす

(二) 民警又は國境警備員が漁業規則の違反を發覺したるときは支拂はるべき三十パーセントの控除金は國立銀行機關に依り違反發覺民警署又は國境警備機關に廻付せられ夫々民警署及國境警備機關の命令に依り割當てらるゝものとす
違反を共同して發覺したるときは褒賞金又は民警又は國境警備員及漁業監督官吏の間に均等に分割せらるゝものとす
但し漁業監督官に支拂はるゝ分前の三分

の二は違反の摘發者に對し授與する爲第四條第一項の手續に於て控除せられ、殘りの三分の一は同條第二項記載の基金中へ控除せらるゝものとす

第五條 本訓令第四條第一項記載の控除金は當該漁業監督官の命令に依り違反を直接發覺したる者に對し授與せらるゝものとす

〔註〕

(一) 一定違反の直接の摘發者と認めらるる者の名簿は違反に關する當該調書と共に調書簿に收録せらるゝものとす

(二) 褒賞金は當該褒賞金額が監督官の金庫に到達したる後直に違反の摘發者に對し授與せらるゝものとす

(三) 違反の摘發者に對し漁業監督官に依る褒賞金の授與は會計決算書を提示する爲定められたる手續を以て後日上級機關に對し提示せらるゝ特別目録に依り之を行ふものとす

第六條 第四條第二項記載の十パーセント控除金よりなる褒賞基金は第一條記載の部類の勤務者の職務勉勵に對し褒賞金を授與する爲地方漁業調整局及漁

業監督局に依り支出せるものとす

第七條 地方漁業調整局及漁業監督局は漁業監督官吏を褒賞する爲到達する金額に付見積表を作成し及使途を有する資財の爲定められたる手續に依り決算を爲すものとす

第八條 褒賞金は平均賃銀を算定する場合之を算入せず

ソ 聯邦太平洋水域漁業及水産物採取規則

第一章 總則

第一條 本則は左記に其の效力を及ぼす

A、日本海オホツク海及ベーリング海に於ける一切の灣海峡及入江を含むソヴェート社會主義共和國聯邦の屬地の全延長に於て本土に於ても島嶼に於ても最干潮線より起算し幅員十二哩の沿岸地帯より成る水域
B、海岸の全延長に亘り最滿潮線若は最高潮の際に於ける波打際より起算したる二十米突の陸岸地帯即ち臨時

繫船場、索具及漁船の乾燥及修理並漁網其の他の形體を有する漁具の引揚の爲漁業企業及機關並地方漁民の利用の爲供給せらるゝ地帯

C、本條に掲ぐる諸海の陸岸に於て曳網場及魚類、蟹、海獸其他の水産物の加工の爲の漁業用施設の爲分與せらるゝ地區

備考 本則は左記境界内の黑龍江海灣には其の效力を及ぼさず即ち北は本土のペトロフスカヤ沙嘴よりサガレン島のチャラノ岬に引きたる直線南は本土のラザレフ岬よりサガレン島のボキビ岬に引きたる直線並本則附屬表に掲ぐる灣及入江、右水域に於ける漁業は特別の規則及決定に依り律せらるべし

第二條 本則第一條に規定する地方に於ける海上漁業(特別の決定に依り律せらるゝ鰮鰯獸及獵虎を除きたる魚類、海獸、植物及一般水産物の漁獲、買入加工)は其の何人に依り行はるゝものなるを問はず正規の許可を経たるときに於てのみ之を行ふことを許さるべし

日ソ關係約・契約及協定

一、陸上地域と之に面する水域とより成る魚類及水産物の漁獲及加工の爲の漁區及

二、陸上地域のみより成り漁撈權を有せず單に生の形に於ける魚類の買入及其の加工の爲の製魚區

右の外右業は特別の規則に従ひ漁業船舶の舷側より之を行ふことを許可せらるべし魚類の捕獲及其の他の水産業の權利は亦特別の小舟鑑札に依りても許與せらるゝことあるべし

備考 漁業船舶の舷側に依る漁業は現時に於ては一九二九年四月二日極東地方ソヴェート執行委員會に依り確認せられたる特別假規則(一九二九年極東地方執行委員會報第三四號第五九三條及第五九四條)に基き行はるべし

第三條 本則第一條に指定せらるゝ地方に在る總ての漁場は原則として競賣に依る貸付の方法に依り經營せらるべし船舶漁業は特別の鑑札に依り行はるべし

國營漁業企業に對しては漁場は競賣に依らず有償にて貸付けらるべし

漁場は水産科學及教育上の目的の爲若は無競賣貸付が國家の特殊の利益に依り惹起せらるゝ場合に於ても亦無競賣にて許與せらるゝことあるべし

貸付けられたる漁場に於ては魚類及水産物の漁獲、買入及加工の權利は専ら右漁場の借受人に屬し何れの官廳、機關又は私人も前記漁場の境域内に於て漁具を以てする漁獲並魚類の買入及加工を行ふことを得ず

備考 一、漁場貸付手續及競賣施行手續は一九二七年十一月二十八日附規則(一九二八年極東地方執行委員會報第七號第九十七條)の定むる所に依る
二、地方農民及漁民に對する漁業其他の水産業の手續及條件並右住民に對する漁場貸付手續は特別の規則の定むる所に依る

第四條 本則施行地方に於ける漁場の行政上及經濟上の管理は極東漁業及海獸

獵廳(ダリルイバ)註、以下漁業廳と略稱す)に屬し地方に於ける此等漁場の管理並漁業規則の正確なる遂行の監視及漁場の保護は漁業廳區事務所及漁業監視官吏をしてこれを擔當せしむ。漁業廳及漁業監視官吏の職務の範圍及事務手續「漁業廳に關する規程」及漁業監視官吏の組織及事務手續に關する訓令の定むる所に依る

第二章 漁業施行手續

第五條 貸付らるる漁區に於ける紅魚族即ち鮭、鱒、紅鮭、銀鮭、鱒の助及シヨマの業的漁撈は日本型海上建網若は曳網に依り之を行ふことを許さる、紅魚類の漁撈の爲本條に掲ぐるもの以外の漁具を使用すること又は許可せられたる漁具の普通の型體を變改することは之を禁止す

河口に最も接近して存する漁區に於ける建網の使用は禁止するも曳網を以てする漁撈の不可能なることを證明せらるる場合は之を許可することあるべし
備考

一、建網の説明は茲に添付す
二、曳網の寸法は現地の狀況に應じ何れの漁區に於ても漁業監視官吏の命令に依り之を制限することを得

第六條 一漁區の建網若は網曳場よりの距離は沿岸永域の方向に於て直線にて計算し他の隣接漁區の建網若は網曳場より二、一二杆(二露里)以下なるべからず

第七條 各漁區に於ては一漁具以上を使用することを得ず即ち建網一統若は曳網二統を存することを得るも第一の網が曳揚げられざるに先ち第二の網を投ずることを禁止す網は其の兩翼が陸岸に在りて網袋が陸岸に引揚げられたる時を以て引揚げられたるものと見做す魚類の海中保存の爲袋網を使用することは妨げなし但漁業廳は若し袋網使用の結果多量の魚類の死滅することを確認せられたる場合之を禁止するの權利を留保す
冷凍の方法に依り加工する場合を除き船舶内に於て紅魚類を以てする貯藏用

製品の製造は之を禁ず

第八條 鮭の業的漁撈は特別鮭漁區若は紅魚類漁業の漁區に於て或は又漁業船舶の舷側より之を行ふことを得、漁具の型は紅魚類漁業用と同一(第五條)のもの並右の外刺網、流網、巾着網等を許可す

鮭、大鮭及其他の底棲魚類の漁業はトロール船、刺網及漁業船舶より延繩釣針及其他の延繩に依り之を行ふことを得

第九條 蟹漁業は陸岸蟹漁區又は船舶に依り之を行ふことを得但し後の場合には右漁業は太平洋水域に於ける船舶蟹漁業に關する特別の規則に依り律せらるべし

各陸岸漁區の延長は(直線を以て計算し)五・三〇杆(五露里)にして二蟹漁區間の距離は同じく直線を以て計算し一〇・六杆(十露里)以下なるべからず、蟹の採捕は長さ五十五米突(二十五サ一ジエン)以下高さ三米突(十呎)以下なる寸法の蟹底刺網を以て行ふことを

得、網目の寸法は豫め水に浸したる後結節より結節迄を計算し二十八種(十吋)以上なるを要す

蟹の採捕の爲には五十五米突の網を特別の配列に連結することを得但し各連網は三十五網以上たるべからず而して直線に配列したる連網の間隔は五十五米突(二十五サ一ジエン)以下なるを得ず平行連網間に於ては百十米突(五十サ一ジエン)以上たるを要し連網間二百二十米突(百サ一ジエン)以下の基盤目形配列は之を許さず

漁業に使用し得べき網の總數は漁業廳之を定む

第十條 蟹網は干潮時二十二米突(十サ一ジエン)より少なからざる水深に於て漁區に於ける建網の軀網より沖合一杆より近からず之を沈設すべし
牝蟹及小蟹(甲殼の幅十三種以下)は採捕地に於て網より引出し之を海中に投ずべし

第十一條 海獸(鯨類及鰭脚類)の獵業は本則第二條に掲ぐる特別規則にして

日ソ間條約・契約及協定

特別の制限を定めざる限り陸岸及漁業船舶に依り之を行ふことを許さるべし
獵業は左記獵獲具即ち特別の曳網、流網、刺網、銃砲、魚投發射砲及小銃に依り行はるべし

何等か他獵具若は手段を以てする獵獲は漁業廳の特別の許可あるときに限り許さることあるべし
幼獸哺育期に於て牝獸の屠殺は之を禁ず幼獸の屠殺亦同じ

地區の分與は毎回漁業廳の特別の許可に依り有償にて行はるべし海獸獵業は右以外は一切の事項に付ては本則及太平洋水域に於ける船舶に依りて行ふ漁業、獸獵業其の他の水産業の規則に依り律せらるべし

第十二條 漁區、蟹漁區及製魚區の爲の地區の面積は各漁區に付二十米突陸岸地帯より起算し陸岸延長三百四十米突より多からず奥行九十米突以下を分與せらるべし

分與せられたる地區の面積の使用に關係なく臨時繫船場、漁具及蟹漁具の乾

燥の爲並臨時棧橋建築の爲貸付けられたる漁區の水域の全延長に亘り二十米突陸岸地帯(第一條第二項)を使用することを得

第十三條 漁區蟹漁區及製魚區の爲分與せられたる地域並海獸の切開及加工の爲の根據地に於ては總て現行技術的規則に従ひ實際必要の範圍内に於て各種漁業用築造物を建築し勞働者事務員其の他の居住及便益の爲の建物を設け、分與せられたる地域の境域内に於て現存築造物を一の場所より他の場所に移轉し又當該漁區の借區期間中罐詰工場を建設し及經營することを許さるべし
借受人は罐詰工場を建設し及經營せんとする意圖に關し建設開始前に漁業廳に通知し及罐詰工場設計圖を提出し之が建築に當りてはソヴェート社會主義共和國聯邦現行技術規則を遵守すべきものとす

第十四條 借受期間終了後漁區が再び前借受人の借受に歸せざる場合に於ては漁業用築造物其の他の建物は借受終了

後一年の期間内に之を取毀ち及搬出するを要す借受人は右期間中に其の借受地區に於ける自己の漁業用具、材料其の他の財産全部を取拂ふべし

漁區の舊借受人に依り右期間内に取拂はれざる築造物、漁業用具、材料其の他の財産全部は右財産の舊所有者に對し何等補償することなくソヴェエト社會主義共和國聯邦の所有に歸屬す

本條は前借區者が新借區者との任意の合意に依り本條第一項に豫見せらるる全財産を同項の規定する期間内に後者に譲渡したる場合には之を適用せず

第十五條 魚類、蟹、海獸及水産物の魚獲及加工の爲貸付けらるる漁區に於ては全漁業施設例へば棧橋、物置、納屋、氷室、労働者の宿舍其の他の漁業用建物及築造物並漁區の地面はソヴェエト社會主義共和國聯邦現行衛生規則に完全に準據して之を清潔に保つべし魚類、蟹、海獸及水産物の切開の際生ずる廢棄物並腐敗した魚類は搾粕粉末及油に製造するか滅却するか若は監視官

吏の指定したる場所に於て地中に埋没するか或は陸岸より二哩より近からざる海上に搬出し之を投棄すべし

第三章 漁業の調整

第十六條 紅魚族が陸岸に接近する期間中溯河紅魚族の溯上する一切の河川の河口の前面に於て前記漁業を行ふことを禁止す、右地方に於ては河口の兩側に若は河川か三角洲を形成するとき是最端の河口の兩側に二二杆以上の特別の禁止區域を設定す右禁止區域前面の沿岸水域(第一條第一項)は同區域内に含まるるものとす

擴張せられたる河口前面禁止區域は漁業廳より定められ極東地方執行委員會に依り確認せらるべし

第十七條 漁業廳は魚類保護の手段を定め成魚の充分なる數量の産卵地への溯上を保障する爲自己の權限を以て魚種漁獲の地及時期別に漁獲定量を定め並個々の漁區に付種族別に魚類の魚獲數量の限度(漁獲標準高)を定む權利を委任せらる

第十八條 本則に依り許可せられたるものとして豫見せられたる漁獲を以て又は漁獲を許されたる期間の範圍外に出づる時期に於て並魚類、海獸及水産物の不生産的滅盡及毀損を招くべき手段方法に依る魚類(海獸、植物及一般水産物を含む)漁業の施行特に魚體其の物を滅却し魚卵のみを利用する爲の魚類の漁獲並漁獲標準を附せられたる價值最も少なき魚類を投棄又は滅却し最も價值多き魚類のみの選擇及一般に漁業廳及其の機關の許可中に指定せられたる目的に副はずして漁區を使用し若は右許可に依り許與せられたる權利を超越る(特に定められたる漁獲標準高を超過する漁獲)漁業の施行は之を禁止す

第十九條 同時に來游する紅魚族にして標準高中に掲げられざるものを漁獲したるときは右は漁業廳に依り特に定められたる計算に依り標準高に算入せらるべし

として利用するか或は肥料に製造すべし之が不生産的滅却は之を禁止す

第二十條 紅魚族を以てする肥料の製造は之を禁止する練よりの肥料の製造は漁業廳の許可に依り特定せられたる漁區に於てのみ許さるべし

第二十一條 漁場其の他の漁業用地の用途者の總ての部類は漁業廳の發給する特別の帳簿に魚種別に依る漁獲魚類、蟹其の他の漁業の目的物の採捕魚類其の他の目的物並其の製品の買入魚貨の搬出を記入し漁獲高の正確なる計算を爲し毎日之を記帳し且一般に帳簿の全欄に當該事項の記入を行ふべし

第四章 本則違反事項處罰手續

第二十二條 本則の違反者は漁業監視官吏、合同國家政治局地方機關、森林監

日ソ間條約・契約及協定

視官吏、勞農民警署ソヴェエト區執行委員會及村ソヴェエトの調書に依り責任を問はるるものとす違反事件の取扱手續は一九二五年十一月三十日露西亞社會主義聯邦ソヴェエト共和國農務人民委員部及同共和國司法人民委員部に依り確認せられたる漁撈及漁業施行規則規則違反事件に關する搜查執行及調書作成物別規則(一九二六年極東地方執行委員會報第六號第八五條)に依り豫見せらる

第二十三條 本則に違反して海上漁業、獸獵業其の他の水産業を行ひたるものは所定の場合に於ては露西亞社會主義聯邦ソヴェエト共和國刑法の當該條項に依り刑事手續を以て追訴せらるるものとす

第一條 備考、附屬

ソヴェエト社會主義共和國聯邦太平洋水域に於ける海上漁業規則の效力を及ぼさるる水域表左の如し

- 直線に至る)
 - 一、メチグメ灣
 - 二、コニアム、ペンケグニエイ灣(ニエヤホン岬よりグラブビークに引きたる直線に至る)
 - 三、アポロンチエツ灣、カラガン
 - 四、プロヴィーニヤ灣(リソフスキー岬よりルイサヤ・ゴロヴァに引きたる直線に至る)
 - 五、スウアトイ・クレスト灣(メエーチケン岬の緯線に至る)
 - 六、アナドウイル灣(スウアトイ・ワンリー岬よりゲーク岬に引きたる直線に至る)
 - 七、スウアトイ・パーウエル灣
 - 八、シユリユーボチナヤ灣
 - 九、チユレニエニエ湖
 - 一〇、シユスチフトウオエ湖
 - 一一、バロン・コロフ灣北部
 - 一二、カラガ港
 - 一三、ビチエヴィンスカヤ灣
 - 一四、アワチンスカヤ灣(ベズイミヤン

- ヌイ岬よりウエルテカリヌイ岬グーリ
- ニ一に引きたる直線に至る)
- 一七、ベンジンスキ灣(マーメト岬の緯線に至る)
- 一八、ミリカチンスカヤ灣
- 一九、ヤムスカヤ灣
- 二〇、アヤン灣
- 二一、コンスタンチン太公灣
- 二二、スウヤトイ・ニコライ灣(ラムズドルフ岬よりグロト岬に引きたる直線に至る)
- 二三、スチヤースチヤ灣
- 二四、バイカル灣(チヤウノ岬よりグイトフト岬に引きたる直線に至る)
- 二五、ヌイスキー灣
- 二六、ナヒリスキー灣
- 二七、クレストワヤ灣
- 二八、スタルカ灣
- 二九、ワーニヤ灣(ウエシヨール岬よりブルヌイ岬に引きたる直線に至る)
- 三〇、ヴェイトスカヤ灣(ミリユーチン岬よりブウチャーチン岬に引きたる直線に至る)

- 線に至る)
- 三一、テルネイ灣(ストラシヌイ岬の緯線に至る)
- 三二、スウヤトイ・ウラヂミール灣(ワリユゼク岬よりワトフスキー岬に引きたる直線に至る)
- 三三、ブレオブラジエーニヤ灣の北東部に在る小なる入江マドヴェエフ岬の緯線に至る)
- 三四、フレデリックス灣を含むデカストリー灣(カストリー岬よりク羅斯テル・カンブ岬に引きたる直線及ク羅斯テル・カンブ岬よりオーストルイ岬に引きたる直線に至る)
- 三五、スヴァタヤ・オリガ灣(マネフスキー岬よりシユコツト岬に引きたる直線に至る)
- 三六、ビクター大帝灣(灣内に在る諸島を包含しボウオロトヌイ岬よりガモヴァ岬に至る)
- 三七、ボンエツト灣(ガモヴァ岬よりブタコフ岬に至る)
- 三八、大陸に入込める灣にして其の長さ

(最も深き水道に依り測りたる)灣口の幅の三倍を超ゆるもの
右最後の例外はボドカゲルナヤ河の河口よりアヤン灣に至るオホツク海北岸に係す

第五條 附 屬

第五條 海上建網の構成左の如し
い、海岸より驅網の入口に至る一箇の墻網(堰、遮止物)
ろ、一箇の驅網

墻網の寸法は陸岸より起算し一湮(千八百六十七米)突を超ゆるを得ず

備考 墻網の長さは個々の場合特別の許可に依り延長することを得

正前の驅網は底及四壁を有する短形の網製袋状を呈す

網は陸岸に面する側に網を起す場合網製の前垂を以て閉塞せらるゝ入口を有す驅網の入口の内側に障子を装置することは妨なきも其の長さは驅網の幅の二分の一を超ゆるを得ず、障子を設けるときは驅網は障子の内部の尖端を連ねたる線上に止まらしむることを得、此の場合障子の

間底網は之を設けざることを得、尙驅網の入口の内側に障子を装置しある五壁を有する驅網を使用することを得るも障子の長さは入口に面する驅網の幅の二分の一を超ゆるを得ず右以外の漁網、装置上の一の一切の變改及應用は之を爲すことを許さず

本則は一九三一年十月三十日極東地方執行委員會幹部會に依り確認せらる(命令第一二八(一)リ)

極東地方執行委員會調書部長 フロロフ
(極東地方執行委員會印)

臘肭獸保護條約

(明治四十四年十二月十四日條約第十三號)

第一條 各締結國は相互に左の事項を約す各締結國の人民又は臣民及凡て其の法令條約に服従すべき者並其の船舶が本條約の有効期間自令海、勘察加海、オホツク海及日本海を包含する北緯三十度以北の北太平洋の海洋に於て臘肭獸の海上獵獲を爲すを禁止すべきこと右の禁止を犯したる者及船舶は各締結

百ッ間條約・契約及協定

國の海軍將校其の他相當の權限ある官吏に於て之を拿捕抑留するを得ること但し拿捕は他の締結國の領海内に非ざる場合に限る
拿捕抑留せられたる者又は船舶は成るべく速に拿捕地最近の地點其の他互に協定することあるべき場所に於ける其の所屬國の當該官吏に引渡すべきこと右の犯罪を審判して之に刑罰を科するの權は獨り犯罪者又は船舶の所屬國官憲のみ之を有すること

右犯罪立證の爲必要な證人及證據にして苟も締結國の宰領内にあるものは成るべく速に其の犯罪審判の管轄權を有する當該官憲に之を提供すべきこと

第二條 各締結國は自國に於ける何れの港灣たるを其の領土内に於ける何れの場所たるを問はず第一項に掲ぐる保護區域内の海洋に於ける臘肭獸海上獵獲の作業に關聯する目的の爲何人にも又如何なる船舶にも之を使用せしめざること

第三條 各締結國は第一條に掲ぐる保護

區域内の北太平洋の海洋に於て獵取せられたる臘肭獸皮及獸群の蕃殖地を領有する締結國各自の權内に於て獲取せられ官にて記號を附し其の旨を證明したるものを除くの外米露若は日本の獸群に屬しカールヒヌ・アラスカヌス、カールヒヌス・ウルシヌス若はカロヒヌス・クリレンシヌスと稱する種族と看做されたる臘肭獸皮は何れの締結國の版圖内にも之を輸入又は移致せしめざること

第四條 各締結國は第一條に掲ぐる海洋の沿岸に棲息する印甸人アイヌ人アリユイト人其の他の土人が他船を以て運搬せられ又は他船と相關聯して使用せられざるカヌー艇にして専ら機權の類又は帆を用ひて推進し一隻の乗員五人を超過せざるものに依り從來慣行の方法に従ひ銃器を使用することなくして臘肭獸の海洋獵獲を行ふ場合に付本條約の規定を適用せざることを約す但右は該土人が他人に使用せられず又其の獲取したる獸皮を他人に引渡すの契約

を爲さるる場合に限り

第五條 各締約國に其の人民若は臣民又は船舶に對し本條約第一條に掲ぐる海洋の何れの部分たるを問はず其の領土の海岸線より三海里外に於て獵虎の獵殺又は追獲を許さるることを約す

第六條 各締約國は前數條の規定を有効ならしむるに必要なる法令を制定施行し其の違反に對する相當の罰則を付すべきことを約す

第七條 合衆國、日本國及露西亞國は保護に付特に利害關係を有する臘納獸群の來集する海洋に於て前數條の規定を實施するに必要なる限り各自警衛又は巡邏の設備を爲すべきことを約す

第八條 各締約國は第一條に掲ぐる禁獵區域内に於ける臘納獸の海上獵獲防止する爲適當にして且有用なる措置を執るに付相互に協力すべきことを約す

第九條 本條約に於て海上獵獲と稱するは如何なる方法を以てするを問はず海上に於て臘納獸の獵殺、捕獲又は追獲を爲すを謂ふ

第十條 合衆國はプリビロフ島又は第一條に掲ぐる海洋に在り將來臘納獸群の來集することあるべき同國所屬の他の島嶼及海岸に於て同國の權内に於て年

年獲取する臘納獸皮の總數中數量及價格の孰れよりするも之が百分の十五に相當するものを加奈陀政府の公認代表者に、同上總數量及價格の百分の十五に相當するものを日本政府の公認代表者に毎獵季の終にプリビロフ島に引渡すべきことを約す但し此の規定は合衆國が何時にても其の管轄内に在りて臘納獸群の保護保存又は蕃殖に必要なりと認むる島嶼又は海岸に於て臘納獸皮を獲取することを全然停止するの權利を並に何れの獵季を問はず獸皮の獲取數及獵獲の方法時期場所に關し獸群の保護保存又は蕃殖に必要なりと認むる制限及規定を設くるの權利に對し何等の拘束を加ふるものに非ず

第十一條 合衆國は日英兩國が本條約の規定に依り、各自取領の權利を有する臘納獸皮の各二十萬弗に相當すべき數

第十二條 露西亞國はコンマンダー島又は第一條に掲ぐる海洋に在り將來臘納獸群の來集することあるべき同國所屬の他の島嶼及海岸に於て年々獵取する臘納獸皮の總數中數量及價格の孰れよりするも之が百分の十五に相當するもの

を加奈陀政府の公認代表者に、同上數量及價格の百分の十五に相當するものを日本政府の公認代表者に毎獵季の終にコンマンダー島に於て引渡すべきことを約す但し此の規定は露西亞國が本條約期間の最初の五年間何時にても其の管轄内に在りて臘納獸群の保存保護又は蕃殖に必要なりと認むる島嶼又は海岸に於て皮を獲取する事を全然停止するの利權並本條約の有効期間何れの獵季を問はず獸皮の獲取數及獵獲の方法時期場所に關し獸群の保存保護又は蕃殖に必要なりと認むる制限及規定を設くるの權利に對し何等の約束を加ふるものに非ず尤も露西亞國は本條約期間の最後の十年間年々其臘納獸蕃殖地及集合地に於ける臘納獸總數の百

量に代へて前拂金として本條約實施の際大不列顛國に二十萬弗日本國に二十萬弗を支拂ふことを約す而して獸皮は前拂の報償として合衆國之を保留すべし右の計算は獸皮の引渡を爲すべき際に於ける未精製品の倫敦市價「プリビロフ島よりの運賃を引去る」に基き之を爲すべく若し該市價に付爭議を生じたるときは其の場合に依り或は合衆國と大不列顛國と或は合衆國と日本との間に協定する審判官之を決定すべきものとす

合衆國は其の獸群より獲取したる獸皮中本條約の規定に依り大不列顛及日本國の各自領すべき配分額が毎年一千枚を下らざるべきことを約す此の數量が其の年に於ける公定獵殺數の百分の十五を超過する場合と雖亦同じ但し合衆國が島嶼に棲息する土人の衣食用又は船用の外如何なる目的たるを問はず臘納獸の獵殺を絶對に禁止したる年に於ては此の限に在らず此の場合に於ては合衆國は其の禁獵年間獸皮の配分に代

分の五を下らざる數を群殺すべきことを約す但右は上記百分の五が其の年に上陸する三歳壯獸の百分の八十五を超過せざる場合に限り

然れども露西亞國島嶼に來集する臘納獸の總數が官の調査上一萬八千頭以内に下りたる年に於ては其の數が官の調査上再び一萬八千頭を超過するに至る迄前掲獸皮の配分を爲さず且島嶼に棲息する土人の生計に必要なものを除くの外一切の臘納獸の獵殺を停止することを

第十三條 日本國は海豹島又は第一條に掲ぐる海洋に在り將來臘納獸の來集することあるべき同國所屬の他の島嶼及海岸に於て年々獲取する臘納獸皮の總數中數量及價格の孰れよりするも之が百分の十に相當するものを合衆國政府の公認代表者に同上數量及價格の百分の十に相當するものを加奈陀政府の公認代表者又同上總數量及價格の百分の十に相當するものを露西亞國政府の公認代表者に毎獵季の終に海豹島に於て

へて大不列顛國及日本國に對し年々各一萬弗を支拂ふべきことを約す而して大不列顛國及日本國は獵殺再始後兩國各自の受領額より前項の規定に依り前拂金回收の爲合衆國が保留すべき獸皮を引去りたる後尙右兩國の受領額が各特定の最少限たる一千枚を超過したる年に於ては合衆國が該超過獸皮を更に保留して本項に規定する支拂金の回收に充當するの權利を有することに同意す但し右更に保留すべき獸皮の數量は其の前項規定の市價に基きて算出せられたる金額が右支拂金の總額に年四分の利子を加へたるものに相當するを限度とす

然れども合衆國島嶼に來集する臘納獸の總數が官の調査上一萬頭以内に下りたる年に於ては臘納獸の獵殺は其の數が官の調査上再び十萬頭を超過するに至る迄獸皮の配分又は之に相當する金額の支拂を爲すことなくして前記土人の生計に必要な少量の供給を除くの外一切之を停止することを

日ソ間條約・契約及協定

引渡すべき事を約す但し此の規定は日本國が本條約期間の最初の五年間何時にても其の管轄内に在りて臘肭獸群の保存保護又は蕃殖に必要なりと認むる島嶼又は海洋に於て臘肭獸皮を獲取する事を全然停止するに權利並本條約の有効期間何れの獵季を問はず獸皮の獲取數及獵獲の方法時期場所に關し獸群の保護蕃殖に必要なりと認むる制限及規定を設くるの權利に對し何等かの拘束を加ふるものに非ず尤も日本國は本條約期間の最後の十年間年々其の臘肭獸蕃殖地及集合地に於ける臘肭獸總數の百分の五を下らざる數を獵殺すべき事を約す但し右は上記百分の五が其の年に上陸する三歳の牡獸の百分の八十五を超過せざる場合に限る

外一切の臘肭獸の獵殺を停止することを得
第十四條 大不列顛國は第一條に掲ぐる海洋に在る同國所屬の島嶼及海岸に將來臘肭獸群の來集する事ある場合に於ては本條約期間右獸群より年々獲取する臘肭獸皮の總數中數量及價格の孰れよりするも之が百分の十に相當するものを合衆國政府の公認代表者に同上總數量及價格の百分の十に相當するものを日本國政府の公認代表者に及同上總數量及價格の百分の十に相當するものを露西亞國政府の公認代表者に毎獵季の終りに引渡すべきことを約す
第十五條 合衆國及大不列顛國は一九一一年二月七日兩國間に締結したる臘肭獸に關する條約の規定にして本條約の規定と牴觸又は重複する部分に付ては本條約の規定を以て之に代ふべきことを約す
第十六條 本條約は一九一一年十二月十五日より之を實施し同日より十五年間及其の後締約國中の或者より爾餘の締

約國に對し爲したる十二月前の書面通告を以て廢棄せらるる迄引續き效力を有す右の通告は十四年を経過したるとき、又は其の後何時にても之を爲すことを得又本條約終了前何時にても締約國中の一國より請求あるときは各締約國は直に代表者を會合せしめ本條約の期間延長及若し必要あらば之と共に追加修正を協議し成るべく之に同意すべきことを約す

ハバロフスク日ソ協定

日露漁業條約の規定による邦人漁業の内部的管理規則改訂交渉は、昭和七年七月十日ハバロフスクで露領水産組合代表阿部有眞氏とソ聯邦労働人民委員部極東支部代表クルベリ氏との間に協定成立して調印を見た。その重要條項は左の通りである。
一、昭和七年度の協定三條件の一超過労働は魚類の大群を爲して來たる場合の操業に於て之を實施することを得るも超過労働開始以前の準備作業には認可

されず之等作業に對する一日の労働時間は八時間を超過すべからず而して例外的場合に限り其の都度豫め地方労働監督官の許可を要す」を改訂して漁業條約議定書(乙)三項の精神により労働者の同意を得たる場合は休日と雖超過労働(六時間以上八時間)を適用することを得、豊漁の場合等の特別條件を抹消した
一、醫療施設については漁區の租借期限満了後一ケ年を経過しソ聯邦政府に沒收された場合當該漁區の醫療施設もソ聯邦政府が沒收すること

日ソ暫定漁業條約

昭和七年八月十三日、モスクワに於て廣田カラハン兩全權代表の間に調印を見た邦人漁區定に關する日ソ暫定漁業協約の覺書の概要
一、日露漁業條約の規定による太平洋沿岸(カムチャツカ、オホーツク、沿海洲沿岸)の海面水域に於て一九三三年に保有する罐詰工場附屬特別契約漁區

日ソ間條約・契約及協定

を除く鮭、鱈、鱒、漁區三百七十一ヶ所、蟹漁區二十一ヶ所、合計三百九十一ヶ所、中六十ヶ所を除き現行漁業條約の有効期間中競賣入札の方法によらず邦人の經營權を認むること
一、邦人經營漁區中競賣に附さるべき六十ヶ所(鮭、鱈、鱒、蟹漁區を問はず)は日本側に於て選定の上一九三二年十二月(昭和八年度競争漁區表發表前)までにソヴェト當局に届出ること
一、條約の規定に従ひソヴェト國營漁區の擴張を容認し、その限度は現有二百二十九萬ブードを五百萬ブードとす但し國營は漁區擴張に際し邦人漁區よりこれを選ばざるは勿論、今後競賣に附さるべき新漁區より優先的に獲得するを得ず、此の場合條約の規定に準據して日本政府の同意を要す。即ち國營の擴張範圍は左の如し
(イ) コーベラチーヴ漁區
(ロ) ソヴェト側個人漁區
一、新規開設漁區についてはその取扱方法を従前通り競賣入札とすること

北鐵讓渡協定及交換公文

北滿鐵道(東支鐵道)に關するソヴェト社會主義共和國聯邦の權益を滿洲國に讓渡する爲の滿洲國ソヴェト社會主義共和國聯邦間協定
公文内容
滿洲國及ソヴェト社會主義共和國聯邦は北滿鐵道(東支鐵道)問題を解決し以て極東に於ける平和の擁護に貢獻せんことを希望し北滿鐵道(東支鐵道)に關す

るソヴェート社會主義共和國聯邦の權利を滿洲國に讓渡する爲の協定を締結することに決し之が爲左の如く其の全權委員を任命せり

※滿洲國政府

日本國駐劄特命全權公使 丁士源

外交部次長 大橋忠一

北滿鐵道(東支鐵道)督辦公署參贊 烏澤聲

※ソヴェート社會主義共和國聯邦政府

ソヴェート社會主義共和國聯邦中央

執行委員會委員及日本國駐劄ソヴェ

ート社會主義共和國聯邦

全權代表

コンスタンチン・コンスタン

チノヴィツチ、ユーレンフ

外務人民委員部局長

ベネヂクト・イグナチエヴ

イツチ、カズロフスキ

北滿鐵道(東支鐵道)副理事長

ステパン・マトヴェイエヴ

イツチ、クズネツォフ

右各全權委員は互に其の全權委任状を示し之が良好妥當なるを認めたる後左の諸

洲國政府は左の者の何れか又は全部を解雇することを

(甲) 鐵道管區、停車場及機關庫の各主任

(乙) 右鐵道の左記各附帶事業の主任

イ、林區及伐出作業

ロ、炭 坑

ハ、發電所

ニ、印刷所

ホ、商務處附帶事業

ヘ、在哈爾濱苗圃及溫室

ト、總工廠

チ、洗毛工場及水壓梱包工場

リ、哈爾濱水道

ヌ、清涼飲料製造工場

ル、製材所

ヲ、大豆混合保管業

ワ、屑物淨化工場

カ、グラウンド・ホテル

コ、休養所及療養所

ク、病院及診療所

ケ、圖書館

コ、經濟調査局

四 本條一に掲げらるゝ者は本協定實施後一月間滿洲國に留り且其の鐵道宿舍

日ソ間條約・契約及協定

條を協定せり

第一條 ソヴェート社會主義共和國聯邦

政府は同政府が北滿鐵道(東支鐵道)に關して有する一切の權利を滿洲國政府

に讓渡すべく滿洲國政府は右に對する

代償として日本國通貨一億四千萬(一

四〇、〇〇〇、〇〇〇)圓の額をソヴェ

ート社會主義共和國聯邦政府に支拂ふ

べし

第二條 北滿鐵道(東支鐵道)に關するソ

ヴェート社會主義共和國聯邦政府の一

切の權利は本協定實施と同時に滿洲國

政府に移轉すべく且之と同時に北滿鐵

道(東支鐵道)は滿洲國政府の完全なる

占有及單獨の管理の下に置かるべきも

のとす

第三條 一、本協定實施と同時にソヴェ

ート社會主義共和國聯邦人民たる北滿

鐵道(東支鐵道)管理機關の高級職員は

其の職を解かるべし右鐵道管理機關の

右高級職員は其の管掌せる記録、帳簿

文書及書類の種類を如何を問はず總て

右鐵道の新管理機關に於ける夫々の後

を保持するの權利を有すべし

本條二に掲げらるゝ者は本協定實施後

二月間滿洲國に留り且其の鐵道宿舍を

保持するの權利を有すべし

本條三に依り解雇せられたる者は解雇

の日より一月間正規の俸給を受くるの

權利を有すべし右の者は解雇の日より

二月間滿洲國に留り且其の鐵道宿舍を

保持するの權利を有すべし

第四條 滿洲國政府は一九三四年三月二

十二日ソヴェート社會主義共和國聯邦

政府の代表者が日本國外務大臣を通じ

て滿洲國政府の代表部に提出したる北

滿鐵道(東支鐵道)の一九三三年十二

月三十一日現在の資産及負債表に基き

右鐵道の資産及負債を繼承すべし尤も

右表は之に掲げられたる資産負債が同

表の日附より最後の表の日附に至る迄

に受けたる變化を示す爲且一九三四年

一月一日及其の後發生したる新なる資

産及負債を示す爲一九三五年三月十七

日及三月二十一日作成せられたる表に

依り補足せられたるものとす

任者に引渡すべし

本條に使用せらるゝ「北滿鐵道(東支

鐵道)管理機關の高級職員」なる語は

左の者を表示するものとす

(甲) 各理事及監事

(乙) 管理局長及副管理局長

(丙) 稽核局副局長

(丁) 理事會、監事會、稽核局及管理

各局長及副局長、各特務委員及特務工

程師、各科及各分科の高等委員、顧問、科

長及分科長

二、右鐵道の平常の機能を確保する目的

を以てソヴェート社會主義共和國聯邦

政府はソヴェート社會主義共和國聯邦

人民たる右鐵道管理機關の高級職員中

より左の者を本協定實施の日より一ヶ

月間顧問として新管理機關の用に供す

ることに同意す

(甲) 管理局長

(乙) 管理局總務處長

(丙) 管理局機務處長

(丁) 管理局財務處長

(戊) 管理局商務處長

三、本協定實施後に於ては何時にても滿

一九二四年五月三十一日北京に於て署

名せられたるソヴェート社會主義共和

國聯邦及支那共和國間諸問題の解決の

爲の大綱に關する協定第九條(四)の

規定及一九二四年九月二十日奉天に於

て署名せられたるソヴェート社會主義

共和國聯邦政府及支那共和國東三省自

治政府間の協定第一條(三)の規定は

引續き有效なるものとす

第五條 ソヴェート社會主義共和國聯邦

政府は在哈爾濱同聯邦總領事館用とし

て左の財産を永久無償の貸付に依り維

持するの權利を有すべし

イ、現在右總領事館に依り占有せられ居る

土地及建物

所在地 秦家崗耀景街

面積 一四、八七三・六八平方メートル

建物 事務所第四十九號 二、一七

四・九〇平方メートル

官舎第四十七號 六八五・三七平方

メートル

官舎第四十八號 一、四四七・六一

平方メートル

自動車車庫及附屬家屋第五十一號

二四五・八八平方メートル
守衛詰所第五十二號 三八・九〇平方メートル

ロ、現在右領事館の職員に依り占有せられ居る土地及建物
所在地 秦家崗海城街
面積 二、五三〇平方メートル
建物第九百三十四號 二五八・五一平方メートル

方メートル

左の財産は本協定實施の日に於て在哈爾濱ソヴェト社會主義共和國聯邦總領事に對し無償且無期限にて貸付らるべく左に定むる目的のみ使用せらるる爲直に在哈爾濱ソヴェト社會主義共和國聯邦居留民團の占有及管理の下に置かるべし

イ、右居留民團の初等及中等教育の爲に使用せらるべき哈爾濱道裡商務街第三十五號に在る北滿鐵道(東支鐵道)第四學校並に同所所在の建物及財産

ロ、第九十四百九號の番號にて知られ居る土地(哈爾濱道裡高士街と警察街との角)及右土地に在る一切の建物にして將來病院として使用せらるべきもの

の國庫證書を以て滿洲國政府よりソヴェト社會主義共和國聯邦政府に支拂はるべし右國庫證書は後記の額にて後記の日を支拂期日として發行せらるべし即ち一九三五年十二月二十三日を支拂期日とする六百三十七萬六千五百(六、三七六、五〇〇)圓、一九三六年九月二十三日を支拂期日とする六百二十四萬四千八百七十五(六、二四四、八七五)圓、一九三七年六月二十三日を支拂期日とする六百一十一萬三千二百五十五(六、一一三、二五〇)圓、一九三八年三月二十三日を支拂期日とする五百九十八萬千六百二十五(五、九八一、六二五)圓、前記の滿洲國政府の國庫證書はソヴェト社會主義共和國聯邦政府の爲に發行せられ且本協定の署名と同時に滿洲國政府の代表者よりソヴェト社會主義共和國聯邦政府の代表者に交付せらるべく株式會社日本興業銀行に於て支拂はるべし

本條に規定せらるる第二回及其の後の各割賦金の支拂期日の前日のロンドン

ロンドン條約・契約及協定

本協定實施の日より一月以内に在哈爾濱北滿鐵道(東支鐵道)圖書館の藏書中より滿洲國の地方官憲と在哈爾濱ソヴェト社會主義共和國聯邦總領事との合意に依り前記第四學校用として圖書を選定すべし斯く選定せられたる圖書は右學校に讓渡せらるべきものとす

第六條 北滿鐵道(東支鐵道)に依り占有せらるる財産にしてソヴェト社會主義共和國聯邦政府に依り同政府に屬し且右鐵道に屬せずと主張せらるるもの及ソヴェト社會主義共和國聯邦の領域内に在る財産にして滿洲國に依り北滿鐵道(東支鐵道)に屬すと主張せらるるものは夫々の政府に依り互に他方の政府の爲に拋棄せられたるものと看做され將來何れの政府も右財産に關す他方の政府に對して何等の要求を提起せざるべし

右規定は現在滿洲里に在るトランスバikal鐵道の財産(建物及其の敷地並に他の鐵道財産)及現在綏芬河に在る

に於ける圓及瑞西フランの各爲替相場に基き算出せらるる瑞西フランにて示さるる圓の爲替相場が本協定實施の日のロンドンに於ける圓及瑞西フランの各爲替相場に基き算出せらるる瑞西フランにて示さるる圓の爲替相場に比較して八分以上低きか又は高きときは前記割賦金の額は瑞西フランにて示さるる割賦金の價値を本協定實施の日に於けるものと同一ならしむるが如く場合に應じて増加又は減少せらるべし

瑞西フランの現在の金平價(一瑞西フランは純金一グラムの三十一分の九に相當す)が變更せられ又は瑞西フランの金兌換が停止せらるるときは前項に規定せらるる方法に代り左の方法が採用せらるべし

本條に規定せらるる第二回及其の後の各割賦金の支持期日の前日のロンドンに於ける金の價格及圓の爲替相場に基き算出して當該割賦金の額に等しき價値を有する純金の重量が本協定實施の日のロンドンに於ける金の價格及圓の

ウスリー鐵道の財産にして現に夫々右兩鐵道に依り占有せられ且右鐵道の管理下に於て其の財産として殘るべきものには適用せられざるべし

第七條 本協定第一條に掲げらるる日本國通貨一億四千萬(一四〇、〇〇〇、〇〇〇)圓の額の中四千六百七十萬(四六、七〇〇、〇〇〇)圓の額は本協定第八條の規定に従ひ現金にて支拂はるべく殘額九千三百三十萬(九三、三〇〇、〇〇〇)圓の決議は本協定第九條の規定に従ひソヴェト社會主義共和國聯邦政府に引渡さるる物品に對する滿洲國政府の支拂を以て行はるべし

現金支拂
第八條 本協定第七條の規定に従ひ現金にて支拂はるべき四千六百七十萬(四六、七〇〇、〇〇〇)圓の額の中二千三百三十萬(二三、三〇〇、〇〇〇)圓の額は本協定の署名と同時に支拂はるべし

殘額二千三百四十萬(二三、四〇〇、〇〇〇)圓及年三分の單利は滿洲國政府

爲替相場に基き算出して右割賦金に等して價値を有する純金の重量に比較して八分以上少きか又は多きときは右割賦金の額は純金にて示さるる割賦金の價値を本協定實施の日に於けるものと同一ならしむるが如く場合に應じて増加又は減少せらるべし

第九條 本協定第七條に規定せらるるソヴェト社會主義共和國聯邦政府に引渡さるる物品に對する滿洲國政府の支拂を以て行はるべき九千三百三十萬(九三、三〇〇、〇〇〇)圓の額は左の方法に依り行はるべし

物資購入契約期日
一 在日本國ソヴェト社會主義共和國聯邦通商代表部は本協定實施の日より六月の期間内に第七條に掲げらるる九千三百三十萬(九三、三〇〇、〇〇〇)圓の額に達する迄滿洲國又は日本國に於て生産又は製造せられたる物品の購入に關する契約を右兩國の何れかの臣民又は法人と締結すべし斯く購入せられたる物品は當該契約の條件に従ひ本協定

實施の日より三年の期間内に前記臣民又は法人に依り日本國に在る通商代表部に引渡さるべし右三年を構成する六箇の各六月均分期間に於て斯く引渡さるゝ物品は價格に於て三千百十萬(三一、一〇〇、〇〇〇)圓を超えざるものと且右三年を構成する三箇の各一年均分期間に於て引渡さるゝ物品の總量は價格に於て三千百十萬(三一、一〇〇、〇〇〇)圓を超えざるべし

二 物品に對する支拂條件は右三年に於ける各六月均分期間に滿洲國政府が前項に掲げらるゝ物品の引渡に付千五百五十五萬(一五、五五〇、〇〇〇)圓を超えざる支拂を爲すべく又右の額の中何等かの理由に依り六月均分期間の終に於て支拂はれざりし金額を存したる場合には右金額は次の六月間に於て支拂はるべく以下之に準じ斯くして九千三百三十萬(九三、三〇〇、〇〇〇)圓の金額が右三年の終迄に支拂はるゝが如く定めらるべし

期間内に契約未締結の件

三 前記契約が本協定實施後六月の期間内に締結せられざるときは通商代表部は右六月の期間の満了後右契約を爲すの權利を有すべく尙本條の前記規定に從ひ締結せられたる契約の通商代表部以外の當事者の何れかゞ契約を履行せず又は正當に契約を履行せず之が爲該契約が廢棄せらるゝときは通商代表部は各場合に於て滿洲國又は日本國の他の臣民又は法人と新なる契約を締結する權利を有すべく此の場合に於ては右契約は前記の三年の期間後に行はるべき物品に對する支拂及其の引渡に關し規定し得るものとす

四 本條に掲げらるゝ契約は通商代表部の選擇に依り運賃保險料拂込價格又は甲板積込價格にて締結せらるべく且物品に對する滿洲國政府の支拂に關し規定すべし

五 通商代表部が物品購入に關する契約を滿洲國又は日本國の臣民又は法人と締結したるときは通商代表部は在日本國

法人」なる語は夫々滿洲國又は日本國の法令に從ひ設立せられたる又は設立せらるべき法人を表示するものとす

ソ聯邦從業員の解雇

第十條 一 本協定第三條の規定に包含せらるる者を除くの外滿洲國政府が本協定實施後滿洲國政府側の都合に依り解雇せんとするソヴェート社會主義共和國聯邦人民たる北滿鐵道(東支鐵道)の各從業員は三月の豫告を與へらるべし

二 解雇せらるべきソヴェート社會主義共和國聯邦人民たる北滿鐵道(東支鐵道)從業員は解雇後二月間家事整理の爲滿洲國に留るの權利を有すべし

三 ソヴェート社會主義共和國聯邦人民たる北滿鐵道(東支鐵道)從業員は滿洲國の法令に從ひ其の有する動産及不動産上の權利を引續き完全に享有すべし

四 ソヴェート社會主義共和國聯邦人

國滿洲國公使館附財務官に契約當事者名、物品の種類、原産地及數量、支拂總額、物品の引渡及物品に對する支拂の日及場所並に前拂に關する規定を含む支拂及引渡の他の一切の條件を記載したる契約要綱書を交付すべし右要綱書は契約の兩當事者に依り確認せらるべし尙物品の賣主は事情の許す限り物品に關し滿洲國又は日本國に在る商會議所又は右兩國の何れか一方の政府が原産地證明書を發給するの權限を付與したる他の機關に依り發給せられたる原産地證明書を財務官に提出すべし

財務官の任務

財務官は契約の要綱書を受領したるときは其の内容が本條に牴觸せざる限り右受領後遅くとも七日以内に通商代表部及當該物品賣主に對し滿洲國政府が契約の右要綱書に從ひ右物品に對する支拂を爲すべきことを通知すべし

賣主は其の勘定の決済を得る爲通商代表部に對し右代表部をして當該物品の

民たる北滿鐵道(東支鐵道)從業員は其の財産を滿洲國の法令に從ひ處分するの完全なる權利及其の財産を原形の儘又は何れかの外國通貨にて其の相當額を滿洲國外に搬出するの完全なる權利を享有すべし

五 解雇せられ又は任意に退職したるソヴェート社會主義共和國聯邦人民たる北滿鐵道(東支鐵道)從業員にして退職後二月以内に同聯邦の領域へ引揚ぐるものは其の選擇に依り滿洲里停車場又は綏芬河停車場迄本人、家族並に其の自用品及家財に付北滿鐵道(東支鐵道)に依る無賃輸送の特權を許與せらるべし

退職手當支拂金

第十一條 一 本協定實施後解雇せられ又は任意に退職するソヴェート社會主義共和國聯邦人民たる北滿鐵道(東支鐵道)從業員に對する各種の退職手當及支拂金(解雇手當其他鐵道勤務に付て從業員に支拂はるべき金額、共濟貯

處分を爲すことを得しむる書類(船荷證券、送狀)等を引渡すべし

財務官は通商代表部より契約の要綱に掲げられたる物品の引渡が完了せる旨の通知を受領したるときは株式會社日本興業銀行を支拂人とし賣主を受取人とし且物品の代金を額面とする記名式小切手を發行し支拂期日に且前記物品の原産地證明書の提出が契約の要綱書提出の時に於てはれざりしときは右證明書と引換にて之を賣主に交付すべし物品の賣主は小切手に對し受領證を交付すべし物品の賣主に對する前拂を爲すべき旨の通商代表部の通知ある場合契約の要綱書に從ひ財務官に依り同様の方法にて行はるべし

日滿兩國製の物品

六 本條に於て「滿洲國又は日本國に於て製造せられたる物品」なる語は他國より輸入せられたる原料及右兩國の何れかに於て生産せられたる原料を以て右兩國の何れかに於て製造せられたる物品を表示し又「滿洲國又は日本國の

日ソ間條約・契約及協定

蓄規程に依る共済貯蓄會の従業員貯金及之に對する鐵道側の附加金(利子を含む)、年金及一時金並に「一九一二年被傷者補償規程」に依る傷害に對する年金及補償)は右退職手当及支拂金が本協定實施前の期間に關するものなる限り本協定實施の日迄施行せられたる北滿鐵道(東支鐵道)の規則にして本條の規定に依り變更せられたるものに從ひ個々に計算せられ且支拂はるべし

備考 一九三〇年十一月十一日迄の期間の退職手当は一九三〇年十一月十一日迄存在せる率に依りて支給せらるべし

二 本協定實施後解雇せられ又は任意に退職するソヴェート社會主義共和國聯邦人民たる従業員は各種の退職手当及支拂金の計算に關する限り廢職の結果解雇せられたる者と看做さるべし

三 解雇手当其の他の鐵道勤務關係の支拂金及右勤務中受けたる傷害に對する補償金並に貯金及其の所定の利

子は解雇又は退職の日より二週間以内に支拂はるべし但し解雇せらるる者に付ては貯金の半額は解雇豫告の日より二月以内に支拂はるべし

鐵道勤務十年未満の者に對する一時金並に貯金に對する附加金及其の所定の利子は解雇又は退職の日より二年以内に四箇の均一割賦金を以て支拂はるべし解雇又は退職の日の後第一回の割賦金は二週間以内に又第二回の割賦金は一年の終に於て支拂はるべく第三回及第四回の割賦金は第二回の終に於て支拂はるべし右割賦金中後の三回の割賦金に付ては滿洲國政府は各人名義にて作成せられ所定の日を支拂期日とする當該額の證書を發行すべし右證書は前記第一回割賦金の支拂と同時に各受取人に交付せらるべく同證書は爾後他の何人にも讓渡せられざるべきものとす

鐵道勤務十年以上の者は勞働能力の検査を受くることなくして年金受領るゝとを問はず引續き従前の通年金を受くべし此の場合北滿鐵道(東支鐵道)のルールに對する爲替相場に關し又該當の受取人がソヴェート社會主義共和國聯邦の領域に歸還せんとし又は歸還したる場合には外國への送金に關し本條五が適用せらるべし

八 ソヴェート社會主義共和國聯邦人民たる従業員に對し北滿鐵道(東支鐵道)管理局又は共済貯蓄會より支拂はるべき金額にして本協定實施の日迄に正當の受取人、其の代理人又は相續人より支拂の要求なきものは本協定實施の日迄施行せられたる北滿鐵道(東支鐵道)の規則に依り處理せらるべし

九 本協定實施後解雇せられ又は退職したる従業員は其の解雇又は退職の日より一月間従前と同様の條件の下に其の鐵道宿舍に關し完全なる權利を保持すべし

第十二條 北滿鐵道(東支鐵道)なる語は

の資格あるものと看做さるべし右年金は年金として毎年支拂ふ代りに一時金にて支拂ふべく即ち年金として毎年支拂ふ額の八倍半の額を前項の規定に從ひ二年間に四箇の均一割賦金を以て受取人に支拂ふべきものとす

備考

一 鐵道勤務十年未満の従業員の勞働能力の検査は本協定實施の日迄施行せられたる北滿鐵道(東支鐵道)の規則に從ひ行はるべし

二 傷害に對する年金は之を毎年支拂ふ代りに一時金を以て支拂ふべく即ち鐵道勤務十年以上の者に對すると同様の方法を以て毎年支拂ふ額の八倍半の額を受取人に支拂ふべきものとす

四 北滿鐵道(東支鐵道)従業員にして鐵道に對し債務を有するものは其の受くべき各種の退職手当其の他の支拂金より其の債務額を控除せらるべし

五 各種の退職手当及支拂金は本協定

之に屬する一切の權利事業及財産を包含するものとす

第十三條 滿洲國政府及ソヴェート社會主義共和國聯邦政府は兩國間の交通及運輸を増進し且容易ならしむる目的を以て本協定實施後三月以内に旅客、手荷物、及貨物の通過輸送ソヴェート社會主義共和國聯邦の鐵道停車場と北滿鐵道(東支鐵道)停車場との間に於ける旅客手荷物及貨物に就ての直通輸送並に技術的條件の許す限りウスリー鐵道と北滿鐵道(東支鐵道)との間に於ける貨物の積換なき綏芬河停車場經由の直通輸送に關する問題の解決に付規定する別約を締結すべし

右三月の期間内に兩國政府は更に從來北滿鐵道(東支鐵道)の運用せる電信路とソヴェート社會主義共和國聯邦の電信路との間に於ける電信連絡に付規定する別約を締結すべし

第十四條 本協定は署名の日より實施せらるべし

實施の日に存し且北滿鐵道(東支鐵道)に依り其の従業員との決済に用ひらるゝ右鐵道のルールに對する爲替相場に依り滿洲國の通貨を以て支拂はるべし右退職手当及支拂金の受取人は其の受取りたる金錢を外國の通貨に換へて他國に送付することを許容せらるべし

六 各種の退職手当及支拂金並に滿洲國政府の證書は直接に正當の受取人に支拂はれ又は交付せらるべし尤もソヴェート社會主義共和國聯邦の領域に歸還せる者は在哈爾濱ソヴェート社會主義共和國聯邦總領事又は其の他の者に之が受領を委任することを得右の委任を爲したる者は同時に其の旨を北滿鐵道(東支鐵道)に通知すべし

七 本協定實施前に退職し現に年金を受け居る者は本協定實施の日迄施行せられたる北滿鐵道(東支鐵道)の規則に從ひ右規則が其の後引續き施行せらるゝと變更せらるゝと廢止せら

調印せり
康徳二年三月二十三日即ち一九三五年三月二十三日東京市に於て英吉利語を以て本書二通を作成す

丁 士 源
大 橋 忠 一
鳥 澤 聲
シー・シー・ユー・レネフ
ビー・アイ・カズロフスキー
エム・エム・クズネツォフ

議定書

〔常設調停委員会に關するもの〕

北滿鐵道（東支鐵道）に關するソヴェエト社會主義共和國聯邦の權利を滿洲國に讓渡する爲の滿洲國ソヴェエト社會主義共和國聯邦間協定が一九三五年三月二十三日東京に於て署名せられたるに因り前記協定が前記讓渡の代償として滿洲國政府よりソヴェエト社會主義共和國聯邦政府に對して支拂はるべき額の或部分に關する決濟は後者に引渡されたる物品に

付前者が支拂を爲すことに依り之を行ふべきことを規定するに因り

前記協定が又右に關して日本國に在るソヴェエト社會主義共和國聯邦通商代表部は日本國又は滿洲國に於て生産又は製造せられたる物品を右兩國の何れかの臣民又は法人より購入すべきことを規定するに因り

前記通商代表部と日本國又は滿洲國の臣民又は法人との間の取引が公正且正常に行はるゝこと肝要なるに因り又日本國政府が善意の精神を以て前記協定の履行に助力せんとするに因り茲に日本國、滿洲國及ソヴェエト社會主義共和國聯邦の政府は左の諸條を協定せり

第一條 ソヴェエト社會主義共和國聯邦通商代表部が滿洲鐵道（東支鐵道）に關するソヴェエト社會主義共和國聯邦の權利を滿洲國に讓渡する爲の滿洲國ソヴェエト社會主義共和國聯邦間協定第九條に従ひ日本國又は滿洲國に於て生産又は製造せられたる物品を右兩國の何れかの臣民又は法人より購入する場

合には日本國及滿洲國の政府は前記協定實施の日より六月以内に購入契約が締結せらるゝことを確保する様商議が公正且平常に行はるゝ爲及購入契約が正確に履行せらるゝ爲通商代表部に對し能ふ限りの便宜及援助を供與すべし

本議定書に於て「日本國又は滿洲國に於て製造せられたる物品」及「日本國又は滿洲國の法人」なる語は夫々前記協定第九條に依り定められたる意味に使用せらるゝものとす

第二條 日本國政府及滿洲國政府は前記臣民又は法人が通商代表部との契約に關する商議に於て不當に高き價格を要求し以て契約の締結を不可能ならしめざる爲關係官憲を通じ必要なる措置を執るの用意あることを宣言す

ソヴェエト社會主義共和國聯邦政府は通商代表部が日本國又は滿洲國の臣民又は法人との契約に關する商議に於て不當に低き價格を要求し以て契約の締結を不可能ならしめざる爲通商代表部

に對し必要なる措置を執るの用意あることを宣言す

常設調停委員会

第三條 購入契約の締結に關する商議に於て通商代表部及日本國又は滿洲國の臣民又は法人が物品の價格並物品に對する支拂及其の引渡に關する他の條件に付意見の一致を見るに至らざる場合には商議の當事者は共同又は單獨にて常設調停委員会に對し意見の不一致に關し調停を申請することを得右委員會は本議定書實施後十日以内に設置せらるべく右委員會は日本國政府に依り任命せらるゝ一名の委員、滿洲國政府に依り任命せらるゝ一名の委員及ソヴェエト社會主義共和國聯邦政府に依り任命せらるゝ二名の委員を以て構成せらるべし

物品價格決定の基準

調停委員會は右申請を受理したるときは其の公正と認むる意見を定め商議の當事者の何れか一方又は雙方に對し右意見に従ひ契約を締結することを勸奨

日ソ間條約・契約及協定

すべし物品の價格に關する申請の場合に在りては委員會は右意見の決定に當り基準として日本國又は滿洲國の適當なる取引所に於ける該物品の價格を採用し右價格なき場合には輸出價格を採用し日本國又は滿洲國の適當なる主要市場に於ける一般卸賣價格を採用すべく右に掲げられたる取引所に於ける價格、輸出價格又は卸賣價格を基礎として價格を定むること能はざる物品に關しては委員會は當該物品に關し入手し得られる情報の全部を基礎として公正なる價格を定むべし

委員會の審理完了期間

調停委員會に依る一切の事件の審理は委員會が申請を受理したる日より六週間以内に完了せらるべし

第四條 通商代表部及日本國又は滿洲國の臣民又は法人は其の間に締結せる購入契約に依り規定せらるゝ業務の履行に關し意見の不一致を來したる場合には當事者は共同又は單獨にて第三條第

一項に掲げらるゝ調停委員會に對し意見の不一致に關し調停を申請することを得但し當該契約中に各當事者が右申請を爲すことを得る旨の規定ある場合に限る

調停委員會は右申請を受理したるときは當該契約の規定及意見の不一致に關係ある一定の事項を審査し其の公正と認むる意見を定め當事者の何れか一方又は雙方に對し右意見に従ひ意見の不一致を解決することを勸奨すべし本條の場合に於ける調停委員會の事件審理期間は第三條の場合に同じ

第五條 調停委員會が所定の審理期間内に決定に到達し得ざる場合は到達せる決定が二週間以内に困難を除去し得ざるときは事件は意見不一致の當事者の何れか一方又は雙方の申請に依り公正且妥當なる解決の爲關係締約政府間の商議に移さるべし但し右は當事者間に豫め其の旨の合意ある場合に限る

第六條 兩關係當事者が希望するときは契約其の他に於て本議定書第三條、第

四條及第五條の規定に従ひ調停委員會に依り又は關係締約政府間の商議に依り到達せる決定は兩當事者を拘束すべき旨を定むる取極を設定することを得るものとす此の場合に於ては右決定は右取極に依り豫見せらるゝ態様に於て效力を生ずべし

第七條 本議定書は署名の日より實施せらるべし

右證據としては下名は各本國政府より正當の委任を受け本議定書に署名調印せり昭和十年三月二十三日即ち一九三五年三月二十三日東京市に於て英吉利語を以て本書三通を作成す

- 廣 田 弘 毅
- 大 橋 忠 一
- 鳥 澤 聲
- シ・シー・ユー・レ・ネフ
- ビ・アイ・カズ・ロフ・スキー
- エ・エ・ス・クズ・ネツ・オフ

最終議定書

北滿鐵道(東支鐵道)に關するソヴェエト

締結せらるゝに至る迄は右連絡の現状が維持せらるべし

本最終議定書は前記協定の一部を成し右協定と同時に實施せらるべし

康德二年三月二十三日即ち一九三五年三月二十三日東京市に於て英吉利語を以て本書三通を作成す

- 丁 士 源
- 大 橋 忠 一
- 鳥 澤 聲
- シ・シー・ユー・レ・ネフ
- ビ・アイ・カズ・ロフ・スキー
- エ・エ・ス・クズ・ネツ・オフ

日本及びソ聯邦間交換公文

(支拂保障に關するもの)

(往翰)

以書翰啓上致候陳者本日ソヴェエト社會主義共和國聯邦及滿洲國の全權委員に依り署名せられたる北滿鐵道(東支鐵道)に關するソヴェエト社會主義共和國聯邦の權利を滿洲國に讓渡する爲の協定の規定に従ひ滿洲國政府がソヴェエト社會主義共和國聯邦政府に對して負ふ一切の支拂

日ソ間條約・契約及協定

社會主義共和國聯邦の權利を滿洲國に讓渡する爲の滿洲國ソヴェエト社會主義共和國聯邦間協定に本日署名するに當り滿洲國及ソヴェエト社會主義共和國聯邦の全權委員は左の諸規定を協定せり

應第四科の管理の下に在る學校にしてソヴェエト社會主義共和國聯邦人民たる北滿鐵道(東支鐵道)の從業員の子弟の教育の爲に使用せらるゝものに對し協定實施の日迄に於けると同様の方法に依り協定實施後三月間補助金を支給すべきことに同意す

第一條 協定第三條一に規定せらるゝ記録帳簿、文書及書類の引渡は事務引繼たる性質を帯びざるものとす

第四條 ソヴェエト社會主義共和國聯邦人民たる父兄より購出せられたる資金を以て購入せられたる學校の物品及北滿鐵道(東支鐵道)の前副理事長に依り取得せられたる舞臺裝備品は北滿鐵道(東支鐵道)に屬せざる財産として在哈爾濱ソヴェエト社會主義共和國聯邦總領事に引渡さるべきものとす

第二條 在哈爾濱ソヴェエト社會主義共和國聯邦居留民團の占有及管理の下に置かるべき財産に關する協定第五條の規定は右財産之が占有及管理に關し毫も滿洲國の法令の適用を妨ぐるものに非ず

第五條 滿洲國政府は北滿鐵道東支鐵道從業員の共同組合が其の定款に律ひ清算を行ふことに異議を有せず且右清算に當る爲必要なソヴェエト社會主義共和國聯邦人民たる組合員に清算の完了迄滿洲國に留ることを許可す

第三條 滿洲國政府は濱江省公署及教育義務の滿洲國政府に依る履行に關し本日日本國政府がソヴェエト社會主義共和國聯邦政府に與へたる保障の結果として本大臣は閣下に左の如く通報するの光榮を有し候

第六條 所定の期間内に協定第十三條に規定せらるゝ電信連絡に關する別約が

滿洲國政府に依る支拂の實行に關聯し何等かの困難生ずるが如き場合には日本國政府はソヴェエト社會主義共和國聯邦政府が滿洲國政府の之に對して負へる一切の支拂を全部且前記協定に依り定められたる各期間内に受け以てソヴェエト社會主義共和國聯邦政府が右困難に關聯して絶對に何等の損失を蒙らざる爲當該事情の下に於て必要な一切の努力を爲すべし

(來翰)

本大臣は茲に閣下に向て重て敬意を表し候 敬具

以書翰啓上致候陳者本使は閣下が本使に左の如く御通報相成たる本日附貴翰を受領するの光榮を有し候

昭和十年(一九三五年)三月二十三日東京に於て

本日ソヴェエト社會主義共和國聯邦及滿洲國の全權委員に依り署名せられたる北滿鐵道(東支鐵道)に關するソヴェエト社會主義共和國聯邦の權利を滿洲國に讓渡する爲の協定の規定に従ひ滿洲國政府が、ソヴェエト社會主義共和國聯邦政府に對して負ふ一切の支拂義務の滿洲國政府に依る履行に關し本日日本國政府がソヴェエト社會主義共和國聯邦政府に與へたる保障の結果として本大臣は閣下に左の如く通報するの光榮を有し候

日本國駐劄ソヴェエト社會主義共和國聯邦特命全權大使
コンスタンチン・ユー・レ・ネフ閣下

滿洲國政府に依る支拂の實行に關聯し何等かの困難生ずるが如き場合には日本國政府はソヴェエト社會主義共和國聯邦政府が滿洲國政府の之に對して負へる一切の支拂を全部且前記協定に依り定められたる各期間内に受け以てソヴェエト社會主義共和國

聯邦政府が右困難に關聯して絶對に何等の損失を蒙らざる爲當該事情の下に於て必要なる一切の努力を爲すべし

本使は回答として前記閣下の御通報を了承する旨茲に陳述致候

本使は茲に閣下に向て重て敬意を表し候

一九三五年三月二十三日東京に於て

敬具

日本國外務大臣廣田弘毅閣下

シ・シー・ユイレネフ

日本及び聯邦間交換公文

(支拂保障に關するもの)

(往翰)

以書翰啓上致候陳者本日ソヴェト社會主義共和國聯邦及滿洲國の全權委員に依り署名せられたる北滿鐵道(東支鐵道)に關するソヴェト社會主義共和國聯邦の權利を滿洲國に讓渡する爲の協定の締結に關する商議中ソヴェト社會主義共和國聯邦政府の爲に閣下が表示せられたる希望に應じ本大臣は閣下に左の如く通報するの光榮を有し候

日本國及滿洲國間に存する緊密且特殊の關係に鑑み日本政府は前記協定第七條に従ひて前記讓渡の結果として滿洲國政府がソヴェト社會主義共和國聯邦政府に對して負ふ金錢及物品を以てする一切の支拂義務が右協定に規定せられたる各期間内に滿洲國政府に依り正確に履行せらるゝことを保障することを約す

本大臣は茲に閣下に向て重て敬意を表し候

敬具

昭和十年(一九三五年)三月二十三日東京に於て

日本國駐劄ソヴェト社會主義共和國聯邦特命全權大使

コンスタンチン・ユイレネフ閣下

(來翰)

以書翰啓上致候陳者本使は閣下が本使に左の如く御通報相成たる本日附貴翰を受領するの光榮を有し候

本日ソヴェト社會主義共和國聯邦及滿洲國の全權委員に依り署名せられたる

廣田弘毅

日本國駐劄滿洲國

特命全權公使丁士源閣下

(右來翰本文譯文)

以書翰啓上致候陳者閣下は本日閣下と日本國駐劄ソヴェト社會主義共和國聯邦特命全權大使との間に交換せられたる公文の寫(右公文は別添寫の通)を添付せる本日附貴翰を以て左の通御申越相成敬承致候

日滿兩國間交換公文

(往翰)

以書翰啓上致候陳者本日滿洲國及ソヴェト社會主義共和國聯邦の全權委員に依り署名せられたる北滿鐵道に關するソヴェト社會主義共和國聯邦の權利を滿洲國に讓渡する爲の協定に關し曩に滿洲國政府は日本國政府に對し、右協定の締結に依り滿洲國政府がソヴェト社會主義共和國聯邦政府に對し負ふべき一切の支拂義務の履行に付ソヴェト社會主義共和國聯邦政府より日本國政府に對し保障方要求ありたる場合には日本國及滿洲國間に存する緊密且特殊の關係に鑑み日本國政府に於て右要求を應諾せられ度旨御申出ありたる處右保障に關し本大臣は日本國駐劄ソヴェト社會主義共和國聯邦特命全權大使との間に本日別紙寫の通公文を交換致候に付右に御承相成度候

本大臣は茲に閣下に向て重て敬意を表し候

敬具

昭和十年三月二十三日

日ソ間條約・契約及協定

る北滿鐵道(東支鐵道)に關するソヴェト社會主義共和國聯邦の權利を滿洲國に讓渡する爲の協定の締結に關する商議中ソヴェト社會主義共和國聯邦政府の爲に閣下が表示せられたる希望に應じ本大臣は閣下に左の如く通報するの光榮を有し候

日本國及滿洲國間に存する緊密且特殊の關係に鑑み日本政府は前記協定第七條に従ひ前記讓渡の結果として滿洲國政府がソヴェト社會主義共和國聯邦政府に對して負ふ金錢及物品を以てする一切の支拂義務が右協定に規定せられたる各期間内に滿洲國政府に依り正確に履行せらるゝことを保障することを約す

本使は回答として前記閣下の御通報を了承する旨茲に陳述致候

本使は茲に閣下に向て重て敬意を表し候

敬具

一九三五年三月二十三日東京に於て

日本國外務大臣廣田弘毅閣下

シ・シー・ユイレネフ

日本國駐劄滿洲國

特命全權公使丁士源閣下

(右來翰本文譯文)

旨御申出ありたる處右保障に關し本大臣は日本國駐劄ソヴェト社會主義共和國聯邦特命全權大使との間に本日別紙寫の通公文を交換致候に付右に御承相成度候

本使は本國の訓令に依り滿洲國政府は及日滿洲國及ソヴェト社會主義共和國聯邦の全權委員に依り署名せられたる北滿鐵道に關するソヴェト社會主義共和國聯邦の權利を滿洲國に讓渡する爲の協定に依り滿洲國政府がソヴェト社會主義共和國聯邦政府に對し負ひたる一切の支拂義務の履行に付日本國政府がソヴェト社會主義共和國聯邦政府に保障を與へられたることに對し謝意を表すると共に前記貴翰を以て御通報相成たる保障に付何等異議なき旨及滿洲國政府は右協定に依りソヴェト社會主義共和國聯邦政府に對し負ひたる一切の支拂義務は之を正確に履行すべく從て右保障の結果として日本政府に對し絶對に何等の不都合を生ぜしめざることを茲に申述候

本使は茲に閣下に向て重て敬意を表し候

康徳二年三月二十三日

日本國外務大臣廣田弘毅閣下

敬具

北樺太鑛業利權

北樺太鑛業會社の利權契約内容

一、ソヴェート社會主義共和國聯邦政府は利權者に對し一般法令の除外例として本契約の範圍内にて本契約所定の地域に於て鑛山調査(試掘)鑛山業(採掘)及其附帶事業を營み且其の事業より生ずる利益を收得する權利を許與す前項の目的の爲に政府は本契約所定の期間中本契約に定むる條件を以て本契約に指定せるソヴェート社會主義共和國聯邦に屬する財産を利權者に使用せしむると共に本契約所定の條件に従ひ新設備をなし及設備を利用することを利權者に許與す

及其特權の範圍内に於て行動し又適當に經營せらるゝ商工業に適應する方法を以て其の事業を遂行すると共に本契約所載の一切の義務を履行するものとす

二、本契約に特別の規定無き限り利權者はソヴェート社會主義共和國聯邦領土内に於てソヴェート社會主義共和國聯邦に於ける現行の一般法令並に將來發布せらるゝことあるべき一般法令を遵奉すると共に之等の法令に基く官憲の命令に服従するを要す

三、利權者は本契約實行の爲本契約に特別の規定無き限りソヴェート社會主義共和國聯邦の一般法令に従ひ契約を締結し財産を租借し取得し處分し原告又は被告として裁判所に出頭する權利を有し尙ソヴェート社會主義共和國聯邦内に存する法人に對する一般規定に従ひ法人としての權利を享有し決算書を公表するの義務を負ふ

四、權利消滅後本契約に従ひ政府に引渡さるべき利權企業を組成する財産は之

を他人に移轉し又は擔保の目的となすことを得ざると共に利權者に對する債權者の請求の目的となすことを得ず炭坑設備の修理、模様替及完成に際し不用となれる古機械設備品及材料は利權者の完全なる支配に移り政府の許可を得て賣却することを得

本條の規定は現存する設備の外今後輸入せらるべき設備にも適用せらるゝものとす

五、利權企業を組成する財産は徵發沒收其の他の強制處分を受くることなし但利權者は戰時軍の必要に基く徵發に關する一般規定の適用を受くるものとす此場合には公平なる賠償を受くべし又利權者は交通及連絡線の用に供する土地の使用除外に關する法律規則に服するものとす

本條はソヴェート社會主義共和國聯邦に於ける現行の租稅郵便及關稅に關する一般法令に基く徵收手續を變更するものにあらす

六、權利契約の效力發生後に於てソヴェ

一ト社會主義共和國聯邦の中央及地方官憲の發布する命令其他の規定又は指圖により本契約による利權者の權利を受け又は消滅したるときは政府はこれに依りて生ずる總ての損害を賠償するものとす

前項の規定は第三十三條に規定する場合の外期間終了前に於て政府の一方的行爲により利權契約を廢棄又は變更することを意味するものに非ず

七、本契約實施期間中利權企業は絕對に利權者の經濟的使用及支配に屬するも政府は利權者の生産及商業上の行爲の進行を自己の權限ある代表者をして監視せしむる權利を保留す但し政府代表者は右監視に付利權者がソヴェート社會主義共和國聯邦の法令及利權契約の條件に違反せざる限り生産並に經濟的行爲に對し干渉することを得ず

八、利權者は政府より派遣せらるゝ地質學者鑛山技師又は技師者が利權企業に於ける作業の研究をなすことを許容する義務を有す尙利權者は、一九二三年

日ソ間條約・契約及協定

五月二十日附命令(一九二三年政府の法令及命令集第四九號四八四條)に基きソヴェート社會主義共和國聯邦の高等技術學校學生及卒業生を實習のため自己の企業に毎年雇入るゝ義務あるものとす

九、利權者は政府の許可を得たる場合に限り本契約は權利義務の全部又は一部を第三者に讓渡することを得

一〇、政府は利權者に對し本契約に記載せられたる期間及條件を以て北樺太西海岸の下記區域に於て石炭の試掘及採掘の獨占的權利を許與す

- (一) 土威地方の境界
a、北方 ウゴリナヤ溪を以てし其河口より第一及第三マカリエフスキー探掘鑛區の西部境界と其延長線の交叉迄
b、東方 第一第三マカリエフスキー探掘鑛區の西部境界と其延長線のウゴリナヤ溪に達する迄、第三及第四マカリエフスキー探掘鑛區の南部境界線、第二及第四マカリエフスキー探掘鑛區の東部境界の延長線に從ひ第四マカリエフスキー探掘鑛區東南角より利權者に與へたる地區の南部

境界を形成する線との交叉迄

- c、南方 オゴロドナヤ溪河口より南方一直線に一露里半の海岸地點より緯度線に從ひて利權者に與へられたる地域の東部境點線の交叉迄
d、西方 ウゴリナヤ溪河口より利權者に與へられたる地域の南部境界線の起點迄の範圍内に於ける海岸線

(備考) マカリエフスキー探掘鑛區の境界は政府により確認されたる一九一〇年の土地區劃に從ふ而して本契約書に添附されたる一九二五年の測量に係る縮尺一萬二千分の一の土威地方圖面に符記せり

(二) ウラヂミロスキー炭坑地方の境界

- a、南方 第三溪流河口より緯度線に從ひ東方五露里の地點間
(備考) 第三溪流河口はノヤミ河口の南方海岸線に添ひ約三露里の地點に存す
b、北方 ノヤミ河口より北方一直線に〇・四露里の海岸地點より緯度線に從ひて東方へ
(備考) 右北方境界はムガーチ炭坑のアナスタシエフスキー探掘鑛區を侵害する

を得ず

- c、東方 南部境界の東端地點より北方へ子午線に従ひて利権者に與へられたる地域の北方境界を形成する線との交叉迄
- d、西方 第三溪河口より北部境界の起點迄の範圍内に於ける海岸線

(三) マーチ河地方の境界

- a、南方 クルツニューズナイ河口より緯度線に従ひ東方二露里八分の五地點間
- b、北方 シローカヤ河口より南方一直線に一露里の海岸地點より緯度線に従ひて

東方四露里の地點間東方南北兩境界線の東端地點の結合線

c、西方 クルツニューズナイ河口より北部境界線の起點迄の範圍内に於ける海岸線本條に擧げたる三ヶの地域は本契約書による利権地域を形成す

二、試掘並に採掘の爲利権者に許與せらるべき地域の範圍に存在する政府所屬の建物及備品は利権者の使用に之を引渡す引渡さるべき總ての財産は双方代表者立會の下に其の目錄及評價表を作り其の引渡に關し特別な調査を作成し双方契約代表者之に調印す本調査は

月一日より九月十五日に至るに現物を以て仕拂ふものとす

報價の引渡は各利権企業の積出地點に於て利権者により行はれ、汽船の船荷證によるFOB渡とす

報價として利権者より引渡さるべき石炭の炭質並に種類は各炭坑別に販賣炭の平均炭質及種類に應ぜざるべからず而して右は技術上の分析により證明せらるべきものとす利権者が報價仕拂延滞の場合には不適時引渡に關聯して生じたる損害を賠償するの外未納の報に對し一ヶ年償一分の割合を以てする過怠を仕拂ふものとす報價仕拂の延滞一ヶ年に及ぶときは政府の本契約第三十三條に基き利権契約を解除するの權利を有す利権者の責に歸すべからざる事由により九月十五日迄に完了せざりし報價の支拂は翌年航海期迄繰越し之を延滞と看做さず

一五、利権者に何等の支障なく且無税にて自己採掘石炭を海外に輸出するの權利を有すソヴェート社會主義共和國聯

日ソ間條約・契約及協定

本利権契約書に添附せらるべきものとす

一二、利権者は其の許與せられたる地域に於てソヴェート社會主義共和國聯邦の鑛業法規により許された方法に則り炭鑛調査(試掘)並に採掘を行ふものとす

利権者に本契約の效力發生の日より一ヶ年以内に炭層開拓の順序を明示したる利権地域内の一般採掘計畫を極東鑛山局に提出せざるべからず採掘の計畫實行の方法は堅坑及坑進毎に經濟的價値を有する石炭の全法を採掘し一般に埋藏炭の規則正しき且經濟的なる採掘を確保する様立案せられざる可らず是等の計畫は五年内に作成せらるべく而して極東鑛山局の同意を得ることを要す

利権者は試掘並に採掘事業の結果たる總ての材料及技術上及統計上の資料を鑛山監督機關と協定したる期間内に提出せざるべからず右の外鑛山監督機關は利権者が遂行中の試掘及採掘事業を

邦内市場に於ける石炭販賣は各作業年度に於て其數量を豫め當該極東政府機關と協定せざるべからず但利権企業に從事する汽船に供給する焚料炭は以上の協定を要せず

政府は前年度利権企業の採掘數量の五割を超えざる數量に於て内地消費の爲必要な石炭を利権者より買入する優先權を有す右方法に依る買入石炭の値段は相互の協定により決定せらるべきものたるも政府の申込前一ヶ年間に於ける横濱CIF平均卸値(樺太横濱港の普通運賃を控除し)より高からざるものとす右自己の希望に就て政府は各作業年度開始前少くとも六ヶ月前に利権者に豫告するものとす

一六、裁判費並に本契約に於て特に定められたる税金及支拂を除く有らゆる一般國稅地方稅並に手數料の代償として利権者は總産額より政府に支拂ふべき報價を控除したる年額出炭額の樺太EBO賣値の三・三三%を政府に仕拂ふものとす

隨時檢閲に際し充分の便宜を與へ其要求によりては試掘明細表面圖及其他技術上報告を提出すべきものとす

一三、本契約の有効期間は本契約の效力を發生したる日より起算し四十五ヶ年とす

一四、本契約により許與せられたる權利並に特約に對し利権者は總出炭額に對し以下の報價を仕拂ふものとす

總年産額

一〇〇,〇〇〇佛噸迄	五・〇〇%
一五〇,〇〇〇同	五・二五%
二〇〇,〇〇〇同	五・五〇%
二五〇,〇〇〇同	五・七五%
三〇〇,〇〇〇同	六・〇〇%
三五〇,〇〇〇同	六・二五%
四〇〇,〇〇〇同	六・五〇%
四五〇,〇〇〇同	六・七五%
五〇〇,〇〇〇同	七・〇〇%
五五〇,〇〇〇同	七・二五%
六〇〇,〇〇〇同	七・五〇%
六五〇,〇〇〇同	七・七五%
六五〇,〇〇〇同	八・〇〇%

利権者は報價航海期間中(即ち毎年五月

一七、利権者は利権企業に供給又は設備の爲各種の機械及其部分品又は技術上の物件及材料を關稅及特許料を支拂ふことなくして輸入する利権を有す又企業に必要にして北樺太に輸入を禁止せられざる労働者及従業員に供給の食糧品の日常品も亦同然なり

以上の利権を行使する爲利権者は當該年度に於て輸入せらるべき物品の數量を示せる正確なる明細表を日本に於けるソヴェート社會主義共和國聯邦の通商代表部の認可を得る爲め毎年提出するものとす

日本に於けるソヴェート社會主義共和國聯邦通商代表者の許可を受けたる目錄表に記載さるゝ總ての物件に對してはソヴェート社會主義共和國聯邦稅關機關は別個の許可を要せずして輸入せしむべきものとす

利権企業の労働者並に従業員に對する最も必要な食料品及物件は外國よりの輸入品たるとソヴェート社會主義共和國聯邦内の購入品たるとを問はず北

樺太鑛山地方の長官の認可したる値段により利権者之を供給するものとす

一八、前項(一七)に従ひ利権者により外國より輸入されたる總ての日常品並に食料品は當該地方政府機關の認可なくしては之を内地市場に販賣することを不得す

若し右認可の與へられざる場合は利権者は前項記載の物品を自由に且つ支障なく外國に返送するの權利を與へらる一九、石炭採掘並に調査試掘作業に必要な程度に於て利権地域内の地表を作用するの權利を利権者に許與す、此目的の爲め利権者は前記の地域に於て住宅に非る建物及各種技術上の建設物等を建設することを得

土威利權地の南東部分に於て採掘される石炭運搬の爲利権者はポストカヤ並に同河支流の沿岸一帯及マカリエフスキー鑛區の地域に於て石炭運搬の爲建設せらるべき總ての建設物並に建物がマカリエフスキー炭田の正當なる稼行に障礙とならざる限りマカリエフスキー

他の工作物の築造を許諾する事及隣接地區より利権地域を通過して道路其他の運搬設備の建設を妨げざること

ハ、一般共用の流水に關しては衛生取締規定に準據する事

ニ、水、水面及水力使用に際しては如何なる場合に於ても漁業及交通に關し地方住民の權益を侵害すべからず、利権地域外に於ける水の使用は地方官憲との特別な協定により無償にて許可せらるべし

二三、利権者は販賣の目的に非ずして企業に必要な限り利権地域上に存する森林使用の利権を有す

利権地域外に於て利権者は極東土地廳との協定の下に北樺太に於て自己企業の用に供する爲め必要な伐木林地區を獲得することを得

利権は自己に許與されたる伐木林地區に於て造材したるものにして利権企業の爲に使用せられざる木材を一般規定に基き外國に輸出するの利権を許與せらる

政府は利権者に開發の爲め許與したる

日ソ間條約・契約及協定

一 採掘鑛區地域の地表を使用することを得

利権者の請願により農務人民委員會地方機關は利権者の企業及其労働者及従業員に供給のため必要な農村經濟を營む地所及住宅地を利権地域内の地表に於て分與すべし農村經濟地區の使用一般法令に準據することを要す

二〇、利権者は利権期間を超えざる期間内利権地域内及本目的の爲め特別の條件に基きて獲得せる利権地域外の地域に於て引込道路修理工場鍛冶場倉庫等の如き企業に直接必要な各種附帯建設物を建設して之を使用し又利権者の企業の従業員及労働者の必要とする供給品及日用品の生産の爲各種の工場及糧食倉庫を建設するの利権を有す
其他利権者は北樺太に於て利権地域外に事務所及倉庫(倉庫は其都度地方官憲の許可の下に)並に莫斯科ハバロフスク浦鹽斯德各市に代理店設置の利権を有す
利権者は地方官憲並に鑛山労働者職業

伐木林地區に於て利権者により上記伐木林地區の引渡をなしたる期間中他の伐採者を入れしめざる義務を負ふ

二四、利権者の企業に於ける労働條件はソヴェート社會主義共和國聯邦の現行法令並に將來之に付發布する事あるべき法令及利権者と當該職業組合(同盟)との團體契約により規律せらるるものとす

以上の條件は國籍の如何を問はず利権企業に於ける總ての労働者及従業員に適用せらるるものとす労働者及従業員の社會保險料は同種國營企業と同一率により利権者に於て仕拂ふものとす
二五、利権企業の爲利権者は以下の利権を有す

イ、外國人たる事務員技術者高等の資格ある労働者及従業員各別に其五割迄雇傭すること

(備考)
一、上記の制限は取締役及鑛山支配に適用せられず
二、炭切夫は高の資格有る労働者と看做

組合(同盟)との協定により利権企業の労働者及従業員の爲各種の文化教育及醫療衛生機關を設置する利権を附與せらる

二一、利権者は利権地域内に於て他人に販賣の目的に非る限り利権企業に必要な粘土、砂石、石灰等各種の普通埋藏物を無償にて採取することを得利権地域以外に於ける右の普通埋藏物の利用はソヴェート社會主義共和國聯邦鑛山法の一般規定に基き許可せらるものとす

二二、利権者は許與せられたる地域内に於て無償にて水、水面及水力を使用する利権を有す尙之が爲めに利権者は地方官憲の許可の下に各種の營造物を建設する利権を有す許與せられたる利権を行使するに際し利権者は以下の義務を負ふものとす

イ、水、水面及水力使用に際し隣接地區の利益を侵害せざること

ロ、隣接地區より排水し又は引水する爲め自己の地區内を通過してなす溝渠排水路其

ヲ、中等及下等の資格有る外國労働者人夫を總數の二割五分を超えざる範圍にて雇傭すること

(備考) 利権契約の效力を發生したる日より最初の五ヶ年間海上に於ける石炭積込に従事する労働者は本條(イ)項に従ひ五割の内を含む

若し極東労働支部が利権者の要求に對しソヴェート社會主義共和國聯邦の市民或は其領土内居住の外國人より必要な數量の勞力を提供すること能はざる場合には利権者は不足數だけの外國労働者及従業員を任意雇傭することを得

イ及ロ兩項に示されたる外國労働者及従業員は漸次減少せらるべく且三年毎に改定せらるべきものとす

二六、利権企業の労働者及従業員並に其家族の北樺太出入に際して旅券手續に付合理的なる便法講ぜらるべしこれが爲めソヴェート社會主義共和國聯邦政府は東京及函館駐在の自國領事館並に

北樺太に於ける外務人民委員會の派遣員に適當なる命令を與ふべし

二七、各利權地區の範圍内に於て其内部連絡を保證する爲め利權者は任意に電話線を新設し又既設線を使用するの利權を許與せらる

利權者が利權者の支配下に非る地域に局部に即ち自己の企業と亞港市又は隣接せざる利權地區間を連絡せしむる爲め電話線架設を希望する場合は右利權は前記電線の架設及使用に付郵便電信人民委員會の規定及標準に準據し且つ該委員會地方機關の監督を受くる條件付にて利權者に許與せらる本條件の利權地域外にある既設電話線にも適用せらるものとす

利權者は利權企業の作業の妨げとならざる限り電話設備を北樺太に於ける政府機關並に其代理人の使用に供すべき義務を負ふ右使用の條件は利權者と政府機關の合意により定めらるべし

二八、利權企業の船舶及利權者の備船はソヴェート社會主義共和國聯邦の現行

勘定を以て政府の名義により附保せざるべからず

利權者に對する保險料率は同種國營企業と同一とす

火災の爲附保財産消滅又は損害を受けたる場合政府は保險金を利權者の名義によりソヴェート社會主義共和國聯邦國立銀行に預金す該保險金は政府の監督の下に只利權企業復興の爲にのみ利權者は支出するものとす

三一、利權期間の滿了に際し利權企業は總ての建築物、改良工事設備及備品と共に本契約に従ひ最後の五年間維持せられたる平均生産に劣らざる生産を保障なく可能ならしむる状態に於て無償にて政府に移轉すべし但政府は本契約有効期間最後の十ヶ年間に於る費用に付政府の承諾を得て利權企業に對し設備せる建物及改良工事にして左記の原價償却せられざる部分を利權者に賠償する義務を有す

即ち利權者の出費に對する毎年原價償却率は石造建築物三分、機械及設備七

日ソ間條約・契約及協定

法令に従ひ北樺太海岸に於ける開港場に入港するの利權を有す

北樺太沿岸の他の地點にこれらの船舶の寄港は此地點に付豫め交通人民委員會と協定をなすの條件に於てのみ許可せらるべし此場合に於て船舶は利權者の選擇により最寄税關に於て検査を受け其證明書を得るか又は積荷及荷卸の地點に於て船舶の検査を受くる事を得後者の場合に於て税關官吏の派遣費は利權者之を負擔す

開港灣税は將來北樺太沿岸に於て開港せられたる場合一般規定に基き利權者より徴收せらるものとす

勞務に對する仕拂は一般規定に據る上記の船舶は利權企業生産品及其設備品並に供給品の運搬、企業の労働者及従業員の食糧品並に供給品の運搬及労働者、従業員並に其家族の輸送にのみ使用するものとす石炭貯の曳船、木材及利權企業上必要な供給品及労働者従業員並に其家族の運搬に従事する利權企業の小型補助船舶（六〇馬力迄の

分、及木造建築物及貯五分とす材料、食糧品、及供給品にして貯藏中のもの製品、半製品、資金及其他の流動資産は利權者の所有に残る

利權者の利權期間の終了の日より三ヶ月内に本條の條件を守り企業を政府に引渡す義務を有す此期間中に利權者は政府と總清算を終了せざるべからず上記條件を遂行したる後利權者の所有に屬する財産は利權者に於て一ヶ年以内に何等の支障なく且無税にて利權地域より搬出することを得べし

指定の期間に利權地域より搬出せられたる利權者の財産は無償にて政府の所有に歸す利權者の如何なる負債及義務は何處にて發生したるを問はず政府に移轉することなし

三二、若し本契約の有効期間中に契約の全部又は一部の履行が不可抗力の爲不可能となりしときは不可抗力の繼續期間中當該義務履行の延期を相互に於て許與する義務を有す但契約の基本期限を延長することなし

小蒸汽船及發動機船は北樺太西海岸に沿ひ自由航行並に何等の支障なく亞港に寄港するの權利を有す

二九、豫め地方官憲當該機關の承諾を得防波堤積込棧橋及繫留所を建設し並に起重機及其他の荷揚及積込用設備を設置する權利を利權者に許與す

利權者は前項の防波堤棧橋及繫留所附近に於て船舶の積込陸揚に際し何等の支障なく且自由に海面を使用する權利を有す

若し將來企業發展に關聯し利權者が築港の必要を認むるときは港の位置計畫及築港の條件に付豫め交通人民委員會と協定せざるべからず

利權者の建設したる港は交通人民委員會の支配に移る而して交通人民委員と協定せる條件により港の一定區域を利權者の營利的使用に許與すべきことを豫め決定す

三〇、利權企業の總ての建物及築設物は其總ての設備とも利權者はソヴェート社會主義共和國聯邦保險機關に自己の

三三、政府は左の場合に限り期間中企業を中止するの權利を有す

イ、ソヴェート社會主義共和國聯邦の裁判機關又は法律機關の法律上有效となりたる判決により利權者が支拂不能の債務者として宣告せられたるとき

ロ、利權者が本契約の第十二條第一項及第十三條第十四條末項第十六條及第十八條に記載されたる條件違反の場合

政府は契約破棄前一ヶ月の間隔を以て書面により二回の通告を發せざるべからず

是等の場合に於て利權企業は契約中止に際し存在する状態に於て本契約第三十一條の條件を守り無償にて政府に移轉するものとす

政府は本條項に従ひ利權を中止せずして前條の條件違反により政府に蒙らしたる損害賠償を利權者に要求し且何時にても右契約違反行爲の排除を要求する權利を留保す

三四、政府は本契約違反により蒙りし損害を利權者に要求するの權利を有す

三五、本契約並に附屬書及補足書の解釋及實行に關し政府並に利權者間の總ての爭議及不一致はソヴェート社會主義共和國聯邦最高法院に於て決定するものとす

利權者並に第三者例へば國營機關、コペラチーブ其他の機關及個人との間に於ける私權の性質を帯びたる爭議は通常の方法によりソヴェート社會主義共和國聯邦裁判機關之を決定す
本條は相互の合意により兩者間の爭議解決を仲裁々判に付する權利を排除するものに非ず

三六、本契約の效力發生の日より利權者は本契約第十一條により政府より利權者に引渡さるる財産に對し本契約第十一條に定められたる評價に従ひ此財産價額の四分の割を以て一ケ年の借料を政府に仕拂ふものとす借料は各作業年度終了後三ヶ月以内に浦鹽斯德に於けるソヴェート社會主義共和國聯邦國立銀行支店に納入するものとす
三七、本利權契約は利權地域内に於て露

顯すること有るべき石炭以外の有用なる埋藏物の採掘利權を利權者に許與するものに非ず

三八、本契約は不定金額契約として一九二三年國家印紙税法適用に關する命令第十三條a項に従ひ普通印紙税を仕拂ふものとす
本契約に依る比例印紙税は本契約調印に際し正確に決定し得ざる報償金並に毎年度終了後利權者より政府に支拂ふべき其他の支拂金に對し計算せらるるものとす
毎年支拂はるべき比例印紙税は本契約第十四條に約定したる報償支拂と同時に利權者によりソヴェート社會主義共和國聯邦國立銀行當該地方支店に納入するものとす

三九、契約原本はソヴェート社會主義共和國聯邦人民委員會總本部に保存し利權者にはソヴェート社會主義共和國聯邦人民委員會書記官の保證したる契約寫本を交付す
四〇、契約調印の日を以て本契約效力發

生の日と定む

北樺太利權に關する
勅令及法律

朕帝國議會の協賛を経たる契約に基く外國との利權契約に依り外國に於て事業を營むことを目的とする帝國會社に關する法律を裁可し茲に之を公布せしむ

御名 御璽

攝政名

大正十四年三月三十日

内閣總理大臣 子爵加藤高明
農商務大臣 高橋是清
外務大臣 男爵幣原喜重郎
司法大臣 小川平吉

法律第三十七號

契約に基く外國との利權契約に依り外國に於て事業を營むことを目的とする帝國會社に於ては勅令を以て特別の規定を設け之に準據せしむる事を得

附則

本法施行期日は勅令を以て之を定む
朕大正十四年法律第三十七號契約に基く

外國との利權契約に依り外國に於て事業を營むことを目的とする帝國會社に關する法律の施行期日に關する件を裁可し茲に之を公布せしむ

御名 御璽

攝政名

大正十五年三月五日

内閣總理大臣 若槻禮次郎
外務大臣 幣原喜重郎
司法大臣 江木翼
商工大臣 片岡直温

勅令第八號

大正十四年法律第三十七號は大正十五年三月十日より之を施行す

朕日本國及ソヴェート社會主義共和國聯邦間の關係を律する基本的法則に關する契約關係議定書(乙)に基く利權契約に依り北樺太に於て石油又は石炭の採掘に關する帝國株式會社に關する件を裁可し茲に之を公布せしむ

御名 御璽

攝政名

大正十五年三月五日

日ソ關係約・契約及協定

内閣總理大臣 若槻禮次郎
商工大臣 片岡直温

勅令第九號

第一條 日本國及ソヴェート社會主義共和國聯邦間の關係を律する基本的法則に關する契約關係議定書(乙)に基く利權契約に依り北樺太に於て石油又は石炭の採掘に關する事業を營むことを目的とする帝國株式會社に關しては勅令に別段の定あるものを除くの外商法及付屬法令の規定を適用す

第二條 會社の發起人は株金第一回拂込前定款及事業、目論見書を具し商工大臣に會社設立の免許を申請すべし
前項の免許の申請には株式申込證の謄本を添付すべし

第三條 株式は記名式とし帝國臣民又は帝國法令に依り設立したる法人にして議決權の過半数が外國人若は外商法人に屬せざるものに非ざれば之を所有することを得ず

第四條 定款變更、合併及解散の決議並重要財産の讓渡は商工大臣の認可を受

くべし

前項の重要財産の範圍は商工大臣之を指定す

第五條 會社は營業年度毎に事業計畫を定め收支豫算を添へ商工大臣の認可を受くべし事業計畫を變更せむとするときも亦前項に同じ

第一項の認可の申請は營業年度開始三ヶ月前に之を爲すべし但初營業年度に於ては會社の設立登記後二月以内に之を爲すべし

第六條 商工大臣は必要ありと認むるときは位置及深度を指定して試掘を命じ其の他事業計畫の變更を命ずることを得

第七條 會社の採取したる石油に付ては政府は時價を標準として優先して之を購入することを得

第八條 會社の採取したる石油の購入に付ては隨意契約に依ることを得

第九條 政府の北樺太に於ける財産を會社に對して讓渡する場合に於ては其の代價は會社の設立登記後四年目以後に

於て其配當し得べき利益金額が拂込資本に對し一年百分の十の割合を超過したる年の翌年より起算し十年以内に於て之を年賦償還せしむる事を得

第十條 會社は商工大臣の認可を受くるに非ざれば利益の處分することを得ず

第十一條 每營業年度に於て配當し得べき利益金額が拂込資本金額に對し一年百分の十五の割合を超過するときは會社は該超過額の二分の一を政府に納付すべし但し當該營業年度を除き其の前三年に包含せらるる營業年度に於ける配當し得べき利益金額(該利益金額中政府に納付したる金額あるときは之を控除す)を推算し拂込資本金額に對し一年百分の十五の割合に達せざるときは其の不足額を當該營業年度に於ける配當し得べき利益金額より控除し其の殘額が申込資本金額に對し一年百分の十五の割合を超過する場合に限り會社は該超過額の二分の一を政府に納付すべし

第十二條 會社は臨時總會開會前に財産

目録貸借對照表、營業報告書、損益計算書、收支決算書及株主名簿を商工大臣に提出すべし

第十三條 商工大臣は必要ありと認むるときは會社の業務若は財産の狀況の報告を命じ又は官吏をして之を検査せしむることを得

第十四條 商工大臣は會社の業務に關し監督上必要な命令を發することを得

第十五條 商工大臣は會社の決議、法令若は定款に違反し又は公益を害すると認めたるときは其の決議を取消すことを得、商工大臣は取締役の行爲法令若は定款に違反し若は公益を害すると認めたるときは又は取締役商工大臣の命じたる事項を執行せざるときは之を解任することを得

第十六條 第五條、第六條、第九條、第十條の規定は石炭の採掘に關する事業を營むことを目的とする會社に關しては之を適用せず

附 則
本令は大正十五年三月十日より施行す

ソヴェート社會主義共和國聯邦
石炭工業労働者組合中央委員會
と北樺太鑛業株式會社との

團體 契約

期間(自一九三五年四月三十一日)至一九三六年三月三十一日

第一章 總 則

第一條 中央委員會は本契約の實施をソ聯石炭工業組合極東地方委員會及土威鑛山委員會(以下單に組合と稱す)に委任す

從つて本契約實施に關聯して發生する總ての問題にして兩當事者の協定若くは解決を要するものに於ては會社は直接組合と組合は直接會社と交渉するものとす

同様に組合及會社は地方的條件を考慮し本契約に定めたる勞働條件に該當して本契約追加協約若くは本契約の擴張として協定を締結することを得

第二條 本條備考に規定せる者を除き本契約は其何たるを問はず會社とソ聯邦政府との間に締結せる利權契約に定め

られたる會社のサガレンに於ける利權地域にて會社が現に經營し若は新に經營することあるべき基本的又は附帶的企業、營造物若くは經濟團體に從事し又は新に就業する總ての勞務者(性、年齢、人種、宗教、市民國籍又は職業組合に加入し居ると否とを問はず)に效力を及ぼし又前掲地域にて其何たるを問はず會社がなし又は會社のためにする作業執行に際し適用せらるるものとす

備考 本契約は次の職務に従事する者には之を適用せず

一、炭坑支配人及其代理

二、各係主任及其代理

三、發電所主任

四、各坑主任

五、配給主任

六、會計主任及其代理

七、事務主任

八、支配人秘書

九、法律顧問

第三條 本契約は一九三四年四月一日より

日ソ間條約・契約及協定

り效力を發生し一ヶ年間有効とす
〔註〕一九三五年四月一日會社組合間の交渉により更に一ヶ年(一九三六年三月三十一日迄)延長することゝなれり

第四條 會社の本契約違反は不履行の結果會社の勞務者又はソ聯邦石炭工業組合機關に與へたるあらゆる物質的損害は會社之が賠償の義務を負ふ但し不可抗力(火災、船舶の沈没又は海難、時化其他之に類似するもの)に依り契約の履行が妨げられたるときは此限に非ず但し不可抗力の存したることは最寄當該機關(商務館、港務管理部、鑛山監督部、税關)及其他に依て證明さるべきものとす

勞務中の何人たるを問はず本契約に課せられたる義務を履行せざるときは勞働法第四十七條(ニ)項内部管理規則及罰則表に規定する場合と手續に依る結果を蒙むるものとす

第五條 勞働法第三十二條の擴張として次の通り定む

自己のコントルラгент(賃借人、請

負人用達人及其他)と其の何たるを問はず契約締結をなすに當りては會社は該契約中に會社の爲にする作業執行に當り前記コントルラгентが利權地域内にて使用する雇傭全従業員にも本契約全部を適用するの條件を含ますべきものとす

前掲コントルラгентの本契約不履行の場合會社は其結果勞務者に及ぼしたるあらゆる物質的損害にしてコントルラгентにより賠償せられざりしものを遲滞なく賠償(本契約の範圍内に於て)するものとす

第六條 契約有効期間中其各條項は會社と組合との相互協定に依り變更することを得

右變更は該協定に他の期間が定められざる限り該變更に係る協定に當事者が署名したる時より效力を發生す

第七條 契約當事者の何れもが契約條件の再審の要求をなさざるときは本契約に規定せる期間(第三條)終了後も本契約の効力は將來に對し本契約に規定せ

る期間だけ延長されるものとす
變更される條件にて新に契約の締結を
希望する當事者は本契約期間終了二ヶ
月以前に之に付書面又は電信に依る通
知を相手方に送附すべし

右申出受領後三十日を経て兩當事者は
其審議を開始すべき義務あるものとす
本契約期間満了するも交渉終了せざる
時は新契約の效力發生迄は勞働及賃銀
條件は舊契約により規律されるものと
す新契約の效力發生期は該契約(新)に
て定む

備考 本契約を締結せる兩當事者間の通信
には次の宛名を適用す

極東地方委員會(郵便用)浦鹽斯德市、勞
働館内、ソ聯邦石炭工業勞働者組合中央
委員會中央委員會(電信用)浦鹽斯德市、
ウグレブロンニーズ

會社(郵便用)東京市丸ノ内ビルゲング、
北樺太鐵業株式會社

會社(電信用)東京セキ炭ンクマイイ

上記宛名の變更に付ては當事者は遲滯
なく相手方に通知すべきものとす

[註] 一九三四年五月職業組合の全般的改
組の結果極東地方に於ける中央委員會は
「ノウオシビルスク市」に移轉せり

第八條 本契約適用上發生する爭論及爭
議の解決並に勞働法及本契約が評價爭
議委員會に課する諸任務を遂行し實現
するため會社の企業及營造物に一九二
九年十二月十二日附ソ聯邦勞働人民委
員會の認可せる評價爭議委員會規定並
に之が變更に基き行動する評價爭議委
員會を組織す

評價爭議委員會にて解決し得ざる爭議
は勞働法第六十八條乃至第七十四
條に規定せる手續にて解決するものと
す

第九條 本契約に規定なき一切の勞働條
件はソ聯邦及ロシヤ聯邦共和國現行勞
働法及勞働法の擴張及追加たる現行又
は將來發布されることあるべき義務規
定、公式解釋、訓令、規定及其他一般
法令又は關係官省の指令に依るものと
す
備考

一 勞働法令にして擴張することなく正確
に本條約中に引照せられたるものは(例
之、二十六條三十條)該法令の變更に方
りては變更せられたる法令は之につき兩
當事者の何等の特別協定なくとも自働的
に效力を發生するものとす

二 左記種類の勞働者の勞働條件は次の法
令を以て之を規律す

(A) 季節的並に木材伐採作業に従事す
る者に付ては一九二六年六月四日付季節
的作業に於ける勞働條件に係るソ聯邦中
央執行委員會及人民委員會議規定並に該
規定に對する一九二七年一月十四日付、
一九二八年四月四日付、一九二九年一月
二十三日付及一九二九年三月二十二日付
變更並に補正

(B) 臨時勞働者及從業員に付ては臨時
勞働者及從業員に關する一九二七年一月
十四日付ソ聯邦中央執行委員會及人民委
員會議規定並に該規定に對する一九二七
年五月十一日付、一九二八年四月四日
付一九二九年三月二十二日付變更並に補
正

(C) 建築作業に従事する者に付ては建

建築業に於ける勞働條件に係る一九二八
年四月四日付ソ聯邦中央執行委員會及人
民委員會議規定
(D) 前掲總ての者に付て前掲法令の擴
張として發布されたるソ聯邦勞働人民委
員會の命令及規定

前掲種類の勞務者に付前記法令に規定
なき勞働條件は本契約を以て規律す

第二章 雇傭及解雇

第十條 會社がソ聯邦領域内に於てソ聯
邦領域内に於てソ聯邦市民中より勞務
者を雇傭せざるべからざる總ての場合
會社は同資格並に其他の條件同等なる
ときは失業者たる職業組合員並に除隊
されたる赤軍兵士、會社企業に於て遂
行作業に關聯して扶養者を失へる婦人
及會社の勞働者並に従業員の子にして
最初に勞務提供を申出たるものを第一
順位に勞務に採用するものとす

前掲條件は次の場合には之を適用せず

(A) 會社が勞働力の雇傭を勞働人民
委員會の機關の仲介を経て行ふ場合
(B) 失業者たる職業組合員より次の

日ソ間條約・契約及協定

期間内に會社に申出なき場合所要勞
働力に關する會社の適當なる公告の
後並に該公告を會社より石炭工業勞
働者組合地方機關に同時に提出した
るときよりサガレンに於ては三日サ
ガレン以外に於ては七日

(C) 會社が勞働者從業員を次の職務
に採用する場合 一、技師 二、秘
書 三、キャツシヤ 四、配給所

及倉庫主任 五、倉庫係 六、事務
所通譯 七、船舶(カーチエル、ス
クリーナー)乗組員 八、棧橋主任
九、機械場主任及工手たる代理 十
發電所主任代理たる工手 十一、製
材所主任 十二、ダイナマイト倉庫
番人 十三、遞送夫 十四、管理部
召使(會社の勤務者) 十五、棧橋及
貯炭場炭車數取 十六、タイピスト
十七、賣子 十八、古參小頭 十九、
倉庫夫 二十、搾乳婦 二十一、管
理部走使 二十二、電話交換手

第十一條 會社は雇入れたる勞務者の雇
入地より作業地迄の旅費を負擔し乗船

の日より旅行期間に對し從業員に付て
は一日に付雇傭せられたる等級の一ヶ
月の賃銀率の二十四分の一の割合によ
り又勞働者及徒弟には日給賃銀率によ
り賃銀を支給するものとす荷物運賃は
次の割合にて支拂ふ即ち乗行勞働者一
人に付百二十珣分、勞働者同行する
家族分として八十珣分運賃受領に當り
ては勞働者は該當受領證を會社に提出
すべし勞働者は作業地到着當日は前掲
割合にて賃銀の支拂を受け家事整理の
ため勞務を免除せられ作業地到着が午
後二時過ぎなるときは翌日勞務を免除
さる勞働者が自己の希望に依り稼働す
る場合は所定の等級賃銀並に稼働時間
に對する稼高を支拂ふものとす汽船待
合せ日に對する支拂問題は其都度雇傭
條件に應じ組合と會社との追加協定を
以て之を定む

第十二條 勞働法第三十八條、第三十九
條の擴張として左の通り定む

技術試験の結果に付法定の期間經過後
通告を受けざる勞務者は自働的に雇傭

せられたるものと看做す
サガレン以外に於て雇傭したる勞務者にして雇傭地に於て技術試験を行はざりし者に對しては試験は勞務に着手したる日より開始す

第十三條 一定の勞務又は職務のためサガレン以外の地に於て雇傭せられたる勞働者にして作業場所到着後勞務者の資格に該當する職務又は勞務なきとき會社は勞働者には其の日給賃銀の二十四日分(但し七級以上)徒弟には其の日給賃銀の二十四日分(但し六級以上)又從業員には其等級の一ヶ月賃銀率の退職手當(但し五級以上)を支給す若し右勞働者がサガレン退島を條望するときは會社は右の外雇人地迄の範圍内にて歸還地迄の旅費を支給し又歸還の場合等級に該當する賃銀率に依り勞務を提供せざりし日より汽船乗船日迄に要したる總日數に對して支拂をなし又歸還旅行日數に對しては公定鐵道及汽船時間表に基き支拂をなす
備考

備考 小蒸汽船の利用手續は現地に於て組合と會社との協定を以て之を定む

前掲本人の申出あるときは會社は支障なく本人並に其家族に本人の費用を以て本契約第二十四條(附録)ともに従ひ一人に付十日分の消費の標準を超へざる食糧を配給すべし

備考 本契約に所謂勞務者の家族とは本人の妻、本人の扶養を受ける勞働不能の本人及其妻の父母及十八歳未満の勞務者の子弟を云ふ

(D) 國家及公共機關の勞務に選ばれたる勞務者に對しては企業に歸還後從來の職業又は之に相當する職務を與ふべし但し右勞務者が前掲機關にて服務中は法律に特に規定せる場合を除き會社は其給料を支拂はざるものとす

備考 勞働法第七十七條の(一)及團體農場に差向けらるゝ産業勞働者に對する特典に係る一九二九年十二月二十九日付聯邦人民委員會議規定に定められたる場合には會社は直ちに勞務を提供し其他の日々間條約・契約及協定

一 勞働法第三十六條及第八十七條に規定せる場合即ち雇入の際定めたる勞務又は職務が一時的になきたため資格に相當する他の勞働を提供せられたる場合若くは全く勞務を提供せられざるも勞務者が雇入れられたる等級の賃銀率の支拂を受ける場合には本條は之を適用せず

二 被解雇後當該航路の第一船にて退去を希望せざる勞務者は會社の費用により歸還する權利を喪失し其賃銀率に依る解雇手當及解雇の日迄の報酬のみを受くるものとす

第十四條 勞働法第四十四條乃至第四十九條第八十八條乃至第九十條及解雇問題に關する其他の法令の補足として左の通り定む

(A) 人員並に事業の縮小に當り同資格及其他の同等なる條件の下にありては先づ職業組合員及本契約第十一號を以て之と同等に取扱はれたる者が勞務に残さるの特權を行使す
備考 本條件には本契約第十條(C)項に規定せる職務に従事する勞務者には之を適用せず

場合には資格に相當する職務及は勞務に最初に空席を生じたるとき之を提供するものとす

第十五條 雇傭、解雇の際同資格の決定は同一條件の下に於て各個勞務者の遂行せる勞務の量及質を比較して之を行ふ

此の場合發生する爭論及爭議は本契約第八條に示せる手續により解決するものとす

第三章 勞務支拂の標準及支拂手續
第十六條 遂行せらるゝ勞務に應じ會社は本契約附録勞務及職務の細別に従ひ勞務者を該當賃銀等級に配置す(附録第一參照)

附録細別に記載なき熟練及職業の賃銀等級への配置は組合と會社が豫め協定してのみ之を行ふことを得

第十七條 熟練勞働者及從業員にして一時的に自己の専門に屬せざる他の勞務を遂行するときは該時間に對し其本來の又は一時的勞務の等級の中高級に從

(B) 幼兒又は其他の扶養者を有する獨身の婦人は人員減少に當りて其他の條件同等なるときは勞務に残さるの特權を與へらるるものとす

(C) 勞働法第四十七條(イ)及(ロ)項に依る被解雇者は出るべき解雇に付勞務者が豫告せられたると否とに不拘三週間分の平均賃銀額の退職手當を支給され又勞働法第四十七條(ト)項に依る被解雇者並に二年以上の勤務者にして自己の希望に依る退職者は二週間分の平均賃銀額の退職手當を支給さる

右の外會社は前記の總ての場合サガレンより退去を希望する者には家族及荷物を土威炭坑より亞港棧橋迄幸便に依り(但し勞働者が大陸向汽船出帆の指定日までに運搬せらるゝやうに)運搬具を提供し尙汽船にて歸還せしむるか又は雇入地迄の範圍内にて歸還地迄の旅費を支拂ひ又本契約第十一條に依る數量及價格の荷物運賃を支給するものとす

ひ賃銀の支拂を受くるものとす

第十八條 坑外組合の勞働者を地下勞務に従事せしむる場合には該勞務遂行の時間に對しては本契約に地下勞務に付規定されたる勞働時間に基き支拂をなす(第三十八條)

第十九條 勞働者及從業員の他勞働への移動は一九三〇年四月十日付聯邦勞働人民委員會議規定第一四九號(他作業への移動)に基き之を行ふ前掲規定に基き勞務者が他勞務に移動を拒絶する場合は退職手當を支給せざるべからざる時は會社は勞働法第四十七條(イ)及(ロ)項による被解雇者に付本契約第十四條(ハ)項に定めたる額の退職手當を支給す

病氣及出張中の者の移動は之を許さず
第二十條 一、日給又は出來高の支拂を受くる勞働者及其他の勞働者の普通勞働日の一級賃銀率を一留十七哥と定む
他の等級の賃銀率は左記賃銀網によりて之を定む

等級	係 數	日 賃
1	1.00	1.17
2	1.25	1.46
3	1.45	1.70
4	1.60	1.87
5	1.80	2.11
6	2.00	2.34
7	2.20	2.57
8	2.45	2.87
9	2.60	3.04
10	2.90	3.39
11	3.15	3.68
12	3.50	4.09

二、徒弟は法律にて定められたる普通労働日に對し次の割合により支拂を受く
 新に採用され何等熟練を有せざる徒弟の一級賃銀率を一日九十五哥と定む其他の等級賃銀は左記賃銀網により之を定む

等級	係 數	賃 銀
1	10.0	留哥 .95
2	1.20	1.14
3	1.50	1.43
4	1.80	1.71
5	2.20	2.09
6	2.50	2.88

日役又は出來高により支拂を受くる労働者及其他の労働者並に徒弟にして賃銀等級の一級、二級、及三級に配置されたる者は四級の賃銀率即ち

普通労働日に付労働者は一留八十七哥徒弟は一留七十一哥の支拂を受く該賃銀率により本契約に定められたる他の總ての様式の勞務に對する支拂も之を算出す

三、管理部技術員及經濟部員並に従業員の一ヶ月全曆上労働日の勞務に對し一級月額賃銀を三十五留と定む其他の等級の賃銀率は左記賃銀網により之を定む

等級	係 數	月 賃	額 率
1	1.0	35.00	
2	1.2	42.00	
3	1.4	49.00	
4	1.7	59.50	
5	2.0	70.00	
6	2.3	80.50	
7	2.7	94.50	
8	3.1	108.50	
9	3.5	122.50	
10	4.0	140.00	
11	4.5	157.50	
12	5.0	175.00	
13	5.5	192.50	
14	6.0	210.00	

四、本契約に基く賃銀率、俸給の制定は本契約締結前労働者の受けたる賃銀率又は俸給の低下を來さしむるものに非ず

五、賃銀支拂は一ヶ月二回祭日、休日及夜間を除き非労働時間中に次の手續に依り之を行ふ

毎月二十二日までに賃銀率の七〇パーセントの前渡金を支拂ふ但し當該月に於ける實際稼賃を越ゆるを得ず、翌月十日までに前月中に對する清算をなす

賃銀よりの控除は法律に定めたる場合及金額に於て之を行ふ

第二十一條 本契約にて規定したる賃銀給與を受くるに對し労働者は企業の當該管理部員及技術員の指圖に従ひ之に相當する労働を行ひ其適當なる實質並に定められたる生産高標準を保證すべし相當の理由なくして現定せられたる勞務金當該管理部員並技術員の指圖に數回に亘る不履行又は不良質なる履行をなしたるときは内部管理規則にて規定せる罰則を受け又該當する場合には評價爭議委員の認可を得て勞働法第四十七條(ハ)及(ニ)項を適用す

第二十二條 標準決定をなし得る勞務に付ては原則として勞務の出來高拂(制限を附せざる出來高拂)を採用す標準決定をなし得ざる勞務は定期的

月給、日給、時間拂)に支拂ふか又は技術上可能なる所にては課業拂又は一括拂によるものとす

出來高拂、一括拂又は箇數拂に當り労働する補助労働者が定期的に支拂を受くるものなるときは其賃銀率に出來高拂労働者の割増の三十五パーセント乃至五十パーセントの追加を受くるものとす

第二十三條 出來高拂其他の評價及生産高標準は會社之を作製し作業開始の三労働日前企業に於て看易き場所に揭示し又組合機關(ルドコム、シヤフトコム)に通告す但し臨時及十四日を越えざる短期作業並に急を要する作業は此限に非ず

組合機關及各個労働者の會社の定めたる生産高標準に對する抗議は其の效力を中止することなく拘束力を有す但し此の場合爭議中の勞務に對しては評價爭議委員會の認可せる標準及評價に依り最終的支拂をなすものとす但し勞務提供の時申渡されたる評價以下なるべ

日ソ間條約・契約及協定

からず

第二十四條 會社は企業的全労働者及同棲家族ア港に於ける會社事務所の労働者並に労働者アルチエート料理人(家族を除く)に對し充分良質の食糧品及一般需要物品を本契約特別附録に基く値段、數量及手續を以て間斷なく供給することを保障す(附録第二)

第二十五條 組合に食糧品及一般消費物品の分配、労働者に配給する總ての食糧品及物品の價格及其良質なりやに付監督する權限を附與す

第二十六條 被解雇者の清算は一九二九年一月二十三日付ソ聯邦中央執行委員會人民委員會議規定(雇傭者より被解雇労働者に對する賃銀支拂期間に關する規定)に定め一九三〇年四月二日付ソ聯邦労働人民委員會規定第一四二號(平均賃銀)一ヶ月未滿の月に對する支拂規定に基き之を行ふものとす

第二十七條 支拂のブレミヤ制は組合と會社との特別協定によりてのみ許可さるゝものとす

第二十八條 一時間の賃銀率は當該労働者の日給を該労働者に付本契約にて定めたる普通労働日の時間數にて除して之を定む

第二十九條 出來高評價は勞務の等級によりてのみ定め該勞務を履行する労働者の等級によらず

第三十條 平均賃銀の算定は本契約に掲ぐる總ての場合一九三〇年四月二日付ソ聯邦労働人民委員會規定第一四二號(平均賃銀及一ヶ月未滿の月に對する支拂規定)に基き之を行ふ

第三十一條 勞働法第七十一條の擴張として左の通り定む

(イ) 派出事務所より勞務場所迄の歩行時間及其他勞務に關聯する他の事情による歩行時間をも労働時間に算入す
 (ロ) 使務の性質上必要なる補助設備及設備の準備並に其の使務場所迄の運搬は若し該事情が賃銀確定に際し考慮せざりしか又は考慮し得ざりし場合獨立の勞務として支拂はるゝものとす

第三十二條 勞働法第八十三條の追加と

して左の通り定む

當該勞働者の過失に非ざるブライクの
場合並に出來高拂の場合其生産が勞務
の進行中ブライクの或程度の普通の率
を伴ふものなるときはブライクが該勞
務に付定められたる普通率なる限り勞
働者の賃銀より何等の控除をなさざる
ものとす

備考 ブライク率は會社に於て之を定む、
本件に關する争論及期議は爭議手續によ
り之を解決す(第八條)

第三十三條 勞働者の過失に非ずして不
適當と認められたる勞務は其勞務に對
して消費せし全時間に對し該勞務に付
定められたる評價又は賃銀率により支
拂はるゝものとす

第四章 保障及補償

第三十四條 サガレン以外への出張にあ
りては日當は平均賃銀により支給す、
但し勞働者に於ては第九級賃銀率以下
管理技術員、經濟部員及従業員に於て
は七級以下たるべからず

備考 一利権地域より他の利権地域(土威

ウラガミロヴスキー及マーチ)への勞務
者の出張及轉任にありては勞働者に對す
る補償は現場に於て組合と會社との特別
協定によりて定む

第三十五條 勞働法第八十七條の擴張と
して左の通り定む

勞働者の解雇を伴はざる勞務中止の場
合會社が勞務者に他の勞務を提供する
こと能はざるときは會社は全空過時間
に對し勞働者は其賃銀率により支拂を
なすものとす

勞務の中止が六日以内なるときは右空
過時間に對する勞働者への支拂は平均
賃銀によりて行ふものとす

第三十六條 恒久的勞務に雇傭せられた
るものにして勞働法第四十七條(イ)、
(ロ)、(ハ)、(ト)及(チ)項に従ひ會社
により解雇せられたる勞働者並に死亡
者又は赤軍に召集せられたる者の家族
は若シアレクサンドロフスク又は會社
企業之最寄村落に於て自宅を有せず若
しくは解雇せられたる後他の企業若は
營造物に就職せざるときは最終船アレ

勞働者の種類のため定められたる一ヶ月
出勤標準履行前に尊敬すべき理由なく作
業に出勤せざる勞働者には勞働法第四十
七條の(一)を適用す(一ヶ月の義務日數
を履行せざる者に對しても勞働法第四十
七條の(一)を適用す)

二 地下組合の勞働者を坑外勞務に送ると
きは本契約にて當該坑外勞務に付規定さ
れたる出勤標準及標準勞働日を適用す但
し此の場合勞働者には其基本(地下)勞務
による平均賃銀を保存するものとす

第四十條 勞働法第十四條乃至第二百二
十條及一九三〇年四月三十日附ソ聯邦
勞働人民委員會規定第六十九號(普
通及追加休暇に係る規則)の追加及擴
張として左の通り定む

法律手續にて追加休暇(有害又は氣候
條件による)が定められず或は將來定
めらるゝことなき總ての勞働者に會社
は法律にて定められたる十二勞働日の
普通休暇の外連續一ヶ年間の勞務に對
し六勞働日の追加休暇を提供す

備考
一 休暇の金錢補償は一九三〇年四月三十

クサンドロフスク出帆の日より第一船
同地入港の日迄の期間中其の居住する
住宅より移轉せしめらるゝことなく
又一切の自治的援助を享有するものと
す

自己の希望による退職者及本條に規定
なき他の理由による被解雇勞働者は現
行法令に基き其の占有する宿舍を明渡
すものとす(該當する場合にはRSF
SR民法第一七一條の(イ)による)

第三十七條 企業にはソ聯邦共和國勞働
人民委員會の認可せる産業企業に關す
る模範内部管理規則及罰則表を適用す
該規則は現場にて團體契約書入手後一
ヶ月以内に地方的條件に應じ之を補足
し地方勞働監督の認可を得べくべし

第五章 勞働時間及休養

第三十八條 勞働法第九十四條及第九十
五條の擴張として左の通り定む

地下勞務及坑外勞務に於ける有害なる
作業の普通勞働日ソ聯邦及ロシア聯邦
共和國勞働人民委員會の當該目錄に示
せる勞働者の全種類に對して六時間と

日附ソ聯邦勞働人民委員會規定第六十九
號の第二十三條乃至第三十三條に従ひて
のみ許可するものとす

二 評價爭議委員會の決議により休暇の併
合を許可せらるも右は二ヶ年以上に亘る
を得ず

三 サガレンに於ける會社企業にて二年又
は二年以上連續稼働せる勞働者にして休
暇をサガレン以外にて利用することを希
望するに對しては一ヶ月以内の往復日數
は休暇中に含まず但し勞働者に對し此期
間(往復)に於ける賃銀を保存せざるもの
とす

上記の場合休暇は(サガレンより出發の
權利共)勞働法第十七條及第十八條
に示されたる手續により提供するものと
す休暇より歸還遲延の場合遲延が本契約
第四條に示せる手續にて證明せらるべき
不可抗力の爲ならざりしときは勞働者に
對し勞働法第四十七條(ハ)項を適用す

四 休暇(又は勤務上及國家並に公共の出
張中)の勞働者及其家族は提供されたる
住宅並に總ての他の自治的援助を利用
する權利を保有す、而して右の外其家族
は總ての勞働者と同様の基礎に基き勞務

定む、右の外坑道基本坑道及運炭坑道
通風上運横切坑道及の掘進夫に對して
六時間の普通勞働日を定む
他の勞働に移動さるゝ勞働者には移動
さるゝ勞務に付定められたる普通勞働
日を適用す

備考 時間外勞務に對する支拂は勞働法第
六十條に適應し會社之を行ふ

第三十九條 勞務の普通條件の下に於け
る一ヶ月中に於ける出勤の義務的標準
を左の通り定む

- (A) 總ての地下採炭夫、掘進夫及穿
孔夫一ヶ月中 二十二日
- (B) 支柱夫 一ヶ月中 二十三日
- (C) 其他の總ての坑内勞働者、坑内
小頭及發破夫 一ヶ月中 二十三日
- (D) 其他の總ての勞働者及従業員
一ヶ月中(曆上勞働日全部)

備考
一 當該種類に對し本條に定めたる一ヶ月
の出勤標準を履行せる勞働者は其他の日
に勞務に出勤せずとも如何なる結果をも
蒙らざるものとす

者が休暇(若しくは出張)より歸還する
迄物資を利用する権利を有す

第六章 労働の保護

第四十一條 會社はソ聯邦及ロシア聯邦
及同國勞務人民委員會の公布せる目録
に従ひ勞務者に特別被服、豫防器具、
特別石鹼並に中和劑(脂肪)を給與する
ものとす、前記目録に基き作成された
る會社の企業に於ける勞務者に對する
特別被服支給表は之を本契約に添
附す(附録第三参照)

備考

- 一 特別被服の保存及利用手續は一九二九年三月二十九日附ソ聯邦勞働人民委員會訓令第一二八號によりて定む
- 二 未成年者は同種の成年者と同等に本條に記載せる物品を受く

第四十二條 十八歳未満の未成年者及乳
兒を有する女子は如何なる場所たるを
問はず其承諾なき限り常住地外に出張
せしむることを得ず

第四十三條 會社は地下勞働者に毎日無
償にて乾衣所洗場を使用せしむるの外

第五十條 會社企業に於ける未成年者徒
弟數は勞働者數の六パーセント以下な
るべからず、未成年者徒弟と勞働者との
比率關係は次の法令に定められたる
手續にて算出す

- (イ) 一九二八年八月一日ソ聯中央執行委員會及人民委員會議規定
- (ロ) 一九二八年十月二十二日付ソ聯邦勞働人民委員會訓令(建築及季節的作業に於ける未成年者割合に付て)

鑛業徒弟學校(ゴルノプロムウチヤ)團
體的及個人的徒弟組織の條件及期間、
教育期間、試験其他執行手續は本契約
署名後二ヶ月以内に總ての地方的條件
を考慮し現行法令及省令に基き會社と
地方組合機關との追加協定を以て之を
定む

第五十一條 教育の成果に應じ教育の各
六ヶ月經過毎に徒弟は賃銀網等級の次
級に移さるゝものとす
徒弟の熟練程度は各半年毎に地方組合

日ソ關係約・契約及協定

會社は自己の費用を以て充分收容し得
る露式浴場を維持し企業全勞務者及其
の家族の一週一回以上の無償利用を保
障す

第四十四條 會社は勞務場所に應急救助
の爲必要な藥品、繻帶、材料及補助
器具を備へたる小藥室を組織し之が適
當なる状態維持のため責任者を定むべ
し

備考 重症の勞務者並に其家族を土威病院
に送り又治療後歸家の爲に會社は衛生運
搬具を備へ付くべし

第四十五條 遂行勞務に關聯して起りた
る不祥事により勞務者死亡の場合會社
は其の家族に社會保險の扶助料に關せ
ず當該死亡者の三ヶ月の平均賃銀額の
一時的救恤金を支給す但し從業員に於
ては五級の三ヶ月分賃銀率以上勞働者
に於ては七級の七十二日分賃銀以上徒
弟に於ては六級の七十二日分の賃銀以
上なるべし

第四十六條 其の原因の何たるに不拘死
亡せる勞務者の同棲家族にはサガレン

機關及管理部の代表者より成る委員に
て之を決定す

教育の全期間終了後徒弟は試験勞務
教育の全課目(期間)の試験を課され
試験に合格せる者は本契約により定め
られたる勞働者に付ての一般賃銀網並
に勞務細別に應じ熟練程度を確定さる
るものとす

最終的試験に合格せる徒弟には會社は
當該徒弟に付確定されたる熟練に應じ
企業に應じて勞務を提供す
徒弟は定められたる期間前と雖も受験
の權利を附與さる

非未成年者(十八歳以上の者)にして鑛
山徒弟學校の最終學年又は最終學年の
次級に在る者は勞働時間、休暇及賃銀
に付ては本契約及法令を未成年者徒弟
と同様に適用さる

第五十二條 未成年者は其の都度組合と
の協定によりてのみ出來高作業に就か
しむることを得
出來高作業に従事する未成年者は成年
者と同様の評價により支拂を受くる外

退島の希望を勞務者死亡のときより一
ヶ月以内に會社に申出たるときは會社
は解雇せられたる勞務者と同一の基礎
本契約第十四條(C)項に基きサガレン
を出發することを得しむるものとす

第四十七條 會社は自治的援助即ち必要
なる家具付、家屋煖房、點燈、給水、
浴場、洗濯場、乾燥場、便所掃除夫其
他を總ての勞務者に附録規定に記載の
手續の範圍(附録第四参照)にて無償に
て提供するものとす

第四十八條 會社は組合の必要なりとす
る申出ありたる場合勞働者コーペラチ
ーヴの建築並に組織の爲地區を提供す
るものとす但し地域並に地區の選定は
會社と組合との協定に依るものとす

第四十九條 會社は會社の勞務者の合宿
所に掃除夫(番人)を會社の費用を以て
保持す但し一人の掃除夫(番人)は居住
者の總數四十人以上に於ては隣接する
合宿所に對して勤務せしむることを
得

第七章 徒弟

短縮時間に對しては其時間賃銀率によ
り追加支拂も受く

第八章 文化事業

第五十三條 會社は總てのクラスヌイ、
ウガロークの煖房、點燈、飲料水の供
給及衛生掃除をなし又夏公園には點燈
及飲料水の供給をなす

會社はアガロイドナヤ澤にクラスヌ
イ、ウガローク用建物を提供す、建物
の大きさ及設備案は現場にて本契約入
手後一ヶ月以内に組合と組合にて協
定す

(註) 本條第二項は一九三四年四月二
十一日付議定書中に會社がアガロ
イ、ウガロークにクラスヌイ・ウガローク
建物を提供したる事實を取調の上に
て削除する旨を記載せり

第五十四條 文化營造物の勞務者(十名
以内)並に其家族の爲め會社はサガレ
ン州執行委員會の規定する料率により
會社勞務者のため本契約にて決定せら
れたる範圍内にて住宅並に其他の自治
的援助を提供するものとす

而して食糧品及一般消費物品の配給は本契約に従ひ會社の勞務者のため定められたる價格及標準によるものとす

第五十五條 會社が學校のため提供する家屋は學校用として占有せらるゝものとす

第五十六條 削除

第九章 組合機關

勞働法第六十一條の擴張として左の通り定む

第五十七條 勞働法第六十一條の擴張として左の通り定む

企業又は營造物に於ける勞務を免除せられざる委員會(鑛山委員會、坑内委員會、地方委員會及同業組合)の委員は委員會の要求に基き管理部より勞働時間中自己の直接義務の遂行より免除せらるゝも一ケ年平均一ケ月二回以上たることを得ず又此結果空過せる勞働時間に對しては賃銀を保存せざるものとす勞務者の作業免除に關する組合機關の要求は免除の一日以前に會社に通告することを要す

第五十八條 會社は組合機關(鑛山委員會、坑内委員會、地方委員會、同業組合及其他)の維持費として勞働を免除せられたる委員會委員に對する支拂を込め勞務者の賃銀支拂と同時に當該企業、營造物及經濟團體に於て支拂はれたる總ての賃銀全額の三パーセントを毎月當該組合機關に納入するものとす

備考 本條並に契約第四十五條に於ける賃銀の算出は本契約第三十條に記載したる手續にて之を行ふ

第五十九條 會社の企業に於ける組合機關勞務者(六名以内)其の家族に會社はサガレン州執行委員會の定めたる料率により住宅及び其他の自治的援助の利用を提供す而して食糧品及一般消費物品は會社の勞務者と同等の基礎に於て提供するものとす

右の外會社は組合勞務者に一週二回二人宛幸便を利用し會社の小蒸汽船にて亞港に往復する權利を許與し而して航海社絶期間會社は右の目的の爲め右の

範圍にて馱角付馬車を提供す

第六十條 ソ聯邦石炭工業勞働者組合、中央委員會委員、極東地方委員會委員及下級委員會委員並に同業組合委員若くは其全權は前掲組合機關の委任により會社の企業、營造物又は經濟團體の一切の作業を支障なく參觀するの權利を有す

第六十一條 (削除)

第六十二條 本契約に左の附録を添附す

附録

- 一、賃銀網等級別熟練細別(契約第十六條)
二、食糧品及一般消費物品供給規則(契約第二十四條)
三、特別被服支給標準(契約第四十一條)
四、住宅及自治的援助規定(契約第四十七條)

ソ聯邦石炭工業勞働者組合 中央委員會委員

ベローイー・カルボウ

北樺太鑛業株式會社

胡麻本 葛一

北樺太石油會社の對露契約

一、利權契約要項

一、利權の目的

北樺太東海岸の既開油田未開油田(別記の通り)の試掘採掘並に其附帶事業

二、地域

- A、既開油田(別表の通り)
B、未開油田(壹千平方露里)
(イ) 本地域の選定は契約締結後一ケ年内に露國政府と利權者双方協定の上述定す

- (ロ) 右地域確定の上は該地域内に於て九六〇(デシヤチン)(三・一七六一七・六坪)の地積を有する試掘地域を數と箇所に制限なく利權者之を選定し試掘することを得右九六〇(デシヤチン)の形状は南北に參、東西に貳の比なる形にして更に之を壹區劃八〇(デシヤチン)其形状は東西に貳南北に壹なる比の矩形十二個二列に

日ソ間條約・契約及協定

區分す

- (ハ) 前記試掘地域が調査試掘の結果採掘價值決定せば、八〇デシヤチンの正方形二個に分ち(結局六デシヤチンの試掘地域を市松形とす)政府は各正方形を北京條約の例に倣ひ交互に引き取る權利を有す、若し利權者の出油井が政府鑛區に入りしときは其油井を含む部分を利權者に與ふ
- (ニ) 試掘期限 十一ケ年間契約の效力發生日(一九二五年十二月三十日)より起算す

三、利權期間

四十五ケ年(契約效力發生日一九二五年十月二十四日)

四、利權者の特典並に權利

- (イ) 産出物無税輸出の特典
(ロ) 事業用品並に従業員食糧等の無税輸入
(ハ) 事業用材伐權
(ニ) 土地、水面、水力の使用權
(ホ) 事業用電話線架設の權利
(ヘ) 築港施設權

(ト) 工作物建設の權利

- (チ) 附帶設備をなすの權利
(リ) 送油管敷設權
(ヌ) 農事施設の權利
(ル) 既設無線電信所オハ、チャイオの使用權並に新設の權利
(ヲ) 船舶入港の權利

五、利權者の義務

- A、報償
(一) 報償率
(イ) 普通井の場合 三萬噸まで總生産高の五%一萬噸を増すごとに貳厘五毛を増率し四十五萬噸の時一五%となる
(ロ) 噴油井の場合 拾噸迄は普通井と見做す十噸乃至五十噸迄一五%それより七噸を増す毎に五%増率し百噸以上に至つて四五%となるガソリン・ブラット一千立方尺に對し二ガロン迄一〇%、一ガロンを増す毎に五%増率し六ガロン以上は三五%とす
(二) 報償支拂方法 金納單一制とす 此場合算出方はボーメー二五度以下

は加州原油山元値段ボーメー二五度以上はメキシコ灣原油値段に依るものとす、但し横濱市價及樺太運賃の公定を見たる場合は同市價より運賃保険料其他諸掛りを控除したるものに依ることを得

B、課税 單一税とし生産高に對する三・八%四算出は報價の場合と同じ

C、社會保險 勞働者の賃銀總額に對する一六%毎年支拂ふこと

D、火災保險 利權企業を組成する財産中罹災の憂少なきものを列擧して附保の義務なき事とし罹災の際保險金を損權者名義にて國立銀行に領入れ復興の爲めに使用し得

E、露國政府財産使用料 政府財産は利權者の希望するものに限り引受け毎年之が使用料として右財産の評價の四分を納入するものとす(當該財産の評價は兩者協定の上之を決定す)利權地域の現存財産中如何なるものが政府の所屬のものなるかは爾來日露兩國政府間の交渉に依り決定

するものとす

既開各油田面積

油田	名形状	全面積	一地區の面積	地區數
オハ	長方形	952.05デ (2,500エ)	22乃至25デ	30 (22-10 35-20)
エハ	正方形	591.69デ (1,600エ)	37デ	16
ビリ	長方形	443.76デ (1,200エ)	37デ	12
ヌト	多角形	925.03デ (12,500エ)	38.5デ	24
チャイ	正方形	443.76デ (1,200エ)	27.75デ	16
ヌイ	正方形	591.69デ (1,600エ)	37デ	16
ウイタ	長方形	295.84デ (800エ)	24デ	12
カタ	正方形	591.69デ (1,600エ)	37デ	16

[デ] はデシャーチン (1 デシャーチン = 3,334 坪 838)
[エ] はエーカー (1 エーカー = 1,224 坪)

六、産油優先買上權

露國政府は買上權なし
A、勞働法の適用を受く
B、備入割合

左記割合にて外國人(露國人にあらざるもの)雇入することを得
(イ) 事務員、技術員、高級勞働者五〇%
(ロ) 中位以下勞働者二五%
但し管理者、工場長、各部長は右の制限を受くることなし浦鹽勞働部長が前記の場合に依るものを供給し能はざる場合には利權者は其不足數だけ任意に雇傭し得べく浦鹽支部が供給したる外國人(露國人にあらざるもの)の區別に關係なきものとす非常の場合起りしときは任意に技術者及勞働者を雇傭することを得
C、募集は毎年四月及七月十日迄に浦鹽勞働支部に申出ること
前記雇傭關係の規定は大正十五年航海終期迄之を猶豫するものとす

八、爭議調停條項

本契約並に附屬書及補充書の解釋三實行に關し政府並に利權者の間の凡ての爭議及不一致はソヴェート社會主義共和國聯邦大審院之を決定す

利權者並に第三者との間に於ける私權の性質を帯びたる例へば國營機關一般組合其他の機關及び個人間の爭議は通常三方法によりソヴェート社會主義共和國聯邦裁判機關を決定す本條は相互の合意により兩者間の爭議決定を第三者の審問に移すことの權利を排除するものに非ず

九、其他要項

利權期間満了の際引渡すべき財産に對する政府の補償

A、利權期間最後の十ヶ年間に設備したるものにして償却未済の額に就ては財産引渡後政府より利權者に對し之を支拂ふこと

B、償却率、石造建物、タンク鐵管三%、機械及設備、七木造建物及舁五%

C、利權企業を組成する財産は之を沒收徵發其他強制處分の目的と爲すことを得ず

10、本契約中別段の規定なき限り利權者は現行の法律及將來公布せらるべき一

日ソ間條約・契約及協定

般法律並に法律に基く官憲の命令處分を遵守すべし

二、中央政府又は地方官憲の命令其他の規定又は處分力本契約に依る利權者の權利を制限し又は無効たらしめたるときは政府は其損害を賠償す
三、政府は其一方的意思に依り契約の效力を制限し又は無効たらしむることなし

猶ほ契約全條項は四十數項であつて右は其の重要條項中決定したること明かなるもので手續上の問題及び利權者と露國政府との間に爭議の起りたる際に採るべき調停方法の問題である。

試掘地積の新規利權契約要綱

- 一、利權地積は1北部オハ、2エハビ、3クキドキラリン、4ボロマイ、5北部ボアターシン、6南部ボアターシン、7チエメルニインダーキ、8ガタノキ、9ノオグリン、9ムキングーコンギ、10チャクレーナンピーチャムグウ、11

ヴェンゲリーヤーツブウジの十一ヶ所合計一千平方露里

二、利權期限千九百二十五年十二月十四日「既開油田契約當時」より四十五ヶ年とし試掘期限は十ヶ年とす

三、利權者は十ヶ年の試掘期限内に採掘さるべき鑛區をソヴェート鑛業監督官に報告し採掘鑛區を設定する事

四、採掘鑛區は一九二五年十二月十四日の利權契約に基きソヴェート政府と利權者が市松方形に分割す

五、試掘中の採油に對する報價は千九百二十五年十二月十四日の契約に依る

※左記諸項は北洋漁業の部參照
昭和十二年度漁區貸付條件
廣田カラハン漁區安定取極(正文)
效力延長暫定取極(正文)
留換算率に關する取極(正文)

滿ソ關係

乾岔子日ソ衝突事件

昭和十二年六月三十日、黒龍江乾岔子島附近における日ソ兩軍の衝突事件は滿ソ關係における本年(十二年)の最大事件であつた、しかも此の事件は世界の耳目を著しく聳動した、それはこの國境河川に勃發した兩軍の衝突が、現在世界の話題となつてゐる日ソ戦争を遂に招來するのではないかと極めて重大なる危惧を抱かせるに充分なソ聯砲艦の撃沈といふ相當大きな事件であつたからである、併し幸ひにもソ聯側が餘りにも明らかなる自國側の非を悟り、日本の公正なる要求に應じて、その集結せる艦艇の撤收と不法占據せる乾岔子及び金阿穆河兩島より赤軍兵士の撤退を實現したことによつて、さしも世界を驚かした事件も兩島の

歸屬問題(明らかに滿洲國領ではあるが)を殘して終幕を告げたが、併しかかる國境紛争事件は今後と雖も、滿ソ國境線の劃定と、ソ聯國境における尨大なる兵力の撤退をみざる限り、しばしば發生する可能性があるのである。

而して乾岔子島衝突事件の原因に就ては「日ソ關係」の部に於て詳説したから簡略するが、奇特克特附近黒龍江上滿洲國領の乾岔子島(露稱センヌハ島)及金阿穆河島(同ボリシヨイ島)をソ聯兵が不法占據し、右兩島に沿ふ黒龍江本流の滿側艦艇の航行を阻止せんとした爲惹起されたもので、當時の緊張せる雰囲気はモスクワにおける我が重光駐ソ大使とトリトヴィノフ外務人民委員及び重光、ストモニャコフ外務次長との火を吐くが如き深夜の激論によつて是を窺知し得られる

のである、左に衝突の行はれた翌七月一日午後五時(モスクワ時間)より七時まで二時間に亘る重光、リトヴィノフ論争の詳報公電を左に掲げてみよう。
▽重光・リトヴィノフ論争

ソ聯艦艇射撃事件

リ氏 如何なる事情の下にありとはいへ、又何れが正か不正かの問題を離れ艦艇を大砲で射つことは重大なる結果を招來する。ソ聯政府は物質上の損害及死傷に對し賠償要求の權利を留保する。

重光氏 事件はソ聯側の挑發に起因するもので、責任はあげてソ聯側にあり、右不法行為に對する防禦の方法が大砲によると否とは問題の核心ではない。

撤兵問題

リ氏 前回會談の際には双方同時に問題の島から撤去し、付近に集結してゐる砲艦を引き揚げることを提議した次第で、ソ聯側のみ偏務的に無條件撤退

緊急事態の救済

リ氏 占領の合法非合法を論じても果てしがないから右は後日の交渉に譲るより他はない、刻下の急務は緊迫せる空氣の緩和であつて、貴我軍隊がこのまま對峙して居る時は更に紛糾を生ずる虞れあり、望ましくない、之が救済の爲には双方が撤兵することが必要である、かくすれば緊張は解消し、黒龍江航行の障礙も消滅するであらう、ソ聯側は今もなほ原狀回復即ち貴我軍隊と砲艦の存在しない状態に復すること

に同意である、但し、ソ聯が軍隊砲艦を撤收しても日滿側で之を殘して置いては原狀回復に非ずして新しい事態を招來することとなるから反對である。滿洲國側砲艦引揚げの意嚮を示され、ソ側も砲艦を引き揚ぐべく、之に對する明確な回答を得ればソ側軍隊は撤收するであらう、日本側の回答次第で明日にも撤兵する用意がある。
重光氏 ソ側で三つの島を占領したこと

の不法なることは既に述べた通りであつて一點の疑ひもない、但し、それはさて置き差當り事態の緩和を圖ることが必要であるが、滿洲國側砲艦はソ側の原狀破壊の結果派遣されたものであるが故にソ側が原狀回復を實行すれば事態は平靜に歸するであらう、我方は平和裡に問題解決を圖る方針であるから緊張の原因が解消すれば、事態緊張緩和の措置にして若し必要あらば當然行はるゝこととなるものと思ふ、ついで一刻も速やかに原狀回復の手段を執られたい。

重光・ストモニャコフ論争

一日午前一時から三時まで(モスクワ時間)二時間に亘る重光、ストモニャコフ會談内容の後報詳電はソヴェート政府機關の妨害により多少遅延して二日午後外務省に到達した、それによればソ側の態度はあくまで頑強、國境撤兵の提議を破棄せるは日本側なりと曲辯して非を我方に轉嫁せんとする如き態度に出でてゐる、即ち會談を要約すれば左の通りであ

を行ふべしと言つたのではなく、日滿側が軍を撤退し、砲艦を引揚げれば、ソ聯側も同様の措置を執るべく然る後に國境劃定を討議することが出来るのである、右國境劃定が完了するまでは双方共自説を主張して最後の妥當なる方式を發見することにしようとするのである。

重光氏 御説はまことに意外とする所である、事件救済の先決問題はあく迄もソ聯側の撤兵である、不法占據を爲せるはソ聯側であるから撤兵も亦當然ソ側一方なるべき筈である、我方が滿洲國領より撤兵するといふが如きは不合理である、目下事態は頗る緊張してゐるから、ソ聯は遲滞なく原狀回復の措置を執りたい、右は別に複雑面倒なる措置でもなく、且又最初勸告を與へてから既に三日も経過したことであるから、日限の點は今更問題とする要もない、併し原狀回復をさへ見れば事態は自ら平靜に歸するであらう。

重光大使 ソ聯邦の砲艦が乾岔子(カンチヤズ)島南方水路に侵入して不法發砲せる事件はリトヴィノフ氏の撤兵約束に反する不信行爲である、此種不信行爲により發生する一切の責任はソ側に歸すべきものである。

ス次長 敵對行爲は日滿側から開始せるもので、これこそ重光・リトヴィノフ間の諒解を破棄せるものである、ソ側の砲艦が滿洲國側の水道に入ること、日滿側がソ聯側の水道を通航する權利を主張せられるに徴し毫も差支へないと思ふ。

重光大使 事態緊張の際にソ側の砲艦が三隻も争ひの中心たる滿洲國の水域に侵入し、守備兵を攻撃せることは重大なる挑發行爲である、リトヴィノフ氏が曩に承諾した通り直ちに兵力を撤退して原状回復を爲し黒龍江航行に支障なきやう處置せられたし。

ス次長 リトヴィノフ氏は双方同時撤退の提議を爲したことはあるが、ソ側の

みの一方的撤退を約束したことはない。

重光大使 リトヴィノフ氏はソ側の兵力を兩島から引き揚げ付近水路の航行に對する障壁を除去する爲に砲艦引揚げに異議なかつたものと諒解してゐる、リトヴィノフ氏は撤去のためには期限を付してもよいとさへ言ふてゐるではないか、貴官はリトヴィノフ氏が撤兵につき一方的約束はなく双方同時的撤退を提議したのに過ぎずと言ふがソ聯側が滿洲國領土を侵害せる爲に事件の發生を見たのであるから我方に於て原状回復を要求するのは當然である、日滿側は何も不法占據をしたことはないのであるから撤退しようにも撤退の理由が成立たぬ。

ソ聯紙の事件報道

該事件の報道が日滿側に傳はるや、日滿紙はソ側の不法行爲として憤激、大々的に取扱つたのであるが、ソ側は非は己れにありと認めたかの如く、又、自國砲艇の撃沈を國民の前に廣く知らしめるを

乾岔子、金阿穆河兩島のソ聯兵の撤収に關しては別項の如く陸軍省にも公電あつたが右に關し陸軍當局の見解は大體次の通りである。

重光大使とリトヴィノフ外務人民委員との會談の結果ソ聯兵力が問題の兩島から撤退しつゝあることは頗る當然のこと、ソ聯側に於ても今回の行動が不法であつたことを認め、ためであらう、ソ聯兵力が兩島から撤収することによつて今日まで緊迫してゐた事態は一應緩和されたわけである、しかし兩島の歸屬問題はなほ今後に残され外交的に解決されることになつてゐるが乾岔子、金阿穆河兩島が條約上も亦事實上も滿洲國領たることは明白なることであるからソ聯側がそれを確認するまでは今回の事件が完全に解決したと見るわけに行かぬ、従つて、我方としては兩島が滿洲國領たることを確認されるまでソ聯側の態度につき嚴重監視を要する。

米紙とソ聯紙の所論

滿ソ關係

バルチモア・サン紙は三日の紙上において「危険遠ざかる」と題し乾岔子島事件に付き次の如く論じて居る。

二日間の緊張の後、ソ聯側が面目問題を忍んで讓歩したので、危機は納まつた様だ、然し結果から見れば双方が強ひて面目を立てるよりも結構だし、結果も好いだらう、越境したか何うかといふ問題は扱て置き、ソ聯側は砲艇を沈められて居る、普通なら國家の體面上重大な結果を生ずべき所だつた、從來から軍備を充實して居るにも拘らず、ソ聯は少なくとも當座の所戰爭を避けて來た、これは内部紛争のため、又國際紛争を避け國內整頓を急いで居るからであらうが、今度の事件はソ聯の弱腰なのを示し歐洲でのソ聯の發言權を弱めるだらう、然しこれは歐洲における急迫した危機に備へ實力を保存するため一方に於て讓つたのに過ぎないのだと思はれる。

又、ソヴェート側では政府機關イズヴェスチヤ紙は四日の國際評論欄で乾岔子島

恥ぢるかの如く七月一日の共產黨機關紙ブラウダは左の如く極めて小さく左の如く報道したに過ぎなかつた。

六月二十九日黒龍江スイチエフスキー島センヌハ方面に於て日滿側機艇(單數)はソ側國境哨所を射撃したのでソ側哨所より應射せるに、日滿側は滿洲岸よりソ岸航行中のソ聯國境機艇を砲撃し之を撃破するに至つた。同艇に於て死者二、負傷者三を出した。

ソ聯撤兵を完了

モスクワにおける前記、重光・リトヴィノフ會談によつて乾岔子、金阿穆河兩島のソ聯兵及び附近江上を遊弋せるソ聯艦艇はソ聯國境警備司令官チエルヌイシエフ少將の命令により三日午後より撤退を開始し、四日に入りノウオベトロフスキー根據地附近に大體引揚を完了した。尙沈没したソ聯砲艇はこれを引揚げ、根據地に曳航すべき命令が同時に發せられた、尙ほ我が陸軍當局は右兩島におけるソ聯兵の撤収に關して大體左の如き見解を述べた。

事件に論及、例により乾岔子島並に金阿穆河島が自國に所屬する旨強辯すると共に、事件はソヴェート政府の平和愛好精神によつて解決されたと自家宣傳してゐるが、更に結論として左の如く述べてゐる。

今回の事件に際し歐洲フアツシヨ諸國は自己の歐洲における侵略に對し他國の注意を外らすため極東の緊急事態を殊更誇大に宣傳したが、ソヴェート政府の平和政策により彼等の意圖は明かに失敗した。

滿ソ水・陸國境問題

河川國境問題

約五千キロにわたる滿ソ、滿蒙國境線は慣性癡癡症にかゝつてゐる。滿洲事變以來のソ聯の國境武裝は同線のマジノ・ライン化してをり、極東軍の對日武裝は異常に強化され、同軍が獨立して日本と戦へるとの自信を放送し、日ソ對立は依然として深刻である。これ等が不明確な

國境問題に集中的に現れて來てゐる。國境における紛争が恰も日滿ソ蒙關係の磁動といはれるわけである。これが更に兩者對立を刺戟するのである。

滿ソ、滿蒙國境はウスリー、アムール、アルグンの河川國境三千二百二十キロ、陸地國境たる東部の六百三十二キロ、西部の三百六十八キロ、滿蒙國境の七百餘キロ計千七百餘キロ、これ等を加へた約五千キロの長大な線で、これ等の國境線に關しては左の十二の協定がある。

尼布楚條約（一六八九年八月二十七日調印）
布拉條約（一七二七年八月）
阿巴該圖條約（一七二七年十月）
愛蓮條約（一八五八年五月十六日）
天津條約（一八五八年六月）
北京追加條約（一八六〇年十一月十四日）
興凱湖界約（一八六一年六月）
琿春界約（一八八六年五月）
露支協定（一九二四年九月）
奉露協定（一九二五年）。

だが、これ等の協定は明確を缺きかつこれ等の協定による國境標識は永らくの間に腐朽せるもの或は持ち去られたもの

の、勝手に移動せしめられたものなどがある上に、地形の變化等があつて國境線は判然としないところが多い。

かゝる状態は東部、西部および滿蒙境において甚だしい。日滿ソ蒙の對立感とソ聯の武装強化によるソ聯の積極的な態度はたえず國境紛争を惹起しその紛争は前記三方面において激烈を極め、同方面では屢々滿ソ滿蒙並びに日ソ正規兵の衝突が行はれ「燃ゆる戦線」といふ感じを世界に與へて來たのである。

然るにアムール等の河川國境においては、陸地國境ほどの激烈な闘争が行はれず、紛争の種類もやゝ趣を異にした。これは河川國境は陸地よりは自然的な境界がハッキリしてをつたからである。だが、河川においても河のどこに境界があるか不分明で、水路の問題、河川中干のぼるといふ夥しい島嶼の歸屬をめぐつて、異常癡癡はたえず續いてゐる。これが最近甚だしくなり、ソ聯の不法は同方面の危機を深刻にして來た。これは六月に入つて續發してゐる奇克特付近アムール

かつ河中の島々に對する對滿武装問題をめぐつてアムール、ウスリー合流點の島等の問題があつた。前記争點となつた水道は河流航行の状態からして現に航路として使用されて來たもので、當然水路として協定さるべき地點であるに拘らずソ聯はカサケウイツチ島（または黒瞎島）等に對しすでに武装せることおよび對滿戰略の要地として重大視し、横車を押したのである。

かくて水路協定會議の決裂以來ソ聯の河川上の不法行為は再び激しくなり、惡質化して來て從來何等問題となつてゐなかつたスイチエフスキー、ノウオペトロフカ、オルロフ・コンスタンチノフカ等の各水路（奇克特西方愛琿東方）を閉鎖し當然滿洲國領と見做さるべきポリシヨイ島（長さ三里、幅半里）センヌハ島、ボレンソウイ島を占據多數の武装兵を駐屯せしめ、アムール艦隊を付近一帶に配置し滿洲側を刺戟するに至つたのである。大體アムールの島嶼は沙洲の盛りあがつ

ル河上の事件である。

大體河川國境における國境線は水路におかれてゐる。普通の河川なれば水路の決定は左程の問題でないのであるが、アムール等の滿ソ國境河川中には大小無數の河中島が出来てをり、大なるものは周圍十數里に亘るものがあり、これが日滿ソ關係の緊張につれ國境武装上に重大な關係を持つてゐる。ソ聯のこれ等の島に對するトーチカ裝備、飛行場の設定、その他の軍事諸施設はアムール等の國境河川を猫柳繁る沙島を、爆彈地帯にしてしまつてゐるのである。従つて水路の協定は直接河中の島々の歸屬を決定する重大な意味を持つてゐるわけで、滿ソ兩國間に久しく水路の協定が行はれて來たが、諸地點における水路に關する滿ソの意見の懸隔その他の事情で本年初めに決裂、現在に至つてゐるのである。

滿ソ水路に關する意見の對立はハバロフスク前面のカサケウイツチ水道問題を最大なものとしてポヤルコフ水道、ビヒハ、ケトウオ地方等の水道にわたり、

筆者がアムール上航の場合もさうであつた。これは地理的必然で、これまでソ聯も認めて來たのである。然るに今回急に從來と違ひかゝる所屬不明瞭な同方面の水道を閉鎖するに至つたのである。

かくもソ聯側が悪質な行動をとるに至つた理由は色々考へられるが、停頓せる國境畫定折衝を自國に有利に導かんとする意圖と極東軍の強化をモスクワに知らしめんとする苦悶の策もあり、同時に對滿示威と見ることが出来る。而して國境劃定問題に對する工作としては同地一帯に永久裝備をなし、諸水道を閉鎖し、これを常態化しておき將來國境劃定問題が起つたとき、既定事實としておかんとする惡辣なやり方であるが、これより對滿示威、思ひあがれる極東軍の強化示威がより重大なる問題で、かゝるソ聯の態度は日滿側を刺戟せずにはおかざるべく、問題は再轉して同地をアムールの新しき爆彈地帯になして來てゐるのである。

陸地國境問題

然らば一方の「爆發線」滿ソ陸地國境現狀は如何。ソ聯は、滿ソ陸の國境は明確なりといふも、國境全線に亘り、現地における國境標識は如何。以下、東西陸上國境の現狀を記してみよう。

東部國境

車部國境は、最も事件の頻發する地方で、通常最南國境地點たる圖們江口土字牌より起り、興凱湖を越へて松阿察河、ウスリイ江に從ひ、黒龍江、ウスリイ兩江の合流點に至る部分を指し、東部陸境とは、土字牌より興凱湖西岸白稜河口の喀字牌に至る間をいふ。而してこの東部陸境には文字界標九個、記號界標二十六个、合計三十五個の國境標を一八六一年及び一八八六年の露支兩度約定によつて設立したが、爾來五十有餘年、兩國は殆んど界標の補強工作をしなかつた結果、現在、定位置にあつて完全に存在するものは、その四分の一に過ぎない状態である。

西部陸境

而してこの東部陸境は、その距離六百三十二軒あるから假令、界標三十五個悉く完全に原位置に在つても各界標間の平均距離は十八軒餘に及んでゐる。然るに實際、原位置にあるのは僅かに十界碑に過ぎないので、界標間の平均距離は三十六軒以上に及んで居り、しかもその間、通視不能なるに拘らず、界標間には何等の補助標識をもつて國境線を明確に計ることは困難である。かくの如き不明確極まる國境の現狀を指して、國境は明確なりと強辯し、日本の提議にかゝる滿ソ國境劃定を敢て拒否するソ聯の態度は、國境確定により過去數十年間における自己の不法占據せる支那領土を滿洲國側に返還しなくてはならないからである。

西部陸境とは、滿洲里附近における阿巴該圖界約に據るクルバカンダホ第五十八號オボより起り、額爾克納河沿岸阿巴該圖第六十三號オボに至る間の陸地國境を

指すので延長約三百六十八キロである。

西部陸境は一七二七年のブラ條約、ホクト條約等によつて劃定せられたものであるが、爾後二百年間、界約の是正界標の補強工作を顧みなかつた爲め、露國は支那の無力と邊防の虚に乘じ、漸次、滿洲里西北方地區を侵略し、光緒末年には現在の所謂國境附近まで進出し來たので、中國は露國の南下防止及び國境紛争の根絶を目的とし、宣統二年齊々哈爾に於て協定を結んだ。しかしこの調印は、露國側に乘ぜられて爲したもので、支那側も該協定の有效性を否認し來つたものであるから、この一方的設定の國境線を滿洲國は絶対に容認しないのである。

滿蒙會議經過

哈爾哈事件善後措置を目的とする第一次滿蒙會議が昭和十年十一月末決裂後幾許もなくして滿蒙國境に於て幾多の不祥事件發生したるを以て昭和十一年春以來兩國間の友好關係の樹立と紛争處理及防止の爲國境紛争處理委員會並國境劃定委

員會の設置等討議の爲、第二次滿蒙會議開催方に關し交渉を行つたが昨年夏に至り意見の一致を見、昭和十一年十月十五日に至り滿洲里に於て正式に開催を見るに至つた、而して本會議に於て滿側より鳥爾金(首席代表)、額爾欽巴圖、矢野、飯盛、哈達、平福の七隨員外蒙側よりサンポー首席代表(サンポーは會議途中罹病の爲ダリジャツプ之に代る)始めイデムスルン、ロトオチルの三代表、ブルブトルジ、ロフステンテツプ、チミトドルジ、ジロムトの四隨員出席、同年十二月二十三日迄會商を重ねること二十一回に及んだが、結局兩國原案中國境劃定共同委員會設置方に付てのみ多少字句の修正をなし採決したるだけで終始議題順序問題、字句の修正解釋問題等に付き論議し、第二次會議を打ち切り、次回會議は昭和十二年一月二十五日再開することに決した。

然るに第二次滿蒙會議休止以來外蒙側は五回に亘り各方面に於て滿領に不法越

滿ソ關係

境等の不法行爲を繰返し、之れが爲昭和十二年一月二十五日再開すべき第三次會議は延期し、同年五月二十七日に至り漸く正式再開を見るに至つた、本會議に於ける滿側代表は鳥爾金(首席)、矢野の二名。猪口、萩尾、野並、飯盛、岡本、札爾桑、葛禮普資の七隨員にして外蒙側よりはサンポー(首席)、イデムスルム、ロツトオチルの三代表。ブルブドルヂ、チムルト、チミトドルヂ、ロフスン、テンデブの五隨員出席、同年五月二十九日迄二回に亘り會商せられたるも外蒙側代表サンポーは國內事情の爲一時歸國することになつた爲、結局何等具體的進捗を見ず一時停止の己む無きに至り、同年八月三日に至り更に第四次會議を開催するに至れり、本會議に於ける滿側代表部は鳥爾金(首席)、下村の二代表、猪口、萩尾岡本、野並、札爾桑、飯盡の六隨員外蒙側は前回會議同様サンポーを首席としイデムスルム、ロツトオチル、の三代表、ブルブドルヂ、デブグン、ヂムルト、チミトドルヂの五隨員出席同年九月七日迄

ソ聯の滿洲國領事館暴壓

駐チタ滿洲國石田領事代理より七月二十三日外務局に達した公電によれば、ソ聯官憲の我が領事館並に館員に對する不法態度は、さきの駐ブラゴエ蔡領事令嬢並に館員の不法拉致事件に對する我が方の嚴重抗議にも拘らず依然反省するところなく、最近では館員の行動を晝夜を問はず監視すると稱して、駐チタ、駐ブラゴエ兩領事館の周圍に各十數本の電燈線を設置し、領事館を煌々と照した上、ウを徘徊せしめてゐたが昨今又復チタ領事館の周圍に無體にも鐵條網を張りめぐらし、館員の出入をすら困難ならしめる

に至つた、在外公館並に館員に對するかゝる侮辱行為に對し、石田領事代理は二十日在外公館並に館員の名譽及び館員の國際法上認められたる自由行動を侵害するものとしその責任を嚴重追及する旨の抗議を發すると同時に、鐵條網を一方に的破壊した。

外務局當局談

駐チタ領事館事件に關し滿洲國外務局當局は事態を重大視し、二十三日改めて外交部北滿特派員代理下村理事官を通じて駐哈ソ聯總領事館代理クゾネツオフ氏に對し嚴重抗議を發したが、同事件に對し外務局當局は次の如く語つた。

事件は極めて重大であり、嚴重責任を問ふことゝなつた、而して同事件の背後に存するものとして特に注目されるのは事件が同時にソ聯の國內的ゼスチユアとして行はれてゐることである。ソ聯の未會有の内紛が悉く外國に原因するかの如く宣傳し極東ソ聯民衆の關心を外に向けしむるために狂奔してゐるソ聯にとつ

て、我が在外公館に誠意を見せることは民衆に對して偽装せるソ聯當局の馬脚を現すことゝなり、勢ひ我が領事館を恰も蛇蝎のやうに取扱ひ民衆の目を欺かざるを得なくなつたものと見られる。

ソ聯在滿領事館閉鎖

昭和十一年二月海拉爾駐在ソ聯邦領事は滿洲國官憲に對し哈爾濱を除く全部の在滿ソ聯總領事館及び領事館を閉鎖することに本國政府の方針が決定した旨を通告し、更にソ聯領土内の滿洲國領事館設置問題はウラヂオストツク、ハバロフスク、ブラゴウエンチエンスクの三ヶ所のうち一ヶ所を承認する方針である旨を附言してきた、而して先づ昨年奉天總領事館と齊々哈爾濱領事館を閉鎖し、本年に入りて綏芬河、黑河海拉爾の各領事館を閉鎖し現在では哈爾濱總領事館と滿洲里領事館のみとなつた。因みに當時ソ聯側より哈爾濱を除く在滿領事館の閉鎖を爲す用意ありとの報道に對し滿洲國外交部當局は左の如き見解を表明したのであつ

た。

ソ聯邦政府は豫て滿洲國政府からソ聯邦領内滿洲國領事館増設問題で追求されてゐたので、滿洲國の要請を拒否する伏線としてかく高飛車に出たと思はれる。然しソ聯邦政府がかゝる非協調的態度をとる以上何故に哈爾濱總領事館をも含む一切の領事館を閉鎖する舉に出ないのか、ソ聯邦政府は哈爾濱總領事館を残して置く以上赤化工作には何らの支障もないが、滿洲國政府としては齊々哈爾濱その他地方の領事館よりもむしろ哈爾濱總領事館を閉鎖することを要求する。

在ソ聯滿洲國領事館

現在ソ聯にある滿洲國領事館は左の通りである。

在ブラゴウエンチエンスク
領事 黃 鴻 堀
在チタ 領事 李 垣

滿ソ水路協定廢棄

昭和十二年五月十三日附外交部黑河辨

事處よりの通報に依れば、滿ソ間水路共同技術委員會ソ側委員長ムハネニコは滿洲側掘内委員長宛四月三十日附書翰を以て大要左の通り申越した。

「一九三四年九月滿ソ間水路協定締結以來共同技術委員會に於けるソ側提案は一として採擇せられたることはなし。尙滿洲側は此種協定上の各問題の事務的調査を希望せざるが如き行動をなして、無意義なる論争を爲し、延ては、委員會の實際的活張を不可能ならしめ、或は此の委員會の權限に屬せざる問題を提起する等其の誠意を認むるに苦しむものなり。(會議中委員長が晝寢を爲し又委員が新聞を読む等の状態を想起す)故に黑龍江航路は荒廢又は支障を生ずるに至りたり。依て當船舶局は茲に協定第九條に依り同協定廢棄の餘儀なきに至りたる旨通告す。」

因みにソ側が廢棄通告の滿ソ水路協定の全文は左の通りである。
滿洲帝國ハルビン航政局及びソ聯邦國立アムール船舶局間における航路状態に關する協定。

第一條 アルゲン、黒龍江、ウスリー、スナガリ及び興凱湖に於ける双方船舶の航行は各河川双方範圍に於て共同施設に於ける航路標識により本協定添付の双方承認せる航行章程を嚴守の上障害なく之を行ふものとす

第二條 第一條所定の水路に於ける航行に際し必要なる航路標識の施設維持並に各種掘鑿浚渫及び其他の作業を共同作業として實施する爲双方各四名よりなる八名の委員を以て共同技術委員會を組織し双方委員中各一名を自分の委員長とす、共同技術委員會々則は別に定む

第三條 共同技術委員會は此種事業に必要な豫算及び計畫を作成しその實行を監督し支出決算を決定す

第四條 共同技術委員會の委員及び所要技術委員の経費は双方各別に負擔するものとす

第五條 双方の兩岸に於ける立標作業及びその監督は各別に自岸に於て單獨に行ふものとし浚渫掘鑿及び其のほか一

切の水路上の作業は共同作業とし一般の作業費は、共同技術委員會の審査決定せる豫算を以て双方同額に負擔するものとす

第六條 本協定及び共同技術委員會の規則運用に當り疑義を發生したる時は該問題は特別委員會これを決するものとす

特別委員會は双方各二名の委員を以て組織し特別委員會に於ける決議は最終的のものとして異議を申立てる事を得ず

第七條 双方は必要に應じて第二條所定の共同事業遂行の爲に援助するものとす

第八條 双方は第二條の所定航路に必要な諸施設保護のために所要の手段を講ずるものとす

第九條 本協定は署名調印の日より效力を發生し二ヶ年經過後双方は一方的に三ヶ月の豫告を以て本協定を廢棄することを得、前項の通告ありたる時は双方は本協定廢棄のため直ちに會議を招

集す

第十條 本協定は滿ソ兩文各二通を作成し双方これに署名捺印の上滿ソ兩文各一通を保管するものとす

滿ソ貿易

滿ソ貿易は康德元年(一九三四年)以來年々衰退の一路を辿つたが、是は此の數年間滿ソ國境に於ける暗雲を反映して國交關係の極めて面白からざる状態にある爲めであつた、即ち滿ソ貿易は康德二年五百八十三萬餘圓(國幣圓)あつたものが、翌三年には僅か百八十四萬六千餘圓に激減し、本年七ヶ月間のそれは前年度の百三十七萬餘圓に對し約三分の一の四十八萬三千餘圓に激減して終つた、いま康德二年(一九三五年)以後の對ソ輸出入額及び其の内容を示せば左の通りである、尙ほ品目別輸出入額は主要品目のみを掲ぐ。

△康德二年輸出入額
ソ聯へ輸出 四、六六、八七〇圓
ソ聯より輸入 一、二六、三三七

對ソ利權

日ソ利權概説

ソ聯邦利權政策の沿革

其領有する廣大なる國土の地上及地中水上及水中に各種の自然的資源を有するソ聯は、其中自力を以て直ちに開發し得ざるもの又は開發するを欲せざるものを利權の形で外國資本家に提供し、外國資本並に技術の誘致と、國內勞働力の利用を期するため、一九二〇年十一月二十三日利權法を發布し、經濟上並に法律上の條件を規定した。利權法の内容左の如し。

第一條 利權者は契約に定めたる生産物の一部を報酬として受取り且之を國外に輸出することを得

第二條 特別な機械的設備を大規模に

對ソ利權

合計 五、八三〇、〇六四

一九三五—三六年對ソ輸出

品目 一九三六年 一九三五年
大豆 九七、一八三 三、六四、三三〇圓

一九三五—三六年對ソ輸入

品目 一九三六年 一九三五年
魚介、海産品 九六、〇一五 九四、五〇〇圓
礦質揮發油、石礫 三〇〇
汽油、扇陳汽油 八、元七
煤油 一、九七
滑物油 二、三三
皮貨 二、三三
木材 二、五五 四、八、三三〇

一九三六—三七年(一—七月)

對ソ輸出

品目 一九三七年 一九三六年
大豆 (一—七月) (一—七月) 九七、一八三 九七、一八三

礦質揮發油、石礫 一七、六六
汽油、扇陳汽油 一六、七〇
煤油 一、六六
皮貨 三、六六
木材 二、三三 一、九七

康德三年輸出入額

ソ聯へ輸出 一、五五、八七〇圓
ソ聯より輸入 二、六〇、九二七

合計 一、八四六、七六四

康德四年(一—七月)輸出入額

ソ聯へ輸出 九五、〇六六圓
ソ聯より輸入 三八、八〇四
合計 四三、二六〇

猶、康德四年七ヶ月の輸出入額を前年度同期の比較は左の如し。

康德三年(一—七月)輸出入額

ソ聯へ輸出 一、二九三、五八三圓
ソ聯へ輸入 七六、九〇八
合計 一、三七〇、五〇〇

滿洲國港灣ソ聯船出入數

隻數 登簿噸數

康德二年 一 一

康德三年(出)港 二 二 四、四〇七噸

康德三年(入)港 二 二 四、四〇七噸

康德四年七月(出)港 一 一 二、四九三噸

康德四年七月(入)港 一 一 二、四九三噸

契約を守ることを要す

第六條 露西亞社會主義聯邦ソヴェート共和國政府は利權者に對し政府の何等かの處置又は命令を以て一方的に利權契約を變更せざるべきことを保障す

即ちソ國は先づ原料利權を對象となし之によつて各種自然的資源の中で、自力を以て直ちに開發し得るものを利權の形で外國資本家に提供し、外國資本と外國技術を誘致し併せて國內勞働の利用を期したのであつた。然し乍ら外國資本家は其の經濟政策に危懼を抱いて容易に手を染めんとするものなく、爲に第一年度は何等實績を擧ぐる事が出来なかつたが一九二一年新經濟政策確立するに及んで俄然彼等の注意を喚起し、同年末には大北電信會社と烏拉爾石綿採掘を目的とする米國會社とが先づ利權契約締結の先鞭をつけた。

茲に一言せねばならぬことは利權の解釋である。前述の如く利權法制定の當初には原料利權をその對象としてゐたのであるが、一九二二年には加工々業利權を

も対象とするに至つた如く逐次その範圍を廣め一九二三年一月一日から實施された新民法の制定と共に「外國資本の活動」とのみ下してゐた解釋を改めて「その實行に當りて政府より特別の許可を得るを要する凡ての經濟行爲」と見做すことになつた。即ち今日でも、商業、交通、運輸、工業、鑛業、森林等、凡ゆる經濟行爲の對象となすべき各部門は悉く包括されるゝものと解釋をなされてゐる。

之より先きソヴェート政府は、利權政策の執行機關として、一九二一年六月三十一日附法令により、最高經濟會議に隸屬する利權委員會を組織し、更に同年十一月十五日の人民委員會決議により、國家計畫委員會内に常設利權委員會を設置して外務、内務、最高國民經濟會議等六機關の代表によつて組織せる大規模のものとしたが、越えて一九二三年三月には、ソヴェート聯邦人民委員會内に中央利權委員會(グラウコンツエスコム)の設置を見るに至つた。斯くて中央利權委員會は、その指定によつて設立された各機關

即ち

- 一、ソ聯邦人民委員部内の利權小委員會

- 二、在外通商代表部内の利權小委員會
- 三、加盟共和國人民委員會内の利權委員會及小委員會

を統率して之が進捗に努めて來た。然るに一九二二年の初頭に於て、中央利權委員會の交渉及契約等の執行權は、各人民委員會に移管され、その權限は頗る縮小されて今日に及んでゐる。

ソヴェート政府の利權政策は當時有望投資市場難に陥つてゐた各國資本家側の興味を中心となつた。即ち利權の申込數を見ると、一九二二年には三百三十八件であつたが、翌二十三年には六百七件といふ多數に上り、その後年毎に増減はあつたけれども、一九二七年に亘る六箇年間に合計二千二百一十一件に達した。乍併その契約成立は僅に百六十三件に過ぎず、剩へその内には事業未着手のまゝ時効にかゝつて失權となり、或は企業開始後に於て經營至難となり、權利を放棄す

るもの尠からず、例へば獨逸のモロゴレス森林利權、米國のハリマン滿鐵利權企業の如く、相繼いで閉鎖失權の悲運に陥つた。ゆゑ、彼の一九二八年九月十五日に制定された利權政策の積極化も何等その甲斐なく、一九二九年十月一日現存別權數は僅に五十九件に減じ、翌三〇年には有名なレナゴールドフィールド金鑛利權も亦消滅するに至つた。

かゝる情勢を招致した原因は、種々あげられるであらうが、就中根本的なものはソヴェート聯邦の經濟政策乃至經濟情勢の變更である。即ち大戦につゞく内亂と飢饉のため極度に荒廢したソヴェートの經濟を復活するためには、一部外國の資本と技術とが利權讓渡の形式で利用することが必要であつたが、かゝる新經濟政策初期の過程は一九二七年、八年に至りソヴェート經濟の戦前水準への復活と共に終りを告げ今度はソヴェート聯邦國民經濟の社會主義的再建の時代即ち五箇年計畫の時代が到來した。これは國內資源の自力開發の時代であつて、こゝから

ソヴェート政府の利權政策には必然的に改變がもたらされずにはゐなかつた。

そこで前記の如く、中央利權委員會の再組織によるその役割の縮小化が行はれ又外國人の新規利權獲得が困難となり、既存利權企業との間に種々の矛盾對立が生ずるに至り、遂にソ聯邦利權企業の全般的衰退が招練されたのである。

日ソ利權關係概観

一九二五年一月日ソ國交恢復後日本人との間にも幾つかの利權契約が締結された、その性質によつて、(A)日ソ基本條約により獲得されたものと、然らずして(B)個人の資格により獲得されたものとの二種に分たれる。それを列擧すれば左の如し。

- (A) 日ソ基本條約の決定より獲得せる利權

- 一、北樺太石油利權 北樺太石油株式會社
- 〔北樺太既開油田八ヶ所及未開油田一千平方露里共其五割〕
- 二、北樺太石炭利權 北樺太鑛業株式會社

對ソ利權

〔北樺太、ドウエ、ウラゲミロフスキーマーチ炭山〕

- 三、北樺太石炭利權 坂井組合
- 〔北樺太西海岸アグネオ川流域炭山〕

- (B) 個人の立場で獲得せる利權

- 一、北樺太石炭利權 塚原組合
- 〔北樺太西海岸コスタナ川上流炭山〕
- 二、オホツク砂金鑛利權 田中與太郎
- 〔リヂンスキー鑛區〕
- 三、オホツク砂金鑛利權 川崎助太郎外二名
- 〔ウラゲミロフスキー、レイイ、ブラウイ鑛區〕
- 四、沿海州森林利權 露領林業株式會社
- 〔沿海州東海岸第七、第十、第十二號林區〕
- 五、黒海汽船引揚作業利權 深海工業株式會社

の八種であつた。獨逸の四十六、英國の二十四、米國の十八に比すれば、接壤せる我國として餘りにも大なる懸隔であるが、一方申込數に對する成立比率は我國が最も高率であつた。

而してその後の消長を見るに、深海工業の黒海汽船引揚作業利權は昭和二年夏期作業に失敗して喪失し、田中與太郎氏

のオホツク、リヂンスキー金鑛利權は規定の期限内に會社を組織するを得ず、延期に延期を重ねてゐたが終に時効にかゝつて失權し更に沿海州森林利權は、労働團體契約其他のために經營不可能となり、利權契約以前にあれば總額一千萬圓の損失を名残りに昭和五年その利權を放棄し、昭和六年完全に其事務を清算した。

其他川崎氏一派の昭和金鑛會社のオホツク金鑛利權及塚原組合の北樺太コスタナ石炭利權は、期限延長と鑛區擴張の交渉のため企業するに至らず、坂井組合のアグネオ石炭利權は契約締結直後準備に着手したが當時炭況不振の爲め操業するに至らず、今日に至つたが炭況の復興と國防的情勢に刺戟され昭和九年來再び企業準備を進めつゝあり昭和十年十月現地調査團を派遣十二年九月創立準備なり設立認下さる。即ち現存する利權は右坂井組合のアグネオ石炭利權と、北樺太石油會社の石油利權、北樺太鑛業會社の北樺太石炭利權のみとなつた。ことに後記二

大利權は何れも前記せる如く一九二五年日ソ基本條約の決定に基いて、ソヴェト政府と折衝の未獲得されたもので、その企業形式は私人的株式會社なるも實質的には何れも國家乃至半國家的企業である。従つて該二企業經營の法律的基础を定むるため、大正十四年と十五年に別掲の如く、勅令及法令の發布を見るに至つたことは特記しなければならぬ。

この二大企業は他の邦人獲得各種利權と異り、何れも確固たる企業組織の上に之が經營を進められ、又何れも今日迄その存立の十年間に可なり顯著なる成果を收め來つた。就中北樺太石油利權は、年増産を告げ來り、今日では我石油經濟の上に極めて重大なる役割を演ずるに至つた。

ソ聯の利權壓迫

(外交・利權壓迫の項参照)

電信問題等で其他は事務的の事柄であるが、難題中の難題は財産の所有權問題地域の問題、労働法の適用、ロヤルテイの問題買上優先權の問題等であつた。

試掘地積の利權交渉

北樺太未開發油田の名に呼ばれる試掘地域一千平方露里、即ち我三億四千萬坪に亘る地域の權利協定は、前記石油利權契約締結當時ソ聯側にて未調査の故を以て調印後一ケ年内に双方協議の上決定することとなつてゐたので北樺太石油會社は、大正十五年十一月成富道正、古澤覺本氏等を交渉委員として露都に派遣し、同年十一月二十五日ソ聯側と中央利權委員會に於て第一回交渉を開始以來折衝を重ねること十一回、技術會議五回に及び、既に疑問視せられてゐた北京條約議定書(乙)第二項の地積問題については果せるかな兩國間に解釋上の相違を來し日本側が各地の試掘地積を提議したるに對し露國側は未調査なるツイミ沿岸の一ヶ所を主張して譲らず之が爲め交渉は一時危機

對ソ利權

北樺太石油利權

利權契約交渉

日ソ兩國間に北樺太石油石炭利權契約の細目協定を遂ぐべしとの取りきめは、前記の如く日ソ基本條約の決定するところであつた。

そこで日本側では、北樺太石油利權の國家的性質に鑑み、之が交渉の全權委員として舞鶴司令官海軍中將中里重次氏を選び、六月十二日莫斯科に出發せしめた。

最初のソヴェト側全權故アドリフ・ヨツフェ氏との間に交渉開始されたのは大正十四年八月十四日であつたところが彼我提案の間には非常な懸隔があり九月九日より議論を重ねて十月十三日に至るも全文四十七箇條の條項中尙ほ保留中のもの十六條、而かも何れも難問である十月十五日は樺太撤兵後滿五箇年であると同時に、本協定の豫定の調印日であるけれども、之では如何にしても致方は無い

に瀕したが元來此の利權には兩國間に利害共通點を有する故レーニン氏の記念祭當日に至り俄然交渉局面の展開を見一月二十九日假調印、二月二十八日駐ソ田中大使立會の席上代表成富道正氏對クイブ・キシエフ氏に依つて正式調印が行はれたのである。

因みに此試掘利權は昭和二年中に商工省から七萬五千圓の助成金を得て地質調査に着手し、同年度中に四地域丈は既に調査終了し探掘鑛區八ヶ所の劃定作業も約三分の二を年度末までに了り、翌昭和三年度に於ては北カタングリーに鋼式各一坑を掘鑿し、其他鑛區劃定地質調査、地形測量等の諸作業にも多くの努力を跡づけ、更に其後開發を進め來つた。

労働團體契約交渉

ソ聯領土に於て利權を獲得せる外國人は凡て其現地に於ける作業遂行上の労働にはソ聯労働法の適用を受けなければならぬ。

北樺太利權會社は其例に洩れず、北樺

終に會議を十一月三十日迄即ち一箇月半延長することとなつた。之より双方共に全勢力を傾注して連夜審議を重ね其進捗を計つたが形勢愈々混沌、就中十一月二十二日頃の有様は一般をして危惧の感を懐かしめたのであつたが、兩全權は會議以外は或は懇談又は私的會見を遂げて只管相互の諒解を圖つた結果、二十八日に至つて俄然局面轉回して、一切の條項を議了せるは實に最後の十一月二十日夜十二時、越えて十二月四日兩全權の間に假調印行はれ、其後ソ聯側に於ける最高經濟會議並に内閣會議の諮詢を了るを待ち、漸く十二月十四日に正式の調印を了つたのである。

ソ聯側の全權はヨツフェ氏病氣のため、其後クレウイツチ氏に代はつた。契約項條は四十七條なりしも最後に四十八條となつたが、其中大體に於て第一條から第九條迄は權利義務の關係、條十條より第十六條迄は地域の問題、次がロヤルテイと税の問題、それから輸出入に關する條項、技術問題、労働條件、無線

太の現場に於ける労働に對しこのソ聯の社會主義的労働法の適用を受け、労働賃銀、労働時間、傭入、解雇補償、教化、爭議解決方法等全労働條件はこの労働法に準據して會社とソ聯鑛山労働組合との間に締結されたる労働團體契約の決定するところとなつてゐる。従つてこの労働團體契約は利權企業そのもの、浮沈の鍵を握る程重要性を有してゐることは、我露領林業利權の現状が如實に之を證明してゐるところである。

北樺太石油會社の最初の労働團體契約は、會社創立後間もなく即ち大正十五年九月四日會社派遣代表とソ聯労働組合中央委員會代表アブラモキツチ氏との間に月餘の難交渉を費して締結されたところ、此契約期間は一年なので一年目即ち翌昭和二年九月には更新される必要があり、此第二回目の契約改訂交渉は労働組合側の労働賃上要求を中心に兩者の意見一致を見ず紛糾を重ね、四ヶ月の日子を費して漸く妥協一致を見るに至つた。

昭和十二年労働團體契約改訂交渉は

十一年十月以來モスクワに於て續けられたが、日獨防共協定成立に崇られ抄々しき進展を示さず十二月五月十九日にいたり相互の歩寄りにより賃銀引上及供給物資値上問題も妥協成立し竹原會社代表と石油精製工業労働組合中央委員タラライ氏との間に協定纏り正式調印を了つた。

團契の詳細は次の如し。

北樺太石油團體契約書

北樺太石油株式會社とソ聯邦石油鑛業労働者組合との團體契約改訂の件は双方互譲妥協の結果去る五月十九日モスクワに於て無事調印を終了したが、モスクワ竹原會社代表よりの報告に依れば該新團體契約に依る主要變更事項詳細は左の如くである。

第一條 有効期間を昭和十二年五月一日より一ヶ年間とす

第二條 期間經過後當事者の協定により契約を延長し得る旨追加せり

第三條 組合は労働者並に勤務員が本契

第十九條

(一) 出來高賃金網を新に設けたり、即ち

級別	係數	定給(留)
1	1.0	2.80
2	1.4	3.92
3	1.6	4.48
4	1.9	5.32
5	2.3	6.44
6	2.8	7.84

〔説明〕 出來高賃金網に關しては會社側に於て夙に實施を希望してゐたが、其の機を得なかつたもので從來日本人の一部に出來高作業を爲さしめ居りたる處今回實施せらるゝにあたり全労働者の約半數に對し之を適用し得ることとなり其の結果從來此種の作業労働者に對する賃金の約四五%支拂増となるも能率に於て相當期待し得るので結局本制度の實施に因り作業上會社側に有利となつた譯である。

第二十四條

出來高生産高標準の定め方——組合側と協定す

(新) 組合側異議ある場合 (A) 二週間以内に評價爭議委員の審査を求むることを得

對ソ利權

約による自己の義務を履行する様積極的に援助する旨追加せり

第十一條

(一) 賃金帳の交付 (新) 會社はソ側當局の提示せる書類に基き労働者を雇入れ之に對し管理部に於て職責等級を定め賃金帳を募集地に於て交付することとせり、但し現地試験後等級の變更及解雇を爲すことを得 (舊) 從來は現地試験後交付してゐた

(二) 等級に不同意なる場合 (新) 評價爭議委員會に申出で審査を求むることを得 (舊) 從來は此の如き制度がなかつた

第十八條 舊賃金網一、二級を廢し三級を新に一級とし以下順次に等級繰下げ一二級を以て打切とす、右の結果邦人に於て一五%、露人に於て一四%の値上りとなつた

級別	係數	定給月額(留)
1	1.0	50.
2	1.2	60.
3	1.5	75.
4	1.8	90.
5	2.0	100.
6	2.2	110.
7	2.5	125.
8	3.0	150.
9	3.3	165.
10	3.7	185.
11	4.0	200.
12	4.5	225.0

(B) 尙決定せざれば十日以内に調停委員會の審査を求むることを得 (C) 最後は仲裁々判(労働監督官之を司る)にて裁定す

(舊) 會社側に於て之を定めた。異議あるときは評價爭議委員會に於て之を決定した

第二十五條削除 第二十七條削除

第三十一條 出來高作業生産高標準協定の作業を日給拂にて實施する時其の作業量は右生産の高標準の六五%以上たるべき旨追加せり

第六十條 徒弟制度

(新) 露人常備労働者の五%を二ヶ年養成す (舊) 全労働者の五%を三ヶ年養成す

第六十二條 徒弟賃金網

等級	係數	定給(留)(新)	定給(留)(舊)
1	1.0	1.70	1.55
2	1.2	2.04	1.80
3	1.5	2.55	2.25
4	1.9	3.23	2.85

〔説明〕 賃金網改訂の結果約一五%の値上

級別	係數	定給月額(留)
1	1.0	31.00
2	1.2	37.20
3	1.5	46.50
4	1.8	55.80
5	2.2	68.20
6	2.5	77.50
7	2.8	86.80
8	3.1	96.10
9	3.5	108.50
10	4.2	130.20
11	4.6	142.60
12	5.0	155.00
13	5.5	170.50
14	6.2	192.20
15	6.7	207.70
16	7.2	228.20
17	8.0	249.00

第十九條 (一) 舊賃金網四、五級を合併して新四級とし、六、七級を合併して新五級とし、八級を六級とせり、右の結果邦人に於て一三%九七、露人に於て一五%三四の値上となつた

級別	係數	定給月額(留)
1	1.0	2.20
2	1.4	3.08
3	1.6	3.52
4	1.9	4.18
5	2.3	5.06
6	2.8	6.16

級別	係數	定給月額(留)
1	1.00	2.00
2	1.32	2.64
3	1.52	3.04
4	1.72	3.44
5	1.95	3.90
6	2.15	4.30
7	2.45	4.90
8	2.85	5.70

りとなる、以上の外

(一) 會社はオハ鑛場内に面積四〇〇平方米の幼稚園を建設し現地に於て協定せらるべき備品と共に團契有効期間中に經營のため組合に引渡すこと

(二) 物價保證狀を据置のこととせり 労働者従業員に配給すべき物資の賣價をノルマ品の範圍内にて品質同等なるものは従前の賣價に比し高からしめざる旨文書を以て保證せり

〔參考〕 賃金網改訂に因り約百七萬九千留の支拂増となる。但し右は圓パー留の計算であるから、邦人の賃金に就いては留換算率研究の上圖にて支拂ふ豫定に付、實際に於ては前記金額より少額にて済むものと見られる。

尙労働者並に従業員雇傭は利權契約に左の如く規定せらる

A、労働法の適用を受く

B、傭入割合

左記割合にて外國人(露國人にあらざるもの)傭入することを得

事務員、技術員、高級労働者五〇%、中位以下労働者二五%

創立費償却	三〇、九三・九
税金支拂引當金	三、二〇〇・〇〇
計	三四、一三・九
再差引利益金	四七、八三〇・〇三
◇此利益金處分	
法定準備金	一、五〇〇・〇〇
後期繰越金	四七、〇三〇・〇三

第二年度

同社の營業第二年度たる昭和二年、(昭和二年四月—三年三月)に於ける新掘鑿成功坑は九坑で、年度末採油井は合計二十二坑となり、産油額も年度初期の日産二百噸内外が漸次増加して年度末二百五十噸内外となり、二年度合計純産油額は豫定より四千噸を増加し六萬九千噸に達した。只輸出量は夏季短期間に限られて居る上前年八、九月中大時化續出した爲め豫定より五千噸を減じて、四萬四千八百餘噸に止まり、又同時に送油船其他社用船數隻を犠牲に供するに至つた。

次ぎに二年度内新設備の重なるものはオハ鑛場並に同海岸に一萬噸タンク四

基、(從來と併せ貯油能力八萬二千噸)の増設鑛場及海岸間六哩餘間に亘る六吋送油鐵管線の敷設、オハ海岸に於けるタンク船搭載用の爲め海底一哩間に四吋鐵管線の布設、其の他多數の宿舍倉庫、發電所、送油所、艇發動艇等の新設である。

又ヌトウに於いては、前年度以來引續いた試掘井一坑の掘鑿を計畫し、その準備作業として湖岸より鑛場迄約十二哩間の軌道を布設し、其の他の諸準備をも整へて年度末より開坑に着手した。

又豫て建造中の汽船(總噸數九九〇噸四〇)一隻は二年度末に竣工しオハ丸と命名し就航した。

第二年度の同社營業全決算を示す損益計算書左の如し。

◇損益計算書	
収入之部	三、〇七、八八・〇圓
原 油	九〇、九三・六
雜 收 入	二、一六、八五・六
計	
支出之部	三、七、八五・三
本 社 費	一、四、〇〇、四七五・三
鑛 場 費	

計 一、六、五八、五二・八

差引利益金	一〇〇、〇〇〇・〇〇
財産減價償却金	一五、〇〇〇・〇〇
税金支拂引當金	一五、〇〇〇・〇〇
計	一五、〇〇〇・〇〇
再差引本年度純益金	三六、〇〇〇・一〇
前年度繰越金	四七、八三〇・〇三
計	四七、八三〇・〇三
◇利益金處分	
法定準備金	一、五〇〇・〇〇
役員賞與金	三、〇〇〇・〇〇
株主配當金(年八分)	三〇、〇〇〇・〇〇
次年度繰越金	四七、八三〇・〇三

第三年度

(一) オハ鑛業所に於ては第三年度たる昭和三年度(昭和三年四月—昭和四年三月)新掘鑿成功井は十二坑井で同年度末現在採油坑井は合計三十四坑井に達した。其の爲め年度の初めに日産額大體二百五十噸を上下したるものが漸次増加して、同年度末には日産四百噸を越ゆるに至り、昭和三年度總採油量は

十二萬二千一百噸、燃料を差引純採油十萬九千五百餘噸、輸出販賣原油量九萬三百餘噸を計上した。之を前二年度の成績に比較すれば、總採に於て五割八分純採油に於て五割七分、輸出販賣油に於て十割一分を夫々増加するに至つた。

(二) 三年度内オハ鑛業所に於ける新設備中重なるものは、ソ聯政府の諒解を得且つ海軍省の大なる援助の下に油槽積込設備として更に八吋海底鐵管一哩を増設し、之と同時に同鐵管の先端沖合に於て艦船繫留設備を設置したる結果一晝夜の送油実績實に五千二百噸を越ゆるに至り、從來困難を極めた同地原油積込作業に一段の曙光を見ることとなつた。

其の他貯油槽四萬噸を増加したる事(即ち従前設置の分と併せて、合計十二萬噸に達す……)發電所を擴張し電力を倍加して四〇〇キロワットに増加したる事、工場建物住宅及附建物等六十餘棟を増築したること、オハ海岸及鑛

第四年度

場間連絡運輸設備の改善を計り鑛場仲繼間に軌道を敷設し汽罐車を通じ從來の人力トロに代へ大に努力の節約運送の工程を大ならしめたこと等、前年の豫定計畫通り殆ど故障なく竣工して、夫々能力を發揮し直接間接に事業成績に貢献して居る。

北樺太石油會社の營業第四年度(昭和四年四月—五年三月)の事業成績も亦頗る佳良にして其營業概要は左の如くであつた。

採掘作業—オハ鑛場

(掘鑿) 同年度内新に掘鑿せるは二十七坑井にして年度末現在五十八坑井に達した。

(採油及搬出) 本年度内總採油合計十八萬四千餘噸に達し、搬出合計十三萬一千餘噸を計上した。

(設備) 増産及原油買入契約の實行上、貯油槽一萬噸型四基をオハ海岸に、一基をオハ鑛場に増設し、鑛場海岸を通じ合計貯油能力十七萬二千噸に達せしめ、且つ鑛場海岸間の送油を極寒期間にも可能ならしむるため保温及び送油の設備に改善を加へ、又海岸に有力なる唧筒を増設して既設八吋、四吋兩海底管により大に送油の實績を擧げた。其他各種鑛場設備の建造に力を盡し又鑛場海岸間に軌道を貫通して同地方開發以來初めて直通列車の運轉を實

現し運搬費の節約を計ることが出来た。

〔試掘作業〕

(イ)マトウ(探掘地區試掘作業) 同地試掘第二號坑井は二年度末の開坑であるが三年夏期山火事に類焼し、爾後復舊工事に努力し漸く完成を見たるも坑井矯正の必要を生じたるを以て之に着手し本年度末深百七十米突に達した。

(ロ)カタングリ(探掘地區試掘作業) 同地區開發のため本年度より試掘作業を始め年度内に一坑井を成功し他の一坑井は殆ど完成したが何れも相當の油量を保つてゐる。

(ハ)北オハ(一千平方露里試掘地區) 前年度末着手せる同地試掘地區に試掘第一號井を掘鑿し、年度末三百三十三米突に達し、五年四月初旬途に良好なる油層に到達した。

(ニ)ポロマイ(一千平方露里試掘地區) 本年度より同地區に試掘地一坑井掘鑿準備のため材料運搬、建物建築に着手した。同地は海岸より約二十哩の奥地にして原始的狀態を脱せざるため先づ交通路の開發を必要とし作業上多大の困難を嘗めてゐる。

(ホ)カタングリ(一千平方露里試掘地區) 前年度に於て成功せる第一號坑井地區は相當の油量のあることを確めたるが故に探掘區に編入の手續に着手した。

〔其の他の附帶作業〕

各試掘區域に對しては數ヶ所に鑛區劃定地質調査及地形測量を行つた。

〔原油購入契約の成績〕

昨年度に於て露國々營石油企業より購入契約を締結したが本年度内に於て初めて原油の受渡を見、本年度末迄累計二萬七千餘噸の交付を受けた。

◇損益計算書

収入之部	四、九七五、四三三・三圓
原 油	四、九七五、四三三・三圓
雜 收 入	三、三三〇・〇元
計	五、〇〇八、七六三・三
支出之部	三〇五、七三三・八
本 社 費	三〇五、七三三・八
鑛業所費	三、三三〇・〇元
計	三、五三五、〇五〇・六五
差引本年總益金	一、四七三、七一二・七
内	
財產減價償却金	六〇〇、〇〇〇・〇〇

税金支拂引當金	四八、〇〇〇・〇〇
計	六四八、〇〇〇・〇〇
再差引本年度純益金	八三、七三三・〇〇
前年度繰越金	七三、七四九・五二
計	八九六、四八二・五二

第五年度

北樺太石油會社の營業第五年度たる昭和五年(五年四月—六年三月)の事業内容左の如し。

〔採掘作業〕

(A)オハ鑛場

〔掘鑿〕 本年度中新に掘鑿し成功したるもの二十三坑井、廢坑したるもの四坑井、現に掘鑿中に屬するもの五坑井にして年度末現在採油坑井總計七十九坑に達した。

〔採油及搬出〕

本年度内採油總額十九萬二千餘噸、燃料及び製油原料差引純採油十六萬七千餘噸の處、ソ聯國營企業より購入原油三萬七千餘噸を受入れ十九萬九千餘噸を搬出販賣し、年度末貯油高十三萬六千餘噸に達した。

〔設備〕 産油及び搬出量増進に備へんが爲めオハ海岸に一萬噸型貯油槽三基を新設し、鑛場及び海岸貯油槽二十萬噸(外に二千萬噸一基あり)を有するに至つた。右の外送油管の保温補修工事をなし發電力を増加して動力の電化を増大し運搬設備を機械化し、且給水設備を完備し、更に鐵工場、製材場木工場其の他技術的建物は着々不燃質性に交換又は新築すると同時に其の規模を擴張する等一般作業の合理化並に能率の増進を計り、尙防火其の他の保安施設の上に改善を加へたる處大なるものあり、其他宿舍の増加、生活設備の改善を爲し以て労働者及び従業員の福祉増進に力を注いだ點も亦尠くない。

(B)カタングリ支所

本年度四坑井を成功した外、五千噸貯油槽二基、發電所其他を整へた。

〔試掘作業〕

カタングリ試掘第一號井の外北オハ第一號井は作業を完成したるを以て昭和五年末迄に之が採掘鑛區編入の出願手

續を了り、尙ポロマイ試掘第一號井は引續き掘進中同地試掘第三號井及カタングリ同第三號井は夫々準備業償を取急ぎ近く開坑の運に至るであらう。尙北オハ其他試掘地域數ヶ所に亘つて地質調査及び鑛區劃定を行つた。

〔其他附屬作業〕

ポロマイビリツン海岸及びオハ鑛場を連絡する約百二十餘軒の有線電話を架設した。

〔原油購入契約〕

ソ聯國營企業との第一回原油賣買契約による購入量六萬五千噸は三ヶ年間に受渡完了豫定の處一ヶ年を繰上げ第一年末を以て全部受入を了り、當方前貸元利金を完済するに至つた。次で五年十一月二十六日附を以て第二回購入契約を締結し向ふ二ヶ年間に十五萬噸を受入る條件の下に前貸金二百八十五萬圓を交附した。

〔對立交渉〕

近來對露經濟關係に於て往々多少の紛

糾あるに拘らず幸に當會社に在つては局部的に労働問題又は技術問題等に於て若干論議の事項なきに非るも、苟も事業存立の基礎に觸れるが如き重大問題の發生を豫想される何等の理由がない。之れ當社の利權は條約に於て得たる特殊の意義あるものなれど當方の變らざる誠實公正の態度は先方も亦能く諒解するに依るものと認める。尙五年十一月哈府に於てソ聯鑛山組合極東地方委員會と團體契約を改訂した。

◇損益計算書

収入之部	五、六〇九、五五一・〇三
原油收入	五、六〇九、五五一・〇三
雜 收 入	二六、八三六・四五
合計	五、六三六、三八七・四八
支出之部	四三三、九三二・四五
本 社 費	四三三、九三二・四五
鑛業所費	三、三〇四、二九六・三四
合計	三、七三八、二二八・七九
差引本年度總益金	一、八七八、一五八・六九
内	
財產減價償却金	六〇〇、〇〇〇・〇〇
税金支拂引當金	六、〇〇〇・〇〇

計	八三、〇〇〇・〇〇
兩差引本年度純益金	一、〇五、一六六・六六
前年度繰越金	一四、九一・九一
合計	一、二〇、〇七八・五七
◇利益金處分	
法定準備金	五、〇〇〇・〇〇
役員賞與金	七五、〇〇〇・〇〇
株主配當金(年八分)	七四、〇〇〇・〇〇
職員退職手當積立金	五〇、〇〇〇・〇〇
使用人退職手當積立金	三五、〇〇〇・〇〇
次期繰越金	一六、一六六・五七

第六年度

北樺太石油會社の企業第六年度たる昭和六年度(昭和六年四月—同七年三月)の營業実績は、オハ油田に於て原油二十萬噸を採油する最初の豫定計畫が滞りなく進捗し、之に昭和五年十一月ソヴェート石油シンヂケートとの間に締結せる原油十五萬噸購入契約中其半の七萬五千噸を契約通り今年中に受量したので總計二十七萬五千噸を昭和六年七月—十月航海期節中に内地に向け輸出した。オハ油田に新規油井二十五坑乃至三十

坑を掘鑿し一方一千平方露里の試掘地域の地質調査を進め、北オハ試掘地域の探掘區編入計畫も大體豫定の通り進んだ、即ち昭和六年十月中北オハ油田の探掘編入交渉は成功して探掘區の設定を行ふに至つた。北オハ油田は總面積九百六デシヤチン(我三百七十七萬二千平方坪)に及ぶ廣大なる油田で試掘を了したのは昭和五年秋であつた。油層は三層に亘り深度三百三十七米突乃至三百六十米突にて現に試掘せる第一號油井の如き日産二十八噸に達し含油量も極めて豊富なるを以て其の將來は大いに囑望されてゐる。

第七年度

北樺太石油會社では昭和七年度(昭和七年四月—昭和八年三月)の事業概要の内容は左の如し。
〔探掘作業〕
(A) オハ鑛場
〔掘鑿〕 本年度中新に掘鑿し成功せるもの三十一坑井廢坑せるもの二坑井現に掘

鑿中に屬するもの七坑井であつて、年度末現在採油坑井一二六坑井之に北オハ分鑛場分三坑井を併せて總計一二九坑井を以て採油を行ひつゝある。
〔採油及搬出〕 本年度内採油總量十八萬六千餘噸にして燃料及製油原料差引純採油十五萬六千餘噸の處ソ聯國營トラストから購入原油十三萬四千餘噸を受け入れ、之に前年度末貯油十三萬三千餘噸を加へ三十一萬三千餘噸を搬出販賣し年度末貯油高は十一萬一千餘噸に達した。
〔設備〕 鑛場内輕便鐵道の延長土道の築造は前年の繼續作業として實施し以て運搬設備の完全を圖ると共に、一般技術的設備の改訂増設により其の規模を擴張して作業の合理化、能率の増進を圖り又宿舍及食堂の大増設病室の改築等を行ひ労働者及従業員の福祉増進に努めた。

第八年度

北樺太石油會社の企業第八年度たる昭和八年四月より同九年三月迄の業績は左の如し。
〔探掘作業〕

業に着手し、曩に試掘井として成功した第一號井は採油を開始し、尙新に二坑井を掘鑿し相當の輸出を得た。又オハ鑛場よりの交通運搬設備の改善に努めつゝある。

(C) カタンگری支所

舊掘坑の改修廢坑作業を了したから、試掘に力を注がんと爲一般探掘作業を中止した。

(試掘作業)

(A) ポロマイ

試掘第一區第一號井は七年六月深度六〇一米に達し、又第三區第一號井は深度二〇九米に達せるも技術上及經理上の關係に依り作業を中止し、一時鑛場を閉鎖した。

(B) エハビ

試掘第一區第一號井は豫定深度六〇〇米に到達したのに、採油價値ある油層を發見するに至らず、更に下部を探査する目的にて追掘中であつて年度末深度七五四九米に達した。試掘第二區第一號井は準備作業々々進捗し、近く開

對ソ利權

掘の運びに至らうとしてゐる。

(C) カタンگری

試掘第三區第一號井は豫定深度六〇〇米に達したが、有望なる油層に達しなかつたので、更に下部掘進の計畫である。第一區第二號井は最近開掘順調に掘進中にして年度末深度四三米に達せり。

(D) 地質調査及鑛區劃定

エハビ及カタンگری試掘地域其他數ヶ所に亘り地質調査を行ひ、北オハ其他の鑛區劃定を行つた。
北樺太石油資源開發助成金下附一千平方露里試掘區域の内カタンگری試掘第一區第二號井の試掘に對し商工省より助成金拾萬圓を下附せられた。

◇損益計算書

収入之部	當期	五、三六、三三三・三〇圓
原油收入		一四、一六七・七〇
雑收入		五、三〇二、五〇〇・五七
計		五三、三六、一七〇
支出之部		
本社費		

營業所費

計	三、二七九、九七四・二九
差引本年度純益金	三、八〇三、三〇〇・四六
前年度繰越金	一、四九九、〇〇〇・一一
計	五、三〇二、五〇〇・五七
財産減價償却金	六五〇、〇〇〇・〇〇
税金支拂引當金	五三〇、〇〇〇・〇〇
再差引本年度純益金	七〇三、〇〇〇・〇〇
計	七九六、〇〇〇・一一
◇利益金處分	
本年度純益金	七九六、〇〇〇・一一
前年度繰越金	一三三、六六六・九〇
計	九二九、六六六・〇一
内	
法定準備金	四〇、〇〇〇・〇〇
役員賞與金	四〇、〇〇〇・〇〇
株主配當金(年六分)	七五〇、〇〇〇・〇〇
職員退職手當積立金	三〇〇、〇〇〇・〇〇
次年度繰越金	七、六六六・〇〇

第八年度

北樺太石油會社の企業第八年度たる昭和八年四月より同九年三月迄の業績は左の如し。
〔探掘作業〕

(A) オハ鑛業所

〔鑛鑿〕 八年度新に掘鑿成功せる掘井數三十掘、廢坑井四坑で、年度末採油井數はオハ百二十四、北オハ五で計百四十七、掘鑿繼續中のもの三である。

〔採油〕

總量は十九萬三千三百餘噸
〔搬出〕 總量は三十一萬三千六百餘噸で、其の内譯は前記八年度採油量の一部とソ聯國營トラストとの購入契約に依る買入原油十二萬四千七百噸、七年度末貯油量十一萬一千三百餘噸で、前年度の搬出量と略同様である。

〔設備〕

オハ、北オハを連絡する幹線二十キロ軌道及道路を作り、更に鑛場内には軌道及道路を増設して運輸作業の能率増進に努め、又五百キロ發電機一臺を増設し掘鑿採油の動力を一層電化し、作業の合理化を計り、事務所新設、宿舍内部の改善、淨水設備等を完成せり。

(B) ヌトウ支所

七年度に引續き閉鎖し事業繰延中。

(C) カタングリ支所

井カタングリ第五區第一號井の試掘に對し、商工省は各七萬一千圓づゝ合計二十八萬四千圓を下附した。

井カタングリ第五區第一號井の試掘に對し、商工省は各七萬一千圓づゝ合計二十八萬四千圓を下附した。	
◇損益計算書	
収入之部	五、六〇四、〇七三・三圓
原油収入	三、八四四、九四九
雑収入	五、六六三、八九九
計	
支出之部	四、五七、一七五・四
本社費	三、五〇一、一九八・四
鑛業所費	三、九七、七三三・八
計	一、六四九、五九〇・八
差引本年度總益金	三、九五四、四八二・五
内	
財産減價償却金	三〇〇,〇〇〇・〇〇
税金支拂引當金	八〇〇,〇〇〇・〇〇
計	一、一〇〇,〇〇〇・〇〇
再差引本年度純益金	二、八五四、四八二・五
◇利益金處分	
本年度純益金	八六九、五九二・〇六
前年度繰越金	七九、八六六・〇六
計	九四九、四七二・一六
内	
法定準備金	四、〇〇〇・〇〇
對ソ利權	

前年より引續き採掘鑛區に於ける會社設立前の掘鑿井の改修或は廢坑作業中の處十二月終了せり。又鑛場海岸間約八千米の間の舊六キロ軌道を十キロ軌道に敷設替をなし、ディーゼル機關車を運轉し物資運搬能力を増加し鑛場内に於ては土道の増設、鐵工場製材所、消防庫等の建設及附帶設備を改善せり。

(D) 一千平方露里試掘地作業

〔イ〕エハビ、第一區第一號井は七年度より引續き掘鑿し、五月深度八二・三米に及びしも終に油層を見ず目下休止中。第二區第一號井は試掘の附帶設備を了し十二月開掘、深度二六・六米に達し引續き掘進中。第三區第一號井は七月準備作業に着手し、トラクター道路五千米完成、附帶設備の建設中。

〔ロ〕ボロマイ、引續き閉鎖事業繰延中。

〔ハ〕北ボアターシン、八月チャイオ海岸の設備に着手し宿舍其の他の建設を終り引續きチャイオ探掘鑛區より第一區第一號井に至る七千米のトラクター道路建設中本年内開通の豫定。

(ニ)カタングリ、第一區第二號井は前年

役員賞與金

四、〇〇〇・〇〇
株主配當金(年五分) 七九、二〇〇・〇〇

職員退職手當積立金

三、〇〇〇・〇〇
次年度繰越金 一〇、三二六・六

◇登記

増資第貳回株式拂込完了せるを以て昭和九年二月七日登記を了せり。

◇株式上場

新舊株式共東京株式取引所長期清算取引に昭和八年五月十五日より上場することとせり。

◇株式異動

本年度間に於ける株式の異動は一〇九、二五五株、年度末日現在株主數は四、八〇五名、前年度に比し六九六名増加。

第九年度

本年度の事業計畫は、一千平方露里試掘期限が切迫せる折柄とて、一方に於て之が延長交渉に努めつゝ試掘作業に全力を注ぐ方針をたてる爲め、勢ひ採掘作業に對し充分な資金振向けが出来ぬ關係にあり、隨て採掘井に制限を加ふるの止む無きに至つたので例年に比し採油量の減

度より引續き掘進を續け、深度一二三米にて日産十數噸、一五八米にて二十數噸の出油層に達せるも八〇〇米まで掘下げの豫定。第三區第一號井は六月掘鑿に着手し深度六五六米に達せるも思はしき油層に達せず掘井故障の爲め休止中。第五區第一號井は八月より準備作業に着手し探掘鑛區よりトラクター道路四千米を完成。

(E) 地質的調査其の他の作業

エハビ、クキドラニー、カタングリ及コンギー地方の試掘地に對し地質調査並に地形測量を爲し、エハビ第三、北ボアターシン第一、カタングリ第一五區の第一次劃定を行へり。地質調査は八年度を以て一先づ完了せり。その結果より見れば一千平方露里の地域には一條乃至二條の背斜軸があるのみにて有望地區は二十内外と見らる。

北樺太石油資源開發助成金下附

一千平方露里試掘地域の内本年度作業に係るエハビ第二區第一號井、同第三區第一號井、ボアターシン第一區第一號

少を見るに至つた。

九年度採掘業經過中の重なるものは、カタングリ第一區二號井が試掘作業に成功し昭和九年十一月採掘鑛區に編入された。又エハビ第二區一號井は深度六五二米より六七五米間に含油層を認め十年二月末より試験採油を開始したる處、日産二十噸の自噴を見、而も其の油質はボーメ三十八度稍上で頗る揮發油に富み、亞米利加のケツトルマン原油以上の良質のものであり、且つオハ海岸より僅か十キロ位の距離にあり、採掘鑛區に編入の曉、連絡鐵管を敷設して搬出にも便利であり頗る有望視されて居る。同井の豫定深度は協定によつて八〇〇米となつて居り遠からず該深度に達する筈であり目下採掘區編入の手續中であり十年中に編入されるものと見られる。

〔事業概要〕

採掘作業

(A) オハ鑛業所(北オハ分鑛場を含む)掘鑿本年度中新に掘鑿成功せるもの十

六坑井、廢坑七坑井、十年度に繰越し掘鑿せるもの三坑井にして年度末現在採油しつゝある坑井はオハ鑛場百五十一、北オハ分鑛場六、合計百五十七坑井である。

採油及搬出 本年度内採油總量十六萬二千九百六十一噸餘、燃料及製油原料差引純採油十三萬六千二百三十二噸餘、ソ聯國營トレストより購入原油十二萬三千八百八十二噸餘を受入れ、之に前年度末貯油量八萬七千八百三十六噸並に本年度採油量の一部を加へ、二十四萬一千四百八十三噸餘を搬出販賣し、年度末貯油高十萬五千七百六十七噸餘となつた。

〔設備〕

鑛場内に軌道及道路を増設して運輸作業の能率増進に努め又宿舍内部の改善或は組合との協定による労働者俱樂部の建設等職員労働者の福祉増進に力を盡した。

(B) ヌトウ支所

前年度に引續き閉鎖し採掘作業休止

(五) カタンگری

試掘第一區域第二號井は昭和九年八月追加豫定深度七百六米を完掘し同坑井により本區域の鑛業的價值認められ十一月十日採坑區域に編入せられたので上部油層保護の目的で坑井下部を埋立て目下休坑中である。

試掘第三區域第二號井は道路の築造及附帯設備を終り目下櫓建設中、十年六月開坑の豫定である。

試掘第五區域第一號井は附帯設備並に掘鑿準備を終り九年六月開坑し年度末深度五百五十五米で目下順掘中。

(六) 地質調査及劃定作業

オハ採掘區域内の地質精査をなし試掘エハビ第四區域南ボアターシン第一及第二區域の第一次劃定、試掘カタンگری第一區域の第二次劃定(四十デシヤチン)を行つた。

北樺太石油資源開發助成金下附一千平方露里試掘地域の内前年度よりの繼續坑井たるエハビ第二區第一號井、同第三區域第一號井北ボアターシン第一

對ソ利權

中。

(C) カタンگری支所

本年度内に新に掘鑿成功せるもの四、現在坑鑿中のもの二で年度末日採油しつゝある坑井は六坑井である。鑛場内には土道の増設、軌道の新設乃至敷替をなして物資運搬の能力を増大する一方海岸鑛場間の送油鐵管敷設其他汽罐場の新設宿舍の建設等附帯設備の改善に努む。

試掘作業

(一) エハビ 試掘第一區域第一號井は深度八百二十三米に達したるまゝ目下休止中近く追掘に着手の豫定。

試掘第一區域第二號井は道路の開鑿を終り目下附帯設備の建設中、試掘第二區域第一號井は引續き順掘中のところ深度六百五十二米より六百七十五米迄の間に含油層を認め二月二十八日より試験採油を開始し日産約二十噸の自噴を見更に豫定深度八百米迄掘進すべく目下準備中、年度末深度六百七十八米

である、試掘第三區域第一號井は宿舍其他試掘の附帯設備の建設を終へ二月開坑順調に掘進し年度末に深度二十米に達した。

(二) ボロマイ

試掘第一區域第二號井は七月準備作業に着手以來道路其他附帯設備の建設中にして十年度夏季開坑の豫定である。試掘第三區域第一號井は追掘準備を終り十一月掘鑿に着手目下順掘中で年度末に於ける深度三百七十一米である。

(三) 北ボアターシン

試掘第一區域第一號井は道路及軌道の築造其他附帯設備の建設を終り三月開掘目下順掘中年度末深度十七米である。

(四) 南ボアターシン

試掘第一區域第一號井及試掘第二區域第一號井は何れも目下建設材料運搬中。

區域第一號井及カタンگری第五區域第一號井の四坑井の試掘に對し商工省より各金十二萬九千圓也合計五十一萬六千圓也を又本年度新規試掘坑井たるエハビ第一區域第二號井、同第四區域第一號井、ボロマイ第一區域第二號井、同第三區域第一號井、南ボアターシン第一區域第一號井、同第二號井第一區井及カタンگری第三區域第二號井の七坑井の試掘に對し各金十萬圓也合計金七十萬圓也總計金壹百貳拾壹萬六千圓也を下附せられた。

◇損益計算書	
収入之部	五〇、六五、三〇、四九圓
原油収入	一七、六二、一七七
雜収入	五、〇二、三六三
計	五八、三〇、三三
支出之部	三、九二、四七三
本社費	三、七〇、八七三
鑛業所費	一、三三、五五三
計	一、〇〇〇、〇〇〇
差引本年度總益金	一、〇〇〇、〇〇〇
財産減價償却金	一、〇〇〇、〇〇〇
税金支拂引當金	五〇、〇〇〇、〇〇〇

計	
再差引本年度純益金	一、〇〇〇、〇〇〇
利益金處分	三〇、一、五五四・七一
本年度純益金	三〇、一、五五四・七一
前年度繰越金	一、〇二、七・六
計	四一、七三三・六
内	
法定準備金	一六、〇〇〇・〇〇
職員退職手當積立金	三三、〇〇〇・〇〇
次年度繰越金	三、七三三・六

第十年度

社長更迭と取締役増員

昭和十年七月十九日丸の内保險協會に臨時株主總會を開き左の人事異動を、議決、取締役會の互選により左近司政三氏社長に就任した。

新任	
取締役社長	左近司政三
常務取締役	小泉武三
同	松村松次郎
取締役	倉知鐵吉
同	藤岡淨吉
辭任	

中里繁次
牧田環

尙全會一致を以て前社長中里氏は相談役に推薦された。

〔事業概要〕

(A) オハ鑛業所(北オハ分鑛場を含む)

〔掘鑿〕 本年度中新に掘鑿成功せるもの十八坑、改修採油せるもの二坑、外に掘下六坑、廢坑せるもの四坑、十一年度に繰越し掘鑿せるもの一坑未着手一坑にして年度末日現在採油しつゝある坑井はオハ鑛場百六十七坑井北オハ分鑛場六坑井合計百七十三坑井なりとす。

〔採油及搬出〕 本年度内採油總量十六萬四千六十八噸餘にして燃料及製油原料差引純採油十三萬五千一百八十四噸餘の處ソヴェト國營トレストより購入原油四萬四千三噸餘り受入れ之に前年度末貯油量十萬五千七百六十七噸餘並に本年度採油量の一部を加へ十七萬五千一百八十四噸餘を搬出販賣し年度末貯油十萬五千八百十噸餘となれり。

〔設備〕 鑛場増内に軌道及道路を増設して運輸作業の能率増進に努め又宿舍内部の改善或は組合との協定による労働者俱樂部及托兒所の建設等職員労働者の福祉増進に力を盡せり。

備の建設を終り九月開坑順調に掘進し年度末に深度四百三十二米に達せり。試掘第二區域第一號井は前年度末深度六百七十八米迄掘進し採油試験終了後四月再び掘進に着手し五月末豫定深度八百米迄完掘し目下休坑中にして第二區を採掘鑛區編入手續中なり。

(B) ヌトウ支所
前年度に引續き閉鎖し採掘作業休止中

試掘第三區域第一號井は前年度より引續き順調に掘進し年度末に深度二百一十一米に達せり。

(C) カタンگری支所
本年度内は採掘鑛區は閉鎖し専ら試掘に重きを置きたるも前年度よりの繰越井二坑を完成し本年度末採油しつゝある坑井は七坑井なり、鑛場海岸間は軌道の修理をなして物資運搬の能力を増大する外宿舍附帯設備の改善に努めたり。

試掘第三區域第二號井は八月より伐開に着手し目下鑛場地帯伐開中なり。試掘第四區域第一號井は宿舍附帯設備の建設を終了し目下掘鑿準備中、十一年四月開坑の豫定なり。

(D) 試掘作業

(一) エハビ

試掘第一區域第一號井は深度八百二十三米に達したる儘目下休止中、十年度追掘計畫なりしも一ヶ年繰延べ近く九百米迄追掘に着手の豫定なり。

試掘第一區域第一號井は六月準備作業に着手し汽罐場其他の附帯設備建設中にして十一年度夏季開坑の豫定なり。

(二) エハビ

試掘第一區域第二號井は試掘の附帯設備の第一次測定(八〇センチヤチン)を施行せり。

試掘第一區域第二號井は九月開坑目下順調に掘進中年度末深度二百七十七米なり。

(七) 北オハ

試掘第二區域第一號井は九月より準備作業に着手し目下櫓杭打を終了し鑛場地帯伐開中なり

試掘第二區域第一號井は前年度より引續き順調に掘進中八月末豫定深度六百米を完掘し目下休坑中なり。

(八) 地質調査及劃定作業

採掘區域内の地質精査をなすと共に試掘區域としてはクキドラニ地方の地質調査を行ひ北オハ第二區域、クキドラニ第一區域及カタンگری第四區域の第一次測定(八〇センチヤチン)を施行せり。

北樺太石油資源開發助成金下附
一千平方露里試掘地域の内前年度よりの繼續坑井たるエハビ第一區域第二號井に對し金拾萬圓也、エハビ第四區域第一號井ボロマイ第一區域第二號井南ボアタニシ第一區域第一號井及カタンگری第三區域第二號井に對し各金拾壹萬五千圓也、ボロマイ第三區域第一區域に對し金四萬圓也合計六十萬圓也を又本年度新規試掘坑井たる北オハ第二區域第一號井

試掘第三區域第一號井は前年度より引續き順調に掘進中八月末豫定深度八百米を完掘し目下休坑中なり。

試掘第五區域第二號井は軌道沿線及鑛場地帯伐開中なり。

(四) 北ボアタニシ

試掘第一區域第一號井は前年度より引續き順調に掘進中八月末豫定深度六百米を完掘し目下休坑中なり。

試掘第二區域第一號井は九月より準備作業に着手し目下櫓杭打を終了し鑛場地帯伐開中なり

(五) 南ボアタニシ

試掘第一區域第一號井は宿舍其他試掘の附帯設備の建設を終り十二月開坑目下順掘中年度末深度三百二十一米なり。

試掘第一區域第一號井及カタンگری第三區域第二號井に對し各金拾壹萬五千圓也、ボロマイ第三區域第一區域に對し金四萬圓也合計六十萬圓也を又本年度新規試掘坑井たる北オハ第二區域第一號井

對ソ利権

財産減價償却金	1,000,000.00
税金支拂引當金	55,000.00
計	1,055,000.00
再差引本年度純益金	79,764.04
◇利益金處分	
本年度純益金	79,764.04
前年度繰越金	1,110,834.21
計	1,190,598.25
法定準備金	39,000.00

役員賞與金	四〇,〇〇〇・〇〇
株主配當金(年三分)	五三,〇〇〇・〇〇
職員退職手當積立金	五,〇〇〇・〇〇
次年度繰越金	三〇,一五九・八一

第十一年度

〔事業概要〕

(A) 採掘作業

(一) オハ鑛業所(北オハ分鑛場を含む)

〔掘鑿〕 本年度中新に掘鑿成功せるもの二十二坑、改修採油せるもの一坑、掘下成功せるもの四坑、廢坑せるもの四坑、十二年度に繰越し廢坑せるもの一坑及繰越し掘鑿せるもの六坑にして年度末日現在採油しつゝある坑井はオハ鑛場千八十三坑、北オハ分鑛場八坑合計百九十一坑井なりとす。

〔採油及搬出〕 本年度内採油總量十五萬六千二百噸餘にして燃料及製油原料差引純採油十二萬五千四百九十噸餘の處ソヴェート國營トレストより購入原油四萬三百六十六噸餘を受入れ之に前

年度末貯油量十萬五千八百十噸餘並に本年度採油量の一部を加へ十六萬七千四百三十一噸を搬出販賣し年度末貯油十萬四千二百三十七噸餘となれり。

〔設備〕 鑛場内に軌道及道路を増設して運輸作業の能率増進に努め又宿舍の増築改善或は組合との協定に依る前年度よりの繼續事業たる労働者俱樂部及托兒所の建設を完了し職員、勞務者の福祉増進に力を盡せり。

(二) ヌトウオ支所
前年度に引き続き閉鎖し採掘作業休止中なり。

(三) カタングリ支所

〔掘鑿〕 本年度中新に掘鑿成功せるもの十三坑、改修せるもの二坑(内一坑は採油す)、廢坑せるもの一坑、十二年度に繰越し掘鑿せるもの四坑、掘鑿準備中二坑、未着手一件にして年度末日現在採油しつゝあるもの二十坑井なり。

〔採油及貯油〕 本年度内採油總量二萬四千九百六十二噸餘にして燃料差引純

採油一萬七千四百七十噸餘之に前年度末貯油量一千五百四十四噸餘を加へ本年度末貯油量一萬九千十四噸餘となれり。

〔設備〕 採油増加に伴ひナビリ海岸に五千噸鐵槽四基を計畫し内二基は完成、一基は建設中にして之が送油の完壁を期するため鑛場、海岸間の送油管線並鑛場内の送油所を整備し更に次年度原油搬出に備ふるため鑛場、海岸間に高壓送電線八軒を架設したり。

又軌道、道路を増設改良して運輸能力の増大を圖り技術的諸建設物並職員勞務者宿舍を建造して他日の飛躍に備へたり。

(B) 試掘作業

(一) 北オハ

試掘第二區域第一號井は十一年末日開坑年度末に深度六百四十九米に達せり。

(二) エハビ

試掘第一區域第一號井は深度八百二十三米に達したる儘目下休止中、十一年

度追掘計畫中なりしも同區域第二號井

の出油に依り右區域が採掘區域に編入せらるゝことの確信を得たるを以て追掘着手を延期せり。

試掘第一區域第二號井は前年度より引き続き順調に掘進し昭和十二年二月初豫定深度八百米迄完掘したるが深度六百米前後にて有望なる出油層に逢着せるを以て目下採掘區域編入の手續中なり。

試掘第三區域第一號井は前年度より引き続き掘進し年度末に深度五百九十米に達せり、又同區域第二號井は第一號井に於ける出油に鑑み開坑着手を繰延べたり。

試掘第四區域第一號井は昭和十一年四月開坑目下順調掘進中年度末には深度四百九十五米に達せり。

(三) クキドラニ

試掘第一區域第一號井は九月開坑目下順掘中年度末深度四百三米なり、同區域第二號井は七月準備作業に着手し汽罐場其他の附帯設備建設中にして十二

年度冬季開坑の豫定なり。

(四) ポロマイ

試掘第一區域第二號井は前年度より引き続き掘進中再三の瓦斯及出油を見たる處深度五百五十米附近に於て強大なる瓦斯層に逢着し之が抑壓に力め目下掘鑿を停止中年度末深度五百五十四米なり。

試掘地第二區域第一號井は七月準備作業に着手し材料運搬並建設中にして十二年夏季開坑の豫定なり。

(五) 北バターシン

試掘第一區域第二號井は七月準備作業に着手し掘鑿機構取付中十二年度秋季開坑の豫定なり

(六) 南バターシン

試掘第一區域第一號井は前年度より引き続き掘進し順掘中の處十月末豫定深度八百米を完掘したるも出油を見ず目下休止中なり。

試掘第二區域第一號井は前年度より引き続き準備作業中なりし處同第一區域第一號井の坑井地質状態に鑑み同區域第

二號井の掘鑿を先にすることゝし目下休止中。

(七) カタングリ

試掘第三區域第一號井は九月末開坑し目下順掘中年度末深度三百五十二米に達せり。

試掘第五區域第二號井は前年度より引き続き準備作業中にして十二年度夏季開坑の豫定なり。

(八) コンギ

試掘第一區域第一號井は七月準備作業に着手し目下運搬並建設中十二年度中に完了の豫定。

試掘第二區域第一號井も亦同様七月準備作業に着手し十三年度初迄に完了の豫定なり。

(九) 地質調査及劃定作業

十一年度には試掘區域として、コンギ、ナムビ及ダーギ地方の地質調査を行ひエハビ第二區域の第二次劃定(四〇デシヤチン)及コンギ第一及第二區域の第一次劃定(八〇デシヤチン)を施行せり。

北樺太石油資源開發助成金下附

北樺太石油資源開發助成金は十年一度一坑井當り二十萬圓なりし處本年度は之を一坑井當り二十八萬圓に増額下附せらるることとなり差當り一千平方露里試掘區域の内南バターシンの第二區域第一號井に對し金拾萬圓也北オハは第二區域第一號井クキドラニー第一區域第一號井、第一區域第二號井、カタングリ第四區域第一號井、同第五區域第二號井、エハビ第一區域第二號井、ボロマイ第二區域第一號井、北バターシンの第一區域第二號井、コング第一區域第一號井、同第二區域第二號井に對し各十一萬二千圓也合計百二十二萬圓也總計百二十二萬圓也を商工省より受領せり。

第一回政府保證社債發行

昭和十一年六月三十日社債總額三百萬圓也を元利共政府の保證を受くる事とし年利率四分一厘發行價格額面通りにて發行の日より昭和十六年六月三十日迄据置後五ヶ年間に毎年金三十萬圓以上を償還し昭和二十一年六月三十日迄に完済の

條件を以て三井銀行、三菱銀行、住友銀行、第一銀行及三井信託株式會社、三菱信託株式會社、住友信託株式會社の引受にて發行したり

△損益計算書

収入之部	六四三、九五、九〇圓
原油收入	一九、一九、九五
雑收入	六四三、三五、五
計	六四三、三五、五
支出之部	五〇四、五〇、六四
本社費	三、五、八三、九一
鑛業所費	四〇六、六三、五五
計	二、三、五、八九、六〇
差引本年度純益金	一、三九、八五、九〇
内	
財産減價償却金	一、〇〇〇、〇〇、〇〇
税金支拂引當金	九六、〇〇、〇〇
計	一、〇九六、〇〇、〇〇
再差引本年度純益金	二、三九、八五、九〇
△利益金處分	
本年度純益金	一、三九、八五、九〇
前年度繰越金	五〇一、四七、四二
計	一、七七一、三三、〇一

第十二年度

北樺太石油十二年度計畫全貌

昭和十二年六月二十二日第十一回株主總會を開催、席上左近司社長發表にかゝる會社本年度豫定計畫概要は左の如し。

〔採掘計畫〕

- (一) オハ鑛業所(北オハ分鑛所を含む) 本年度の新井は二四本掘鑿は二本、純採油高豫定一五三〇〇トン、施設 宿舍建設、勞務者の生活改善
- (二) カタングリ支所 新井三〇本、純採油豫定六五、〇〇〇トン、施設 一萬トン・タンク五臺、デーゼル發電所を設置する。
- (三) エハビ 本年度より採掘區域に編入、本年度は次年度の爲の種々の準備即ち左の施設をなす。

運搬用軌道、高壓送電線、一萬トン・タンク五臺、パイプ(送油用)六料、事務所。

〔試掘計畫〕

- (一) 前年度より繼續のもの北オハ、エハビ等七本。
 - (二) 新しいもの北オハ、エハビ、ボロマイ等一〇本。
- 尙、試掘期限は一九三六年十二月十四日より一九四一年十二月十四日迄延長され而して從來ソ聯側が、利權單位面積に滿ざる理由にて否定してゐた四ヶ所の試掘井は新に認められる事になつた。

ソ聯トラストよりの原油買付

十一年九月九日ソ聯國營トラストより原油買付を契約同年度は四三、〇六〇トンを買付したが本年度の買付量は八〇、〇〇〇で今夏迄には六、〇〇〇トン搬出の豫定である。

試掘及採油計畫

北樺太石油會社は昨秋ソ側との間に成立した試掘期間五ヶ年延長協定に基き、北樺太油田開發五ヶ年計畫を樹立、監督

對ソ利權

官廳たる商工省も燃料國策の見地から該事業の積極的助成に乗出し、これが五ヶ年間の助成金一千二百八十四萬七千圓、保證社債八百萬圓が既に先般議會に於て決定したが、これに依つて會社側の事業計畫も確定し五ヶ年間に合計三十五本の試掘、一、九〇三、八〇〇噸(うち搬出(一)、五〇四、〇〇〇噸)の採油を行ふことになつたが、初年度たる昭和十二年度試掘、採油計畫の詳細は左の如く、これに割當てられる助成金は二百八十二萬五千圓である。

△昭和十二年度試掘計畫

一、新舊別	合計二十本
前年度より繼續作業井	十本
新規作業着手井	九本
(内譯、舊地域四本、協商地域	四本、
南方地域	一本)
追掘井	一本
一、地域別	
北オハ	二本(繼續一、新一)
エハビ	二本(新)
クキドラニ	三本(繼續二、新一)
ボロマイ	四本(繼續三、新一)

- 北バターシンの一本(繼續)
 - 南バターシンの一本(新)
 - ダーギ(南方地域)一本(新)
 - カタングリ 四本(繼續二、新一)
 - コング 二本(繼續)
- △昭和十二年採油計畫
- 採油高二六二、五〇〇噸(うち搬出高二三〇、〇〇〇噸)(内譯、オハ鑛場より約十八、九萬噸カタングリ新鑛場より約七、八萬噸採油)

北樺太石油會社保證社債發行

七十一議會に於て決定した北樺太石油會社の政府元利保證社債八百萬圓のうち第一回分二百五十萬圓發行の件に就き、兼ねて商工、大藏及び興銀三當局との間に折衝中であつたが、愈々今回政府の認可を見、然して目下起債市場梗塞状態にある爲、大藏省預金部の融資で日本興業銀行から七月十日發行された。

發行條件は大體昨十一月六月三十日同社社債三百萬圓發行の際と同じく年利率四分一厘、發行價格額面通り、償還期利十年間(五年間据置)

北樺太石油會社に對する ソ聯の壓迫

(外交問題利權壓迫參照)

ソ側は今春以來北樺太石油會社現地企業に對し特に露骨なる壓迫を加へ事業經營上根本的影響を及す重大なる諸問題を惹起せしめ、且つ審議に藉口して之が解決を故意に遷延するの策に出で、或は默殺して未解決の問題累積の現状であるが、之等ソ側の不法措置に依り本年度事業計畫、特に試堀關係作業は甚だしく進捗を阻害せられ、就中各地における宿舍建設は夏季中に完了不可能となり、冬期人員收容計畫に蹉跌を生ずるに至つたので止むを得ず事業計畫の一部を豫更し作業縮少を行ふことゝなつた。

右事業縮少の結果、必然的に人員も縮少せられるので本年傭入れたる季節の労働者ソ聯人約二千名、邦人約五百名は勿論常備労働者の中ソ聯人約四百名、邦人約六百名を解雇するの餘儀なきに至つた。

然るにソ側は自ら不法壓迫を以て今日

の事態を招來せしめたるに拘らず、會社の事業縮少を不當なりとし、労働者の解雇に反對すると共に事業縮少にはソ側と協定乃至承認を必要とするなど、勝手な主張をなし、徹頭徹尾妨害的態度を押し自國の報導機關をして誇張的記事虚構の報道を爲さしめ自己の非を蓋ひて恰も會社が利權契約に違反せるが如く宣傳し、利契の破棄、損害賠償の提起をほめかして恫喝的手段を弄する等暴狀益々顯著となるに至つた。一二例を示せば會社は労働者に對する宿舍提供に關しソ側が宿舍規定の緩和を認むるに於ては比率の範圍内にて出來得る限り常備労働者を多數越年せしめ以て事業の進捗を圖り度き意向であつて敢て常備労働者の解雇を飽く迄主張する旨申入れ交渉中であるが、元來會社事業計畫の樹立、變更、縮少等は利契上會社独自の裁量に屬し、單にソ聯政府に届出を行へば足りるものでソ側の認可を得るの必要はない、又ソ側は會社事業計畫にしてソ聯法令に反せざる限り、猥りに容喙し得ないものである利契の解

消に至つては之が原因に關し利契に明記しあり、最も嚴肅に取扱はるべき事柄であるからソ聯政府と雖も破棄通告の如き輕舉に出ることは萬々なきも、我方はソ側の不遜を矯め嚴然たる態度を以て對處するの方針である。

北樺太石炭利權

(A) 對ソ交渉概要

一、利權契約交渉

日ソ基本條約議定書(乙)の規定によつて日本政府から推薦された當業者たる北サガレン石炭企業組合は、當時三菱合資會社參與奥村政雄氏を交渉全權に、前波蘭駐劄公使故川上俊彦氏を石油利權を兼ねた交渉顧問に任命し、大正十四年七月二十二日から莫斯科中央利權局本部に於てソ側全權ヨツフェ氏、次席メーリニコフ氏等との間に北樺太西海岸土威、ウラジミロフスキー、マーチ三地方に埋藏の石炭採掘に關する交渉經過については姉妹利權ともいふべき前掲石油のそれと

重複する點も少くないし、今日では左して重要な意義も有してゐないので、茲に省略するが、同利權は同十二月十四日奥村氏との間に正式調印を見るに至つた。

二、労働團體契約交渉

北樺太鑛業會社の初年度労働團體契約は大正十五年九月ハバロフスタにて同社派遣代表と全露鑛山労働組合中央委員會代表との間に契約締結を見、一年間の契約期限を終つて昭和二年の契約更新には、ソ側の最低賃銀値引上並に労働條件改善要求と關連して稀有の難交渉となり第三年度も亦漸く昭和四年二月に至り改訂調印を見、第四年度も同斷にて、五年

ループルを支出援助し労働組合側も五萬ループルを支出することゝなつた。而して八年度は前年度契約を踏襲、越えて九年度はソ聯側代表カルボウ氏と會社側胡麻本氏との間に浦鹽に於て交渉が開かれた結果、ソヴェート労働法(第四章第十五條乃至第二十六條)に基き該労働法の擴張並に追加として別項條約契約集掲載の團體契約を締結した。尙十年度は前年度契約を繼承した。

度それは昭和六年九月から同社を代表する小澤仁之甫氏とソヴェート労働組合代表との間に前年通りハバロフスタにおいて交渉開始され、前後七箇月を費した末昭和七年三月二十二日漸く兩者の間に調印の運びとなつた右交渉の結果最低賃銀は前年同様七ループルで、焼失した労働クラブの再建設に對して會社は五萬

不調のまま十二年度に移り十二年五月會社側代表として坂口卯吉氏はモスクワに赴きコーシキンと折衝を開始した。而るにソ聯の要求は飽く迄横暴で賃銀の高率値上、宿舍クラブの新築、改築を要求、かくて日支事變勃發と共に其の態度は北樺太に於ける邦人壓迫に併行して惡辣となり事業遂行上止むなく會社側で賃銀値

上を讓歩すれば更にそれ以上の値上を要求すると言つた具合で現在に至つてゐる。

(B) 北樺太鑛業會社

北樺太鑛業株式會社は、姉妹會社たる北樺太石油株式會社同様、大正十四年の對露利權契約(別掲)、大正十五年の勅令及法令(別掲)を基礎として北サガレン石炭企業組合の事業を繼承し、大正十五年八月二十一日正式創立を見た。昭和十年の同社組織概要左の如し。

イ 組 織

- △社 名 北樺太鑛業株式會社
- △本 社 東京市麴町區丸ノ内丸ビル七階
- △鑛 場 北樺太ドウエ炭坑
- △資本金 一千万圓(拂込金五百萬圓)
- △株 式 二十萬株(一枚五十圓)
- △株主總數 二千三百五拾三名
(昭和十二年四月末現在)

ロ 役 員

取締役會長 三井米松

常務取締役	西原民平
取締役	橋本圭三郎
同	岩瀬徳三
同	河手捨二
同	村山鹿之助
同	藤岡淨吉
同	前川益次
同	矢島富造
同	東條義雄
同	引地福
同	村山鹿之助
監査役	
支配人	
經理課長	
鑛業所長(兼)	

(C) 會社の業績

第一年度

同社の第一年度は大正十五年八月三十日營業開始を見た、翌昭和二年三月三十一日まで八箇月を以て、一營業年度とする上に創業早々と其業績の上に大なる成果は無かつた第一年度中の出炭總額は九千四十八噸年度末現在職員三十九人鑛夫職工六百二十八人であつた。

第一年度の損益總決算

總收入金	六三、七六、六〇圓
總支出金	六五、四八、四〇圓

差引損失金

一八、七五、五五
即ち二萬八千餘圓の損失を見たといへ、設立目論見書に現れた第一年度の損失豫定額六萬九千五百四十二圓五十錢に對比すれば四萬一千餘圓の損失を軽減したことが知られる。

第二年度

第二年度(昭和二年四月—三年三月)は前年度企業着手の跡を受け、石炭の採掘及び運搬設備に關する各種起業工事の完成と増加とに鋭意努むることがあつたが、何れも豫定の進捗を見、土威炭坑將來の經營に付其基礎を確立することを得た。即ち施業計畫による第二年度出炭高豫想七萬噸に對して、該年度の實際出炭額は九萬五千三百八十四噸といふ二萬五千三百八十四噸増の好成績であつた。又他方石炭の賣行も頗る良好で一般石炭市價の強調は同社炭の販賣上にも必然的に好影響を齎らしたが、たゞ天候不良にして之に伴はず加ふるに積込設備も同年夏期前半までは不完備であつたため其販賣高は四萬噸を多く超えなかつた。

同年度中の株式の異動は、名義書換件

數三百九十六件、同上株數二萬二千九百五十二株、年度末従業員數は職員四十二人、鑛夫職工數八百四十六人であつた。

第二年度損益計算

收入之部	
石炭賣上代	六三、七六、六〇圓
雜收入	六、九四、五〇
計	六四、八一、一〇
支出之部	
石炭原價及諸掛	五九、七、四九、二六
本店經費	六、八八、七四
計	六六、〇、三六、〇〇
差引損失	一、五、四九、九〇
損失金處分	
當期損失金	一五、四九、九〇
前期繰越損失金	三、七五、八五
合計	四、三六、六五

第三年度

同社第三年度には採炭設備の擴張積取方法の機械化ベルト、コンヴェール裝置等其企業經營の上に大なる發展を期し勞働力増大の爲現場に於て百二十名、浦鹽に於て百六十名季節勞働者の新増員を行ひ、後者は四月二十九日現場に送り込ん

だ。之ら企業設備の完成勞働力の充實と相俟つて採炭輸出とも良好に赴き、其實數は何れも十一萬噸以上に達した。當期間中内地一般炭況は需給關係より市況不振を極めたが、同社炭の販賣にはさしたる悪影響が無かつたと報告されてゐる。

第三年度損益計算左の如し

收入之部	
石炭賣上代	一、五三、六〇、三〇圓
雜收入	一、五九、八〇
計	一、五五、二〇、一〇
支出之部	
石炭原價及諸掛	一、三〇、二六、元
本店經費	一〇八、五七、七三
合計	一、四一、八四、〇三
純益金	一、一三、三五、〇八
利益金處分	五五、五五、〇八
當期利益金	五五、五五、〇八
前期繰越損失金	四四、三六、三三
差引	一一、一八、七二

第四年度

會社は最初本年度(昭和四年四月—五年三月)に於て十六萬噸の採炭計畫を立

對ソ利權

て、内十四萬噸の内地輸送を豫定したが内地炭況は前年にも増して不良を極めたため中途で計畫を變更した。従つて採炭額は十四萬噸見當、内地輸出額は九月終航までに、十一萬九千噸であつた。各種の企業設備は更に充實擴張され建設は大體第一期のそれを終つた。炭坑の開拓にも着手する豫定であつたが、之も状況不良のため當分中止される事となつた尙ほ本年度の營業成績左の如し。

第四年度損益計算

收入之部	
石炭賣上代	一、六〇、四八、三〇圓
雜收入	三、〇九、一四
計	一、六三、五七、四四
支出之部	
石炭原價及諸掛	一、四八、八〇、三六、五
本店經費	一〇、一九、九三
合計	一、五九、〇〇、三〇
差引純益金	四、五七、一四

第五年度

第五年度(昭和五年四月—六年三月)は十五萬噸採掘内十三萬噸を内地に搬出する計畫の下に専らドヴェ炭坑の十二尺層

を採炭して極力事業を進め之が實現を圖つたが其間一般日本内地の商況頗る悪化し石炭聯合會が極端な採炭制限を議決せる等の事情もあり、彼此考慮して既定計畫に幾分の制限を加へて結局十三萬噸の採炭に止め、其内十二萬噸を内地に輸送した。即ち炭界の景況は頗る不良だつたにも拘らず、大體に於て本年度の計畫と実績とはさしたる差異がなかつた。而かも賣炭に就ては年毎に買客を加へ今や八幡、釜石、室蘭、兼二浦等の各製鐵工場方面を始め、瓦斯及セメント方面にも相當供給を見るに至り、成績は良好に運んだ。

第五年度收益計算

收入之部	
石炭賣上代	一、五六、七九、三〇圓
雜收入	三三、四九
合計	一、五〇、一三、七九
支出之部	
石炭原價及諸掛	一、三六、四四、八五
本店經費	一〇、一三、四五
合計	一、四六、五八、四〇
差引	三、五五、三九

日露年鑑

利益金處分	七、四六・三
当期純益金	六、五〇・四
前期繰越金	一四、〇〇六・三
合計	

第六年度

同社第六年度は昭和六年四月一日に始まり翌七年三月三十一日に終るが第六年度に於ける損益計算左の通りである。

収益計算書	
収入之部	
石炭賣上代	一、五九二、四三・五
雑収入	一〇三・三
計	一、五九二、五三七
支出之部	
石炭原價及諸掛	一、三三〇、八五・五
本店經費	八〇、八六・五
計	一、四一一、七二・〇
差引	一、一八〇、八五五・七
利益金處分	
当期純益金	八〇、五五・七
前期繰越金	一四八、〇〇六・三
合計	二二八、〇六二・〇
△採炭及輸送	
實採炭高	十三萬噸

内地送炭高 十三萬三千噸

第七年度

當期中の炭況は前年に比し又一層の不況裡に經過し該社も亦苦境に陥りたるも採炭積出の能率増進と諸般經費の低減とに依り此逆境に對處したが、今營業年度（昭和七年四月—八年三月）業績は出炭總高十二萬六千噸にして年度内日本向送炭高十三萬三千五百噸之が積取に要した船舶三十三隻であつたが、該企業に雇傭されてゐる労働者数は昭和八年一月現在一千六名にして之が民族別内譯の如し。

収益計算書	
収入之部	
石炭賣上代	一、三七〇、三六六・八
雑収入	一七〇・九
計	一、三七〇、五三七
支出之部	
石炭原價及諸掛	一、一三九、五三三・九
本店經費	八〇、二四三・六
計	一、二一九、七七七・五
差引	一五〇、六九六・二
△採炭及輸送	
實採掘高	十四萬一千噸、内地送炭高十六萬九千噸

利益金處分

当期利益金	一五〇、六九・七
前期繰越金	三三、六〇一・五〇
合計	四八六、三〇三・二
原價消却金	一〇〇、〇〇〇・〇〇
再差引	二七、三三三・三六
之れを處分すること左の如し	
法定積立金	一五、〇〇〇・〇〇
職員退職手當積立金	七、五〇〇・〇〇
株主配當金	一五〇、〇〇〇・〇〇
役員賞與金	一五、〇〇〇・〇〇
後期繰越金	九、七三三・三六

第八年度

當期中の炭況は需要の増加に伴ひ著しく活況を呈するに至り、該社炭も亦相當の好影響を蒙るを得たりと雖も、海運界亦強調を示し、炭價昂騰に依る利益を減殺せらるる結果を招致せり、されど採炭積出の能率増進に依り漸次成績の向上を見るに至れり。

△損益計算書	
収入之部	
石炭賣上代	一、〇一一、七三三・三
雑収入	三、三三三・六

利益金處分

当期純益金	二五、九六六・六
前期繰越金	一〇五、八六五・九
合計	一三一、八三二・六
之を處分すること左の如し	
法定積立金	一〇〇、〇〇〇・〇〇
職員退職手當積立金	一〇、〇〇〇・〇〇
株主配當金(年四分)	一〇〇、〇〇〇・〇〇
(一株に付き金一圓)	
役員賞與金	一〇、〇〇〇・〇〇
後期繰越金	一三、八三二・六

採炭及輸送

實採炭高二十一萬三千噸内地送炭高十九萬七千噸

第十年度

純益金	三九、四三二・六
第九年度より繰越金	一一、四六三・七
合計	五〇、八九五・三
配當六分(年)	三〇、〇〇〇・〇〇
第十一年度へ繰越	二〇、八九五・三

採炭及輸送

實採炭高二十四萬二千噸、内地送炭高二十一萬四千噸
第十一年度

合計

支出之部	二、〇一五、〇五・九
石炭原價及諸掛	一、五七九、四五五・二
本店經費	八三、九五五・〇
合計	一、六六三、四一〇・二
差引当期利益金	三五一、六四三・七
内原價消却金	一四〇、〇〇〇・〇
再差引当期純益金	一〇一、六四三・七
利益金の處分	
当期純益金	一〇一、六四三・七
前期繰越金	九一、七三三・六
合計	一九三、三七八・三
之を處分すること左の如し	
法定積立金	一五、〇〇〇・〇〇
職員退職手當積立金	七五、〇〇〇・〇〇
株主配當金(年三分)	一五〇、〇〇〇・〇〇
役員賞與金	一五、〇〇〇・〇〇
後期繰越金	一〇五、八六五・九

株式の異動

本期間株式名義書換は二千八百五十六件、株數十四萬三千八百八十五株期末現在株主數二千二百七十二名

從業員

對ソ利權

本期末現在職員四十二人、鑛夫、職工等一千一百一人

採炭及輸送

實採掘高十四萬一千噸、内地送炭高十六萬九千噸

第九年度

當期中の炭況は前期に引續き活況を呈し同社炭も亦相當の好影響を受けたが前期と同じく海運界も亦相當の強調を示し、且仕入物資も騰貴せる爲炭價上昇に依る利益を減殺せられる結果を招來した。然し採炭積出共順調に進捗し成績を上げたことは特記するに足る。

損益計算書	
収入之部	
石炭賣上代	一、七〇二、五四一・七
雑収入	一、一七三・九〇
合計	一、七〇三、七二五・六
支出之部	
石炭原價及諸掛	一、一〇〇、四四三・九
本店經費	一〇七、六五五・〇
原價消却金	二〇〇、〇〇〇・〇〇
合計	一、四〇八、一〇三・九
差引当期純益金	二九五、五六一・六

當期中の炭況は引續き強調、殊に主要需要先なる製鐵業の旺盛により極めて順調なる経過を辿つたが何分國外の事業なる爲種々の理由(主としてソ聯の壓迫)に因り豫期の増産を達成するを得なかつたが大體前期に劣らざる成績をあげた。

收入之部	石炭賣上代	2,432,637.61
	雑收入	49,422.96
合計		2,482,060.57
支出之部	石炭原價及諸掛	2,385,450.97
	本店經費	333,846.77
	原價消却金	10,000.00
合計		2,829,300.74
差引當期純益金		392,759.81
利益金處分		383,746.61
當期純益金		9,013.20
前期繰越金		135,704.83
合計		594,718.03
之れを處分する事左の如し		
法定積立金		225,000.00
職員退職手當積立金		135,000.00

昭和11年度土成炭船別送炭一覽

船名	揚地	數量(英噸)	船名	揚地	數量(英噸)
大和丸	八幡	6,200	大和丸	大阪	2,263
Mione	室蘭	5,800	汎南丸	八幡	3,887
大山丸	釜石	5,550	Yolande	釜石	6,200
雄基丸	八幡	8,000	赤峰丸	八幡	6,440
Therese Moller	釜石	5,500	禮南丸	八幡	7,550
泰來丸	室蘭	6,100	禮南丸	八幡	3,165
麗洋丸	德山	2,165	禮南丸	八幡	3,855
黒龍丸	八幡	5,865	The Rese Moller	釜石	3,782
Therese Moller	釜石	8,170	神洋丸	釜石	1,968
巴洋丸	釜石	5,740	神洋丸	釜石	2,016
Lilian Moller	八幡	8,100	西豊丸	釜石	1,427
海龍丸	釜石	7,200	西豊丸	釜石	2,657
おりんびあ丸	釜石	1,476	西豊丸	釜石	6,700
Marion Moller	釜石	4,644	西豊丸	釜石	4,524
吉星丸	八幡	8,000	西豊丸	釜石	1,476
泰來丸	釜石	6,300	西豊丸	釜石	3,206
おりんびあ丸	釜石	7,700	西豊丸	釜石	1,476
Marion Moller	釜石	5,900	西豊丸	釜石	1,968
Silks Worth	釜石	8,850	西豊丸	釜石	1,968
西豊丸	釜石	6,450	西豊丸	釜石	1,476
新太平丸	釜石	7,970	西豊丸	釜石	1,649
		1,968	西豊丸	釜石	1,673
		4,682	西豊丸	釜石	2,805
		4,700	西豊丸	釜石	1,673
計			計		225,110

昭和12年度土成炭船別送炭

船名	揚地	數量(英噸)
雄海丸	八幡	8,000
ころんびあ丸	釜石	6,180
汎南丸	釜石	8,450
ころんびあ丸	釜石	6,120
汎南丸	釜石	5,471
康勝丸	釜石	3,149
福第丸	釜石	4,130
昭北丸	釜石	4,750
利雄丸	釜石	4,800
Dah-pu丸	釜石	3,020
昭美丸	釜石	4,900
勝福丸	釜石	4,300
東丸	釜石	4,100
計		6,127
		1,673
		2,755
		4,900
		1,673
		3,877
		4,800
		4,800
		7,100
計		106,075

株主配當金(年六分) 2,000,000.00
 役員賞與金 25,000.00
 後期繰越金 14,477.44
 △採炭及輸送
 實採炭高二十五萬噸、内地送炭高二十二萬五千噸
 第十二年度
 第十二年度たる昭和十二年は北樺太に於けるソ聯官憲の不法彈壓により事業遂

行に一大支障を受け、十月事業大縮小の悲壯なる決意を有するにいたつた。而して同社に於ける事業は他の事業と異り、日ソ基本條約に明記せられたる國家權益の特殊の立場を有するものであるから必ずしも悲觀すべきものではない。十二年度の採炭豫定は二十五萬噸であつたが實績は前記實情の爲十萬トんに終つた。(外交・利權壓迫の項参照)

坂井組合石炭利權

かねて北樺太西海岸アグネオ炭礦利權着業の爲利權所有者坂井組合坂井隆三氏を中心として北樺太炭礦株式會社創立準備中の處此程勅令第九號第二條の規定に基き創立發起人代表坂井隆三氏の名によつて商工省に創立免許の申告を行ひ十月五日許可されたが、目下の情勢上(北樺太に於けるソ聯の利權壓迫等)慎重に準備中である而して此の利權は大正十四年北京に於ける日ソ基本條約に基き大正十五年モスクワに於てソ聯政府との間に利權契約が締結されたもので期限四十五年なるが故に今後尙三十五年間を存す。
 △所在地・北樺太西海岸亞港の南十里、アグネオ河口南一里海岸より半里、
 △鑛區及埋藏量・鑛區面積一四〇萬坪、炭量四千萬噸以上
 △施設計畫概要・第一年度(本年度)は作業準備とし諸施設を完了し第二年度より本格的に企業す。

北樺太亞港て坂井組合
代表不法逮捕

さきに北樺太鑛業亞港事務所主任馬場筆助氏、マーチ出張員川瀬豊太郎氏がソ聯官憲に不法逮捕され(五月十九日)續いて相見技師、菅原技手兩氏が不法拉致(六月二十九日)される等北樺太に於けるソ聯官憲の邦人に對する壓迫の頻發する折柄又も北樺太亞港に於て不法拉致事件が發生し關係者一同を激昂させた。

昭和十二年七月十五日朝GPU數名が北樺太鑛土威鑛業所亞港出張所員にして坂井組合代表を兼ねる眞島勝司氏の私宅に侵入し「反ソ聯嫌疑濃厚」の理由にて眞島氏を不法逮捕したので田中亞港總領事は直ちに嚴重抗議を提出し釋放方を要求中であるが逮捕された眞島氏は馬場氏と共にシベリヤ出兵時代より居住して居り同地に於ける事情通であるのでソ聯側からは常に敬遠されてゐた模様である。

北樺鑛の報償稅

北樺太鑛業會社對ソ利權契約十四條に規定されてゐるソ聯への報償稅は從來現

物拂のところを金額に換算して仕拂はれてゐたが十二年度はソ聯側の意向で現物拂にする事に決定、右總額約一萬七千噸の中第一回四千噸を五月十七日ドーエ着のソ聯船に引渡しを了つた、右報償稅とは左の如きものである。

(總年)	(報償)	(總年)	(報償)
(産額)	(稅率)	(産額)	(稅率)
100,000 佛噸迄	5.0%	400,000 佛噸迄	6.5%
150,000 "	5.5	450,000 "	6.5
200,000 "	5.5	500,000 "	7.0
250,000 "	5.5	550,000 "	7.5
300,000 "	6.0	600,000 "	7.5
350,000 "	6.5	650,000 "	7.5
400,000 "	6.5	700,000 "	7.5
450,000 "	6.5	750,000 "	7.5
500,000 "	6.5	800,000 "	7.5
550,000 "	6.5	850,000 "	7.5
600,000 "	6.5	900,000 "	7.5
650,000 "	6.5	950,000 "	7.5
700,000 "	6.5	1,000,000 "	7.5
750,000 "	6.5		
800,000 "	6.5		
850,000 "	6.5		
900,000 "	6.5		
950,000 "	6.5		
1,000,000 "	6.5		
以上	6.0		

北樺太現業社員退職願續出

北樺太鑛業會社の現地北樺太土威に於ける利權炭田操業は屢報の如く今春以來ソ聯の不法且つ苛酷なる壓迫を受け來つた、即ち會社側に對しては不當なる賃金の値上げ要求實現の現場の諸設備の尨大且苛酷なる改善要求等をなし、一方五月に入り社員馬場、川瀬兩氏の不法拘束、六月下旬の相見、菅原兩技師家の逮捕、

十月十五日の眞島亞港駐在員の拘引等により積極的に同社の操業妨害を企てるに至つた、理由はいづれもスパイ嫌疑によるものであるが其の檢舉手段、裁判に於ける判決等全く日本側の立證を無視して一方的捏造事由により決定して居り、前記諸氏の日常の行狀及びソ聯側嫌疑の反駁を立證した亞港田中總領事の外交交渉の抗議に對しても何等誠意ある回答をなさず、且つ抗議を一蹴する等ソ聯側の不法は言語に絶し前記事件は更めてモスクワに於て重光大使とソ聯政府間の交渉となつてゐるが現地土威に於ける北樺太鑛業日本人高級社員及び従業員は數次の不當なる檢舉拘留事件に極度に恐怖し最近續々と本社に對し退職の意向を表明するものあり斯かる事態を放置するに於ては事實上操業中止の止むなきに至る可く斯くてはソ聯側の陰險なる奸計に陥ることとなるので、會社側も之等社員の離職慰撫對策に努めてゐるが斯かる事態に立至らした責任は全くソ聯側の不法壓迫にあることは明白である。

北 洋 漁 業

北洋漁業概観

北洋漁業の意義

北洋漁業とは何ぞや? 業界や學者間には種々定義らしいものを下してゐるが、要するに北洋とは南洋に對して北洋と稱するもので地理的に經緯度や自然の限界をもつて基稱したものではない。從來北洋漁業といへば殆んど露領漁業を指してゐた、例へば堪察加半島並びに沿海州を中心とする露領漁業をもつて漫然と北洋漁業と呼んでゐた、ところが最近北洋漁業の概念は變つて以前よりも遙かに廣義に解釋されるようになった。

即ち近年では露領に屬する堪察加半島や大陸の沿海州のみならず所謂公海においても鮭鱒漁業や蟹漁業其他が行はれる

北 洋 漁 業

ようになり、北千島から更にアラスカのプリストル沖にまで發展してきた。北洋漁業そのものゝ範圍が地理的のみでなく經營の種類においても著しく擴大されてきた、そこで現在謂ふところの北洋漁業とは北海道、樺太漁業、北千島漁業、露領漁區、アラスカ沖取漁業をも包含する極めて廣範圍の企業形態を指すようになった。併し一般常識的な解釋では北緯五十度以北といふことになつてゐるので北海道、樺太漁業はこゝには入らない。

以上で北洋漁業の範圍を説明したが、それでは北洋には如何なる海洋があるかといへば日本海、オホツク海、ベーリング海で、この三海洋の全面積は専門家の調査によれば約百四十萬平方哩といはれてゐる、このうちベーリング海は最も廣

く七十六萬平方哩、オホツク海五十萬平方哩、これに次ぎ日本海は十四萬平方哩で第三位である。そしてこの北洋水域一帯は漁業上最も重要視される百尋線以内の淺海が廣範圍に亘るため魚族も他に比類を見ないほど豊富であり所謂世界三大漁業中、鮭、鱒、蟹等の棲息は第一位である、これに次いで鱈、鱈、大鰾、鰈、鰯等も豊富であり、また鯨も少しとしな、このうち露領においては主として鮭、鱒、鱈、蟹の漁獲が行はれて居り、公海においても大體同様である。

さて北洋漁業をその經營の種類によつて大別すれば大體次のようになる。

- 一、日本側經營漁業 二、ソ聯邦側經營
- 1、露領漁業 1、ソ領漁業
- 2、公海漁業 2、公海漁業
- 3、北千島漁業

以上のうち歴史的にも經濟的にも最も重要性を持つものは我が露領漁業である、何となれば歴史的には數百年前我が先人の冒險心と國益開拓の熱意により幾多の危険を冒し犠牲を拂つて開拓した

ものであり、又、ポーツマス條約によつて露人同様經營の權利を獲得したものである、經濟的には年五千萬圓近くの生産額を擧げ、數萬の從業員を擁し、又その生産品は我が魚食國日本の國民保健上重要な營養素を供給してゐるばかりでなく生絲、茶、綿製品等と共に我國の重要な輸出品目として躍進日本の國民經濟を潤はしてゐるのである。本漁業を所謂我が國策に基いて經營し外務、農林、海軍の各省が綜合的に斯業の擁護指導に意を用ゐてゐることは當然なこと、いはなければならぬ。

露領漁業(日本側經營)

オホツク海、ベールリグ海方面における邦人漁業の歴史は可なり古く、それは舊幕時代松前藩が蝦夷地に割據する以前に遡ることが出来るが、近藤重藏、錢屋五兵衛、高田屋嘉兵衛等の時代を過ぎて明治時代に入り露領漁業は相當注目の對照となつた。即ち明治八年(一八七五年)五月七日樺太千島交換條約が締結さ

れた、併しこの成文があつたにしろ、露國が世界的強國として東洋の一小國に臨むでゐた當時の日露兩國の客觀的情勢は日本の露領漁業を充分に伸張する自由を與へなかつた。明治十四年(一八八一年)露國の極東提督は

「サガレン東海岸、オホツク海、カムチヤツカ並びに附屬諸島における外國人の漁業取締規則」

を發布して日本人の漁業に制限を加へた、そこで日本政府は邦人の露領漁業に對する取締の苛酷を緩和するため明治二十八年(一八九五年)露國政府に向け原案を提出して日露漁業協約の締結を提議したが、遂に有耶無耶のうちに黙殺されてしまつた。

ところがこの邦人の露領漁業を國家的權力として保證するに至つたのは明治三十七、八年(一九〇四、五年)日露戰役の結果に成るポーツマス講和條約第十一條

「露西亞國は日本海、オホツク海及ベールリグ海に瀕する露西亞國領地の沿岸

における漁業權を日本國臣民に許與せんが爲、日本國と協定を爲すべきことを約す」

と、更にこの條約の基礎に立つて明治四十年(一九〇七年)七月二十八日聖ペテルブルグにて調印(同年九月十一日公布)の日露漁業條約とであつた。其後ロシアに革命勃發し、爲めに十二年を以て期間とせる右條約の更新期到るも容易に改訂の機運を見出さず、極東地方政局の不安定は我が漁業權の擁護と漁業開發の上にも種々の動搖を與ふるに至つたが、大正十四年一月二十日北京における芳澤・カラハン調印の日ソ基本條約によつて我が露領漁業權はソヴェート新政權により正式保證を受けるに至つた、其後日ソ兩國當事者の間に新日露漁業條約の締結交渉が具體化し、昭和三年一月二十三日、二年一ヶ月を費して同條約は漸く正式調印をみたが、新條約實施第一年たる昭和四年計らずも日ソ兩國漁業關係に未曾有の紛糾を惹起した、これは

(イ) 出漁諸條件に關する日ソ兩國の對立

(ロ) 宇田貫一郎の日露經營漁區奪取事件

の二つであるが、(イ)はソ側より入札保證金の引上、冷凍冷蔵以外の製魚禁止、漁撈及陸揚の際における機械使用の禁止、最終漁期を九月七日に短縮する等日本側の利益を無視せんとする不法な要求に端を發し兩者の對立となつたものであり、(ロ)は浦鹽における漁區入札競賣において宇田一派が未曾有の高値で競落し、日魯漁業を苦境に陥れると共にソ側をして日本側の内部不統一を利用せしめる機會を與へんとした事件で、我が露領漁業史上最も多端な秋であつた、幸ひに兩事件共(イ)は當時の駐日ソ聯大使トロヤノフスキイと我が外務省通商局との折衝、又(ロ)は郷誠之助氏の調停により妥協解決したが、同年における我が經營漁區數はソ側漁業の進出によつて僅かに二漁區を増加せるに對しソ側は一躍四倍の激増振りを示した、即ち日本人漁區數二百五十七に對しソ側は一躍百六十二に増加したのである。爾來ソ側の我が露領漁業に對する壓迫は陰に陽に加はり、露領

漁業問題は日ソ兩國の國交問題にまで發展する可能性を呈した。

然るに時なるかな、ソ側の逐年に亘る進出に刺戟され我が北洋漁業大合同計畫は進展し昭和六年初秋、果然日ソ漁業新交渉の機運は到來して、我が全權廣田駐ソ大使は現行條約實施以來發生せる各種の問題と條約解釋上の不一致點等に關する解決を期し、更に邦人現有漁區の安定によつて將來における紛議勃發を未前に防止すべく具體案を提げて眞剣な交渉に入つた。交渉一星霜、昭和七年八月十三日邦人漁區安定に關する協約の調印は廣田・カラハン兩全權の間に行はれた、これを一般には廣田・カラハン暫定協定と稱してゐる。

然るに昭和三年締結の日ソ漁業條約は昭和十一年五月二十二日滿期となり、之に伴ひ右暫定協定による邦人漁區安定期限も同月二十二日を以て滿了するので同條約の改訂によつて安定漁區の期限延長を條文化し、邦人漁業權の確立を再強化するため露都において太田大使と外務人

民次長ストモニヤコフ氏との間に折衝を開始し、幾多の曲折を経て昭和十一年十一月二十日露都において正式調印の段取にまで進んだが、偶々日獨防共協定成立の内報がソ側に達したため彼は種々の口實を設けて右改訂條約の調印を拒否するに至つたので、止むなく右條約改訂交渉に於て成立せる條件を基礎に同年十二月末一ヶ年有効の漁業暫定協定を取結んだ。

以上の如く幾多の史的國際關係の過程を経て獲得確保せる我が露領漁業は現在如何なる状態に置かれてゐるか、それは漁區の數において十二區、南から北に數へて左の通りとなる。

- 一、ソヴェトスキイ區(沿海州)
- 二、サハリン區(北樺太)
- 三、黒龍江海灣區(アムール州)
- 四、オホツスキイ區(オホツク)
- 五、西堪察加區(堪察加西海岸)
- 六、イチンスキイ區(同)
- 七、チギリスキイ區(同)
- 八、ギジギンスキイ區(同)

九、東部察加區

一〇、カラギンスキイ區(東部察加)

一一、オリユートルスキイ區(同)

一二、アナドイルスキイ區(同)

此中昭和十年度における邦人經營漁區は黑龍江海灣區、アナドイルスキイ區を除く他の九區に分布し、經營漁區数は鮭鱒漁區三百七十八ヶ所、蟹漁區十七ヶ所で、これら漁區租借料としてソ聯側に昭和十年度には合計七百三十四萬三千六百四十二留を支拂つてゐる。又、前記租借漁區よりの漁獲高は同年鮭鱒七千八百八十三萬一千尾、鯨二十六萬七千尾、蟹五百四萬九千匹であつた、而してその鹽鮭鱒、鮭鱒蟹鱒詰等の製造高は左の通りである。

△鹽鮭鱒製造高	百匹	圓
鮭及銀鮭其他	三、四	六、七、八、九
鹽	二、五、七、八	四、六、八、三
△鮭鱒蟹鱒詰製造高	函	圓
鮭鱒類	九、九、六、〇	一、三、三、三、〇、八
蟹	三、六、四、八	一、七、四、八、〇、〇

此他榨粕、魚卵、魚油、冷凍鮭鱒製造

は出漁母船十二隻、漁獲高百十七萬二千餘尾、同七年度には母船十六隻、漁獲高は一躍三百二十八萬尾に増加した、いま昭和八年度以降の出漁母船數及び漁獲高を見るに左の通りである。

昭和八年度	母船	二〇隻	五、六、三、八、三、尾
同	九年度	一六隻	八、九、四、五、〇、尾
同	十年度	八隻	一、五、四、〇、五、七、尾
同	十一年度	七隻	一、〇、七、三、四、尾

斯の如く沖取漁業の發展並びに其の事業の好成績は遂に魚族保護の見地よりする漁獲制限問題と對ソ漁業政策上よりする北洋漁業統制問題を惹起するに至り農林省は國策的立場より沖取各社に對し合同の極めて必要なることを慫慂した、當業者も亦、其の必要を認識してゐたのであつたが、合同に必要な各社の事業評價の點に就て利害の一致を缺き多少の紛糾をみたが、結局農林省の斡旋によつて評價の標準を流網の許可反數、制限獨航船數及漁獲の三段構へを以て公正に按配し、日魯漁業系の太平洋漁業に統一合同の成立を見るに至つた、斯て太平洋漁業

北洋漁業

高も二百三十六萬餘圓となり其他を合計し總生産額は昭和十年度に於て四千百萬圓を突破してゐるのである。

又、露領漁業に活躍する邦人使用船舶は昭和十年に百九十八隻、四十二萬二千八百六十九噸に達してゐる、そして一方邦人經營漁區従業員の数も一萬八千六百餘人を數へてゐる。

斯の如く我が露領漁業はポーツマス條約により確立せるもので滿蒙の權益と等しく國家の重大なる權利の一つであつて、我が國民の理解と認識とを要する重要對象である。

公海漁業(日本側經營)

我が露領漁業を繞り日ソ兩國間に種々の紛争が頻發した當時、我が北洋漁業關係官民の間には露領水域外三溼の公海に於ける漁獲なるものが考慮せられるに至つた、之は露領沿岸に於て多量の漁獲高を擧げつゝある事實に鑑み、沿岸三溼外の公海に於ても亦相當量の漁獲の可能性あることを看取したからである、公海な

るが故にソ側に對する租借料も要らず、國際的紛争も起らず一舉兩得の企てであるが、果して所期の如き成果を擧げ得るや否やは經驗豊富なる我が北洋漁業家と雖も一沫の不安なきを得なかつた。併し試験的にせよ右の公海漁業、所謂沖取漁業を開始しようといふ氣運が先覺當業者の間に擡頭し昭和三、四年頃よりこの新漁業に従事する者が現はれてきた。そこで我が農林省も種々調査の結果昭和四年之が取締規則を設けるに至り北緯五十一度以北の公海を沖取漁業の區域と定め許可漁業に制定した、昭和八年には此の沖取漁業、正確には母船式鮭鱒漁業は本格的に獨立の企業として確立するに至つた。

即ち昭和四年僅かに一隻の出漁に止り又其の漁獲高も僅かに七千數尾に過ぎなかつた爲めに沖取漁業は果して企業として成立するや否やを怪しまれた程であつた、それが翌五年には母船は八隻に増加し六十八萬尾を算し茲に斯業の將來を確定せしむるに至つた、更に昭和六年度に

會社は從來の資本金二百萬圓を八百萬圓に増資し、昭和十年二月七日これが拂込を完了し、完全に露領漁業と沖取漁業との統一が實現され、農林省の方針通り北洋統制の根本策は茲に到つて確立された猶ほ、太平洋漁業に合併した業者は沖取合同漁業、大同漁業、平出漁業、沖取産業、坂本、藤木、袴の七社である。

北千島漁業

北千島の鮭鱒漁業は前記堪察加沿岸近海の母船式鮭鱒漁業の大發展に刺戟され勃興したもので昭和六年十月北海道廳は濶瀨丹海峽以北、北緯五十一度に至る北千島附近の海面を鮭鱒流網使用許可區域に指定して以來急激に發達した、昭和七年には其の業績は未だ見るべきものなく

着業僅に六隻、其の漁獲高も鮭鱒合計僅かに六萬二千尾に過ぎず、又、罐詰は全く製造されなかつたのであるが、昭和八年一躍して母船式鮭鱒漁業に比肩する重要漁業となり、其の漁獲高も五百萬尾を越えるに至り、同九年には更に飛躍的發

展を遂げ、今や北千島は世界の鮭鱒罐詰産地と化したのである。			
北千島鮭鱒漁業の主力たる鮭鱒流網漁業の業者數、漁船數及漁獲高は昭和七年以來左の如く増加してゐる。			
年度	漁業者	漁船(隻)	漁獲高(尾)
昭和七年	五	六	六、七、七
同	八年	九	一、七、一
同	九年	一三	一、〇、〇、五、〇、五
同	十年	二二	一、〇、〇、七、二、四、五
同	十一年	三三	七、四、五、五、六、二

鮭鱒流網船には其の許可事項として夫漁業根據地が定められてゐるが、幌筵島摺鉢灣を根據とするもの最も多く、其數百十二隻に達してゐる、次ぎに幌筵島柏原灣、占守島、村上灣同、片岡灣等である。

鮭鱒流網漁業に次いで重要なものは鮭鱒建網(定置)漁業である、此の建網は沖出普通二、〇〇〇間内外、最大なるものは三、〇〇〇間に達し、一ヶ統につき普通五〇人餘、最大なるものは八〇人の従業員を使用する。

北千島の鮭鱒罐詰業は水産物罐詰製造取締規則の規定により、北海道廳長官の許可を受くるにあらざれば営むことが出来ないことになつて居り、鮭鱒漁業の權利を有する者と雖も、必ずしも鮭鱒罐詰業を営むことは出来ないものである。従つて罐詰製造業者で漁業権を有しない者は罐詰原料購入契約を締結し、その買魚によつて製造に従事するのである。因みに北千島の蟹、鮭鱒罐詰製造高は左の通りである。

昭和五年	一 封度 半封度	四分の 一 封度	計
同 六年	七、七〇七	一	八、六四四
同 七年	九、四〇六	一	八、四〇三
同 八年	一	一	一
同 九年	一	一	一
同 十年	一	一	一
昭和七年	一	一	一
同 八年	一	一	一
同 九年	一	一	一
同 十年	一	一	一
昭和七年	一	一	一
同 八年	一	一	一
同 九年	一	一	一
同 十年	一	一	一

ソ聯經營漁業

アコ會社

猶ほ昭和十一年秋、北千島漁業監督權の農林省への移管問題が起つた、これは北千島漁業統制の立場から小會社群立の現狀を統一せんとして立案されたものであつたが、地方當業者筋より猛烈なる反對に逢着、遂に翌十二年に至るも實現するに至らず未解決のままに残されてゐる、移管反對の理由は移管によつて監督取締が嚴重となり、且つ日魯漁業會社に統一合同せられる前提ではないかとの危惧に據るものと見られてゐる。

我が北千島漁業に對しソ聯邦の極東漁業は矢張堪察加オホツク水域を中心とするものである、堪察加地方におけるソ聯邦漁業の發達はソヴェート政權後漸く始つたもので、其の漁業は主として國營機關として全堪察加の經濟開發に當つてゐるアコ(堪察加株式會社の略稱)が統制經營を行つてゐる、同社は一九二八年以來附帶事業として製罐工場、製材工場、造

	1928	1932	1933
漁 區 總 數	24	94	190
鮭 漁 業 根 據 地 總 數	—	5	5
鱒 漁 業 根 據 地 總 數	—	3	3
漁 業 監 視 區 總 數	4	15	16
トロール船總隻數	—	7	7
鮭 漁 業 帆 船 總 隻 數	3	3	3
魚 類 罐 詰 工 場 總 數	3	8	16
工 場 ライン 總 數	18	不明	52
廢 物 利 用 工 場 總 數	1	5	5
國 家 部 門 參 加 (國 營) の 割 合	—	21%	43%

船所、製樽工場を經營して居り、堪察加漁業に對し巨額の投資を爲してゐる、其額は左の通りである。(單位千留)

察加地方漁民の合同による綜合協同組合組織で其の漁獲高は左の通りである。

一九二八年	一〇九・三	一九二九年	七三・三
一九三〇年	九二・四	一九三一年	三三・一
一九三二年	三六・八	一九三三年	一七・八

堪察加の主要漁區

堪察加半島の主要漁業區域は半島南部のポリシエレツキイ、ウスチ・カムチャツカ及びペトロパウロフスキイ區であるが、此の中前記綜合協同組合は既に其の二九%を占めてゐる、而して國營漁業及綜合協同組合のほか個人漁業の經營も多少行はれてゐる。

堪察加漁業におけるソ聯側の従業員は一九三二年まで日本人をも使用してゐたが一九三三年よりこれを廢して現在に至るまでソ聯人で行つてゐる、同年の従業員數は一萬六千七百七人となつてゐる、それ以前における日本人労働者の使用せられたもの一九二八年には實に五二%に及び漸次減少して一九三二年には僅かに四%

一九三二年一月一日から極東地方執行委員會によりソ聯太平洋水域における漁業及海産物採捕規則の實施を見、海洋漁業資源の必要な保護を開始するに至つたが、一方浦鹽の太平洋漁業研究所は魚族保護、沖取漁業の研究、漁撈法の改良等に從事し多大の功績を擧げ、最初の漁業地圖を作成した、現在同研究所は堪察加ペトロパウスクにも支部を設置し、紅鮭の保護及び將來の問題に就ても嚴密なる科學的調査を行つてゐる。猶ほ魚族資源の問題についてはミコヤン食料人民委員は次の如く演説してゐる「アゾフ海及裏海流域では既に漁獲高は或る自然的限度に達した、實際に無盡藏なるは太平洋の我が極東沿岸、バレンツオ及白海、北氷洋であつて是等の方面では吾人は未だ曾て資源の問題に逢着したことはない」

魚 類 資 源

第二次五年計畫では毎年の漁獲高は左の如く豫定した(單位千セントネル)次に全聯邦が極東地方漁獲高中堪察加漁業の占める位置は左の通りである。

年度別	1933	1934	1935	1936	1937	累 計
國營漁獲高	405	700	600	700	750	3,155
買 上 高	100	200	140	225	160	825
合 計	505	900	740	925	910	3,980

地 方 別	單 位 千 ツェントネル	全聯邦漁獲高 に對する割合	極東地方漁獲高 に對する割合
ソ 聯 那	18,000	—	—
極 東	3,650	20.2	—
堪 察 加 地 方	1,136	6.3	31.1

第二次五年計畫

蟹漁業

ソ聯の蟹漁業が實際活躍しだしたのは一九二八年で、それ以前に行はれた個人蟹罐詰工場の蟹罐詰は製造高極めて少数であつた。

蟹罐詰製造業は沿岸工場、蟹工船共にアコ會社の組織中に屬せしめる方法で發達したものであ

Table with 5 columns (Year: 1928, 1929, 1930, 1931, 1932) and 5 rows (蟹漁區數, 沿岸工場數, 蟹工船隻數, 蟹漁獲高, 蟹罐製造高).

達したものである、一九二八年オゼルフスキイ魚類罐詰工場に附屬する最初の蟹罐詰製造部が開設された、蟹漁業の急速なる發達のためアコ所屬の蟹工船を一九三〇年に至り特別に組織された蟹トラストに移讓した、爾來アコの組織

中に殘存してゐるのは沿岸魚類罐詰工場及プチチイ島における蟹罐詰の製造のみとなつた。初期における蟹罐詰製造業の全般的發達狀況は上表の通りである。

蟹罐詰工場所在地

沿岸蟹罐詰工場はキフチツク、イチヤ、クルトゴロワ(ポリシエレツキー區)、プチチイ島(コリヤクスキイ管區のチギリススキイ區)並にナクリヤ灣(コリヤクスキイ管區のオリユトルスキイ區)に在り、又右の外半島西海岸の魚類罐詰工場に附屬して二ヶ所の蟹罐詰製造部が操業してゐる。

ソ聯食料品工業人民委員部漁業本部發表にかゝる第一次五年計畫最終年度一九三二年と第二次五年計畫諸年度に於る各地別漁獲高左の如し。(單位千セントネル)

ソ領漁區に於ける日ソ企業の消長

Table with 3 main sections: 1. 鮭鱒漁區數, 2. 蟹漁區數, 3. 罐詰工場. Each section has columns for Year, Japan (實數, 比率), and USSR (實數, 比率).

極東地方

Table showing production figures for 1933, 1934, 1935, 1936, 1937.

日ソ漁業勢力の消長

我國の北洋漁業と常に對蹠的な立場にあるソ聯側漁業との勢力消長並びに昭和十一年十二月未調印の日ソ漁業條約暫定協定に基く現状は左の通りである。

兩國漁區内譯

Table comparing fishing areas between Japan and USSR. Columns: 日本例, ソ聯例. Rows: 廣田・カラハン協定漁區, 工場漁區(特別契約漁區), 蕨落漁區, 計.

日ソ漁業條約に就て

條約の起源と改訂迄の經過

日ソ間漁業條約は、遠くは明治三十七八年日露戰役の結果、ポーツマス講和條約に依つて、ロシアが自己の水域に於ける漁業權を日本國民に許與したもので、明治四十年(一九〇七年)七月二十八日露都聖ペテルブルグに於て調印され同年九月十一日を以て公布されたものである、然してこの條約は毎十二年の終りに於て更新又は改訂されるもので、其第一次の年限は大正八年(一九一八年)であつたが、當時はロシア革命の進行中、であ

廣田・カラハン協定

なく自治的出漁をなして大正十二年(一九二三年)に至つたが、同年我露領水産組合は橋口、田中丸兩氏を代表として浦鹽に派遣し極東漁業廳當局と協議せしめ一方後藤新平氏とヨッフエ氏との間に同問題に關する了解と打合せが行はれて三ヶ年間の暫定協定が締結された。而して大正十四年(一九二五年)北京に於ける芳澤・カラハン協定により日ソ基本條約が締結され同條約第二條に「ソ聯邦は一九〇五年(明治三十八年)九月五日のポーツマス條約が、完全に其效力を存續することを約す」旨が規定された結果大正十四年十二月よりモスクワに於て當時の我田中都吉大使とソ側の全權アラロフ氏との會商が始まり、二年一ヶ月を費して漸く昭和三年(一九二八年)一月二十三日モスクワに於て田中、カラハン兩氏の間に正式調印の運びに至り同年五月二十三日東京に於て批准され、五日後の二十八日より發効した。

右漁業條約實地中に於て其の缺陷を補ふ爲め、昭和七年(一九三二年)八月十三日モスクワに於て廣田・カラハンの漁業協定暫定協定の調印を見、特別契約漁區を除く鮭、鱒、鯿、鯨漁區三七一、蟹漁區二一、合計三九一の中六十ヶ所を除き、三百三十一ヶ所は競賣入札に依らずに邦人の經營權が本條約の有効期限たる昭和十一年五月二十七日迄認められるに至つた。

條約改訂交渉

前述の如く漁業條約の有効期間は昭和十一年(一九三六年)五月二十七日を以て満了となるので、これより先、我方に於ては本條約第十五條の「條約満期の十二ヶ月以前に於て修正の希望を他方に通告することを得」る規定に従ひ、昭和十年(一九三五年)四月豫備交渉としてソ側に對し改訂の意志表示をなし、ソ側も之を應諾したので、六月上旬より我駐ソ大使館參事官酒匂秀一氏とソ聯外務人民委員部極東部長ベ・イ・カズロフスキー氏との

間に正式に改訂交渉が開始されるに至つた。

改訂の三大要綱

條約の改訂に方り、我方は左の根本的三大要綱を決定し、之に基いて細目的折渉に入ることゝなつた、即ち

- 一、紛争原因の根絶
 - 二、企業の合理化
 - 三、魚族蕃殖保護
- 而して右三大要綱は左の十項目に細別される
- 一、紛争原因の根絶
 - a、漁區取得上の問題
 - b、長期の漁區安定（廣田・カラハン協定の長期延長）
 - c、競賣制度の廢止
 - d、諸支拂金の更正（留換算率問題）
 - 二、企業の合理化
 - a、契約條項中、違約金の輕減
 - b、借區契約の内容改善
 - c、漁區の合併經營並に漁獲標準高の通算問題
 - d、漁獲標準高の過去の實績（三年自至四年毎の）による變更
 - 三、魚族蕃殖保護
 - a、河川漁業禁止、魚族資源の日ソ兩國共同調査機關の設定

右十項目の要求貫徹を期して、十年四月より十一年（一九三六年）四月迄、我酒匂代表はソ側カズロフスキー代表と三十數回に亘る會商を重ねた。

右交渉と並行してこの間、「企業の合理化」に關しては日魯漁業よりは有賀篠夫氏をモスクワに派遣し、食料工業人民委員部漁業調整部長ゴロフスコイ氏との間に十年六月より十一年五月迄約三十回に亘る所謂民間交渉をなした。

交渉の結果何が決つたか

右數次の交渉の結果十一年四月迄にソ側の同意を見たものは、競賣制度は従來通りとし、廣田・カラハンの安定漁區は五ヶ年の延長を認め、留は三十二錢五厘替に換算、借區契極の内容改善に關して

は或る程度の満足を得たに過ぎず、漁獲標準高通算の單位は變更しないが、生魚従量の原則は承認する、河川漁業の禁止に關しては條約以外の權限であるとして一蹴し、魚族保護及富源の共同調査機關の件に關しては、各個に學術的研究をなすことゝした。

而して右は我方の要求に對し最少限度の同意であるがソ側は最初より現行條約の域を一步も出でざる建前を持して居るので見方によつてはこれのみでも相當の成功と言ひやう。

暫定協定の成立

右の如く我方の要求よりすれば、甚だ不満足な結果であるが、略前述の如くソ側の承認を得たものゝ其他の問題で未だ双方意見不一致なものがあり、到底條約滿期の五月二十七日迄案文の作製其他の準備が整はないことを見越し、五月二十五日に至り我駐ソ太田大使とストモニヤコフ外務人民委員部長との間に一九二八年一月二十三日モスクワに於て調印さ

れ同年五月二十三日東京に於て批准された日ソ漁業條約の效力を、一九三六年十二月三十一日迄延長する暫定協定の調印を見るに至つた。

日獨防共協定締結と第二次暫定協定

暫定協定の締結によつて小康を得、同年末までに本條約調印の段取で八月末より條約正文の作製の交渉に入り、十月二十三日に至つて安定漁區延長は五ヶ年、條約期間は八ヶ年として酒匂參事官、ストモニヤコフ外務人民委員部長との間に假調印を了する迄に至り本調印は十一月二十日と内定した、この間東京に於ては有田外相、ユレネフ駐日大使の間に滿ソ國境調整に關する數次の會談が行はれてゐたが、偶々十一月十六日の兩者會談に於て、近く日獨防共協定が成立する旨を傳へたので、ユ大使はその旨本國政府に報告した。

右報告に接したソ聯政府の態度は俄然硬化し、十九日に至り我駐ソ大使宛公文

書を以て「國內手續未了」を理由に二十日の調印は不能なる旨を傳達して來た、其後再三我方よりの督促に對し「日ソ間政治情勢が變化せざる限り條約調印の意志は無い」旨を通告し、茲に一年有餘にわたる兩國の交渉も完全に水泡に歸したのである。

而して十一月二十五日、日獨防共協定の成立を契機として日ソ間國際感情は事毎に悪化の一途を辿り十二月も末近く二十八日に至つて現行漁業條約を一九三七年十二月三十一日まで延長する旨の第二次暫定協定が重光大使、ストモニヤコフ外務次長の間に調印されたのである。

暫定取極締結に關する

外務當局の發表

外務當局は昭和十一年十二月二十八日の通り説明した。

新漁業協定に就いては大體十一月二十日調印せられる筈であつたが、ソ聯邦に於ては國內手續未了の理由を以て之が調印を遅り、其後我方の説得にも拘らず、

遂に年内に調印の意向がないことが判明したので、こうした場合に處する條約所定の手續に鑑み、且明年度出漁に支障なからしめる爲め、ソ聯と協議を續けた結果、ソ側は現行條約及附屬文書の效力を引續き一年間延長する取極に應ずる意向を明かにした。然るに所謂廣田・カラハン協定は本年末を以て期限が到來するので、此の際條約の效力のみを延長しても、前記協定の效力が延長せられざる以上は、同協定に執き我方が繼續經營しつつある二百八十餘の漁區は安定を得ざることゝなるのである。依つて此點に就き折衝を重ねた結果、ソ聯邦側は所謂安定漁區を明年度の競賣に上程せず、且つ年内に向ふ一年間の契約延長の手續を完了せしむるべき旨を約言した。斯くて二十八日午後モスクワに於て第二次暫定取極の調印を見る運びとなつた次第である。

而して昭和十二年十月廣田外相は駐ソ重光大使宛、漁業條約調印督促方を訓令し、双方の折衝が開始されるに至つた。

邦人露領漁業

昭和十二年度漁區

競賣公告文

(一九三六年十二月二十九日)
(クラスノエ・ズナーミヤ紙掲載)

極東漁業廳は浦鹽斯德市極東漁業廳に於て來る一九三七年二月二十八日極東地方海上水域内一般漁區及蟹漁區(註・一九三七年度は蟹漁區にして競賣に附せられたるものなし)の貸付競賣を施行すべきことを公告す

競賣は正午開場せられ、封緘申込書提出の方法に依りて施行せらるべく、糶上を行はず

封緘申込書の受理は當日午後零時半より開始し同一時半を以て終了す、競賣に對する封緘申込書には必ず左の事項を記載すべし

競争者の正確なる氏名及住所
競争者の入札すべき漁區名稱及番號
提供すべき借區料年額及保證金額を綴字を以て記入のこと

を承合することを

極 東 漁 業 廳

昭和十二年度漁區

追加競賣公告文

(一九三七年三月八日)
(クラスノエ・ズナーミヤ紙掲載)

極東漁業廳は、來る一九三七年三月九日浦鹽斯德市極東漁業廳舎内に於て(ペールワウオ・マーヤ街二番地)極東地方水域海面一般漁區貸付の追加競賣を施行すべきことを公告す

競賣は午後一時開始せられ、封緘申込書の受理は當日午後一時半を以て終了す

漁區貸付の手續及條件は一九三六年十二月二十九日附クラスノエ・ズナーミヤ紙に於て公表せり

希望者は極東漁業廳に於て漁區表及一切の貸付條件を承合することを

極 東 漁 業 廳

昭和十二年度

極東漁區貸付條件

漁區の貸付は「漁業調整及魚族保護に關する」ソヴェート社會主義共和國聯邦人民委員會議の一九三五年九月二十五日附第二一五七號決定(一九三五年ソヴェート聯邦法令第五〇號第四二〇條)に基きて之を行ふ

第一條 漁區借受人は本條件記載の場所に於てのみ其借受漁區を置き漁業の目的の爲に陸岸延長三百四十米突以内奥行九十米突以下の地區を使用し且地區に面する海上に於て一統の建網(普通の建網)若は曳網を以て魚類の漁獲を爲すことを得、但、建網若は網曳場は隣接漁區の網曳場より二・一二杆突(二露里)より少なからざる距離を保つことを要す

(備考)

- 一、普通の建網の構成左の如し
▽海岸より驅網の入口に至る一箇の墻網(堰、遮止物)
▽一箇の驅網
驅網は底及四方に圍を有する網製の袋にして海岸に面する側には網を起す場合網

北 洋 漁 業

(備考) 競争者が數漁區を入札せんと欲する場合には各漁區毎に申込書を提出することを要す

申込書には次の通添附するを要す
▽借區料年額の五十パーセントに相當する保證金を國立銀行に納入したることを證明する受領證

▽身分證明書、若は競賣参加者又は其代理人の住所を記載したる證明付委任狀寫
▽競賣認可の上は競落漁區は競争者に於て申込價格を以て、競賣に先ち公布せられたる條件にて引受くべく、若し競争者が所定の期間内に契約の調印を拒否したる場合に於ては極東漁業廳は既納の保證金を國庫の收入に振替へ契約締結の拒否に依り生ずべき損害を賠償せしめ得べき旨の誓約書

提出者若くは送付せらるべき競賣に對する申込書に對しては一漁區毎に一〇留の印紙税、及差入れらるべき誓約書に對しては一〇留の印紙税を支拂ふべきものとす

競賣に關する公告の日より希望者は極東漁業廳に於て漁區表及一切の貸付條件

製の前垂を以て閉塞する入口を有す右入口の内側に障子を裝置することは妨なきも其長さは驅網の幅の二分の一を超ゆるを得ず、障子を設くるときは墻網は障子の内部の尖端を連ねたる線上に止むることを得、此場合障子間の底網は之を設けざることを得、右以外漁網裝置上一切の變改及應用を爲すことを許さず

曳網にて漁獲を行ふに當りては二統以上の漁網を存置し及第一の網が曳揚げられざるに先ち第二の網を投ずるを禁ず、但網は其の兩翼が陸岸に在りて網袋が陸岸に曳付けられたる時を以て曳げられたるものと見做す

魚類の海中保存の爲袋網を使用すること妨げ無し、但、極東漁業廳は若も該袋網使用の結果多數の魚類の毀損すること判明したる場合之が使用を禁止するの權利を保留す

二、漁區借受人は陸上地區使用に拘はらず漁業、臨時繫船場及漁業索具乾燥の爲借受人の行ふ漁業の實際の必要に應じて供

與せらるる沿岸地帯を使用することを但、該地帯の幅員は借受地區の延長全部に於ける水面の最高點より起算して二十米突より大ならざるを要す、且、借受人は右沿岸地帯に於て臨時棧橋及其他小規模の季節的補助築造物以外の建築工事を行ふことを得ず又毎回特に極東漁業廳の許可を受くるにあらざれば陸岸に穴を鑿ち土手を築き水を堰止め地面を掘割り溝渠を設け其他一般に借受漁場の天然形狀を變更するが如きことを爲すを得ず

三、貸付漁區の位置、構成及境界は借受人實地に之を知り居れり實地に於ける詳細の點と契約第二七條に掲げたる構成及境界の記事との不一致が若し發生することあるも借受人は之が爲極東漁業廳に對し何等の請求を爲すことを得ず、若も右が必要にして、且、隣接漁區の借受人の利益を毀することなく可能なること判明せる場合に於ては、極東漁業廳は漁區を移動せしむることを得、但、其位置より二料突以内の距離たるべし

四、借受人は借受漁場の天然條件及本質に付生じたる一切の變化並漁場の生産力に

漁業用築造を爲し漁業の實際的必要の限度内に於て被使用者の居住及便益等に供すべき建物を設け且借受漁區の境内に於て現存築造物を一の場所より他の場所に移轉することを得、但、借受人は棧橋其他小規模の季節的補助築造物の造營を除き、特に極東漁業廳の許可を受くるに非ざれば最大滿潮線より起算したる二十米突沿岸地帯に於て建築工事を爲すことを得ず

〔備考〕借受人は其借受一般漁區に於て本契約存續期間中工場を建設及經營することを得、但借受人は確詰工場を建設及經營せむとする自己の希望に關し建設開始迄に確詰工場設計圖を添へ極東漁業廳に通知すべし

第十三條 借受期間經過後漁區が借受人の借受到歸せざる場合に於ては漁業用築造物其他漁區に設けられたる建物は右築造物及建物が任意の合意に依り新借受人に讓渡せられざるときは借受期間終了後一年の期間内に之を取毀ち及搬出するを要す、借受人は右期間内に

に交付すべし、但、監視官吏不在の場合には毎年十二月一日迄に極東漁業廳に提出すべし

▽漁業及税關監視出張員の要求あり次第借受漁區と船舶との間を往復の爲漁區に面し碇泊せる船舶及網の臨檢の爲、及漁區附近に在る小川の渡船の爲運送機關を提

供すべし
▽自己の漁區内に通譯を置き、借受人本人不在の場合は代理人を置くべし右代理人はソヴェート機關の證明せる正規の委任狀を携帯するを要す
▽借受人は漁業監視官吏の要求あり次第之に實費を超えざる價格を以て食料品を提

供すべし
▽借受人は漁業及税關監視出張員の要求あり次第右出張員に對し自己の漁區に於て、右宿舎に宿泊せしむべし

第十六條 借受人は何時にても極東漁業廳より委任を受けたる者又は漁業監視出張員に對し漁獲高、並魚類及製品の出張員に對し實際記帳の檢査、此記帳の寫取を爲さしめ又は總ての漁業用築造物、宿舎、倉庫及漁區内に碇泊する漁

其借受地區に於ける自己の漁業用具材料其他の財産を取拂ふべし右期間内に借受人が地區より搬出せざる築造物漁業用具材料其他の財産は右に付何等補償を爲すことなく國家に歸屬するものとす

借受人が地區に於て設けたる築造物一切は借受人の契約違反の爲契約の効力が其期限前に停止せられたる場合に於ても同じく無償を以て國家に歸屬するものとす

借受契約期間終了後新に何人も海上一般漁區を借受けざる場合には漁業用築造物及其他の建物一切は右期間終了後一年の期間内に所有者自己の負擔を以て之を取毀ち且地區より搬出すべし借受人は前記期間内に本條件第三條所載の漁區より建物を取拂ふべし

第十四條 借受人は漁業、税關、衛生、業用並運搬用船舶の臨檢を爲さしむべし

第十七條 外國々旗の下に航行する借受人の所有船若は其備船は開港場の外航海證書に記載なき地點に碇泊することを得ず
小船の碇泊は租借漁區内に於てのみ之を許可す

三馬力以上の發動機を有する小船は毎回漁業監視出張員又は地方當該官憲の許可に依り借受人の一漁區より同一借受人若は他の借受人の他の漁區へ航行することを
漁船は三馬力以下の發動機を有するものと雖、何等の許可なく一漁區より他の漁區へ航行することを得

極東漁業廳の發給したる別個の特別許可（魚類、財産の運搬等）に依り爲さるゝ作業に關聯する場合にありては小船の漁區間航行は直接極東漁業廳に於て之を許可すべし

〔備考〕一、ソヴェート聯邦の領水内に於て漁業權

防火、技術其他の官吏の適法の命令一切を履行すべし

〔備考〕借受人は漁業用施設例へば棧橋、物置、納屋、氷室、労働者宿舎其他の漁業用建物及築造物並地面を清潔に保つべし魚類切開の際生ずる廢棄物及腐敗したる魚類は搾粕、粉末又は油脂に製造するか滅却するか若は當該漁區内又は其境界外の監視官吏の指定したる場所に於て海中に埋没するか或は陸岸を距ること二海里より少なからざる海上に搬出すべし腐敗したる魚類を食用の爲製造することを禁ず

第十五條 借受人は企業及國家より借受けたる財産に關する報告に付現行及將來公布せらるべき法律及政府の命令一切に服従すべし
詳言せば

▽借受人は特別の帳簿に正確なる漁獲狀況即ち漁獲魚類の數量及種類、魚類の種類別に依る加工魚類及其製品の出場に付秩序的に記入し、且帳簿其他の記入欄一切に記入を行ふべし右帳簿は漁期間を通じて之を地區に保存し漁季終了後監視官吏

を取得したる日本國臣民は日本官憲の發給せる健康證明書並漁業權證明書（租借契約書若は其證明付寫）及日本駐在當該ソヴェート聯邦領事官の發給せる航海證明書を有する船舶に依りてのみ自己の一漁場より他の自己の一漁場へ並自己の一漁場より日本若は直接第三國へ赴くの權利を有す

其他各船舶は現行並將來發布せらるべき沿岸航海に關するソヴェート聯邦の法律に遵ふを要す
二、借受漁區より日本への魚類生産物の輸送に従事する各船舶は輸出に對する漁業監視官吏の許可書を船内に有するを要し船内の魚類及水産物輸出の爲第三國に赴かんとする船舶は右の外右の國に輸出の爲定められたる手續を履行するを要す

第十八條 借受人は極東漁業廳より文書を以てしたる許可を受くるに非ざれば本契約に依り取得せる權利若は其一部を第三者たる自然人或は法人に移轉し又は漁區の經營に關する共同者を招致するを得ず、但、契約上の權利を移轉したる場合に於ては借受人及其權利の

譲受人は連帯責任を負ひ且共同經營者の招致も各参加者が契約履行の全部に對し部分的責任に非ずして連帯責任を負ふべき條件の下に於てのみ許可せらるることあるべし

第十九條 借受人が左記各條に列擧するものを除き本契約に依り負擔せる義務の何れかを履行せざる時は極東漁業廳は借受人に漁區報償金年額の二十分の一を超えざる額の違約金を課することを得契約第十七條第二項の違反に對しては借受人に小型發動機船一隻及各件に付二百留の額の違約金を課す極東漁業廳の當該許可無くして漁獲標準高以上を漁獲したるものに對しては漁區報償金年額の半額に相當する違約金を徴收し剩餘漁獲量は之を沒收し無償にて國家に歸屬せしむ

最終の揚網の結果其漁區に付定められたる漁獲標準高を超過したる場合は特別量税のみを課す但、右超過額は其漁區に付定められたる漁獲標準高の五パーセントを超ゆることを得ず

基き發布せられたる規則及訓令に服従すべし

第二十一條 本契約の存続は第八條に掲げたる期間經過前左に依り之を停止することあるべし

▽當事者の合意

▽第三條及第十九條に豫想したる場合

第二十二條 借受人は本契約調印の上極東漁業廳の定めたる期間……内に借受漁區を極東漁業廳より受取るべし、極東漁業廳は同一期間内に漁區を借受人の利用及管理の爲提供すべきものとす契約は之が許可に關する極東漁業廳より書面の通知接受後五日の期間内に公證手續に依り正式のものとなすを要す食料品工業人民委員部の認可を要する契約は其調印の日より二月の期間内に食料品工業人民委員部より異議の表示なきときは認可せられたるものと見做さるべし

〔備考〕 借受人は契約の認可なき場合に於て極東漁業廳に對し何等の請求を爲すことを得ず且遲滞なく用益したる期間に對

左記魚類も亦之を沒收し無償にて國家の處分に附す

▽船舶内にて製造せられたる貯藏用魚類

(第七條「ハ」項)

▽帳簿の記帳額以上と判明したる魚類(第十五條)

▽監視官吏の許可なく船舶を以て輸出せらるべき魚類(第十七條・備考二)

一漁期中同種の違反を三回繰返したるか、裁判に依り組織的若は惡意的契約不履行と認定せられたるか、又は同様の漁業規則違反と認定せられたるか、極東漁業廳の許可なく陸上漁場に所定以上の地域を使用したるか、禁止せられたる漁具を使用したるか(第一條)、漁場に外國人の番人を殘置したるか、漁區報償金の納入を一月以上延滞したるか(第九條)、保證金を期限内に定額に補填せざるか(第十條)、漁獲の記帳額を二回不正確に行ひたるか(第十五條)、第七條(ニ)項に違反したるか(第十七條第一項に違反したるか、若は極東漁業廳の許可なくして借受を第三者

に移轉し又は共同經營者を招致したるときは保證金を無條件に國庫收入に振替ふる方法を以て保證金額に相當する違約金を徴收し、且つ借受人の財産を以て國家の被りたる損害を賠償せしめたる上契約を破棄す、右財産は其所在及性質を問はざるものとす
前記第一條違反(禁止漁具使用)の場合には漁具及漁獲物をも沒收し無償にて之を國家に歸屬せしむ
〔備考〕 借受人は極東漁業廳の決定接受の日より一月の期間内に於て違約金賦課に付在極東食料品工業人民委員部漁業全權に對し異議の申立を爲すことを得、事件を食料品工業人民委員部全權の審査に付したることは借受人の保證金補填の義務を免除するものにあらず(第十條)

し相當の報償金を支拂ひて漁區を返還すべし

第二十三條 當事者の法律上の住所左の通

極東漁業廳 浦鹽斯德市

借受人 ……

右住所宛に交付したる文書は總て受理せられたるものと見做す

借受人は住所變更に關し其都度適時極東漁業廳に通知すべし

第二十四條 本契約に關し當事者間に發生することあるべき總ての爭議は……市の裁判所にて解決せらるべきものとす

第二十五條 本契約に關する印紙税及其他の費用は借受人之を支拂ふべし

第二十六條 本契約の一通は公證人役場に於て他の一通は極東漁業廳に於て之を保存し借受人には第三の一通を交付す右契約又は其證明ある寫は漁業作業地に之を保存し漁業監視官吏の命令あり次第之を提示するを要す

第二十七條 前記條件に基き下名……は

魚類の漁獲及處理の爲在極東食料品工業人民委員部全權の認可したる漁區表中第…號…と稱し…存在する漁區を報償金…を以て…漁期間借受けたり借受けの保證としては…納入し極東漁業廳寄託として出納部…に一九…年…付第…條に記入せる保證金…留…哥を之に充つ
本契約は…市に於て一九…年…之を締結せり

第二十條 借受人は漁業、魚類の蕃殖及保護、漁獲高の標準制定、生産物の加工、外國より設備品及供給品の輸入、右の關係より行ふ漁業監督並漁業に關する其他の一切の事項に付現行及將來定めらるべき法律決定行政命令並右に

廣田・カラハン漁區
安定取極
(前文省略)

一、現に日本國臣民の借受け居る漁區にして一九三六年より以前の年度に於て貸付期間満了するものは魚類の捕獲に當てられたると水産物の採集に當てられたるとを問はず次項に規定の六十漁區を除き總て當該借區契約を同一條件を以て延長するの法に依り一九三六年度迄關係日本國臣民の借受けとして存続せらるべし、而して右日本國臣民

は當該漁區の貸付期間満了前何時にても極東漁業廳と其の貸付延長に付必要なる手續を爲すことを得べく同廳は貸付期間満了前遲滞なく右延長の手續を完了すべし

二、日本國臣民の申請に基き開設せらるる總ての漁區、其の他今後競賣に依りて貸付けらるる總ての漁區並現在日本國臣民の借受け居るもの、中より其の任意に選定する六十漁區は條約に基き開設せらるる毎に又は其の貸付期間の満了するに従ひ又は其の借區契約の條件に基き貸付停止せらるる場合必ず競賣に附せらるべく且漁業條約附屬議定書甲第六條に規定の期間を以て競賣に依りて貸付けらるべし

三、漁業條約附屬最終議定書第一部一の乙(二)に準據し國營企業に貸付けらるべき鮭鱒族の魚類の捕獲に當てられたる漁區の漁獲標準總高は現に國營企業に貸付けられ居る總ての鮭鱒漁區の漁獲標準總高を含め一九三二年貸付けられ居る總ての鮭鱒漁區の漁獲標準總高

の百分の三十七即五百萬布度迄増加せらる、而して此等の漁區は最終議定書第一部一の乙(二)の規定に依り選定せらるべく一九三六年度迄の期間を以て國營企業に貸付けらるべし

前記の限度を以て國營企業に貸付けらるる漁區の大部分は一九三二年ソ聯邦人民、コオペラチイヴ組合及その他の團體に於て借受け居るもの、中より選定せらるべし

四、十八漁區、七漁區及その他の漁區に付國營企業の爲の確保に關聯し發生せる總ての日本側の要求及反對並ソ聯邦人民、コオペラチイヴ組合及地方農漁民に貸付けられたる漁區に關する要求及反對は之を解決したるものと認む、但し兩國政府は漁業條約及其の附屬文書の解釋に關する各自從來の主義上の主張を引續き維持す

一九三二年八月十三日モスクワに於て
廣田 毅
エル・エム・カラハン

すべきことを茲に協定す

右證據として下名は各本國政府より正當の委任を受け本議定書に署名せり
昭和十一年五月二十五日即ち一九三六年五月二十五日モスクワに於て本書二通を作成す

大田 爲吉
ベ・ストモニアコフ

漁業條約效力延長

第二次暫定取極

議定書

一九二八年一月二十三日署名せられ、一九三六年五月二十五日署名せられたる議定書に依り效力延長せられたる日本國ソヴェート社會主義共和國聯邦間漁業條約の存續期間は一九三六年十二月三十一日満了するに因り又

一九三六年十二月三十一日前に新條約締結せられざるべきに因り

大日本帝國及ソヴェート社會主義共和國聯邦の政府は一九二八年一月二十三日署名せられたる日本國ソヴェート社會主義

共和國聯邦間漁業條約及附屬文書が一九三七年十二月三十一日に至る迄效力を存續すべきことを茲に協定す

右證據として下名は各本國政府より正當の委任を受け本議定書に署名せり
昭和十一年十二月二十八日即ち一九三六年十二月二十八日モスクワ市に於て本書二通を作成す

重光 葵
ベ・ストモニアコフ

留換算率に關する取極

(一) 幣原トロヤノフスキー間協定

昭和六年四月二十六日ト大使より幣原大臣へ手交したる文書邦譯文

ソ側對案

ソ聯邦政府は日本漁業者の借區料金に關する商議の繼續中終始本問題の迅速且友好的なる調整に努め幾多の讓歩を爲したりソ政府は自己に關係なき事由に因り本問題の解決が斯くも遷延したることを深く遺憾とす

漁業條約效力延長
第一次暫定取極

議定書

大日本帝國政府は一九二八年一月二十三日署名せられたる日本國ソヴェート社會主義共和國聯邦間漁業條約第十五條第二項の規定に従ひソヴェート社會主義共和國聯邦政府に對し右條約を修正するの希望を通告せるに因り

目下商議中の右條約修正に關する新條約は右現行條約の終了前に締結せられざるべきに因り又日本國及ソヴェート社會主義共和國聯邦の全權委員は右現行條約の署名に當り右條約修正の商議が右條約第十五條に規定せらるる期間内に終了せざる場合には兩國政府間に暫定取極が締結せらるべきものなること勿論なりとの趣旨の一致の意見を表示せるに因り

日本國及ソヴェート社會主義共和國聯邦の政府は一九二八年一月二十三日署名せられたる右現行條約及附屬文書が一九三六年十二月三十一日に至る迄效力を存續

ソ聯邦政府は漁期の切迫したるに鑑み借區支拂金に關する終局且友好的なる調整を保障せむと欲し三十二錢五厘に關する幣原男爵の提議に適應せむが爲更に讓歩を爲し債券の臨時的輕減換算率を三十二錢五厘に定むることに同意す但兩國政府は終局的換算率の決定に關し商議を繼續すべし

日本漁業者は其の義務に屬する支拂金を右臨時的換算率に依るアコ債券を以て遲滞なく納付すべし而して函館及小樽に於けるソ聯邦領事に對しては三十二錢五厘の臨時的換算率に依りアコ債券を以て支拂金を納付したる借區者に遲滞なく査證を發給する様訓令すべし日本漁業者は右換算率に依り取得したる債券を以て保證金を納付し競賣に参加し得べし但第二回競賣は日本側との協議に依り五月五日迄の内に於て期日を決定して可なり

國營の爲豫定せられたる漁區の留保に關してはソ聯邦政府は日本政府側より異議の申出なかりし總ての漁區を直に國營の爲に留保す其の他の十一漁區に關しては

日本政府の異議の根據を明白ならしむる迄終局的決定を延期す

(二) 漁業條約效力延長に關する第二次暫定取極締結に伴ひ爲されたる取極

〔往翰邦譯文〕

一九三六年十二月二十九日

日本漁業者代表 小林 梅 藏
極東漁業廳長官殿

日本當業者は日ソ政府間話合に従ひ日本當業者租借一般漁區及蟹漁區に對する一九三七年度借區料並抵代税は兩政府間に於て留換算率問題解決に基き最後の精算を行ふの條件の下に一留に付三十二錢五厘の換算率を以てアヴァンスとして之を漁業廳に納入すべきことを茲に通告するの光榮を有し候

〔來翰邦譯文〕

一九三六年十二月二十九日

極東漁業廳長官 ミナイロフ
日本漁業者代表 小林梅藏殿

本日附貴信第一一七〇號に關し漁業廳はソ聯邦食料工業人民委員部の指令に従ひ一九三七年度日本當業者の支拂ふべき借

區料並に抵代税を爲す課金、手数料及保證金を額面百留に付三十二圓五十錢の比率に依りアコ債券にてアヴァンスとして納入するの權利を承認す但し右支拂の前の倫敦に於ける金の價格及圓の爲替相場(クールス)に基き算出してアコ債券にて納入せられたるアヴァンスの額に相當する純金の重量が一九三六年十二月二十三日の倫敦に於ける金の價格及圓の爲替相場に基き算出したる右アヴァンス額に相當する純金の重量に比較して八分以上多きか又は少きときは上記アヴァンス額は其の純金にて示されたる價值が一九三六年十二月二十三日に於けるものと同じならしむるが如く場合に應じて増加又は減少せしめらるべし

〔來翰邦譯文〕

一九三七年三月四日

極東漁業廳
日本漁業者代表 小林梅藏殿

極東漁業廳は曩に一九三六年十二月二十九日附拙翰を以て通報の通り日本漁業者より支拂はるべき借區料及抵代税を爲す

て増加又は減少せらるべきことに約定相成候

拙翰の受領を確認せらるゝと共に一九三七年競賣に於て貴下の租借せる漁區に付必要なる一切の支拂は拙翰記載の條件に正確に準據して行はれんことを懇請致候也

極東漁業廳長官 チモシエンコ

〔往翰邦譯文〕

一九三七年三月七日

極東漁業廳長官殿

左記本年三月四日附第一八三〇八號貴翰を受領すると共に日本漁業者は右貴翰記載の支拂條件及手續に全然同意なることを及御通知候也

印紙税十留添付致候

日本漁業者代表 小林 梅 藏

〔左 記〕

極東漁業廳は曩に一九三六年十二月二十九日附拙翰を以て通報の通り日本漁業者より支拂はるべき借區料及抵代税を爲す課金及手数料並に保證金は一九三七年中現金に依るのみならずアコ債券に依り其

北 洋 漁 業

課金及手数料並に保證金は一九三七年中現金に依るのみならずアコ債券に依り其の額面額を以て之を受理するの用意有之候

當廳は債券の圓に於ける價格未だ決定せられざるに鑑み一九三六年の例に依り前記アコ債券受理の爲にアコ債券百留に付三十二圓五十錢の計算を以てアヴァンスを受領すると共に日本漁業者の債券に依る最終的支拂は債券の圓に於ける價格問題解決後に行はるべきことと爲すの用意有之候

尙債券に依るアヴァンス納入日の前日の倫敦に於ける金の價格及圓の相場に基き算出して三十二圓五十錢に相當する純金の重量が、一九三六年十二月二十三日の倫敦に於ける金の價格及圓の相場に基き算出して三十二圓五十錢に相當する純金の重量に比較して、八分以上少きか又は多き時は納入すべきアヴァンスの額は純金に於てアヴァンスの額を一九三六年十二月二十三日に於けるものと同一ならしむるが如く場合に應じ

七年競賣に於て貴下の租借せる漁區に付必要なる一切の支拂は拙翰記載の條件に正確に準據して行はれんことを懇請致候也

〔往翰邦譯文〕

一九三七年五月十四日

極東漁業廳長官殿

一九三七年三月四日附第一八三〇八號貴翰に記載せられ、且つ一九三七年五月七日附第一一八九號拙翰を以て日本漁業者の同意を表したる、日本漁業者より徴收すべき借區料、抵代税をなす課金及手数料並に保證金の納入方法に關する條件に従ひ、當方の資料に依る一九三六年十二月二十三日に於ける倫敦金塊相場は一オンスに付七磅一志六片にして、又同日に於ける對日爲替相場は一圓に付一志一片六四分の六三なることを御通知するの光榮を有し候に付貴方よりも右御確認相成度及御願候也

印紙税十留添付

日本漁業者代表 小林 梅 藏

〔來翰邦譯文〕

監視區別	貸付期間	競賣漁區數	邦人競落		ソ側競落		不落漁區數	無入札漁區數
			漁區數	競落價格	漁獲標準高	漁區數		
カラギンスキー區	1 年	0	0	0	0	0	0	0
	5 年	0	0	0	0	0	0	0
	3 年	3	3	38,000	4,700	0	0	0
	計	3	3	38,000	4,700	0	0	0
キチギンスキー區	1 年	0	0	0	0	0	0	0
	8 年	3	0	0	0	3	39,000	6,000
	5 年	11	3	18,000	5,200	8	128,150	13,500
	計	14	3	18,200	5,200	11	167,600	19,500
オリユトルスキー區	1 年	0	0	0	0	0	0	0
	3 年	1	1	11,200	2,000	0	0	0
	5 年	10	5	56,000	10,000	3	60,000	6,000
	計	11	6	67,200	12,000	3	60,200	6,000
合	1 年	0	0	0	0	0	0	0
	3 年	10	4	20,900	5,500	6	85,850	11,000
	5 年	50	19	165,200	30,000	28	496,000	46,500
	計	60	23	186,200	35,500	34	581,850	57,500

備考 1. 沿海區、ニコラエフスキー區、薩哈連區、キクチンスキー區、ボリシエツスキー區、東堪察加區、アナドイルスキー區には競賣漁區なし
2. 蟹漁區にして競賣に附せられたるもの無し

昭和十二年度第一回漁區競賣結果明細表 (1937)

鮭鱈漁區の部 (昭和12年2月28日執行)

漁區番號	入札者	入札價格	競落者	競落價格	不落漁區官廳最低價格	前年度借區者
サガレン區						
270	日魯漁業株式会社	留 1,000 (不落)			留 1,900	日魯
計		1 漁區	不落漁區	1		
オホトスキー區						
363	ダリ・レイボ・プロダクト	25,100	ダリ・レイボ・プロダクト	25,100		プロダクト
364	"	18,100	"	18,100		"
365	"	25,700	"	25,700		"
359	"	16,100	"	16,100		"
420	"	23,150	"	23,150		"
424	"	18,200	"	18,200		"
計		6 漁區	内 { 邦人競落漁區 0 ソ側競落漁區 6	126,350 留		

一九三七年五月二十三日
日本漁業者代理人 小林梅藏殿
一九三七年五月十四日附第一二二二號
に關する件
一九三七年五月十四日附第一二二二號貴
翰を以て、一九三六年十二月二十三日
倫敦に於ける純金一オンスの相場は七磅
一志六片にして、又同日に於ける金建日
本圓貨の平均相場は一志一片六四分の六
三なる旨御通知有之候處本書を以て右の
正確なることを確認致候
漁業廳長官 チモシエンコ
會計主任 マルトウイニユーク

昭和十二年度競賣結果一覽表 (1937)

鮭鱈漁區の部

監視區別	貸付期間	競賣漁區數	邦人競落		ソ側競落		不落漁區數	無入札漁區數
			漁區數	競落價格	漁獲標準高	漁區數		
サガレン區	1 年	0	0	留	留	留	0	0
	3 年	0	0	0	0	0	0	0
	5 年	1	1	2,000	900	0	0	0
	計	1	1	2,000	900	0	0	0
オホトスキー區	1 年	0	0	0	0	0	0	0
	3 年	1	0	0	0	1	16,100	2,000
	5 年	5	0	0	0	5	110,250	10,000
	計	6	0	0	0	6	126,350	12,000
タウイスキー區	1 年	0	0	0	0	0	0	0
	3 年	0	0	0	0	0	0	0
	5 年	4	1	4,800	1,200	3	70,950	4,500
	計	4	1	4,800	1,200	3	70,950	4,500
ギジギンスキー區	1 年	0	0	0	0	0	0	0
	3 年	0	0	0	0	0	0	0
	5 年	12	5	34,200	6,300	7	97,700	10,500
	計	12	5	34,200	6,300	7	97,700	10,500
イーチンスキー區	1 年	0	0	0	0	0	0	0
	3 年	5	3	9,700	3,500	2	30,300	3,000
	5 年	4	1	12,100	1,700	2	23,750	2,000
	計	9	4	21,800	5,200	4	59,050	5,000

漁区番號	入札者	入札價格	競落者	競落價格	不落漁區 官廳最低價格	前年度借區者
カラギンスキー區						
1078	日魯漁業株式会社	△ 16,600	日魯漁業株式会社	△ 16,600	留	日 魯
1079	"	△ 16,600	"	△ 16,600	留	"
1081	"	△ 4,800	"	△ 4,800	留	"
1103	日魯漁業株式会社 ダリ・レイボ・プロダクト	△ 6,700 9,200	ダリ・レイボ・プロダクト	9,200	留	"
1105	日魯漁業株式会社 ダリ・レイボ・プロダクト	△ 6,800 11,200	"	11,200	留	"
1110	日魯漁業株式会社	△ 6,600	日魯漁業株式会社	△ 6,600	留	"
1116	ダリ・レイボ・プロダクト	17,150	ダリ・レイボ・プロダクト	17,150	留	プロダクト
1113	日魯漁業株式会社 ダリ・レイボ・プロダクト	△ 14,400 18,250	"	18,250	留	日 魯
1112	ダリ・レイボ・プロダクト	23,150	"	23,150	留	プロダクト
1114	"	23,100	"	23,100	留	"
1143	日魯漁業株式会社	△ 6,500	日魯漁業株式会社	△ 6,500	留	日 魯
1151	"	△ 5,100	"	△ 5,100	留	"
1188	ダリ・レイボ・プロダクト	13,150	ダリ・レイボ・プロダクト	13,150	留	プロダクト
1189	"	13,150	"	13,150	留	"
1187	"	13,150	"	13,150	留	"
1176	"	13,050	"	13,050	留	"
1172	"	13,050	"	13,050	留	"
計 14 漁區 内 { 邦人競落漁區 3 18,200 留 ソ側競落漁區 11 167,600 留						
オリュトルスキー區						
1276	ダリ・レイボ・プロダクト	13,750	ダリ・レイボ・プロダクト	13,750	留	プロダクト
1275	"	24,300	"	24,300	留	"
1235	"	22,150	"	22,150	留	"
1209	日魯漁業株式会社	△ 11,200	日魯漁業株式会社	△ 11,200	留	日 魯
1202	"	△ 11,200	"	△ 11,200	留	"
1201	"	△ 11,200	"	△ 11,200	留	"
1279	"	△ 11,200	"	△ 11,200	留	"
1283	"	△ 11,200	"	△ 11,200	留	"
1288	"	△ 11,200	"	△ 11,200	留	"
1273	"	△ 1,200	(不落)		5,100	"
1274	"	△ 1,200	"		5,100	"
計 11 漁區 内 { 邦人競落漁區 6 67,200 留 ソ側競落漁區 3 60,200 留 不落漁區 2						
合計 60 漁區 内 { 邦人競落漁區 20 173,000 留 ソ側競落漁區 30 519,750 留 不落漁區 9 無入札漁區 1						

備考 競落區にして競賣に附せられたるもの無し

漁区番號	入札者	入札價格	競落者	競落價格	不落漁區 官廳最低價格	前年度借區者
タウイスキー區						
445	日魯漁業株式会社	△ 4,800	日魯漁業株式会社	△ 4,800	留	日 魯
469	ダリ・レイボ・プロダクト	23,050	ダリ・レイボ・プロダクト	23,050	留	プロダクト
460	"	22,700	"	22,700	留	"
459	"	25,200	"	25,200	留	"
計 4 漁區 内 { 邦人競落漁區 1 4,800 留 ソ側競落漁區 3 70,950 留						
ギジギンスキー區						
515	ダリ・レイボ・プロダクト	13,100	ダリ・レイボ・プロダクト	13,100	留	プロダクト
518	"	17,000	(不落)		17,100	"
519	"	17,000	"		17,100	"
516	"	—	(無人札)		—	"
510	"	12,600	(不落)		12,700	"
501	"	11,100	ダリ・レイボ・プロダクト	11,100	留	"
502	"	11,400	"	11,400	留	"
526	日魯漁業株式会社	△ 11,000	日魯漁業株式会社	△ 11,000	留	"
545	"	△ 6,500	"	△ 6,500	留	"
542	"	△ 5,500	"	△ 5,500	留	"
541	"	△ 3,000	(不落)		5,100	"
540	"	△ 5,100	"		5,150	"
計 12 漁區 内 { 邦人競落漁區 3 23,000 留 ソ側競落漁區 3 35,600 留 不落漁區 5 無入札漁區 1						
イーテンスキー區						
566	日魯漁業株式会社	△ 1,200	(不落)		16,400	日 魯
674	"	△ 2,100	日魯漁業株式会社	△ 2,100	留	"
675	"	△ 2,100	"	△ 2,100	留	"
682	日魯漁業株式会社 フセコ・プロム・ レイバク・ソユーズ	△ 10,100 15,150	フセコ・プロム・ レイバク・ソユーズ	15,150	留	"
686	フセコ・プロム・ レイバク・ソユーズ	13,600	"	13,600	留	フセコ
592	日魯漁業株式会社	△ 12,100	日魯漁業株式会社	△ 12,100	留	日 魯
648	フセコ・プロム・ レイバク・ソユーズ	15,190	フセコ・プロム・ レイバク・ソユーズ	15,150	留	フセコ
649	"	15,190	"	15,150	留	"
650	日魯漁業株式会社	△ 5,500	日魯漁業株式会社	△ 5,500	留	日 魯
計 9 漁區 内 { 邦人競落漁區 4 21,800 留 ソ側競落漁區 4 59,050 留 不落漁區 1						

昭和十二年度漁區再競賣結果明細表 (1937)

鮭 鱒 漁 區 の 部 (昭和 12 年 3 月 9 日 執行)

漁區番號	入札者	入札價格	競落者	競落價格	不落漁區 官廳最低價格
サガレン區					
270	日魯漁業株式會社	△ 2,000	日魯漁業株式會社	△ 2,000	
計 1 漁區 邦人競落漁區 1 2,000 留					
ギジギンスキー區					
518	ダリ・ルイボ・プロダクト	17,600	ダリ・ルイボ・プロダクト	17,600	
519	"	17,600	"	17,600	
516	"	12,700	"	12,700	
510	"	14,200	"	14,200	
541	日魯漁業株式會社	△ 5,600	日魯漁業株式會社	△ 5,600	
540	"	△ 5,600	"	△ 5,600	
計 6 漁區 内 (邦人競落漁區 2 11,200 留 ソ側競落漁區 4 62,100 留)					
イチンスキー區					
955	日魯漁業株式會社	2,400	(不落)		16,850
計 1 漁區 不落漁區 1					
オリユトルスキー區					
1273	日魯漁業株式會社	△ 3,200	(不落)		5,000
1274	"	△ 3,200	"		5,000
計 2 漁區 不落漁區 2					
合計 10 漁區 内 (邦人競落漁區 3 13,200 留 ソ側競落漁區 4 62,100 留 不落漁區 3)					

備考 再競賣に上提せられたる漁區は第一回競賣に於ける不落漁區九ヶ所並に無入札漁一區ヶ所計漁區のみなりき

- ※北洋漁業關係中左記各項は日ソ間條約、契約及び協定の項參照。
- ▽日ソ漁業條約(全文)
- ▽罐詰工場經營の特別契約。
- ▽露領漁業被使用者救恤規則。
- ▽超過労働暫定契約。
- ▽極東露領漁業用品、無税品目表。
- ▽ソ聯邦漁業監視新規則。
- ▽ソ聯邦太平洋水域に於ける水産物採取規則。

昭和十二年現在邦人所有罐詰工場跡 (1937)

工場番號	工場規模	工場所在地	工場所有者	漁區番號	工場所在地(○印)又は配屬漁區	貸付期間	借 入 料	漁獲(製造)標準(噸)	備 考
8	ライオン	パナナ河口	日魯漁業株式會社	564	ソエントナル	自昭和 4 年 4 年迄	16,928.73	2,459	特別契約漁區
10	2	ウトホロフカ河口	"	565	ソエントナル	自昭和 13 年 4 年迄	22,571.64	3,127.8	"
11	1	ソノボチナヤ河口	"	98	ソエントナル	昭和 12 年迄	15,200	3,000	契約延長漁區
12	1	"	"	105	ソエントナル	自昭和 13 年 4 年迄	32,320	8,000	特別契約漁區
13	1	"	"	104	ソエントナル	"	24,240	8,000	"
14	1年	イーチャヤ新河口	"	107	ソエントナル	"	40,400	10,000	"
15	2	オゾルコウイナ河口	"	106	ソエントナル	"	28,280	7,000	"
16	2	タルトゴロフ河口	"	108	ソエントナル	"	30,300	7,500	"
18	4	ウオロスカヤ河口	"	109	ソエントナル	"	24,240	8,000	"
19	2年	"	"	708	ソエントナル	"	14,453.04	6,229	"
20	3	テジマアチ河口	"	410	ソエントナル	昭和 12 年迄	20,200	5,000	契約延長漁區
21	3	ケラタ河口	"	722	ソエントナル	"	5,200	2,950	"
22	3	ゾイムダ河口	"	734	ソエントナル	"	8,120	3,685	"
24	3	ウトカ河口	"	757	ソエントナル	自昭和 4 年 4 年迄	25,840	5,573	特別契約漁區
25	4	ボリシヤヤ河口	"	758	ソエントナル	自昭和 13 年 4 年迄	40,280	8,688	"
				767	ソエントナル	自昭和 13 年 4 年迄	53,960	12,459	特別契約漁區
				772	ソエントナル	昭和 12 年迄	39,760	9,180	"
				776	ソエントナル	昭和 12 年迄	12,980	8,700	契約延長漁區
				782	ソエントナル	自昭和 13 年 4 年迄	9,200	5,573	特別契約漁區
				802	ソエントナル	"	67,229.58	4,918	"
				822	ソエントナル	昭和 12 年迄	40,500	7,380	契約延長漁區
				823	ソエントナル	自昭和 13 年 4 年迄	120,000	24,590	特別契約漁區

工場番號	工場規模	工場所在地	工場所有者	工場所在地(○印)又ハ配屬漁區		價	考
				漁區番號	貸付期間		
27	2	ホリシヤヤ河口	H魯漁業株式會社	829	自昭和4年	△	特別契約漁區
28	3	"	"	830	至昭和13年	△	"
29	1	"	"	837	"	△	"
30	4	オハラ河口	"	838	"	△	"
31	3	コシエチエタ河口	"	839	"	△	"
32	3	"	"	842	"	△	"
33	3	ヤウイナ河口	"	847	"	△	"
34	5	オゼルナヤ河口	"	848	"	△	"
36	6	カムチヤトカ河口	"	854	"	△	"
37	4	"	"	855	"	△	"
39	3	"	"	857	"	△	"
42	3	コムバコラ河口	"	858	"	△	"
51	1	オハラ河口	"	860	昭和12年迄	△	契約延長漁區
63	1	ペンカウ河口	"	866	"	△	"
69	1	ウカ河口	"	867	"	△	"
68	1	ムサコラ河口	"	975	"	△	"

年次	租借漁區數	經營漁區數	鮭	銀	鮭	線	シヨ	線	計
明治41	119	117	46,938						84,961
42	183	178	77,456		21,070	38,023			189,905
43	157	152	193,922		31,907	91,379			273,985
44	224	214	132,306		29,802	46,577			483,555
大正元	214	213	109,879		21,631	123,827			256,223
2	215	231	162,107		31,324	164,233			358,923

租借經營漁區數及漁獲高表 (年度別) (△は尾)

工場番號	工場規模	工場所在地	工場所有者	工場所在地(○印)又ハ配屬漁區		價	考
				漁區番號	貸付期間		
73	2	キチガ河口	"	1133	"	△	2,440
70	1	カワチヤ河口	"	1255	"	△	3,600
—	1	西レカ河口	"	382	"	△	4,260

年次	租借漁區數	經營漁區數	鮭	銀	鮭	鱒	紅	鮭	鱒	シヨ	マ	鱒	計
大正 3	210	226	141,299	石	—	—	—	—	—	—	—	—	451,386
4	214	230	70,856	石	298,860	—	—	—	—	—	—	—	393,924
5	203	201	55,081	石	24,624	296,624	—	—	—	—	—	—	475,908
6	218	213	95,375	石	36,806	383,536	—	—	—	—	—	—	442,137
7	245	224	132,335	石	30,302	312,030	—	—	—	—	—	—	403,734
8	247	246	170,172	石	57,243	213,722	—	—	—	—	—	—	449,260
9	315	246	154,398	石	71,198	206,432	—	—	—	—	—	—	534,970
10	224	224	146,857	石	52,197	326,618	—	—	—	—	—	—	569,367
11	264	264	144,763	石	70,707	350,188	—	—	—	—	—	—	669,479
12	254	229	126,421	石	132,417	391,404	—	—	—	—	—	—	669,479
13	234	215	72,506	石	104,333	146,111	—	—	—	—	—	—	377,582
14	240	228	104,444	石	102,563	461,073	—	—	—	—	—	—	640,859
15	252	234	87,548	石	54,069	85,721	—	—	—	—	—	—	250,324
昭和 2	239	232	124,657	石	82,007	454,573	—	—	—	—	—	—	632,308
3	239	221	222,975	石	86,787	79,953	—	—	—	—	—	—	296,622
4	274	253	231,280	石	149,945	371,974	—	—	—	—	—	—	750,977
5	296	270	238,381	石	99,589	38,787	—	—	—	—	—	—	375,513
6	288	267	153,122	石	98,634	249,362	—	—	—	—	—	—	593,166
7	371	307	161,451	石	76,462	71,154	—	—	—	—	—	—	305,132
8	340	334	148,901	石	76,960	1,194	—	—	—	—	—	—	513,504
9	369	354	225,345	石	53,344	108,655	—	—	—	—	—	—	317,767
10	378	360	167,677	石	104,064	381,070	—	—	—	—	—	—	721,083
				銀	281,865	1,955	—	—	—	—	—	—	504,115
				青	40,296	40	—	—	—	—	—	—	—
				鮭	95,372,877	156,385	—	—	—	—	—	—	—
				鱒	81,435	8,440	—	—	—	—	—	—	—
				鮭	1,440	1,440	—	—	—	—	—	—	—
				鱒	267,339	—	—	—	—	—	—	—	—
				鮭	72,541,726	—	—	—	—	—	—	—	—

年次	租借漁區數	經營漁區數	鮭	銀	鮭	鱒	紅	鮭	鱒	シヨ	マ	鱒	計
11	328	359	305,995	石	29,768	1,925	—	—	—	—	—	—	571,391
			21,419,606	石	2,083,742	77,013	—	—	—	—	—	—	621,199,639
				銀	67,205	67,204.98	—	—	—	—	—	—	—
				青	164,614.01	32,922,801	—	—	—	—	—	—	—
				鮭	13,442	2,684	—	—	—	—	—	—	—
				鱒	1,117.23	89,378	—	—	—	—	—	—	—
				鮭	442	442	—	—	—	—	—	—	—
				鱒	179,733	—	—	—	—	—	—	—	—
				鮭	621,199,639	—	—	—	—	—	—	—	—

昭和十一年度經營漁區數及漁獲高表(監視區別)(單位尾)

經營漁區數	鮭	銀	鮭	鱒	紅	鮭	鱒	シヨ	マ	鱒	計
359	305,994.66	29,767.74	1,925.33	67,204.98	—	—	—	—	—	—	571,358.52
	683.17			銀	164,614.01	32,922,801	—	—	—	—	—
	21,419,626	2,083,742	77,013	鮭	13,442	2,684	—	—	—	—	—
	47,822			青	1,117.23	89,378	—	—	—	—	—
				鮭	442	442	—	—	—	—	—
				鱒	179,733	—	—	—	—	—	—
				鮭	621,199,639	—	—	—	—	—	—
沿海區	11	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,324.30
薩摩區	2	212.43	2.48	—	—	—	—	—	—	—	215.06
		14,870	174	—	—	—	—	—	—	—	15,074
オホトスキ區	38	34,634.33	1,618.14	—	—	—	—	—	—	—	41,991.59
		2,424,403	113,290	—	—	—	—	—	—	—	3,569,435
ギジギンスキー區	29	19,018.94	—	—	—	—	—	—	—	—	27,865.31
		1,331,326	—	—	—	—	—	—	—	—	31,004.21
チギリスキー區	5	699.23	117.56	—	—	—	—	—	—	—	1,010.12
		48,946	8,229	—	—	—	—	—	—	—	90,145
イーチンスキー區	48	49,106.96	5,554.81	—	—	—	—	—	—	—	86,135.72
		3,437,487	383,837	—	—	—	—	—	—	—	9,942.094
キクチンスキー區	39	91,433.66	1,146.46	—	—	—	—	—	—	—	161,332.49
		6,400,356	80,252	—	—	—	—	—	—	—	20,033,815

通函番號	名	稱	借 區 者	録ノ		紅	銚		銀		銚		銚		總		計	
				1封度	半封度		1封度	半封度	1封度	半封度	1封度	半封度	1封度	半封度				
696	ソ	ボ	イ	第2	54	—	403	—	1,073	—	—	—	—	—	3,943	—	5,473	
703	イ	チ	ス	第7	133	—	1,462	—	—	—	—	—	—	—	14,239	—	15,834	
722	オ	ル	コ	第8	224	—	1,322	—	846	—	—	—	—	—	12,377	—	14,769	
734	ク	ル	ト	第5	—	—	1,641	—	—	—	—	—	—	—	26,908	—	28,549	
743	コ	ル	バ	第6	81	—	1,376	—	—	—	—	—	—	—	43,806	—	45,263	
	計				582	—	7,241	—	3,340	—	—	—	—	—	108,756	—	119,919	
キクチンスキー區																		
757	ウ	オ	ロ	第15	—	—	1,001	—	—	—	—	—	—	—	63,642	—	64,643	
766	〃	〃	〃	第1	18	—	407	—	—	—	—	—	—	—	41,691	—	42,122	
772	チ	ジ	マ	第2	—	—	982	—	—	—	—	—	—	—	54,961	—	55,943	
776	ケ	フ	チ	第2	—	—	1,048	—	—	—	—	—	—	—	50,346	—	51,393	
783	ブ	イ	ム	第5	41	—	1,377	—	86	—	—	—	—	—	41,858	—	43,362	
902	ウ	ト	キ	第1	146	—	2,864	—	305	—	—	—	—	—	55,402	—	59,303	
	計				205	—	7,679	—	86	—	586	—	—	—	307,905	—	316,766	
ボリシエリツキー區																		
823	ボ	リ	シ	第3	67	—	5,561	—	—	—	—	—	—	—	71,775	—	79,585	
829	〃	〃	〃	第1	—	—	4,274	—	1,309	—	21	—	—	—	18,416	—	24,454	
837	〃	〃	〃	第2	—	—	1,827	—	6,977	—	—	—	—	—	369	—	28,981	
839	〃	〃	〃	第2	—	—	—	—	4,712	—	—	—	—	—	125	—	7,464	
843	オ	バ	リ	第1	—	—	—	—	24,390	—	—	—	—	—	243	—	18,674	

848	〃	第1	〃	—	—	—	24,380	—	1/4	—	—	—	—	—	—	—	28,582	63,406	
365	コ	シ	エ	第3	—	—	3,521	—	3	—	150	—	—	—	11,571	—	7,366	53,782	
858	〃	第4	〃	—	—	—	29,698	—	1/4	—	107	—	—	—	—	—	15,935	45,744	
861	ヤ	ウ	イ	第5	—	—	21,987	—	—	—	73	—	—	—	—	—	12,941	35,001	
866	オ	ゼ	ル	第4	—	—	29,135	—	—	—	65	—	—	—	—	—	6,674	41,440	
	計				67	—	131,535	—	24	—	4,188	—	—	—	101,762	—	107,372	393,468	
東 塔 察 加 區																			
975	ク	リ	ユ	第1	—	—	4,877	—	927	—	53,982	—	—	—	—	—	—	—	116,978
984	カ	ム	チ	第1	—	—	1,542	—	12,064	—	25,190	—	—	—	—	—	—	—	26,201
985	〃	第1	〃	—	—	—	1,432	—	557	—	21,300	—	—	—	—	—	—	—	57,814
	計				—	—	7,581	—	87,546	—	17,007	—	—	—	—	—	—	—	200,993
カヲキンスキー區																			
1037	ウ	キ	ン	第8	197	—	9,952	—	—	—	1,793	—	—	—	—	—	—	—	14,655
1058	ル	サ	コ	第8	76	—	5,247	—	—	—	839	—	—	—	—	—	—	—	7,978
1067	バ	ツ	カ	第1	56	—	11,216	—	—	—	609	—	—	—	—	—	—	—	14,093
1133	キ	チ	ギ	第7	—	—	3,413	—	—	—	212	—	—	—	—	—	—	—	7,884
	計				329	—	29,827	—	—	—	3,453	—	—	—	—	—	—	—	44,610

オリエントルスキー區

漁區番号	名 稱	備 註	樽ノ助		紅 鮭		銀 鮭		鮭		鱈		計
			1封度	半封度	1封度	半封度	1封度	半封度	1封度	半封度	1封度	半封度	
1255	カラチンスキー第2	日露漁業株式会社	—	195	—	9,067 頭 226	—	—	—	—	—	—	9,489
	計		—	195	—	9,067 頭 226	—	—	—	—	—	—	9,488
			1,200	8,058	89,207 實頭 94 1/4	232,079 791 1/4	24,360 1/4	82,082 3	青鮭 698 青鮭 616	529,638	107,563	1,097,053	
合		計	9,258	342,846	106,444	青鮭 1,314	637,191						

自大正9年 經營漁區數及蟹罐詰・製造高表
至昭和11年

年 次	漁 區 數	罐 型				計
		1 封 度	半 封 度	1/4 封 度	計	
大 正 9	3	1,510	1,158	—	2,668	
10	3	888	4,845	—	5,733	
11	8	5,033	15,193	—	20,226	
12	12	5,498	25,895	—	31,393	
13	12	5,015	26,121	—	31,136	
14	14	2,063	40,231	—	42,294	
15	14	9,083	54,299	—	63,383	
2	16	12,687	117,183	—	131,879	
3	14	9,811	瓶詰 1,503 罐詰 112,250	—	122,931	

4	23	7,140	98,537	206	105,780
5	21	4,917	65,451 瓶詰 10	2,667	71,706
6	20	3,374	60,044	529	63,682
7	16	64	45,621	3,590	47,480
8	16	3,027	22,101	—	25,129
9	16	—	29,155	—	29,155
10	16	—	36,310	168	36,478
11	17	—	50,189	—	50,189

昭和十一年度蟹罐詰製造高表 (蟹類區別)

經營漁區數	工場數	工場規模	罐 型				計	箱	水 掛 尾 數
			1 封 度	半 封 度	1/4 封 度	計			
17	5	6	—	50,189	—	50,189	2,412.91 石	6,555,368	

區 別	漁 區 數	工場規模	罐 型				計	箱	水 掛 尾 數
			1 封 度	半 封 度	1/4 封 度	計			
チギリスキー區	3	1	—	6,815	—	6,815	629.40	610,803	
イーチンスキー區	9	5	—	23,789	—	23,789	1,579.71	3,876,343	
クイチンスキー區	5	—	—	19,585	—	19,585	203.80	2,078,195	

昭和十一年度經營漁區蟹罐詰製造高細表

チキリスキー區

漁區管號	名 稱	借 區 者	種 型			計	船	水 揚 尾 數
			1 封 度	半 封 度	1/4 封 度			
95	カワチンスキー	日魯漁業株式会社	98 號漁區	合併				1,260
97	ウトネロフスキー	"	98 號漁區	合併				289,350
98	"	"			6,815			320,220
計	3 漁 區	經 營 休 業			6,815		629,40	610,830

イニチンスキー區

104	モローシエチヌイ	日魯漁業株式会社	105 號漁區	合併				170,620
105	ソーボチヌイ	"	107 號漁區	合併	3,436			372,773
106	"	"						434,631
107	"	"			6,416			503,186
108	ソーボチヌイ	"			6,265		328,10	799,280
109	"	"	108 號漁區	合併				449,517
110	イニチンスキー	"			3,648		168,00	562,932
112	オアルコウチンスキー	"			4,024		355,33	303,794
113	"	"	112 號漁區	合併				279,609
計	9 漁 區	經 營 休 業			23,789		1,579,71	3,876,343

キクチンスキー區

121	プリユムキンスキー	日魯漁業株式会社	122 號漁區	合併				250,000
122	ウオロフヌコイ	"			5,436		101,20	310,100
123	"	"			7,371		102,60	475,915
124	"	"			6,778			506,256
125	クワチンスキー	"	124 號漁區	合併				535,924
計	5 漁 區	經 營 休 業			19,585		203,80	2,078,195
合 計	17 漁 區	經 營 休 業			50,189		2,412,91	6,565,368

自大正10年經營漁區數及從業單數
至昭和11年

年 次	經營漁區數	船	部	職	工	漁 夫	雜 夫	帆 船 々 員	其 他	計
大 正 1 0	223	—	—	—	—	12,459	—	1,725	—	14,184
1 1	264	618	—	61	—	13,698	2,575	1,664	—	18,516
1 2	229	532	—	109	—	12,766	3,667	1,174	—	18,248
1 3	227	620	—	70	—	11,640	3,586	804	—	16,620
1 4	247	714	—	976	—	13,477	5,191	755	女 17	21,146
1 5	266	660	—	614	—	12,687	4,411	524	女 16	18,919
昭 和 2	248	750	—	749	—	13,538	5,117	331	女 23	20,553
3	235	815	—	951	—	13,291	5,643	128	女 68	20,899
4	276	905	—	1,037	—	14,447	5,006	167	女 11	21,594
5	292	933	—	1,039	—	13,993	6,137	56	女 32	22,224
6	287	838	—	834	—	11,492	4,015	20	女 20	17,240
7	323	687	—	1,074	—	12,204	4,120	—	—	18,185
8	351	764	—	1,045	—	11,170	4,526	—	女 1	17,506

年次	經營漁區數	艘	部	職	工	漁	夫	雜	夫	帆船々員	其	他	備	計
昭和9	370	792		1,104		12,260		6,189		19		—	—	20,364
昭和10	376	774		1,075		11,481		5,304		20		—	—	18,654
昭和11	376	835		1,181		11,994		7,178		20		—	—	21,208

昭和十一年度經營漁區・従業員數及漁場・在留日數 (監視區別)

區 別	租借漁區數	經營漁區數	從 業 員										計	漁場在留平均日數	
			部	職	工	漁	夫	雜	夫	帆船々員	其	他			
岩 海 區	14	11	18	24	193	—	—	—	—	—	—	—	—	235	88
薩 哈 嚙 區	4	2	3	3	37	—	—	—	—	—	—	—	—	43	57
オホトススキー區	98	38	67	128	1,195	—	—	—	—	—	—	—	—	1,412	83
ギジギンスキー區	30	29	26	32	598	—	—	—	—	—	—	—	—	676	89
チギリススキー區	14	5	21	37	174	—	—	—	—	—	—	—	—	409	92
イーチونسキー區	49	48	141	194	1,932	—	—	—	—	—	—	—	—	3,487	90
クイタクンスキー區	39	39	140	214	1,932	—	—	—	—	—	—	—	—	4,046	85
ボリシエレツキー區	35	35	174	205	2,183	—	—	—	—	—	—	—	—	4,577	83
東 堪 察 加 區	15	15	85	67	652	—	—	—	—	—	—	—	—	1,515	126
カラギンスキー區	106	102	144	207	2,315	—	—	—	—	—	—	—	—	3,651	73
ネリエトルスキー區	98	95	46	70	843	—	—	—	—	—	—	—	—	1,157	63
計	382	359	835	1,181	11,994	—	—	—	—	20	—	—	—	21,208	84

蟹 漁 區 の 部

チギリススキー區	3	3	蟹漁漁區	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
イーチونسキー區	9	9	”	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
クイタクンスキー區	5	5	”	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	17	17	蟹漁漁區	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

昭和十二年度(1937)日・ソ 操 業 漁 區

企業者・漁區數・借區料・漁獲製造標準高・一覽表
(單位 借區料……留 漁獲標準高……ツェトナル)

日 本 側 駐 韓 漁 區

企 業 別 監 視 區 別	日 魯 漁 業 株 式 會 社				昭 和 漁 業 株 式 會 社				佐 野 助 治				荻 布 宗 太 郎				計	
	漁區數	借 區 料	漁 獲 製 造 標 準 高	借 區 料	漁區數	借區料	漁獲製造標準高	借區料	漁區數	借區料	漁獲製造標準高	借區料	漁區數	借區料	漁獲製造標準高	借區料	漁獲製造標準高	
岩 海 區	14	69,896	33,840	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
薩 哈 嚙 區	4	8,564	3,755	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
オホトススキー區	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
ギジギンスキー區	30	201,790	97,268	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
イーチونسキー區	7	17,820	9,177.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
クイタクンスキー區	14	73,500	19,700	5	20,000	6,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
ボリシエレツキー區	61	437,690.41	164,490	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
東 堪 察 加 區	38	798,925.58	234,297	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
カラギンスキー區	36	2,590,884.95	313,076	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
ネリエトルスキー區	15	1,407,335	183,215	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
チギリススキー區	72	350,125	138,480	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
オホトススキー區	31	173,140	65,280	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
サハリンスキー區	36	562,450	74,400	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
計	368	6,692,120.94	1,336,978.5	5	20,000	5,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

昭和十二年の露領邦人漁業

日ソ漁業條約の第二次暫定期間は昭和十二年十二月末までとなつたがモスクワの雰圍氣は何等條約成立の機運を見出し得ず殊に昭和十一年秋日獨防共協定成立以來、日ソ間にはソ側の頻繁なる不法越境事件を初め浦鹽商船組營業權取消し問題、北樺太鑛業團體契約交渉の不當なるソ側の要求同社亞港事務所員の逮捕事件、漁船の拿捕抑留、我在ソ領事館の減數要求、杉原通譯官の査證拒絶等種々不快なる事件が頻發するに鑑み當業者間には斯る状態が持續するに於てはソ側の對日感情より推して漁業條約の十二年度内調印も困難となつた。同條約は十一年秋假調印を了し十月二十日正式調印さるべき筈の處ソ側の一方的事情により調印を延期しつゝあるものにて當然ソ側より自發的に調印の意向を表明し來るべきものであり且つポーツマス條約の條項を承認したる日ソ基本條約の精神よりしても當然

ソヴェートは調印の義務を負担すべきである、従つて條約調印の督促も右の見解に立脚し行ふべきも新條約は既に假調印されたものであるから今後條約内容に關する新たな交渉は必要なものと見られてゐる。

ソ側の邦人壓迫

露領漁場に於けるソ側の邦人經營漁業壓迫は例年の事乍ら昭和十二年度は特に甚だしく建網張廻し區域の境界侵犯を口實にする不法壓迫は毎々の事であり船舶の航行寄港に對しても種々干渉を試み仲積船其他物資送込船のカム沿岸に於ける寄港地變更の如きも十一年度までは極めて寛大であつたが、十二年度には豫定寄港地變更に對しソ側は種々の口實を以て容易に許可せず、邦人工場作業上頗る不便を感じた。此外懸案のケフク、コンバ、オコツクの三安定漁區不閉鎖問題も右三漁區が條約上の法定距離以内に在るに不拘、種々の口實の下に今尙未解決となり露領に於ける日ソ漁業の對立は根本的

禍根を一掃せざる限り今後更に紛争の絶え間なしと見られてゐる、昭和十二年度に於ける露領漁場に於けるソ聯官憲の邦人漁業不當壓迫の主なるものを摘起すると左の如し。

- (イ) 冷凍船に生魚一時保管禁止の不當命令を發す
- (ロ) 地區外使用許可に對する制限を強要す
- (ハ) 土木作業に對する許可の強要
- (ニ) 漁場幹部の移動禁止を通牒し來る
- (ホ) 潜水作業の禁止
- (ヘ) 無菌證明書の不當要求
- (ト) 作業時間の制限(日出前、日没後の出漁禁止)
- (チ) 條約水域における不法漁撈(三連内)
- (リ) 漁場向貨物地變更禁止
- (ヌ) 閉鎖漁區に對する不法行爲(新河口發生、移動)
- (ル) 醫藥品に對する不當制限を申し越し來る
- (オ) 殘置財産、盜難事件の密輸取扱
- (ワ) 漁船工場、建設手續問題

北洋各地の十二年漁況

昭和十二年度の北洋漁業は各方面共、全般的に大豐漁であるが、日魯漁業會社を始め、各社の九月一日現在漁況左の如し。

〔日魯漁業〕(漁獲高)	
紅 鮭	五、五七、〇〇〇尾
白 鮭	一〇、〇七、〇〇〇尾
銀 鮭	五九、二〇、〇〇〇尾
鮭ノ助	九六、〇〇〇尾
シヨマ	一六、〇〇〇尾
同 上(罐詰製造高)	四、〇〇〇尾
紅 鮭	三三、九七、七〇〇
銀 鮭	七三六、一五、六〇〇
鮭ノ助	五、四〇〇
蟹	一、三〇七、四〇〇
同 上(罐詰製造高)	七、〇四、四〇〇
〔太平洋漁業〕(片岡灣を含む)	
紅 鮭	六、〇三、三三三尾
白 鮭	三、二八、八六九尾
銀 鮭	一、九三、二五五尾
鮭ノ助	三六、五〇〇尾
鮭ノ助	一、六四、五〇〇尾

北洋漁業

〔同上〕(罐詰製造高)

紅 鮭	三六、八四、二〇〇
銀 鮭	二七、三〇、〇〇〇
鮭ノ助	一四、〇六、六〇〇
同 上(流網一隻當り漁獲)	三、五五、〇〇〇
紅 鮭	一、三〇〇、八〇〇尾
白 鮭	三、七、〇〇〇尾
銀 鮭	二、五、四〇、〇〇〇尾
鮭ノ助	三、三九、四〇〇尾
〔幌蓮水産〕(漁獲高)	
紅 鮭	一、三〇〇、八〇〇尾
白 鮭	三、七、〇〇〇尾
銀 鮭	二、五、四〇、〇〇〇尾
鮭ノ助	三、三九、四〇〇尾
〔同上〕(流網一隻當り漁獲)	
紅 鮭	一八、六〇〇尾
白 鮭	五、八〇〇尾
銀 鮭	四、四〇〇尾
鮭ノ助	五、六、四〇〇尾
※商社別蟹罐製造數量(函)	
日魯漁業	六、〇〇〇
蟹工船	一〇〇、〇〇〇
千島漁業	一三、〇〇〇
根室漁業	三六、三〇〇
北樺(紋別)	六、四〇〇
太平洋合同	一〇、〇〇〇
西出商事	一〇、〇〇〇
務商社	一五、〇〇〇

エトロープ	六、三〇〇
樺太合同	一、八〇〇
北樺(釧路)	八、〇〇〇
總 計	四、八、九〇〇

北千島鮭鮐漁況

北洋に於ける昭和十二年度鮭鮐及蟹漁況は未曾有の好況を呈したが北千島方面も順調な漁獲成績を挙げ九月初旬迄の各種漁況を綜合すると大約左の通りである。(單位石)

(流網)		(定置)		(沖取)	
紅 鮭	四、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
白 鮭	一三、七〇〇	九、〇〇〇	五〇、五〇〇	五〇、五〇〇	五〇、五〇〇
銀 鮭	五、三三〇	三、四〇〇、〇〇〇	一、一、五〇〇	一、一、五〇〇	一、一、五〇〇
計	一三、三三〇	四、四、四〇〇	一、七、〇〇〇	一、七、〇〇〇	一、七、〇〇〇
各種總計	四、五、七〇〇石				

北洋漁業團體及會社

露領水産組合 沿革及組織

露領水産組合は明治四十一年、日露漁業條約による本邦人最初の沿海州出漁に

當り、外國領海水產組合法によつて創立され、當初は「沿海州水產組合」と稱して居たが、明治四十二年「露領水產組合」と改稱したものである。外國領海水產組合は明治三十五年制定公布されたもので立法主旨は、(一)外國の領土に出漁する邦人を取締るため、(二)關係漁業者間の統一自治に任ぜしむるため、(三)外交的關係の必要のため、又其の内容は頗る簡單で即ち第一條には、「條文又は許可により外國領海に於ける水產動物の採捕、其の製造又は販賣を業とする帝國臣民は本法に依り水產組合を設立することを得」と爲すの外、同業組合に關する規定を準用してある。

本組合は露領沿海州及びカムチャツカ、樺太方面に於て水產物の採取製造及び販賣を業とする者を以て組織され、外務、農林兩大臣の監督を受け、同業者の利益を増進し水產事業の發展向上を目的として組織されたものである。

初代の組長は北千島探險で知られてゐる故海軍大尉藤司成忠氏で、爾後、神山開次

小島源三郎、子爵前田利定、子爵酒井忠亮、堤清六の諸氏組長に就任し、昭和五年三月現組長樺山資英氏に至つたものである。

本組合は創立以來三十餘年、其間、日露兩國間に惹起された漁業問題の紛争に對し善處し其解決に努力に勉め、兩國間に於ける漁業上の諸懸案を解決する等幾多の功績を残してゐる。

昭和八年露領漁業の大合同の後、組合整理委員會を設け、組合員の整理を行ひ「露水會」を作つたが、最初二百三十餘名を算した組合員は、整理により現在二十六名に減じてゐるが、我露領漁業者の代表機關として、其の機能を行使してゐる。

本組合には左の役員が置かれてゐる。組長一名、副組長一名、評議員六名、組長は組合を代表し組合の事務を統理する評議員は組合事務を監査し、組合の諮詢に應ずる各役員は任期は三箇年である。現任組長評議員及役員左の如し。

- 役員
- 組長 樺山 資 英
 - 副組長 田中 丸 祐 厚
 - 評議員 井 出 智

- 同 本川 藤 三 郎
- 同 藤本 治 郎 平
- 同 坂本 作 平
- 同 眞藤 愼 太郎
- 同 平塚 常 次 郎
- 同 囑 託 橋口 九 十 馬
- 同 大寺 量 吉
- 同 小林 梅 藏 (浦鹽)
- 同 竹村 浩 吉
- 同 主 事 鈴木 鄰 吾
- ▽事務所・東京市麴町區丸の内(九ビル)
- ▽浦鹽事務所・浦鹽斯德市スラインスカヤ街

昭和十二年現在組合

整理によつて昭和九年末に約半数に減じた組合員は其後更に脱退手續を行つた者十數名に及び昭和十二年十月現在の組合員は左記二十六名となつた。

- 露領水產組合員(△印評議員)
- △井出 智 橋口九十馬 窪田四郎
 - 西出 悌二 △本川藤三郎 外山源吾
 - 近江政太郎 荻布宗太郎 梶 榮次郎

- 吉武源太郎 田中丸祐厚 野口一三郎
- 八島喜八郎 八島勝己 山内大次郎
- △藤木治郎平 小山富三 小杉正二
- 有賀篠夫 柳瀬篤三郎 △坂本作平
- 佐野助治 中部謙吉 △眞藤愼太郎
- 越野長二 △平塚常次郎

露領水產組合定款

昭和九年十二月十四日附一部改正
昭和十二年十月一日現行

第一章 總 則

第一條 本組合は露領沿海州、堪察加州及薩哈連州に於ける彼我水產業者間の圓滿を期し弊害を矯め風紀を正し水產業の改良發達を圖り組合員共同の利益を擧ぐるを目的とす

第二條 本組合の業務左の如し

- 一、組合員及其の従業者の風紀矯正に關する事項
- 二、組合員及其の従業者の保護救済に關する事項
- 三、組合員の紛議調停に關する事項
- 四、漁場の調査水產動物の蕃殖に關する事項

北 洋 漁 業

五、漁業製造の方法及販路の調査に關する事項

六、組合員の彼我官憲に對する請願届其の他の手續等代辨に關する事項

七、彼我水產業者の便宜に關する事項

八、其の他組合員共同の利益を増進するが爲め必要なる施設に關する事項

第三條 本組合の區域は露領沿海州、堪察加州及薩哈連州の區域に依り其の區域内に於て水產動物の採捕其の製造又は販賣を業とする者を以て組織す

第四條 本組合は露領水產組合と稱す

第五條 本組合は主たる事務所を東京市に置き必要の地に地方事務所を置く

第六條 本組合に使用する印章は左の如し

(略す)

第二章 組合員の加入及脱退

第七條 組合員たらんとする者は其の營業の種類及住所、氏名を記載したる書面に加入金三百圓を添へ組長に申出づべし
組長必要ありと認むるときは加入者に

對し加入金の外相當の信託金を預託せしむることあるべし

組長第一項の申出を承諾したるときは之を組合員名簿に登録し其の旨を本人に通知すべし

第八條 組合より脱退せんとするときは其の旨組長へ申出で承認を受くべし組長前項の申出を承認し又は組合員たるの資格を失ひたるものあるときは組合員名簿より其の氏名を削除し之を本人に通知すべし

第三章 組合員の權利義務

第九條 組合員は總會に出席して表決を爲すの權並役員の選舉權及被選舉權を有す

第十條 組合員は帝國、露國の法令及之に基く帝國、露國官憲の命令を遵守し苟くも組合又は組合員の信用名譽を毀損す可らざるものとす

第十一條 組合員は定款及總會の決議を遵守し他組合員の權利を尊重し並に組合費を納付するの義務を負ふ
組合經費又は過怠金を滞納したる者に

對し催告を發したる後三十日以内に納入せざるときは其の完納に至る迄組合員たる權利行使を停止することを妨げず

定款又は總會の決議に違反したる者に對しては評議員會の議決を経て相當期間組合員たるの權利行使を停止することを得

第十二條 組合員營業の種類又は住所氏名を變更したるときは十四日以内に其の旨組長に届出づべし

第四章 役員の選任並に業務の執行

第十三條 本組合に左の役員を置く

- 組長 一名
- 副組長 一名
- 評議員 四名

役員は總會に於て組合員中より之を選挙す但し必要あるときは組合員に非ざる者より之を選挙することを得

第十四條 組長は組合を代表し組合事務を統理す
副組長は組長を補佐し組長差支あると

きは之を代理す

評議員は組合事務を監査し及組長の諮詢に應ず

組長副組長共に故障あるときは評議員の互選を以て其の代理者を定む

第十五條 役員任期は三箇年とす但し再選を妨げず

役員任期の満了に因り退任したるときは後任者の就任に至るまで其の職務を行ふ

第十六條 役員に缺員を生じたるときは通常總會を待つこと能はざる場合に限り臨時總會に於て補缺選舉を行ふ
補缺に因り當選したる者は前任者の任期を繼承す

第十七條 組合又は正當の事由なくして役員の當選を辭し又は其の職を辭することを得す

第十八條 評議員は名譽職とす

第十九條 組長必要ありと認むるときは評議員の議決を経て顧問及囑託を置くことを得
顧問は組長の諮問に答へ又は意見を提

議することを得

囑託は特定事項を調査し又は掌理するものとす

第二十條 本組合に主事、技師、書記及技手通して十名以内を置き組長之を任免す
主事及書記は庶務を、技師及技手は技術に關する事項を掌理す

第二十一條 定款及業務の執行に關する細則は評議員會の議決を経て組長之を定む

第五章 會議

第二十二條 會議は總會及評議員會の二種とす
總會は組合員を以て之を組織す
評議員は評議員を以て之を組織す

第二十三條 (削除)

第二十四條 (削除)

第二十五條 (削除)

第二十六條 通常總會は毎事業年度一回一月乃至三月中に組長之を開く

第二十七條 臨時總會は左の場合に組長之を招集す

一、組長必要と認めたるとき
二、組合總數の三分の一以上が會議の目的たる事項及其の招集の理由を示して請求したるとき

第二十八條 總會の招集は十日以前に、會議の目的たる事項、日時及場所を示し各組合員に通知すべし但し急を要する場合は前記の期間を短縮することを得

通知の方法は書面又は電信を以て之を爲すべし

總會に於ては前項の規定に依り通知したる事項に付てのみ議決を爲すことを得但し臨時緊急の事項に付ては此の限に在らず

第二十九條 總會に於ける各組合員の表決權は平等とす

總會に於ける表決權の行使は各組合員に限り之を代理せしむることを得但し代理權を證する書面を組合に差出すことを要す

第三十條 總會に於ては組合員二分の一以上出席するに非ざれば會議を開くこ

とを得ず前項に定めたる員數の組合員出席せざるときは出席したる組合員の過半數を以て假決議を爲すことを得此の場合に於ては各組合員に對して其の假決議の趣旨の通知を發し更に一月内に第二回の總會を招集することを要す

第二回の總會に於ては出席したる組合員の過半數を以て假決議の認否を決す

第三十一條 總會に於ては出席組合員三名以上の同意を以て議案を提出することを得

第三十二條 總會の議決は出席員の過半數を以て之を爲す可否同數なるときは議長之を決す

總會の議決を経べき事項にして輕微なるものに付ては組長は書面に依る組合員の表決を以て總會の決議に代ふることを得

第三十三條 組合員は一身上の利害關係ある議事に付其の表決に加はることを得ず

第三十四條 總會の組長之に當る但し組

長事故あるときは副組長之に代る組長副組長俱に事故あるときは出席員中より之を選定す

第三十五條 評議員は組長之を招集す評議員の三分の一以上が會議の目的たる事項及其の招集の理由を示して請求したるときは組長之を招集すべし

第三十六條 評議員の職務權限左の如し
一、組合より總會に提出する議案を審査し組長に對し意見を述べること

二、組合の財産及業務の狀況を監査し毎年事業年度一回之を總會に報告すること

三、組長の諮詢に應ずること
四、其の他定款の規定に依り職務權限に屬する事項

第三十七條 第三十條第一項、第三十二條、第三十三條、第三十四條の規定は評議員會に之を準用す

第三十八條 總會及評議員會の議長は決議録を作り左の事項を記載し議長及出席者二人以上之に捺印すべし
一、開會の日時及場所

二、組合員の數は評議員の定數
三、出席者の員數

四、議事の要領
五、議決したる事項
六、賛否の数

第三十九條 議事に關する細則は別に之を定む

第六章 會計

第四十條 本組合の會計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る
第四十一條 本組合經費の豫算及賦課徵收方法は通常總會の決議を経て之を定む
追加豫算を提出し臨時に經費賦課徵收の必要を生じたる時は臨時總會に附議することを妨げず

第四十二條 本組合は第七條の加入金及其他の積立金を以て基本財産とし組合員總數の三分の二以上の同意を得たる議決を経るにあらざれば之を處分することを得ず

第七章 違約處分

第四十三條 定款又は總會の決議を以て制限若し禁止したる事項に違反したる者は評議員會の議決を経て五千圓以下

の過怠金を課す

水産動植物の採捕其の製造及販賣並に鹽專賣に關する帝國又は露國の法律命令其の他規則に違反し處罰を受けたる者は仍前項に依り處分す

第四十四條 組合經費の納入を怠りたる者は金一千圓以下、第十二條の届出及第二十一條の細則に於て定めたる規程の届出を怠りたる者は金一百圓以下の過怠金を科す

第四十五條 過怠金の處分を受けたる者は十日以内之を納付すべし

第四十六條 従業者の行爲は營業主たる組合員の行爲と見做し其の責に任ぜしむ

第八章 定款の變更

第四十七條 定款の變更は總會に於て組合員總數の三分の二以上の同意を得たる議決に依るに非ざれば之を爲すことを得ず

第九章 解散

第四十八條 本組合解散したる場合に於ては組長及副組長を以て其の清算人とす

す組長又は副組長に缺員あるときは評議員互選を以てその清算人を定む

第十章 附則

第四十九條 本定款は大正六年四月一日より實施す

北洋協會

沿革

北洋漁業の發達並に漁業權益の確保を目的として、我對露漁業關係者、公海漁業關係者、政界有志等により昭和五年四月十五日創立。

定款(要項)

總則

第一條 本會は社團法人北洋協會と稱す
第二條 本會は水産立國を以て會是とし北洋漁業の發達並漁業權益の確保を圖るを以て目的とす

第三條 本會は左の事項を行ふ

- 一、北洋漁業に關する對策の調査研究
- 二、北洋漁業の實況紹介
- 三、北洋漁業に關する刊行物の發行並に各種集會の開催
- 四、其他必要と認むる事項

第四條 本會の事務所を東京市に置く
第五條 本會の事業年度は毎年四月一日に始まり翌年三月末日に終る

會員

第六條 本會に加入せむとする者は入會申込を爲し理事會の承認を受くるを要す

第七條 會員は會長の承認を得て退會することを得

第八條 會員にして本會の定款其の他の規定又は總會の決議に違背したるものは理事會の決議により除名することあるべし

第九條 會員は本會を脱退したる場合に於ても既に納付したる會費の返戻を求むることを得ず

會費

第十條 會員は會費として年額三圓を職出するものとす

顧問、役員、常議員

第十一條 本會には顧問若干名を置き重要なる會務を諮詢す

顧問は總會の同意を得て會長之を推薦す

第十二條 本會に左の役員を置く
理事 若干名
監事 若干名

第十三條 本會に常議員若干名を置く
第十四條 役員及常議員は總會に於て會員中より之を選擧す

第十五條 役員及常議員の任期は二ヶ年とす役員及常議員は其任期滿了するも後者の就任に至る迄は仍其の職務を行ふものとす

第十六條 理事は會務を處理す
理事は互選に依り會長一名、常務理事三名以内を定む

第十七條 會長は本會を代表し一切の會務を總理し總會、理事會、常議員會の議長と爲る
會長事故あるときは常務理事其の職務を代理す

第十八條 常務理事は會長を輔佐し會務を處理す

第十九條 監事は會務を監査す
第二十條 常議員は重要なる會務に參與

第二十一條 役員及常議員に缺員を生じたる時は次の總會に於て補缺選舉を行ふ

前項の補缺に依る役員及常議員の任期は前任者の殘任期間とす

第二十二條 本會に職員若干名を置く
職員の任免は會長之を行ふ

會議

第二十三條 總會は通常總會、臨時總會の二種とす
通常總會は毎年一回一月會長之を招集す

臨時總會は理事會に於て必要と認めたる時會員五分の一以上より會議の目的たる事項を示して請求ありたる時會長之を招集す

第二十四條 總會の招集は少くとも五日以前に於て會議の目的たる事項を示して之を會員に通知すべし

第二十五條 總會に於ける會員の表決權は平等とす
第二十六條 總會の議事は出席會員の過

半數を以て之を決し可否同數なるときは議長之を決す

第二十七條 定款の變更は會員三分の二以上出席したる總會に於て出席者三分の二以上の同意を経ることを要す

第二十八條 總會に於て豫め通知せざりし事項に付決議を爲すことを得ず、但し出席會員四分の三以上の同意ありたる場合は此の限にあらす

第二十九條 理事會は會長之を招集し會務を審議す

第三十條 常議員會は會長之を招集し、重要なる會務を審議す、理事は常議員會に参加することを得

第三十一條 理事會及常議員會の議事は出席者の過半數を以て之を決す、可否同數なるときは議長之を決す

第三十二條 會議の議事録は常務理事之を作成し、議長及出席者二名以上之に記名捺印すべし

役員
會長 男爵 岩倉道俱

顧問 子爵 野村益三
同 樺山資英
當務理事 田中丸祐厚
同 植木憲吉

北洋漁業研究委員會

北洋漁業研究委員會は、露領水産組合内に設置されてゐた、漁業條約改訂準備委員會及び漁業統制委員會を解消し之に代ふる團體として昭和十二年三月、露領水産組合内に創立されたもので、専ら北洋に於ける日ソ漁業問題に對し審理研究する團體で左の條項から成る。

研究委員會規程

第一條 露領水産組合に北洋漁業研究委員會を置く
北洋漁業研究委員會は左の事項に付研究するを以て目的とす

- 一、漁業條約の改訂に關する事項
- 一、漁業の統制に關する事項
- 一、漁業資源の維持に關する事項
- 一、その他、北洋漁業に關する事項

第二條 研究委員會は組合役員の外組長の委嘱する組合員を以て組織す

委員の數は組合役員を通じ十五名以内とす
第三條 委員會に必要な經費は組合經費豫算中より支出す

〔備考〕 漁業條約改訂準備委員會規定及び漁業統制委員會規定は昭和十一年度限り廢止す

斯くて同研究委員會は昭和十二年四月十五日露領水産組合内に於て、橋口九十馬氏を委員長とし第一回委員會を催し、爾來毎月一回(木曜日)に定例會を開催してゐる。

〔組織委員〕

樺山資英 田中丸祐厚
井出 智 本川藤三郎
坂本作平 藤木治郎平
平塚常次郎 眞藤慎太郎
小山富三 野口一三郎
吉武源太郎 山内大次郎
有賀篠夫 橋口九十馬(委員長)

日魯漁業株式會社

日魯漁業株式會社は大正三年三月二十

支社・函館市眞砂町六番地

事業の概況

日魯漁業に重大な關係ある漁業條約改訂の交渉は昭和十一年日ソ兩國政府の意見一致し成案に達したるもソ聯政府は國內手續未了の理由を以て調印を拒絶し現行條約の有効期限たる十一年末迄に新條約の成立を見るに至らざりしが昭和十一年十二月二十八日現行條約並に其附屬協定の一ヶ年延長に關する暫定條約締結せられ當社十二年度出漁には何等の支障なきを得るに至つた。昭和十二年度漁區競賣は二月二十八日浦鹽に於て施行せられ日魯は二十ヶ所を取得更に三月九日の再競賣に於て三ヶ所を落札した。

漁場及工場

昭和十二年度經營漁場並に事業地所在の罐詰工場及冷蔵庫現在數左の如し。

地 方	漁場	罐詰工場	冷蔵庫
カムチャツカ東海岸	一五〇	八	一六
同 西海岸	一五〇	一	三
同 西海岸(内盤漁區一七)	一五〇	一	三
オコツク及沿海州	一五〇	一	三
合 計	一五〇	一〇	二〇

三日資本金二百萬圓を以て創立されたもので、初代の社長は故堤清六氏で次いで故川上俊彦氏社長に就任現在の窪田四郎氏に至るロシヤ革命の勃發の大正六年七月には一百萬圓を増資して資本金三百萬圓となり、更に大正九年二月には大増資して一千萬圓の大會社となり、翌大正十年六月には輸出食料品株式會社、勘察加漁業株式會社の二社を合併して、資本金二千五百七十萬圓の新會社日魯漁業株式會社となつたが、同年十月には經營の合理化を敢行して、八百七十萬圓の減資を斷行資本金一千七百萬圓となり、大正十三年には「三菱」との合同會社なる大北漁業會社を買収して、露領に於ける日本人漁區の八割を占むるに至つた。更に當業者の要望に基いて北洋の一大合同漁業會社北洋合同漁業株式會社を合同して一躍公稱資本金五千三百八十萬圓、拂込資本金三千六百五十五萬圓を増資して、日本に於ける代表的大漁業會社の威容を形成するに至つた。

〔會社の現狀〕

北洋 漁業

資本金「昭和十二年十月現在」
公稱資本金 五千三百八十萬圓
取締役社長 窪田四郎
取締役副社長 平塚常次郎
専務取締役 眞藤慎太郎
常務取締役 松下高
同 藤田秀雄
同 金子喜代太
同 山下太郎
同 外山源吾
同 有賀篠夫
同 窪寺勲
同 大志摩孫四郎
同 堤清治郎
同 近江政太郎
同 柳瀬篤二郎
同 常任監査役 守屋徳夫
同 監査役 井出智
同 本川藤三郎
同 米津喜九郎
同 郷朔雄
同 支配人代理 佐野滋
本社・東京市麴町區丸の内丸ビル四階

〔昭和十二年魚獲製造高〕

紅	鮭	五、五七、〇〇〇尾	三、五、八、七〇〇尾
白	鮭	一〇、〇七、〇〇〇尾	—
鱒	鮭	五、三〇、〇〇〇尾	七、六、一、二〇〇尾
銀	鮭	六、六、〇〇〇尾	五、四、〇〇〇尾
鮭	助	二、六、〇〇〇尾	一、三、七、〇〇〇尾
シ	マ	四、〇〇〇尾	—
蟹			三、〇、〇〇〇尾

太平洋漁業株式會社

北洋に於ける鮭鱒沖取漁業は昭和二年、函館の平出善三郎、高松喜六兩氏が企業的に着手したるに初まり、昭和五年に至り、八木工船昭和工船、北進組が着業するに至り、昭和六年八木氏と北進組とが合併して、岡本康太郎氏を社長とする太平洋漁業、資本金百六十萬圓の會社を創立したのである。昭和七年十二月資本金を二百萬圓に増資、窪田四郎氏社長に就任した。

沖取鮭鱒漁業は其後年々目覺しき發展振りを示し來り、昭和九年度に於ては、漁獲高一五五、四四五百尾（八五八、〇九

一尾）を算するに至り、生産額一三、一八五、一〇一圓に達し、其業績陸上沿岸を壓迫するに至り之と對立したる爲、農林省は國策的見地より之が統制を必要とし、沖取漁業の大合同を計り、昭和九年十二月末沖取各社、太平洋漁業、沖取合同漁業、大同漁業、平出漁業、沖取産業、坂本、藤木、袴、の各商會計八社を太平洋漁業株式會社に合併し、同社は昭和十年二月資本金を二百萬圓とし一躍八百萬圓に増資して其陣容を一新するに至つた。

現在の同社の重役は左の諸氏である。

社長	平塚常次郎
専務取締役	眞藤慎太郎
常務取締役	越田徳次郎
同	外山源吾
取締役	窪田四郎
同	藤田秀雄
同	坂本作平
同	渡邊藤高
同	松下高

日本水産株式會社

當社は北洋蟹工船を經營の日本合同工船株式會社が共同漁業株式會社と合併し、昭和十一年末成立したものである。蟹工船經營の日本合同工船會社は昭和九年四月七日、株主總會を開催し創立當初の資本金七百萬圓を増資し一千四百萬圓とし、右増資による株式は一株を金五十圓とし、右増資による新株は一株に付

金二十五圓とし第一回拂込は昭和九年六月一日之を了した、而して日産系諸會社の統一強化により、該蟹工船の外、日本捕鯨會社其他の水産會社が合併され、資本金九千五百五十萬圓となり、麴町區内幸町日産ビルに本社を移轉した。昭和十二年度當社の北洋蟹工船隊は、工船八隻配船西カム沖に北水丸、北辰丸、博愛丸、和歌浦丸、美福丸、遼海丸の七隻、東カム及アラスカ沖に東天丸を配し、本年度豫定高十八萬函製造を突破、農林省に申請して二萬函を追加、二十萬函の蟹罐詰製造を行つた。

〔役員〕

會長	鮎川義介
社長	田村啓三
専務取締役	國司浩助
同	植木憲吉
同	蓑田靜夫
同	加藤重治
取締役	岩本千代馬外十六名
監査役	増井六郎外三名

〔事業部門〕

北洋漁業

トロール部、捕鯨部、北洋部、冷凍部、販賣部、總務部の六部門に分れてゐる。本社・東京市麴町區内幸町「日産館」内

日本蟹罐詰業水産組合

聯合會

〔所在地〕東京市麴町區丸の内「丸ビル七階」

組長	加藤郁二
副組長	松下高
同	西村有作
同	渡邊藤次
同	堂本頼次
同	中村鑛太
同	村上俊雄
同	野崎末男
同	窪井重男
同	平田周一郎
同	日本水産株式會社
同	蟹罐詰検査所所在地
同	函館の各地。

母船式蟹漁業水産組合

北洋に於ける蟹工船組合であるが數年

前各工船會社の合併により日本合同工船に併合統一され、同社の共同漁業への合併、日本水産と改稱により、現在組合員は、日本水産株式會社及び新興水産株式會社の二社のみとなつた。

〔役員〕

組長	松崎壽三
評議員	日本水産株式會社
〔所在地〕	麴町區内幸町「日産館」内

陸上蟹罐詰業水産組合

〔所在地〕東京市麴町區丸の内「丸ビル内」

〔役員〕

組長	渡邊藤作
評議員	加隅良平
同	藤野辰次郎
同	太平洋合同
同	日魯漁業
同	樺太大
同	信一郎
同	同

株式會社・林兼商店

林兼商店は北洋沖取合同會社を經營してゐたが北洋沖取漁業の大同合同で其權利を太平洋漁業に譲渡し、現在は北千島方面、土佐捕鯨、南洋方面並に近海漁業を手廣く經營してゐる。

〔役員〕

社 長 中部 幾次郎
副 社 長 中部 謙吉
〔本社〕 下關市竹崎町
〔東京支社〕 京橋區月島西河岸

北洋捕鯨株式會社

昭和十一年春、林兼商店の土佐捕鯨と當時の日本捕鯨會社(現日本水産)共同出資で資本金三十五萬圓の當社を創立、昭和十二年夏、調査船、雄基丸を北洋海面に派遣し鯨族の廻遊状態を調査、約五、六百頭を發見、愈々昭和十三年度より着業に内定した。

代表者 中部 謙吉(林兼商店)
窪井 重男(日本水産)

〔本社〕 東京市麴町區丸の内「丸ビル四階」

日本鮭鱒罐詰業水産組合

當組合は北洋産鮭鱒罐詰につき左記事項を行ふ爲設立されたものである。

- 一、鮭鱒罐詰製品検査に關する件
- 一、同上、販路擴張に關する件
- 一、同上、研究調査を行ふ
- 一、同上、原産地證明手續施行
- 一、同上、生産並に販賣統制の件

〔役員〕

組 長	藤野 辰次郎
副 組 長	坂 本 作 平
評 議 員	日魯漁業會社
	栖原漁業會社
	樺太共同漁業
	北海道漁、罐
	大東食品會社
	太平洋漁業
	林 兼 商 店

〔所在地〕 東京市麴町區丸の内「丸ビル五階」

東邦水産株式會社

北千島鮭鱒流網漁業及び罐詰製造を行

公 海 漁 業

公海沖取漁業

沖取漁業の意義

公海漁業とは母船式沖取漁業であつて北洋公海に於ける漁業の形式は現在これを次の六種に大別することが出来る。

- 工船蟹漁業
- 母船式鮭鱒漁業
- 鱈 漁 業
- 汽船トロール漁業
- 魚糧工船漁業
- 捕鯨船業

此等の公海漁業による總生産額は露領漁業をも含めて大體鮭鱒六千萬尾、鯨九萬尾、蟹八、九百萬尾、鮭百二、三十萬尾、其等の金額は五六千萬圓を上下してゐる。

公 海 漁 業

この公海漁業は農林省等に於ける正式の呼稱は母船式漁業と稱せられ日本人が其國家的生活の必要からさまざまの困難を越え、苦闘を積むで工船蟹漁業を始め各種漁業とも今日の大をなさしむるに至つたものである。

然るに數年前よりソ聯は露領漁業と共に北洋公海漁業にも積極的打つて出で、蟹工船其他トロール漁船鱈船等も、五ヶ年計畫によつて飛躍的な擴張發達を遂げつゝある。

かくて日本の獨占に屬した北洋公海漁業は、ソ聯側の躍進によつて、著しく其情勢を變るに至り同一富源と同一輸出市場を對象とする兩國の利害關係はこの公海漁業においても著しく對立的となつて來た。殊にソ聯は國際公法による領海三哩の立前に對して監視區十二哩を主張

ふ。資本金百萬圓。

社 長 坂 本 作 平
〔本社〕 函館市西灣町(工場)北千島及擇捉島

日本鮭鱒罐詰共同販賣會

北洋産ビンク・ケタ罐詰の統制販賣、並に金融を目的に組織され水産組合の共販會に指定されたもので、昭和十年北洋に於けるビンク・ケタの稀有の豐漁に依り海外市場の操作、生産販賣調印に當り、昭和十一年度總生産高を百二十萬と決定、市場の調整販賣に當つてゐる。

代表者 平塚常次郎
〔所在地〕 東京市麴町區丸の内「丸ビル内」

し、沿岸十二哩以内の漁業は之を領海漁業と同一視し日本側漁船を取締らんとしたため兩國間の紛議は絶えなかつたが、國際公法に立脚する我國政府の嚴重なる抗議により、日本に對しては十二哩説を放棄し、三哩を承認するに至つた。

然しながらソ聯官憲により本邦蟹工船乃至川崎船の拿捕事件はすでに年中行事と化し三哩認知前と殆んど變りない状態にあつたが、これは本邦漁船が過つて三哩内のソ聯領海に遊弋する場合に發生することもあつたが、ソ聯が公海と誤認して日本側を壓迫する場合も少くなかつたのである。

公海漁業の技術の點では、日本は極めて優秀で他の追隨を許さないが、ソ聯は反對に著しく幼稚である。従つて、工船蟹漁業のためソ聯は年々多數の日本人熟練漁夫を雇傭し、日本人の技術的援助を得てゐたが、突如一九三三年には全然日本人漁夫を雇傭しなくなつたのである。

公海漁業の領域において發生した日ソ兩國の對立關係の故に日本側はソ聯の此

弱點を利用して、一九三〇年末ソ聯の蟹漁夫雇傭數に嚴重なる制限を付し、出願雇傭漁夫數の半數以下を許可した爲にソ聯側では五箇年計畫の標語の一たる『追ひ付け、追ひ越せ』の適用によつて、自己の熟練技術家養成に努め且又外貨調達、プチイ島における漁夫紛争事件等等のためにソ聯は再び日本人漁夫を雇傭するに至つた。

公海漁業における日ソの對立は、兩國に種々の不利をもたらしつゝあることは否定し難い。殊に蟹罐詰の輸出市場に對して、從來の如き競争關係を排除し何等かの協定を結ぶことは、蟹の資源保護のため兩國間に協定を結ぶことと同様兩國有志の痛感しつゝあるところである。

母船式漁業取締規則

(昭和四年四月發令
昭和九年七月改正)
昭和十二年現行

第一章 總則

第一條 左に掲ぐる母船式漁業は漁業法第三十五條第一項の規定に依り農林大臣

二、様式第三號に依る母船設備明細書

前項の申請書提出の際同項各號に掲ぐる書類を提出すること能はざる場合に於ては之に代へ様式第四號に依る船舶件名書を提出すべし

前項の規定に依り船舶件名書を提出し前條の承認を受けたる者は農林大臣の指定する期間内に第一項各號に掲ぐる書類を提出すべし

第八條 農林大臣母船使用の承認を爲したるときは様式第五號に依る母船使用承認證を交付す但し前條第二項の場合に於ては同條第三項の規定に依り當該書類を提出したる後之を交付す

第九條 母船式漁業者は母船使用承認證を母船内に保持し其の兩舷及附屬母船の最も見易き場所に様式第六號に依る母船使用承認番號を表記すべし

第十條 母船式漁業は許可證又は母船使用承認證に記載したる條件若は制限又

臣の許可を受くるに非ざれば之を營むことを得ず

- 一、母船式蟹漁業
- 二、母船式鱒鱒漁業
- 三、母船式鯨漁業

前項に於て母船式蟹漁業と稱するは罐詰製造設備を有する母船又は其の附屬漁船に依り爲す蟹漁業を謂ひ母船式鱒鱒漁業と稱するは製造若は保藏の設備を有する母船又は其の附屬漁船に依り爲す鱒鱒漁業を謂ひ母船式鯨漁業と稱するは鯨體處理設備を有する母船の附屬漁船に依り爲す鯨漁業を謂ふ

第二條 本則に於て搭載附屬漁船と稱するは母船に搭載する附屬漁船を謂ひ獨航附屬漁船と稱するは母船に搭載せざる附屬漁船を謂ふ

第三條 第一條第一項各號に掲ぐる母船式漁業の許可を受けんとする者は漁業毎に申請書に左に掲ぐる書類を添附し農林大臣に之を提出すべし

- 一、様式第一號に依る事
- 二、計畫書に許可を受けんとする者法人は

は第十九條第二十條若は第二十一條の規定に依る制限若は第二十一條の規定に依る制限若は停止の處分に違反して之を營むことを得ず

第十一條 許可證に記載したる條件又は制限の變更の許可を受けんとする母船式漁業者は其の事由を具し申請書を農林大臣に提出すべし母船使用承認證に記載したる條件又は制限の變更を承認せんとする者に付亦同じ

第十二條 母船式漁業者は農林大臣の交付したる様式第八號に依る附屬漁船票を有する附屬漁船に非ざれば母船式漁業の爲之を使用し又は母船に之を搭載することを不得ず

母船式漁業者附屬漁船票の交付を受けんとするときは搭載附屬漁船に在りては母船毎に様式第九號に依る申請書を、獨航附屬漁船に在りては漁船毎に申請書に船舶國籍證書寫、漁船検査證書寫及様式第十號に依る獨航附屬漁船明細書を添附し農林大臣に之を提出すべし

るときに定款、登記簿の謄本、財産目録及貸借對照表

- 三、二人以上共同して許可を受けんとするときは事業に關する各共同者の出資額及權利義務の關係を記載したる書類

二人以上共同して許可を受けんとするときは内一人を代表者と定め其の氏名又は名稱を申請書に記載すべし
第一項の書類の外農林大臣は必要と認むる書類の提出を命ずることあるべし
第四條 農林大臣母船式漁業の許可を爲したるときは様式第二號に依る許可證を交付す

第五條 母船式漁業の許可の期間は五年以内とす

第六條 母船式漁業者は農林大臣の承認を受けたる母船に非ざれば其の漁業の爲之を使用することを不得ず

第七條 母船式漁業者前條の承認を受けんとするときは母船毎に申請書に左に掲ぐる書類を添附し農林大臣に之を提出すべし

- 一、船舶國籍證書寫及漁船検査證書寫

第十三條 母船式漁業者は附屬漁船票を附屬漁船の船内の見易き場所に釘著すべし

第十四條 母船式漁業者は其の業務を指揮する管理人十一人を操中母船に乗船せしむべし

第十五條 母船式漁業者は毎年十二月三十一日迄に各母船の其の年に於ける事業報告書を農林大臣に提出すべし
農林大臣必要ありと認むるときは隨時事業の報告を命ずることあるべし

第十六條 左に掲ぐる場合に於ては母船式漁業者は遅滞なく農林大臣に其の旨を届つべし

- 一、母船式漁業者其の氏名若は名稱又は住所を變更したるとき
- 二、母船の船名又は船舶番號に變更ありたるとき
- 三、附屬漁船の船名に變更ありたるとき
- 四、本則に依り許可又は承認を受くべき場合を除くの外母船式漁業者其の計畫書又は母船設備細目書に記載したる事項を變更したるとき
- 五、母船式漁業者たる法人其の定款を變更

したるとき

六、母船式漁業者たる法人の代表者に變更ありたる時

七、第三條第二項の代表者に變更ありたる時

八、母船式漁業者管理人を選任し又は變更したるとき

前項第八號の規定に依る管理人選任の届書には履歴書を添附すべし

第十七條 第十一條の許可若は承認を爲したるとき又は前條第一項第一號、第二號、第七號若は第二十三條第二項の届出ありたるときは農林大臣は許可證又は母船依用承認證を書換へ交付す

第十八條 母船式漁業者許可證、母船使用承認證又は附屬漁船票を亡失し又は毀損したるときは其の再交付を申請すべし

第十九條 母船式漁業者の許可を受けたる後一年以内に其の漁業に着手せず又は引續き一年以上其の漁業の全部若は一部を營まざる時は農林大臣は其の許可又は母船使用の承認を制限し又は

四、母船を讓渡し、之を貸付し、借受けたる母船を返還し其の他母船を使用する權利を失ひたる時

第二十五條 母船式漁業の許可の效力を消滅したるときは直に許可證を返納すべし但し之を返納すること能はざるときは事由を具し其の旨を届出づべし

第二十三條 第一條の場合に於ては相續人、清算人又は合併後存續する法人若は合併に因りて設立したる法人に於て前項の手續を爲すべし

母船使用の承認の效力消滅したるときは直に母船使用承認證を返納すべし第一項但書及前項の規定は此の場合に之を準用す

第二十六條 左に掲ぐる場合に於ては母船式漁業者は直に附屬漁船票を返納すべし

- 一、母船使用の承認の效力消滅したるとき
- 二、附屬漁船の使用を廢止し又は附屬漁船票の有効期間満了したるとき

前條第一項但書及二項の規定は前項の場合に之を準用す

取消することあるべし

第二十條 水産動植物の蕃殖保護、漁業取締業の他公益上必要ありと認むるときは農林大臣は母船若は附屬漁船の使用を停止し又は母船式漁業の許可若は母船使用の承認を制限し若は取消することあるべし

第二十一條 母船式漁業者本則又は本則に基く處分に違反したるときは農林大臣は母船若は附屬漁船の使用を停止し又は母船式漁業の許可若は母船使用の承認を制限し若は取消することあるべし

第二十二條 漁業取締其の他公益上必要ありと認むるときは農林大臣は母船式漁業者に對し管理人又は母船若は獨航附屬漁船の船長の下船を命じ又は漁夫の乗船禁止を命ずることあるべし

第二十三條 母船式漁業者死亡し若は解散し又は母船式漁業を廢止したるときは母船式漁業の許可は其の效力を失ふ但し死亡又は解散の場合に於て其の相續人又は合併後存續する法人若は合併

第二章 母船式蟹漁業

第二十七條 母船式蟹漁業の爲東經百五十度以東のオホーツク海に於て使用することをを得る母船は十三隻以内を限り其の使用を承認す

第二十八條 母船式蟹漁業は農林大臣の告示したる禁止区域内に於ては之を營むことを得ず

第二十九條 總噸數二十噸未満の船舶は母船式蟹漁業の獨航附屬漁船に之を使用することをを得ず

第三十條 母船式蟹漁業者は其の使用する刺網の浮標に母船使用承認番號を表すべし

第三十一條 母船式蟹漁業者は網目五十センチメートル以下の刺網を母船式蟹漁業の母船又は其の附屬漁船に於て支持し又は使用することを得ず

第三十二條 母船式蟹漁業者は農林大臣の承認を受くるに非ざれば母船の罐詰製造設備を増設し改設し又は撤去することをを得ず

第三十三條 農林大臣の許可を受くるに

に因りて設立したる法人に對して爲したる母船式漁業の許可は爾後相續人又は合併後存續する法人若は合併に因りて設立したる法人に對し之を爲したるものと看做す

前項但書の場合に於ては左に掲ぐる書類を具し死亡又は解散の日より三十日以内に農林大臣に其の旨を届出づべし

- 一、相續又は合併ありたることを證明する書類
- 二、合併後存續する法人又は合併に因りて設立したる法人に在りては定款、財産目録及貸借對照表第一項但書の場合に於ては母船使用の承認は爾後相續人又は合併後存續する法人若は合併に因りて設立したる法人に對し之を爲したるものと看做す

第二十四條 左に掲ぐる場合に於ては母船使用の承認は其の效力を失ふ

- 一、母船式漁業の許可の效力消滅したるとき
- 二、母船の使用を廢止したるとき
- 三、母船滅失し、沈没し、解散し又は國籍を喪失したるとき

非ざれば母船式蟹漁業の爲使用せらるる母船。(外國船舶たる母船を含む)又は其の附屬漁船に於て蟹の採捕に關する勞務に従事することをを得ず

前項の許可を受けんとする者は左に掲ぐる事項を記載したる申請書を農林大臣に提出すべし

- 一、氏名、住所及生年月日
- 二、勞務の種類及之に従事する期間
- 三、母船に乗船する場合に在りては母船の船名及操業區域獨航附屬漁船に乗船する場合に在りては獨航附屬漁船の船名並に母船の船名及操業區域

第三十四條 農林大臣前條の許可を爲したるときは從業許可證を交付す

第三章 母船式鮭鱈漁業

第三十五條 鮭鱈漁業は北緯五十一度以北の北太平洋(ベーリング海及オホーツク海を含む)に於ては條約に依り又は母船式鮭鱈漁業に依るに非ざれば之を營むことを得ず

第三十六條 母船式鮭鱈漁業は東經百七

十度以西北緯五十一度以南の海面に於ては之を管むことを得ず

第三十七條 總噸數二十噸未満の船舶は母船式鮭鱒漁業の獨航附屬漁船に之を使用することを得ず

第三十八條 母船式鮭鱒漁業者は其の使用する建網及流網の浮標に母船使用承認番號を表示すべし

第三十九條 母船式鮭鱒漁業者は農林大臣の承認を受くるに非ざれば母船用の製造設備又は保藏設備を増設し、改設し、又は撤去することを不得ず

第四章 母船式鯨漁業

第四十條 母船式鯨漁業の爲北緯二十度以北の北太平洋(ベーリング海、オホーツク海及北氷洋を含む)に於て使用することを得る母船は一隻を限り其の使用を承認す

第四十一條 母船式鯨漁業は東經百八十八度及東經百五十九度の經線並に北緯二十度及北緯五十二度三十分の緯線に依りて圍まれたる海面に於ては之を管むことを得ず

第四十二條 母船式鯨漁業者は農林大臣の承認を受くるに非ざれば母船の鯨體處理設備を改設することを不得ず

第五章 罰則

第四十三條 管理人其他母船式漁業者に代りて業務を指揮する者又は母船若は附屬漁船の船長若は船長の職務を執る者左の各號の一に該當するときは三月以下の懲役又は百圓以下の罰金に處す

一、母船式漁業の許可證又は母船使用認證に記載したる條件又は制限に違反して操業したるとき

二、第十九條、第二十條又は第二十一條の規定に依る制限又は停止の處分に違反して操業したるとき

三、第九條第一項の規定に依り表記した母船使用承認番號を隠蔽し或は抹消したるとき

四、第十九條の規定に依り釘着したる附屬漁船票を隠蔽し抹消し、又は破棄したるとき

は附屬漁船の船長若は船長の職務を執る者左の各號の一に該當するときは三月以下の懲役又は百圓以下の罰金に處す

一、第二十八條の規定に依り告示したる禁止区域内に於て操業したるとき

二、網目五十センチメートル以下の刺網を母船又は其の附屬漁船に於て所持し又は使用したるとき

第四十五條 管理人其他母船式鮭鱒漁業者に代りて業務を指揮する者は母船若は附屬漁船の船長若は船長の職務を執る者第三十六條の規定に違反して操業したるときは三月以下の懲役又は百圓以下の罰金に處す

第四十六條 管理人其他母船式鯨漁業者に代りて業務を指揮する者又は母船若は附屬漁船の船長若は船長の職務を執る者第四十一條の規定に違反して操業したるときは三月以下の懲役又は百圓以下の罰金に處す

第四十七條 左の各號の一に該當する者は三月以下の懲役又は百圓以下の罰金に處す

に處す

一、第三十三條第一項の規定に違反したる者は同條同項の許可を受けたる者にして許可の條件若は制限に違反したるもの

二、第三十五條の規定に違反したる者前項第二號の場合に於ては犯人の所有し又は所持する獲物又は製品及漁具は之を沒收することを得若し犯人の所有したる漁獲物及製品の全部又は一部を沒收すること能はざるときは其の價格を追徴することを得

第四十八條 母船式漁業者第十四條の規定に違反したるときは百圓以下の罰金に處す

第四十九條 第九條、第十三條、第十五條第一項、第十六條第一項、第十八條第二十三條第二項、第二十五條、第二十六條、第三十條又は第三十八條の規定に違反したる者は科料に處す第十五條第二項又は第二十二條の命令に従はざる者亦同じ

附則

第一條 本令は昭和八年法律第三十三號

公海漁業

施行の日より之を施行す

第二條 工船蟹漁業取締規則及母船式鮭鱒漁業取締規則二條を廢止す

本令施行前に工船蟹漁業取締規則又は母船式鮭鱒漁業取締規則の罰則を適用すべき行為ありたるときは本令施行の後と雖も其の罰則を適用す

第三條 本令施行前工船蟹漁業取締規則に依り工船蟹漁業の許可を受けたる者は本令に依り母船式蟹漁業の許可を受けたる者と看做す但し二箇以上の工船蟹漁業の許可を有する者は之を一箇の母船式蟹漁業の許可を受けたる者と看做す前項の場合に於て母船式蟹漁業の許可の期間は工船蟹漁業の許可の日より五年とす但し同項但書の場合に在りては工船蟹漁業の許可中間の殘存期間最も長きもの、許可の日より五年とす

第四條 前條第一項の規定に依り母船式蟹漁業の許可を受けたる者と看做されたる者は許可證の交付申請書に第三條第一項各號に掲ぐる書類を添附し本令

施行の日より三十日以内に農林大臣に之を提出すべし

前項の場合に於て農林大臣必要ありと認むるときは従前の許可證に記載したる事項を整理し許可證を交付することあるべし

第五條 本令施行前工船蟹漁業取締規則に依り工船蟹漁業の許可を受けたる工船に付ては附則第三條第一項の規定に依り母船式蟹漁業の許可を受けたる者と看做されたる者に對し昭和九年十二月三十一日迄本令に依り其の漁業の爲母船使用の承認を爲したるものと看做す

本令施行前工船蟹漁業取締規則に依り交付したる許可證は昭和九年十二月三十一日迄本令に依り交付したる母船使用承認證と看做す

第六條 工船蟹漁業取締規則第五條の規定に依り表記したる許可番號は昭和九年十二月三十一日迄第九條第一項の規定に依り表記したる母船式蟹漁業の母船使用承認番號と看做す

第七條 第九條第二項、第十二條乃至第十四條、第十六條第一項第三號第二十九條及第三十條の規定は昭和九年十二月三十一日迄母船式蟹漁業に之を適用せず

第三十一條及第四十四條第二號中五センチメートル以下とあるは昭和十年十二月三十一日迄は之を一尺五寸以下とす

第八條 工船蟹漁業取締規則第十五條の二の規定に依り爲したる許可は第三十三條の規定に依り之を爲したるものと看做す但し許可の期間は従前の許可の期間とす

第九條 本令施行前母船式鮭鱒漁業取締規則に依り爲したる母船式鮭鱒漁業の許可又は母船使用の承認は本令に依り爲したる母船式鮭鱒漁業の許可又は母船使用の承認と看なす但し許可又は

母船使用の承認の期間は従前の許可の期間とす

〔様式〕

第一號

母船式蟹(鮭鱒)(鯨)漁業事業計畫書

- 一 根據地
- 二 操業區域
- 三 漁獲物及製品の陸揚港
- 四 操業の時期
- 五 母船の數
- 六 母船の船種及總噸數
- 七 母船式蟹漁業に在りては母船の罐詰製造設備の概要
- 八 母船式鮭鱒漁業に在りては母船の製造設備又は保藏設備の概要
- 九 母船式鯨漁業に在りては母船の製油設備、製肥設備又は鯨肉及食用皮の貯藏の概要
- 十 附屬漁船の船種、數及大さ
- 十一 漁具の種類構造及數
- 十二 母船式蟹漁業に在りては漁獲物の種類及罐詰製造數母船式鮭鱒漁業に在りては漁獲物の種類別數量、漁獲物の處理及製造の方法母船式鯨漁業に在りては鯨の種類別捕獲頭數、鯨

公海漁業

母船使用の承認の期間は従前の許可證は母船使用の承認の期間とす

第十條 本令施行前母船式鮭鱒漁業取締規則に依り交付したる許可證、母船使用承認證又は附屬漁船票は本令に依り之を交付したるものと看做す但し當該許可又は母船使用の承認にして其の效力昭和十年一月一日以後に及ぶものに付ては昭和九年十月三十一日迄に更めて許可證又は母船使用承認證の交付を申請すべし

前項但書の申請書には第三條第一項各號に掲ぐる書類を添附すべし

第十一條 第三十七條の規定は總噸數二十噸未満の船舶にして昭和八年五月五日より同年九月三十日迄の間に於て母船式鮭鱒漁業の獨航附屬漁船として操業したるものに付ては昭和九年十月三十一日迄之を適用せず前項の船に付獨航附屬漁船票の交付を受けんとするときは申請書に船鑑札寫及様式第十號に

體處理、製油及製肥の方法並に鯨肉及食用皮の採取方法

十一 乗組員其他従業員の職務別人員表

- 一、二隻以上の母船を使用する場合に在りては第五號以外の事項は母船別に之を記載すべし
- 二、母船式蟹漁業に在りては第二號の操業區域は經緯度を之を示すべし
- 三、母船式鮭鱒漁業に付建網を使用する場合に在りては之を敷設する場所を明示する圖面を添附すべし
- 四、母船式鯨漁業に在りては第九號に掲ぐる事項の記載は之を省略することを得

第二號

母船式蟹(鮭鱒)(鯨)漁業許可證

許可期間 條件又は制限	住所 氏名又は名稱
年月日	操業區域 漁獲物及製品の陸揚港 何々
農林大臣	

依る獨航附屬漁船明細書に準ずる書類を添へ農林大臣に之を提出すべし

第十二條 附則に別段の規定ある場合を除くの外本令施行前船蟹漁業取締規則又は母船式鮭鱒漁業取締規則に依り爲したる許可承認其の他の處分は本令に依り之を爲したるものと看做す

第十三條 左に掲ぐる場合には第二十一條の規定の適用に付いて當該母船式漁業者は本則又は本則に基く處分に違反したるものと看做す

一、附則第三條第一項の規定に依り母船式蟹漁業の許可を受けたるものと看做されたる者本令施行前工船蟹漁業取締規則又は之に基く處分に違反したるとき

二、附則第九條の規則に依り母船式鮭鱒漁業の許可を受けたるものと看做されたる者本令施行前母船式鮭鱒漁業取締規則又は之に基く處分に違反したるとき

第十四條 本令施行前工船蟹漁業取締規則又は母船式鮭鱒漁業取締規則に依り爲したる出願申請又は届出は本令中に相當する規定ある場合に於ては本令に依り之を爲したるものと看做す

第三號

母船式蟹漁業母船設備明細書

- 一 船名及船舶番號
- 二 罐詰製造設備(見取圖添附を要す)
- 三 船員以外の者にして専ら漁撈又は漁獲物の製造に従事するものの居室の場所、一人に充つべき面積及容積並に採光通風の裝置の概要(見取圖添附を要す)
- 四 無線電信及無線電話の有無、信號符字裝置方式及空中線電力
- 五 清水槽、石炭庫又は燃油庫の容積
- 六 右の通年月日設備完成せしものに相違無之候也

氏名又は名稱

母船式鮭鱒漁業母船設備明細書

- 一 船名及船舶番號
- 二 製造設備(見取圖添附を要す)
- 三 保藏設備(見取圖添附を要す)
- 四 船員以外の者にして専ら撈又は漁獲物の製造若は保藏に従事するものの居室の場所、一人に充つべき面積及容積並に採

- 光通風の装置の概要(見取圖添附を要す)
- 無線電信及無線電話の有無、信號符字、装置方式及空中線電力
- 清水槽石炭庫又は燃油庫の容積
- 右の通年月日設備完成せしものに相違無之候也

氏名又は名稱

- 母船式鯨漁母船設備明細書
- 船名及船舶番號
- 鯨體の曳揚其の他の處理設備(見取圖添附を要す)
- 製油設備、製肥設備又は貯藏設備(配置圖添附を要す)
- 醫療設備(見取圖添附を要す)
- 船員以外の者にして専ら漁撈又は漁獲物の製造若は保藏に従事するものの居室の場所、一人に充つべき面積及容積竝に採光通風の装置の概要(見取圖添附を要す)
- 無線電信及無線電話の有無、信號符字、装置方式及空中線電力
- 清水槽、石炭庫又は燃油庫の容積

右の通年月日設備完成せしものに相違無之候也

氏名又は名稱

- 第四號 船舶件名書(計畫又は現在)
- 船質、船種及船名
- 船體の長さ、幅及深さ
- 總噸數
- 甲板の層數
- 機關の種類、數及公稱馬力
- 汽罐の種類、數及制限汽壓
- 最高速度
- 進水年月日
- 所有者の住所氏名又は名稱

何第號

母船式鯨(鮭)漁業母船使用承認證

住所 氏名又は名稱

第五號

母船式鯨漁業の母船に在りては各號に掲ぐる事項の外船尾の構造を附記すべし

第六號

何 1 2
一 各文字の大きさは五十種大以上、文字の大きさは十種以上、各文字の間隔は三十種以上七十種以下とし明瞭に記載することを要す

第七號

旗章(圖面略)
斜線の部分

農林大臣 殿 氏名又は名稱

第十號

- 母船式鯨(鮭)漁業獨航附屬漁船明細書
- 船名及船舶番號
- 所屬母船の船名及使用承認番號
- 清水槽、石炭庫又は燃油庫の容積
- 使用漁具の種類及數量
- 職務別搭載人員數
- 食料、燃料其の他作業上必要なる物品の積込及補給の豫定數量
- 最高速度
- 無線電信及無線電話の有無竝に信號符字
- 作業時間

第九號

搭載附屬漁船票交付申請書
右漁船を母船 丸の搭載附屬漁船として使用致候に付搭載附屬漁船票交付相成度此段及申請候也

住所

年月日

母船 丸第號	母船式鯨(鮭)漁業搭載附屬漁船票	所屬母船の使用承認番號	船名	船體機關	使用漁具	搭載人員數
			長幅深種類馬力種類數量			
何	何	何丸(何號)				
何	何					
何	何					
何	何					
何	何					
何	何					
何	何					
何	何					

母船式鯨漁業に在りては姉
母船式鮭漁業に在りては藍
母船式鯨漁業に在りては綠
其の他の部分 白
〔備考〕
圖面略附屬漁船に在りては其の船種及大小に應じ本様式に準じ其の太さを縮小することを得

第八號

母船 丸第條	母船式鯨(鮭)漁業獨航附屬漁船票	所屬母船の使用承認番號	船種及船名	使用漁具	有効期間	年月日
			(木製)			農林省

〔備考〕
母船式鯨漁業獨航附屬漁船票に在りては使用漁具の記載は之を爲さず

母船式蟹漁業

蟹工船概説

母船式蟹漁業とは農林省令による母船式漁業取締規則に依る許可漁業で、最初は北洋公海漁業は蟹工船のみであつたので、其名稱も工船蟹漁業取締規則と言はれてゐた。

蟹工船が漁獲する蟹は露領租借漁區で漁るものと共通的のものであり又其の操業區域はソ聯領海に近いけれどもソ領漁業とは別個の立場に在るものである。

此の漁業は大正三年水産講習所の實習船雲鷹丸がオホーツク海に航行したとき當時蟹罐詰製造上の問題であつた蟹肉の鮮度の保存と品質の低下を防ぐ爲め漁獲したものを直に船内で罐詰に製造することを試験したのにその起源を發し、大正九年富山縣水産講習所の練習船吳羽丸が蟹肉の洗滌には淡水でなければならぬやうに考えられてゐたのに海水を使用して罐詰の製造試験をして成功し三百函を製

造したのが事業化せられる動機となつて今日の隆盛を見るに至つたのである。大正十年には吳羽丸の試験に倣つて二百噸の補助機關付帆船二隻が着業して罐詰二千七百函を製造し翌十一年には一千噸足らずの汽船を混へ三隻の工船が出勤して、罐詰七千二百函餘の製品が出来た。

斯の如くにして工船蟹漁業は漸く勃興せんとする機運に至つたが本漁業の無節度な發達は延ひは蟹の蕃殖を阻害し又製品の濫造に由り蟹罐詰の市價を低落し又製品の濫造に由り斯業の前途を害する惧があつたので、之が取締の爲め大正十二年取締規則が制定發布せられるに至つた。

爾來、本漁業は取締規則に依つて工船毎に許可せられるやうになつたが、工船の數は昭和二年度初めには操業區域を堪察加西海岸沖合とするもの十六隻、其の他六隻合せて二十二隻を算するに至つた。此の内同年出漁したものは堪察加西海岸沖合に十五隻同東海岸沖合に二隻で

では蟹工船の漁場を操業區域として日本海、オホーツク海、白令海を十區に分つてゐる。

漁期は蟹の移動に依つて支配されるが實際は漁業の開始は流水の虞のなくなる時分から、終了は秋季海上の荒れて居るときまでである。蟹工船の最も集中するオホーツク海東部では四月中旬から初まつて盛期は五月上旬から六月中旬迄、終了は九月の中旬であり、又白令海方面では少しく遅れて開始せられ、終了も稍々遅れるやうである。

日本海北西部や同北部方面は三月上旬乃至四月上旬から初まつて十月乃至十一月の下旬に終る。此の漁業期は春漁と秋漁とに分れる工船の函館港を出帆してオホーツク海方面に向ふものは大抵四月上旬、白令海に向ふものは少し遅れて四月中旬から下旬までである。函館出帆後六七日乃至十日間で漁場に達し夫れから漁撈製造作業をやつて早いのは八月中旬から九月下旬までに漁場を切り揚げ八月下旬から十月初旬までには函館港に歸へつ

あつた。東海岸沖合に出たものは新規の試みであつたが爲に成績は思しくなかつたが西海岸沖合に出たものは前年同様の好成绩を收さぬ罐詰三十三萬函、價額千一三百萬圓の生産を擧げた。即ち三年前の生産二千七百餘函、價額十萬圓餘に比すると其の發展の急激なことに驚くであらう。

當時堪察加西海岸沖合を操業區域とする工船十六隻の漁業經營者は十名であつたが此の間無益の競争が多く此のまゝでは漁場を荒廢し市場を攪亂する虞があつたので取締規則の改正と共に當局の懲懲に従つて當業者は合同することとなり昭和二年末日本工船漁業株式會社と昭和工船漁業株式會社とが成立した。

然るに昭和六年に至り東堪察加公海に出漁して相當の成績を擧げ來れる群小蟹工船業者は合同して資本金百九十萬圓の東工船會社を組織して再び蟹工船合同の機運をつくつたが昭和六年末より七年初頭へかけ日本工船會社資本(金六百萬圓)昭和工船會社(資本金二百萬圓)東工船會

て來る。蟹工船に附屬する漁船に川崎船と通常獨航船と稱するものがある。川崎船は肩中九尺、數長四十五尺位のものの中には發動機を附けたものもある一隻の工船に五、六隻乃至十隻位ひ積んでゐる。蟹網の入れ揚げ、蟹の漁撈に使用せられるものである。

獨航船は五、六十噸の西洋型の發動機船で函館から漁場に往くまでは工船に搭載して運搬され漁場で工船から下ろされ歸へるときには獨航して來る、又往復とも獨航するものもある。川崎船を曳航し又は漁網を入れる適所の調査などに使用せらる。

此の獨航船による公海漁場の操業は日本人獨特の技術であつて、他國人の到底及ばない處で、函館小樽又は青森、岩手縣、宮城縣方面から遠く數百哩の波濤を乗越え僅々二、三十噸の小舟で北洋の職場に航するのであるから可なり冒險であるが、今まで獨航船の難波事故は至つて少なく、海洋國民としての日本人就

社(百九十萬圓)林業商店(工船一隻)の本邦カニ工船全體を網羅する大合同計畫が著しく具體化し、昭和七年十二月十九日前記四社の代表者により合同の基礎的條件一致し、遂に調印を見るに至つたのである。其後、昭和十二年に至り日本合同工船會社は共同漁業と合併し、共同漁業會社は、日産系各社を合併して日本水産株式會社を創立、北洋蟹工船は同社の獨占事業となつてゐる。

沖取蟹漁場と漁期

北洋沖取蟹漁場はオホーツク海の堪察加半島寄りから樞要なところで、此の漁場は南北約四百五十哩、東西約十三哩乃至五十哩、水深十二、三尋乃至四、五十尋のところである。之に次では日本海のチヌトスキー半島寄りのところで此處は約東西に三百哩、南北には約三、四十哩位ひ、水深は十五、六尋から六十尋位ひのところである。此の外には日本海の北部沿海區寄りの海面一帯があるが、此處は漁場の副員が割合に狭い。農林省

中漁夫の操業技術が如何に優れてゐるか
を物語るものである。

此外アラスカ・プリストル灣沖、ペー
リング海方面も最近有望視され、昭和十

蟹工船の操業區域

區域別	名	稱	位	置	面積				
						第一區	第二區	第三區	第四區
日本海	日本海	西部	北緯四十三度以南		七〇〇				
日本海	日本海	北西部	北緯四十三度以北同四十七度以南		四、〇〇〇				
日本海	日本海	北部	北緯四十七度以北		一、〇〇〇				
オホーツク海	オホーツク海	西部	北緯五十八度以南東經百五十度以西	不明	一、〇〇〇				
オホーツク海	オホーツク海	北部	北緯五十八度以北	不明	一、〇〇〇				
オホーツク海	オホーツク海	東部	北緯五十八度以南東經百五十度以東	不明	一、〇〇〇				
太平洋	太平洋	西部	北緯五十六度以南東經百五十八度以東		一、六〇〇				
太平洋	太平洋	東部	北緯五十六度以北		一、七三〇				
太平洋	太平洋	北西部	北緯六十度以北東經百八十度以東		八七、〇〇〇				
太平洋	太平洋	北東部	北緯六十度以南東經百八十度以西		六四、〇〇〇				

工船乗組従業員

蟹工船には普通船員の外に蟹漁業の爲
め幹部としては事業主任、工場、機械、
漁撈係の各主任、醫師、その他事務員が
あり、又、漁撈係員には船頭、漁夫、機
關士、職工、雑役夫、工場係員には雑夫、

職工など、船の大小、仕事の規模に應じ
て一隻に二百名乃至四、五百名が乗船し
てゐる。乗船者の内でも多いのは漁、
雑夫で全員の八、九割を占めてゐる。
漁夫は主に北海道出のもので、外に富
山其の他東北地方出のものもある。雑夫
は青森、秋田、岩手其の他の東京地方の

ものが多く。
漁雑夫の募集方法は露領漁業の場合と
略ぼ同じである。
漁雑夫の労働時間は漁期中の繁閑によ
つて相違はあるが平均は十二時間位であ
る。漁夫は拂曉から川崎船に乗つて工船
を離れて蟹の漁撈を爲し正半前には本船
に歸へる。
従業員は給與は漁業者の團體である。
工船蟹漁業水産組合で定められた規定に
依るのである。従業員は最多數を占める
漁雑夫について見ると一漁期百六十日間
とすれば一人平均漁夫は百八、九十圓内
外漁夫は百六、七十圓見當である。此の
外配當として九一金がある。一人につき
漁夫は二、三百圓雑夫は百五、六十圓で
ある。それで一漁期一人の収入は漁夫は
三百八十圓乃至九十圓、雑夫は三百圓乃
至三百三四十圓位で、一日に平均すれ
ば漁夫は二、三圓、雑夫は二圓餘に當る
のである。給與金の二割乃至四割位は

前貸金をして雇傭契約のときに渡され
る。

従業員は食料は總て雇主手で、作業に
必要な被服道具は雇主が支給する。

従業員に對する救恤については露領漁
業の場合のやうに制度立つたものがない
只だ現場で遭難死亡したときは雇主から
の弔慰金がある位である。

船員の給與は高級船員に於いては工船
蟹漁業者の團體たる蟹工船漁業水産組合
と海員協會、下級船員については同組合
と日本海員組合との間で取極められる。

蟹工船は創業當時は其船員漁雑夫の待遇等極
めて悪しく、爲に監獄船とまで仇名された程
であつたが、現在では上記の如く蟹漁業者並
に海員組合との協定により其待遇は一變し、
従業員は非常に優遇され、従つて其生産能率
も著しく増大向上を來してゐる。

母船式蟹漁業統計
許可數及出漁數 (1)

年次	許	可	出			備	考			
			漁業者數	隻數	噸數					
昭和5	西	汽船	17	43,927.96	2	汽船	13	36,486.92	319,926	昭和5年西以外許可噸數は 9隻中6隻分(27,437.21 噸)にして3隻(19,333.91 噸)は噸數の制限なし
	西以外	"	9	46,771.12	5	"	6	27,437.21	189,200	
	計	6	26	90,699.08	5	19	63,924.13	509,126		
"6	西	汽船	17	43,933.70	2	汽船	8	25,390.30	319,926	昭和6年及同7年西以外 の許可噸數は9隻中6隻 (28,018.9噸)にして2隻 分(19,333.91噸)は噸數 の制限なし
	西以外	"	9	47,352.81	1	"	1	3,823.22	184,200	
	計	5	26	91,286.51	3	9	29,413.52	504,126		
"7	西	汽船	17	43,830.21	1	汽船	6	20,452.26	319,926	
	西以外	"	9	47,352.81	1	"	1	3,823.22	183,480	
	計	2	26	91,183.02	1	7	24,275.48	503,406		
"8	西	汽船	15	42,947.06	1	汽船	5	16,522.09	319,926	
	西以外	"	8	39,848.05	3	"	4	24,202.67	187,080	
	計	3	23	82,795.11	3	9	40,724.76	507,006		
"9	西	汽船	13	42,052.64	1	汽船	5	16,185.10	319,926	
	西以外	"	8	37,551.39	2	"	9	21,050.07	187,080	
	計	3	21	79,604.03	2	4	37,235.17	507,006		
"10	西	汽船	13	42,052.64	1	汽船	6	17,393.28	138,000	
	西以外	"	8	37,551.39	1	"	3	16,718.89	52,900	
	計	3	21	79,604.03	2	9	34,112.17	190,900		

備考 本表中西とあるは堪察加西海岸を示し西以外とあるは日本海、オホーツク海(西海岸を除く)、堪察加東海
岸ペーリング海方面を謂ふ

製造高 三二四、〇五一函

經營者 共同漁業會社外九社
工船數十五隻

▲昭和二年實績
製造高 二二八、七四一函

經營者 八木實通外九社
工船數十二隻

▲大正十五年實績
製造高 一〇八、三七一函

經營者 今井作治外八社
工船數八隻

▲大正十四年實績
製造高 四〇、九一七函

經營者 日魯漁業外五社
工船數六隻

▲大正十三年實績
製造高 三三、五六一函

經營者 日魯漁業外八社
工船數十五隻

▲大正十二年實績
製造高 三三、五六一函

經營者 日魯漁業外八社
工船數十五隻

各年度漁獲成績

我國に於ける母船式蟹漁業が操業を開始して以來所謂試驗時代を過ぎ本格的に着手を開始したる大正十二年以降、昭和十二年に至る出漁工船數及製造函數を年代順に記せば左の如し。

北洋産蟹類(タラバ蟹)海外輸出數量(昭和12年9月現在)

輸出地國別	米	加	布	英	濠	佛	獨	丁	典	和
昭和12年 9月下旬	6,835	0	60	4,175	75	0	112	0	0	250
9月中旬	15,144	350	119	8,056	857	320	1,202	0	0	425
1月以降	176,922	1,396	1,671	64,340	3,954	19,643	5,608	35	480	1,066
昭和11年 同 上	9,555	70	55	1,535	0	1,040	455	0	50	100
同 上	14,795	205	100	3,818	325	1,308	1,372	50	120	100
同 上	122,915	3,978	845	9,544	5,063	12,470	5,368	260	674	908

輸出地國別	白	希	其他歐洲	アフリカ	中南米	南洋	西アジヤ	滿洲支那	計
昭和12年 9月下旬	50	0	13	2	0	2	4	0	11,578
9月中旬	225	0	40	82	87	17	4	286	27,214
1月以降	8,996	90	362	984	1,152	231	180	1,513	288,631
昭和11年 同 上	842	0	10	35	13	1	8	120	13,881
同 上	1,882	8	10	108	99	23	0	132	24,463
同 上	13,014	297	242	1,482	1,267	185	202	1,824	266,332

同上(毛蟹)海外輸出數量(昭和12年9月現在)

輸出地國別	米	加	布	英	濠	佛	獨	典	白
昭和12年 9月中旬	366	0	0	542	110	0	0	0	0
9月中旬	522	0	12	680	160	47	0	0	0
1月以降	10,056	985	125	8,019	1,190	151	10	5	0
昭和11年 同 上	300	0	0	300	0	0	0	0	0
同 上	589	355	0	660	0	0	0	0	0
同 上	5,787	1,606	20	10,718	358	51	0	0	2

輸出地國別	其他歐洲	アフリカ	中南米	南洋	西アジヤ	滿洲支那 No. 1	支那 No. 1	計
昭和12年 9月下旬	0	25	13	99	0	0	0	1,055
9月中旬	0	25	13	146	0	0	16	1,621
1月以降	11	51	235	438	36	30	463	21,784
昭和11年 同 上	0	5	10	0	0	0	0	615
同 上	0	57	65	0	0	4	0	1,620
同 上	22	181	279	12	0	4	2,062	21,102

(註) 昭和12年1月以降9月末までの花咲蟹類輸出高は23,863函、同ずわい蟹2,352函である

北洋蟹工船漁獲高及生産價額

(2)

年次	漁獲高	罐詰製造函數				罐詰生産高		
		1封度	半封度	4分の1封度及其他	計	數	見積價額	
昭和5	西	19,571,044	27,155	272,500	10,601	310,257	405,377	13,148,176
	西以外	4,484,757	26,069	69,051	—	95,120		
	計	24,055,801	53,225	341,551	10,601	405,377		
" 6	西	14,141,961	39,862	153,333	14,009.5	207,204.5	240,206.5	7,302,961
	西以外	1,043,839	—	33,002	—	33,002		
	計	15,185,800	39,862	186,335	14,009.5	240,206.5		
" 7	西	9,186,363	10,129	129,038	—	139,167	173,526	5,467,542
	西以外	1,169,366	12,112	22,247	—	34,359		
	計	10,355,729	22,241	151,285	—	173,526		
" 8	西	6,424,818	—	103,883	—	103,883	153,712	7,476,267
	西以外	2,836,769	17,181	32,648	—	49,829		
	計	9,461,587	17,181	136,531	—	153,712		
" 9	西	7,788,456	—	107,983	7,456	115,439	162,079	7,519,657
	西以外	2,142,222	19,949	26,691	—	46,640		
	計	9,930,678	19,949	134,674	7,456	162,079		
" 10	西	9,800,505	—	138,245	2,500	140,745	171,371	8,369,221
	西以外	1,531,173	20,254	10,372	—	30,626		
	計	11,331,678	20,254	148,617	2,500	171,371		

北洋蟹工船使用船隻及従業員數

(3)

年次	仲積船		使用漁船			従業員數					
	隻數	噸數	搭載漁船	獨航漁船	計	船員	幹部	漁夫	雜夫	計	
昭和5	西	17	22,380.57	103	18	121	525	120	1,629	2,488	4,762
	西以外	10	10,966.13	52	9	61	276	81	873	1,243	2,473
	計	27	33,346.70	155	27	182	801	201	2,502	3,731	7,235
" 6	西	10	12,698.99	65	19	84	336	90	961	1,440	2,827
	西以外	2	2,341.10	8	1	9	41	9	127	180	366
	計	12	15,040.09	73	20	93	377	99	1,088	1,629	3,193
" 7	西	6	7,710.56	49	14	63	259	64	747	985	2,055
	西以外	1	1,343.03	8	2	10	42	12	136	200	390
	計	7	9,053.69	57	16	73	301	76	883	1,185	2,445
" 8	西	6	13,125.00	41	11	52	215	49	566	714	1,544
	西以外	2	3,552.00	18	11	29	199	56	586	570	1,411
	計	8	16,677.00	59	22	81	414	105	1,152	1,284	2,955
" 9	西	6	13,125.00	41	12	53	214	50	611	762	1,637
	西以外	2	12,500.00	28	12	40	192	39	604	648	1,483
	計	8	25,625.00	69	24	93	406	89	1,215	1,410	3,120
" 10	西	6	13,275.00	50	14	64	238	52	721	877	1,888
	西以外	2	3,204.00	18	17	35	146	21	518	551	1,236
	計	8	16,479.00	68	31	99	384	73	1,239	1,428	3,124

昭和三年実績

經營者 日本工船外二社 工船數十四隻
製造高 三〇三、九七一函

昭和四年実績

經營者 日本工船外二社 工船數十五隻
製造高 三四六、七三五函

昭和五年実績

經營者 日本工船外四社 工船數十九隻
製造高 四〇、五八八二函

昭和六年実績

經營者 日本工船外二社 工船數九隻
製造高 二四〇、二〇六函

昭和七年実績

經營者 日本合同工船 工船數七隻
製造高 一七三、五二六函

昭和八年実績

經營者 日本合同工船 工船數八隻
製造高 一八六、〇〇〇函

昭和九年度実績

經營者 日本合同工船 工船數八隻
製造高 一六〇、〇〇〇函

昭和十年実績

經營者 日本合同工船 工船數八隻

製造高 一七〇、〇〇〇函

昭和十一年実績

經營者 日本合同工船 工船數八隻
製造高 一八〇、〇〇〇函

昭和十二年実績

經營者 日本水産會社 工船數八隻
製造高 二〇〇、〇〇〇函

昭和十二年蟹工船漁況

昭和十二年度の北洋蟹工船隊は、日産系各水産會社の合同により日本合同工船、日本捕鯨會社其他の有力會社が共同漁業會社に合併され、共同漁業會社は總會を開いて日本水産株式會社と改稱、北洋蟹工船隊も日本水産會社の手によつて出漁した。

昭和十二年度の配船は左の如し。

※堪察加西海岸、配船七隻

北水丸、北辰丸、博愛丸、和歌浦丸、美福丸、神宮丸、遼海丸

※堪察加東海岸及アラスカ沖方面一隻

東天丸

西海岸配船の七隻は、四月末着業以來、

チャツカ東海岸方面

▽田中仙太郎(母船四、〇〇〇噸級二隻、オホツク海方面、カムチャツカ東海岸方面)

▽成宮金三郎(母船五、〇〇〇噸級一隻、カムチャツカ東海岸方面)

▽山内大次郎(母船四、〇〇〇噸級二隻、カムチャツカ東海岸方面)

▽池田光藏(母船六、〇〇〇噸級一隻、カムチャツカ東海岸方面)

▽三浦玄三(母船六、〇〇〇噸級一隻、カムチャツカ東海岸方面)

従つて昭和六年には實際出漁鮭鱒工船數は増加し、十一隻、二五、四一六噸に達し、従業員一、五五一名を算し、漁獲高は一、一七二、三七六尾であつた。

かくて昭和七年に入つたが、新規出願者は更に多數となつたので再び慎重審議の結果昭和七年三月十日に至り左記十六名に對し許可の決定の旨指令を發した。

須田孝太郎一隻、竹村浩吉一隻、松田辰藏二隻、片桐寅吉一隻、伊原榮一、二隻、小田積美一隻、袴信一郎一隻、埜邑直次三隻、成宮汽船會社一隻、菅宮清吉一隻、佐々木平次郎一隻、小山富三一隻、藤本次郎平一

つて行ふ事に多大の興味を寄せ、昭和二年太平洋漁業會社の試験的出漁以來之が計畫を進めつゝあつたが、此計畫は昭和四年に入つて愈々具體化し、日魯漁業、八木本店、平出喜三郎、國際工船、綿貫覺奥田禮三、神谷文一、徳田平一、須田孝太郎の諸氏は右鮭鱒蟹工船經營について農林省當局に出願中であつたが、當局は昭和四年六月八日省令により取締規則を發布し、昭和四年六月二十九日付、左記五氏に許可決定の旨通知を發した。

連日好成绩であつたが、東カム、アラスカ方面配船の東天丸は前年に引續いて漁況芳しからず二萬函内外の製造に終つた。

西海岸七隻の製造高は八月初旬早くも十萬函を突破し、中旬には東西兩岸を合して本年度豫定の十八萬函に達したが、最近蟹鱒詰の海外輸出高増加、其他一般需要激増に伴ひ、二萬函増産と決し農林省より正式の認下を得たので各工船は更に二萬函の増産を行ひ、八月中に總計二〇萬函の製造を完了し、函館に歸港した。

母船式鮭鱒漁業

沖取鮭鱒漁業の沿革

カムチャツカ公海に於ける母船式蟹漁業の、稀有の發展並に日露漁業條約による露領漁業の紛々たる束縛、紛議に鑑み本邦漁業家の間には世界三大漁場の一たるオホツク海、ベーリング海方面の公海に於ける鮭鱒漁業を母船式工船漁業によ

隻、山内大次郎一隻、輯取豊治一隻、渡邊俊朗一隻

合計二十隻で更に前年度迄の許可船合計二十六隻を合せ沖取工船の許可せるもの四十六隻に達した。

昭和八年度の概況

昭和七年度迄の概況は前項の如くであり、逐年新規出願者も増加しつゝあるが昭和八年度新規出願者に對しては農林省が慎重審議の結果、左記の十六名に對し許可決定した。

昭和工船漁業株式會社(母船一隻二、三千噸、堪察加西岸近海)

太平洋漁業株式會社(母船十一隻、一千二百噸乃至七千二百噸、北堪察加海灣

西堪察加海灣、近海)

袴信一郎(母船二隻、一千六百噸乃至七千二百噸、堪察加西岸近海、堪察加

東岸近海)

藤木治郎平(母船一隻、一千二百噸乃至

一千八百噸、堪察加西岸、堪察加東岸

近海)

山内大次郎(母船一隻、三千二百噸乃至四千八百噸、堪察加西岸、堪察加東岸近海)

片桐寅吉(母船一隻、一千六百噸乃至二千四百噸、堪察加西岸近海)

平出合名會社(母船七隻、一千六百噸乃至六千噸、堪察加西岸、堪察加東岸近海)

沖取合同漁業株式會社(母船三隻、三千六百噸乃至六千六百噸、堪察加西岸、堪察加東岸近海)

荻布宗太郎(母船四隻、三百二十噸乃至三千噸、堪察加西岸近海)

坂本作平(母船一隻、六百噸乃至九百噸、堪察加西岸近海)

後藤杉久(母船一隻、二千八百噸乃至四千二百噸、堪察加西岸近海)

古里富藏(母船一隻、一千六百噸乃至二千四百噸、堪察加東岸近海)

大同漁業株式會社(母船四隻、八百噸乃至三千六百噸、堪察加西岸近海)

宮城漁業株式會社(母船三隻、四千噸乃至六千噸、堪察加西岸、堪察加東岸近海)

海)

カムチャツカ漁業株式會社(母船三隻、四千八百噸乃至七千二百噸、堪察加西岸、堪察加東岸近海)

〔母船出漁狀況〕

昭和八年度にカムチャツカ沖合に出漁した鮭鱒沖取母船は左の通りで、此の外獨航船凡そ二百八十隻内外出漁した。

▽太平洋漁業會社所屬

神武丸 噸數 出漁許 出漁區域 東海岸

信濃丸 噸數 出漁許 出漁區域 東海岸

第三雲洋丸 噸數 出漁許 出漁區域 東海岸

▽沖取合同漁業會社所屬

幸生丸 噸數 出漁許 出漁區域 東海岸

第十七播州丸 噸數 出漁許 出漁區域 東海岸

▽大同漁業會社所屬

東榮丸 噸數 出漁許 出漁區域 東海岸

第一越丸 噸數 出漁許 出漁區域 東海岸

第二海玉丸 噸數 出漁許 出漁區域 東海岸

▽勘察加沖取漁業會社所屬

松山丸 噸數 出漁許 出漁區域 東海岸

▽平出會社所屬

第六播州丸 噸數 出漁許 出漁區域 東海岸

天神丸(一九二噸) 獨一三

▽平出漁業株式會社(一隻)

瑞鳳丸(一、〇〇一噸) 獨一二

▽沖取合同漁業株式會社(三隻)

幸生丸(五、四三〇噸) 獨四三・塔九

第六播州丸(六七四噸) 獨一四

五びす丸(一九五噸) 獨一〇

▽坂本作平(一隻)

北征丸(一、二七五噸) 獨三六

▽大同漁業株式會社(三隻)

神洋丸(一、七三六噸) 獨四八(東岸三)

大安丸(一、二四九噸) 獨八

第二海玉丸(四四八噸) 獨八

▽宮城漁業株式會社(一隻)

英丸(二、七〇七噸) 獨四二

計 八社・十六隻・附屬船四五隻

〔漁獲實績〕

昭和九年度に於ける沖取漁業の漁獲實績及製造高左の如し(各社合計)

〔漁獲高〕(單位尾)

鮭 三、六四九、九〇二 銀鮭 一七、九八八

紅鮭 四八、〇〇七 鱒ノ助 三、一八五

鱒 一、五三二、三四六

合計 八、九四三、五〇一

▽宮城漁業會社所屬

英丸 噸數 出漁許 出漁區域 不明

千歳丸 噸數 出漁許 出漁區域 不明

▽荻布宗太郎所屬

第二大黒丸 噸數 出漁許 出漁區域 不明

▽坂本作平所屬

大正丸 噸數 出漁許 出漁區域 東海岸

▽袴信一郎所屬

金刀比羅丸 噸數 出漁許 出漁區域 不明

第二大東丸 噸數 出漁許 出漁區域 不明

▽藤木治平所屬

春日丸 噸數 出漁許 出漁區域 不明

合計十七 噸數 出漁許 出漁區域 不明

〔漁獲高〕(單位尾)

昭和八年度に於ける母船式鮭鱒漁業漁獲高左の如し。

鮭 一、七三二、〇九六 銀鮭 三、七一九

紅鮭 二、〇三三、六七三 鱒ノ助 一、〇六四

鱒 一、九三二、六七七

合計 五、六三五、八三一

〔生産價格〕(單位圓)

昭和八年度に於ける母船式鮭鱒獲製

品、生産高左の如し。

〔生産價格〕(單位圓)

鮭 二、九二二、二六四 八、〇五〇、四九五

鹽藏 二、六三三、九八九 一、一七九、〇一一

冷藏 二、〇四一、〇六八 九八七、五二五

魚卵 四九、八三四 八、七三六

計 一〇、三三八、七四〇

〔出漁許可母船數〕

昭和九年度北洋公海に於ける母船式鮭鱒漁業は太平洋漁業、平出漁業、沖取合同(林兼)、大同漁業、坂本作平、藤木治郎平、袴信一郎、宮城漁業の八社で母船十六隻が農林省より許可された、即ち左の如し。

▽太平洋漁業株式會社(四隻)

神武丸(五、一三一噸) 獨三七・塔一三

信濃丸(六、一五五噸) 獨五〇・塔一六

廣南丸(一、三三四噸) 獨二六・塔二

榛名丸(一、五三七噸) 獨三・塔一七

▽袴信一郎(帆船二隻)

金刀比羅丸(一六九噸) 獨五

第二大東丸(三一四噸) 獨五

▽藤木治郎平(帆船一隻)

公海漁業

〔生産價格〕(單位圓)

昭和八年度に於ける母船式鮭鱒獲製

品、生産高左の如し。

〔生産價格〕(單位圓)

鮭 二、九二二、二六四 八、〇五〇、四九五

鹽藏 二、六三三、九八九 一、一七九、〇一一

冷藏 二、〇四一、〇六八 九八七、五二五

魚卵 四九、八三四 八、七三六

計 一〇、三三八、七四〇

沖取漁業大合同

母船式鮭鱒漁業は、昭和八年の好成績に續いて九年度に大豊漁を擧げたる結果俄然之が制限問題擡頭、北洋漁業統制政策と重大化した。

農林省當局は、昭和九年度に於ける許可附屬漁船三百一十一隻の三割減案を樹立したが、このとき早くも當業者の大反對するところとなり議會を前に輿論化するに到りたる爲、當局は之が再審議を行ひ愈々十二月十四日、一ヶ年延長して昭和十年度に於て二百隻に制限することとし昭和十年度は三百隻の出漁を認め、減縮割當については當業者の協調に一任する旨示達し、併せて當業者は自發的に合同

せよと懲慥した。

依つて當業者間に利害相一致すべき東邦水産、袴、藤木の三者は第一に合同して資本金二百萬圓の株式會社を創立他の當業者も夫々出漁計畫を進める一方大合同機運到るを察知、熟議をなしてゐたが十二月二十一日に到り日魯副社長平塚常次郎氏の函館よりの歸京に依り、岩倉北洋協會長伊谷大日本水産會長樺山露領水産組合長等の交渉頻繁となり、遂に同日午後に至り農林大臣代理として長瀬次官は當業者を招致し、日魯の投資會社たる太平洋漁業を中心に沖取漁業の全合同をなす可きことを嚴命するに至つた。

而して合同の本位たる日魯中心の形式に就いては、この間日魯副社長に方針の説明を求めたるも抽象的意見の開陳ありたるのみにて具體的の回答なきを以て當業者は協議の結果、沖取漁業權全部を東拓に讓渡しその代償として東拓の有する日魯優先株十八萬株の優先配當權を放棄したる株式時價千二百五十萬圓を申受け改めて東拓の有する漁業權を以て日魯を中

心に政府の監督權の及ぶ新會社を組織すべく、政府に陳情書を持參し坂本副組長以下組合員一同は農林省に戸田水産局長を訪問、陳情するところあつた。

日魯の優先株について當日魯自身に於ても之が解消につき關心して居ることであり、代償價格は別問題として、日魯會社に於ても拒否す可き理由なく、又沖取業者としては換價の見込みなき株券を所持することよりも直ちに換價し得べき日魯株式の交付を受けることを便とするは明かであつて、依つて例の日産が日魯食ひ込みを目論んだ東拓所有株式を望んだものである。

尙、政府は將來に於て之を半官半民の會社とす可き意圖ありとすれば、東拓融資を之に肩替し、政府の所有株とするに容易にて理論的には實に妙案であるが本案は素より政府東拓方面に何等の了解なきものにして實現不可能とみられてゐたが、結局昭和九年十二月二十六日に至り日魯側の成案を提出するに至つた。それに依ると、沖取漁業を流網の許可反數、制限獨航船數及漁獲の三段より公正に案配して、漁業權の評

價總額を六百萬圓とし、その半額を希望により現金にて買收し、残り半額は新會社の株式を交附せんとするものである。

然し前記日魯側案に對し、組合員の中には評價額を安きに過ぎるとし賛意を示すものなく、依つて改めて日魯系太平洋漁業を除いて他の沖取合同會社を設立する意見に事の一致をみ、坂本副組長以下一同揃つて直ちに農林省に長瀬次官を訪問し、之が諾意を求めたるところ、即下に農林省の方針と一致せざると再び日魯中心を懲慥せられたので組合員一同協議に入つたが更に具體的意見の一致をみず全く停頓状態に入つた。

斯くの如き状態に陥りたる時、農林省では更に組合員一同を招致し、是非年内促進方を申達し、一方日魯漁業では夫々手分して個人的に交渉開始し、尙外的にも、柳瀬三菱常務の奔走により再び合同問題は個別的に好轉し日魯案は基礎となる及び、押し迫つた十二月二十九日愈々組合員一同丸ビル事務所集會日魯より平塚副社長同席途ひに覺書の調印を

終り之より直ちに農林省に戸田水産局長を訪問、全員合同を承諾せる旨報告した。

沖取漁業の大合同は斯くして短日月に成し遂げられたが、之を包含することゝなつた日魯漁業會社では、愈々太平洋漁業の資本金二百萬圓を八百萬圓に増資し昭和十年二月七日これが拂込を完了し完全に露領漁業と沖取漁業の提携が成つた。

又農林省當局の方針通り北洋統制の根本策は此處に到つて確立されたわけである。

〔合同懲慥の理由〕

わが政府は何故に、斯くの如く沖取漁業の合同を急速に進めなければならなかつたのか之について農林省戸田水産局長は左記の如く語つてゐる。

農林省は蕃殖保護及其他の理由によつて沖取漁業の制限減縮を斷行せんとしたのであるが、充分當業者の理解を得ることが出来なかつたのは遺憾であつた、當

業者の實情によると現状よりの減縮は事業の經營に支障を來す向も相當あるとのことであるから、第一はこの點からも合同することによつて、制限後の事業經營に支障を來すが如き事なからしめんとするのである。

第二には日魯漁業條約の改訂に當り、對ソ交渉上合同を必要とするものにしてそれは日魯漁業會社と同一體、若くは密接なる關係に於て連絡協調の可能なる状態に於ての合同を必要とする。即ち蕃殖保護上からも、對ソ關係上からも、經營者自身が独自の立場で自由に敏速に事業の伸縮を自在ならしむる事を必要とするものである。

露領漁業者と沖取漁業者とは利害相反するが故にその協調行はれず、政府がその權力に於て之を強制するときには自ら事業上の無理を來し、當業者の不利、事後の不安を免れぬが故に、事前の合同を必要とする所以である。

尙ソ聯對我國との關係は従前よりその趣を異にするものにして、ソ側が我國に

對して不遜乃至は無謀なる態度に出づるが如きことは絶対になきを信するが故に我國に於ても交渉に臨むに先立つて先づその誠意を示して、ソ側の最も脅威とする沖取漁業を制限し、更に將來一層増減の自由なる状態に導き萬一ソ側が我等の要求を容れざる場合に於ては何時にても再び沖取漁業を擴張なし得る伸縮性を持たしめることが必要である。

第三には販賣統制である。折角事業が起つて、立派な製品を造つても本年の如く無統制に販賣せられて、クレームがつき、賣値を崩しては不利であるから合同によつて販賣の統制を計らねばならない。

〔沖取鮭鱈組合解散〕

沖取鮭鱈組合、即ち母船式鮭鱈漁業水産組合は昭和八年十月、坂本作平、佐々木平次郎、原忠雄、尾形六郎兵衛、藤木治郎平、荻布宗太郎、袴信一郎、宮坂彦次郎、窪田四郎、中部謙吉の諸氏により組織され(組長缺員)副組長として坂本

作平氏就任し左記の諸氏(社)組合員として加入して居た。

- 太平洋漁業株式会社
- 大同漁業株式会社
- 沖取合同漁業株式会社
- 沖取産業株式会社
- 藤木治郎平
- 坂本作平
- 宮城漁業株式会社
- 平出漁業株式会社

然るに昭和九年末に於ける沖取鮭鱒漁業の合同問題具體化し昭和九年二月七日沖取各社は太平洋漁業に合併の形式を以て合同されたので茲に北洋に於ける沖取鮭鱒漁業は單一化され經合存在の意義を失つたので總會を開き農林當局に解散認可を申請し昭和十年六月本組合は解散された。

昭和十年度の漁況

沖取漁業の大同合同により單一強化された太平洋漁業會社では昭和十年年度事業計

畫として左の通り決定を見たが、此の罐詰製造高は工船二十五萬函、千島五萬函合計三十萬函昨年各社製造高合計二十七萬函に比し三萬函の増産計畫の下に左の八隻が出漁した。

種別	尾	百尾	尾	百尾	尾	百尾
紅 鮭	306,965	94	4,418	1,346	595,801	11,242
白 鮭	1,270,513	6	283	6	1,270,513	22,290
銀 鮭	2,033,673	136	6,391	136	2,033,673	38,371
鱒	4,860,071	3,830	179,998	3,830	4,860,071	91,699
鱒ノ助	2,496,052	3,470	163,087	3,470	2,496,052	47,085

(漁獲高)

母船又は工場 附屬漁船數 母船噸數

信濃丸 四〇 六、一五噸

神武丸 四〇 五、三噸

笠戸丸 四〇 六、〇三噸

第三雲洋丸 四〇 二、八四噸

第七雲海丸 二七 二、一七噸

榛名丸 二〇 一、四二噸

天神丸 一〇 一、九三噸

幸生丸 五〇 五、四三噸

向右の中幸生丸は昭和十年年度限り林兼系沖取合同に委任經營で出漁した。

而して九月の漁期終了までの昭和十年度漁獲製造高左の如し。

合計 六、四一石 三、四、四四函

太平洋漁業に委託經營の林兼(沖取合同漁業會社)幸生丸の昭和十年年度漁獲成績左の如し。

種別	尾	百尾	尾	百尾	尾	百尾
紅 鮭	9,392	2	1,047	2	1,047	2
白 鮭	1,047	2	1,047	2	1,047	2
銀 鮭	1,047	2	1,047	2	1,047	2
鱒	1,047	2	1,047	2	1,047	2
鱒ノ助	1,047	2	1,047	2	1,047	2

(漁獲高)

(製造高)

合計 四、一三石 八、七三函

信濃丸(六、一五噸)

笠戸丸(六、〇三噸)

秩父丸(一、四三噸)

榛名丸(一、四三噸)

天神丸(二、九三噸)

附屬船 (噸數)

二隻

一四隻

六隻

四七隻

四隻

昭和十一年沖取漁況

太平洋漁業會社の昭和十一年度沖取漁況は母船六隻、附屬船一七〇隻を以て例年通り東カムより着業、八月下旬までに次の実績を挙げた、昭和十一年度出漁母船及び附屬船。

母船式鮭鱒漁業統計

沖取漁業母船使用承認數

年次	漁業者數	母 船			附 屬 漁 船			使 用 漁 具		
		隻 數	噸 數	隻 數	獨航船	搭載船	計	建	巾着網	流 網
昭和 5	3	8	15,979	11	95	106	12	6	6,246	
" 6	9	12	28,222	29	147	176	16	8	10,450	
" 7	11	16	20,606	47	184	231	23	9	18,300	
" 8	11	20	30,778	223	112	335	18	9	31,300	
" 9	8	16	32,655	300	57	357	5	2	32,281	
" 10	1	8	29,456	263	10	273	—	—	27,300	

沖取鮭鱒漁業漁獲高

種別	年次	鮭		銀 鮭		紅 鮭		鱒	
		尾	百尾	尾	百尾	尾	百尾	尾	百尾
鮭	昭和 5	169,245	3,661	4,418	94	306,965	94	5,792	11,087
"	" 6	440,930	9,381	63,282	1,346	595,801	1,346	11,242	22,651
"	" 7	661,697	14,079	283	6	1,270,513	6	22,290	46,602
"	" 8	1,792,096	37,917	6,391	136	2,033,673	136	38,371	89,941
"	" 9	2,648,901	56,360	179,998	3,830	4,860,071	3,830	91,699	161,416
"	" 10	2,012,261	61,963	163,087	3,470	2,496,052	3,470	47,085	157,520

沖取鮭鱒漁業生産總價額

種別	年次	罐 詰		鹽 藏		冷 藏		魚 卵		計
		數量	價 額	數量	價 額	數量	價 額	數量	價 額	
鮭	昭和 5	15,791	339,365	162,028	56,544	300,284	100,565	3,334	4,918	501,392
"	" 6	66,847	1,144,993	132,974	54,885	45,096	21,005	3,463	4,069	1,224,952
"	" 7	70,236	2,078,244	1,046,184	277,681	1,097,525	339,535	—	—	2,695,460
"	" 8	150,653	3,426,224	1,927,318	934,289	1,393,214	744,860	42,095	69,878	5,175,251
"	" 9	272,766	3,050,485	2,623,989	1,119,012	2,041,068	987,515	49,834	81,728	10,238,740
"	" 10	312,985	7,784,507	4,324,181	1,650,749	1,329,751	589,793	58,956	104,352	10,129,401

沖取鮭鱈罐詰價額

Table with columns for year (昭和), species (鮭, 鱈), quantity, and price. It includes sub-tables for individual species and a total summary.

備考 昭和7年度鮭中にはモノロ160函を含む

Table showing fish catch statistics for various regions like 神武丸, 漁獲高, etc., with units and quantities.

昭和十二年度沖取漁況

太平洋漁業會社の昭和十二年度北洋沖取鮭鱈漁業は母船七隻を以て操業...

Table showing fish catch statistics for various regions like 船名, 天神丸, etc., with units and quantities.

昭和十二年度沖取鮭鱈漁業實績

なかつた鱈の大漁廻り之の偶然な恩恵物で圖らずも經濟危期が免れたとして魚資源が悠久無盡なりと辯ずるは當らない。

北洋鱈漁業

鱈漁業の問題

明治四十年九月日露漁業協約が公布されて吾人は光輝ある第三十一回の漁季を無事に終へ、モスクワに於て兩國全權間に漁業條約改訂會議が起されて居る。

一 概に條約水域と云ふも範圍は日本オコック白令の諸海に及ぶ延長實に幾千哩の龐大なる海岸線で臘肉獸獵虎の二種を除き凡ゆる海獸、魚類水産物の捕獲加工の廣汎な權利である。

鱈漁業の黎明期

昭和九年の異例な紅鮭豐饒と反動的な本年の紅魚飢饉に對して何人も豫想し得

最近當業者の豫想を著しく裏切り紅魚類の來游が畸形な變調を現はす様になつたと云ふことは非常な漁業界の重要事態であつて海流の變化のみで容易に片付け難くは行かぬ。明かに魚類激減を示唆するものがある。北洋に於て從來は北千島に於て鱈釣漁業が行はれて居るのみでカムチャツカにあつては邦人は未だ手を染めて居ない。然るに國營は夙に鱈釣業に着手し規模の大小は別として東海岸はカラギン島やバロンコロフ灣を根據として出漁し西海岸も最近頗る釣船の隻數が殖へて來た様だ鱈の需用は製品の改良と販路の擴張に連れ年々増加の傾向にある。恐くは來るべき條約の改訂を契期として條約水域内には鱈釣漁區開設熱が勃起するであらう。又其が當然な大勢でもあると考へられる。

仍て鱈漁業開拓に關する關係條約の正文並に之に伴ふ一切の浦鹽政廳から公布になつて居る諸規定を蒐集して左記紹介することは徒爾であるまいと思ふ。先づ沖取の方から説明すれば沖取に關

則に添付す

第二條 船舶に依る鯨鱈等特別の水面區域に於て捕獲又は採取すること能はざる一切の魚類及水産物の採捕業は極東漁業廳の發給する鑑札を以て之を行ふべし

第三條 船舶水産業を行ふ爲鑑札を受くる權利はソヴェート聯邦の國家及コオベラチーウの企業ソヴェート聯邦私人企業及市民並日本國民之を享有す

第四條 本則を以て定めたる鑑札定數の船舶水産業を行はむと欲する機關及人の間に於ける割當及發給は極東漁業廳ハバロフスク市之を行ふ

第五條 船舶水産業を行ふ爲權利の許可を受けむと欲する者は左記事項を記載したる願書を極東漁業廳に差出すべし

- イ 許可を受けむとする漁業の種類
- ロ 水域
- ハ 從業船舶及之に附隨する補助船舶の數及噸數並船員及從業員の數
- ニ 採捕方法及漁具の數
- ホ 豫定採捕數量

公海漁業

しては吾監督者はソ側の規定に遵守して露水組合員は漁業廳から鑑札を受けて釣業に従事するには支障なしとの意嚮を持つて居る。已に規定に明示する如く此種の鱈漁業は母船式であるから水域上に於て游漁區域の制限はないが陸上に一定の干場を借受けて番屋製造場を建設して居住することは許されぬ不便がある。併し荒天に際してソ領の港灣内に避難したり炭水等の補給を受けるには相當な便宜を供與せらるゝは當然である。更に本規定第一條に沿岸幅員十二海里の水域に之を施行すと云ふ文句がある。ソ側の十二海里の領海説は實質上撤回されて三海里を承認して居る。然らば鱈沖取の場合には如何であるかと云ふに海面は廣く魚種が異なり漁撈法も違ふから鮭鱈工船の操業に支障あるべき筈もなく摩擦を起す憂がない實質的にも平和な漁業である。

〔日露漁業條約抜萃〕

第二條末項

鯨及鱈並に特定の漁区内に於て捕獲し又は採取すること能はざる一切の魚類及水産物

第六條 船舶水産業を行ふ爲の權利に對する鑑札は記名式とし水産業の各種類從業船舶の各隻に對し三月十五日より十一月一日に至る期間の一季節毎に鑑札料金額の納付の後之を發給す

第七條 一九二九年に於ける鑑札料左の如し

- イ 捕鯨業 從業船舶の登簿純噸數每一噸に付……………十五留
 - ロ 獸獵業 從業船舶の登簿純噸數每一噸に付……………十五留
 - ハ 鱈業 從業船舶の登簿純噸數每一噸に付……………六十留
 - ニ 極東に於て初めて組織せらるゝ水産業の各種類 復業船舶の登簿純噸數每一噸に付……………六十留
- 但書 捕鯨業に付ては鯨油製造のみに對し右料金を課し捕鯨業者に對しては毎一人に付鯨油製造に課する金額の二分の一に相當する追加料金を課す

〔乙 船舶水産業從業規程〕

第八條 船舶水産業は一九二七年七月二

の捕獲は特別の免許狀を具ふる航海船に搭乘せる日本國臣民に許さるべし

最終議定書

(丙) 漁業條約第二條末項の規定に關しソヴェート社會主義共和國聯邦全權委員は左の如く聲明す

(一) ソ聯邦政府は日本國臣民が漁業條約第二條末項に掲げらるゝ免許狀を受くるに付準據すべき規則を近き將來に於て發するの意嚮を有す
日本國全權委員は右に對し何等の異議なきことを聲明す

極東水産業假規則

極東地方執行委員會幹部會に於て一九二九年四月二日可決(會議錄第五號第四十項)

極東地方海面に於て船舶に依り行ふ漁業獸獵業及其の他水産業假規則

〔甲 總則及船舶水産業に對する鑑札發給規程〕

第一條 本則の効力は極東地方沿岸幅員十二海里の水域に之を施行す
本則の効力より除外したる地域表は本

十五日全露中央執行委員會及露西亞共和國人民委員會議の認可したる露西亞共和國漁業經濟法及同法第三十條に基き制定したる本則の規定に従ひて之を行ふべし

第九條 船舶水産業は距岸三軒より近き沿海の全延長、貸付したる陸上蟹漁區の境域内(其の位置は特別の地圖に記載しあり)並本則附屬表に記載したる地域内に於て之を行ふことを得ず

第十條 捕鯨業に従ふ船舶數は鯨油製造二隻を合せ十隻を超ゆることを得ず
船舶水産業の爲許可せらるべき捕獲定量は左の如し

- イ 鯨は其の種類如何に拘はらず自令海に於ては二百頭オコクク海及日本海に於ては百頭
 - ロ ……………は無制限
 - ハ ……………は無制限
 - ニ 鰐鰓、鰐、……………及鮭鱈族は之を捕獲するを得ず
 - ホ 水産業の其の他の目的物一切は數量に付制限なく之を採捕するを得ず
- 但書 捕鯨業用の爲の特別沿岸地區は關係

の者の特別の申請に基き極東漁業廳之を貸付す

第十一條 捕獲したる鯨及海獸は全部(脂肪、肉、内臓、骨)之を利用すべし

第十二條 牝鯨は幼獸乳育期に於て鯨並幼鯨は之を漁獲するを得ず

第十三條 船員及従業員の食料の爲には魚類並漁業經營權の鑑札に記載なき其の他の水産物を採捕することを得但右採捕物を貯藏の爲加工することを得ず

第十四條 水産業を行ふ權利に對する鑑札は従業船舶内に保管し漁業監視官吏の請求に従ひ水産業に對する權利證明の爲之を提示すべし漁業監視官吏は検査の爲船舶内の作業室及貨物室に故障なく出入せしめらるべし作業年度終了水産業者は定められたる形式に従ひ極東漁業廳に水産報告を差出すべし

第十五條 水産業者は極東漁業廳に適時請求ありたるときは船舶水産業の特別調査の爲配置する極東漁業廳及太平洋學術水産研究所屬員に對し從來船舶に

於て一人分の船室及己の勤人の定めたる料金を以て食料を給すべし

右の外水産業者は漁業監視官と同一方向に航行するときは右官吏に對し自己の船舶に於て場所を供し漁場へ移動の援助を與ふべし

第十六條 本則違反に對する責は露西亞共和國刑法第八十六條(一九二八年編纂)に依り之を定む

極東漁業廳長官 ゴロフスコイ
漁業 専門家 レ デ コ

假規則第九條附屬

距岸十二海里の水域に於て船舶水産業を行ふことを得ざる地域表

- 一、チウコトスコ・アナドイルスキ地域水面
- 二、聖パウロ灣
- 三、シリユーボチナヤ灣
- 四、チュレニエ湖
- 五、シエスチーフトウオエ湖
- 六、バルナ・コルフア灣北部
- 七、カラガガ港
- 八、カラギンスキー諸島
- 九、クロノツキー禁獵地、シウムナヤ(オリ

ウ岬に至る右灣内に在る島嶼を含む
四、ポシエツト灣ガモウ岬よりリプタコウ岬に至る

極東漁業廳長官 ゴロフスコイ
漁業 専門家 レ デ コ

以上で母船式沖取鱈漁業經營に關する許可申請手續は判明した譯だ。

次に當然の歸趨として陸上を根據とし鱈業を營み製造場を構築し居住する爲め地區貸附の受け方を説明する。陸上の鱈業區開設は一般鱈漁區の開設と同様の取扱を受け競賣に依つて漁區を租借する。又漁撈區域は沿岸十露里の區域に制限ある所に沖取との區別があるが、本則の發布になつた起因を少しく説明すると明治四十年七月締結の日露漁業條約第二條末項には鯨と鱈は他の一般漁業と稱せられる鱈の如く特別の陸上漁區内で捕獲すること不可能のものと思はれたる爲め特別の免許狀を備ふる船舶内に於て行ふものだと決定されて居た所が實際問題として鯨は別だが鱈と蟹の如き種類のもは沿岸でも沖合でも出来る漁業である

ホヴァヤ)川よりリチャシマに至る

- 一〇、ベチエヴィンスカヤ灣
- 一一、アヴァチンスカヤ灣ベズイメンヌイ岬よりダリニー岬に引きたる直線に至る
- 一二、コマンドルスキー群島
- 一三、ロバチンスキー禁獵地勘察加半島東海岸シエルトヴスカヤ川より西海岸カムベリナヤ川に至る
- 一四、ペンシンスキー灣マメート岬の緯線に至る
- 一五、メリカチンスカヤ灣
- 一六、ヤムスカヤ灣
- 一七、タヴィスカヤ灣
- 一八、アヤン灣
- 一九、其の他オコツク海北岸に於て本土に入込める灣にして其の長さ(最も深き水道に依り測りたる)灣口の幅の三倍を超ゆるもの全部
- 二〇、聖ヨーマイ島
- 二一、シヤンタルスキー諸島
- 二二、コンスタンチン太公灣
- 二三、聖ニコライ灣ラムズドルフ岬よりリグロイテ灣に引きたる直線に至る
- 二四、スチヤースチエ灣
- 二五、バイカル灣チャウンド岬よりウイトウト

から大正七年浦鹽に獨立漁業廳が設立した好機を捕へて交渉した結果條文に廣義な解釋を取入れ交渉が進展して翌八年には蟹と鱈の沿岸漁區貸下規則が發表され競賣を経て漁區の貸下を見るに至つたものである。然るに蟹の方は開設希望者が年々現はれて經營せられたるに反し鱈漁區の開設希望者が絶無で斯る状態が其後も數年續いたから鱈業廳は規則を發表しなくなつたけれども之は撤回されたのではなく主として漁區開設希望の届出が出現しない爲めである。

左に大正八年漁業廳が發表した陸上鱈漁區貸下條件を紹介する。

極東水域鱈漁區貸下條件

一九二〇年極東水域に於て左記條項に基き鱈漁を開始す
第一條 鱈漁の爲に沿海漁區設置の場合と同様に願者の指定する場所に於て特別の鱈漁區を開設す
鱈漁區開設の場合には該漁區と將來開設せんとする蟹漁區と重複することを得

- ウアに引きたる直線に至る
- 二六、ピリトウンスキー灣
- 二七、チャイヴィンズキー灣
- 二八、ダーギ灣
- 二九、ヌイセキー灣
- 三〇、ナビリスキー灣
- 三一、クレストーワヤ灣
- 三二、スタルカ灣
- 三三、デ・カストリ灣及フレデリックス灣カストリ岬よりクrostel・カムブ岬に引きたる直線及グロステル・カムブ岬よりオトスロイ岬に引きたる直線に至る
- 三四、ヴァニー灣ヴェシヨール岬よりブルヌイ岬に引きたる直線に至る
- 三五、ソヴエートスカヤ灣ミリニューチナ岬よりプウチヤチナ岬に引きたる直線に至る
- 三六、テルネイ灣ストラシスイ岬の緯線に至る
- 三七、聖オリガ灣マネヴスキ岬よりリシコツタ岬に引きたる直線に至る
- 三八、聖ウラヂミール灣ヴァリエーゼツク岬よりヴァトヴァスキ岬に引きたる直線に至る
- 三九、ブレオブラジエーニヤ灣
- 四〇、彼得大帝灣バヴァロートヌイ岬よりリガモ

す

第二條 該漁區は政府工事請負規則第四百一十一條乃至第七十條及現行日露協約に基き浦鹽斯德に於て競争入札の方法に依り之を貸下ぐ

第三條 (一) 鱈漁區の延長は直線計算により均く十露里とす、(二) 鱈漁區の間隔は同じく直線計算により五露里以上とす

漁區の境界は海岸に沿ひ特種の標柱若は特別の標識を以て又水面に於ては燈臺船若は認識し易き錨標を以て之を定む

第四條 借區者は水面漁區に於て捕獲したる鱈を製造する爲め其希望に依り陸上地區若は船舶のみ其孰かを使用することを得

借區者は契約締結の際孰れにするか其希望を行政廳に届出づべし
該條項に違背して出願せざる場所に於て製造したることを發見したる場合は是等一切の物件を沒收す尙契約外の場所に於て製造したるときは船舶は勿論

之を漁區内に殘留することを得

第九條 借區者は漁業監視官吏及稅關官吏の要求ありたるときは直に自己の借區内に有する宿舍内に該官吏をして宿泊せしむべし

第十條 借區者は其漁區に於て漁業に關し漁業監視官吏の要求ありたるときは其總てに對し遲滞なく速に一切の報告及説明をなし得る如く豫め其準備を整へ置くべし

船舶内に於て鱈製造をなす場合に漁業者が漁期終了後監視官吏に漁獲高の報告をなし得るときは最寄駐在の露國領事又は日本稅關官憲の證明したる報告書を行政廳宛發送すべし

尙漁業監視官吏の要求に應じ海上、陸地及帆船に於ける漁業狀況検査の爲め海陸往復用の舁を供すべし

是等の要求及第九條の要求を履行せざるか又履行遅延したるときは二百留以内の過怠金を課す

第十一條 前條の義務履行の爲め毎陸上地區に若し船舶に於て鱈製造をなす場

其位置に存在する全財産を沒收す

イ、地區を使用する場合には漁業者の租借に係る十露里の岸區境域内に於て陸地の延長百八十露里間海岸奥行四十露間の地區を選定することを得

該地區は河口より二露里以上の地點に在るを要す
借區者の租借に係る鱈漁區境域内に一般漁區を有するときは鱈漁の爲めに此一般漁區を使用することを得

一般漁區の租借期限終了後該漁區が新借區者に變りたるときは舊借區者は新漁區の漁業開始迄に鱈漁に要したる一切の建築物及造管物を該地區より取除くべし

是に違背したるときは是等一切の建築物は無償にて國庫の所有となす
船舶を使用する場合に在りては船舶一隻内に於てのみ鱈の鹽藏及製造をなすことを得船舶は鱈漁區境域内に碇泊し且鹽藏及製造は該船舶が滿載して漁區より出帆せざる間に之をなすべし

第五條 水面漁區境域内に於て鱈漁をなすときは海岸及河口より二露里以上又一般漁區に於ける建網より半露里以上

合には船内に通譯を有すべし
是に違背したるときは壹百留以内の違約金を課す

第十二條 鱈漁區借區者は鱈製造より生ずる廢棄物を以て肥料を製造することを得

第十三條 競賣の際(漁區貸下手續第二條參照)納入したる保證金は漁區貸下條件履行の擔保に供す

該保證金は契約期限終了まで極東漁業海獸行政廳の預託金中に之を保管し置き契約が完全に履行せられたるときは之を借區者に返還す

第十四條 借區者は借區料を均分し其半年分宛支金庫の内其孰かに之を前納すべし、但上半年分は契約締結前浦鹽斯德支金庫へ納入し其領收證は契約締結の際行政廳に提示すべし

納入を怠りたるときは其滞納金額に對し一ヶ月一分の割を以て其滞納利子を徴收す

第十五條 借區者は競落漁區租借期間の全借區料の外沿海州内に設置する孵化

の地點に於て之を行ふべし、鱈漁の爲に借區者の見込に依りて所要の船舶數を使用することを得

漁具は針釣及配繩のみを使用すべし
漁場内に其他の各種漁具を發見したるときは之を沒收し契約を解除し尙且其保證金は國庫の收入とす

第六條 鱈漁の際其船舶が何等の目的に出るを問はず鱈漁區外に存在するときは一切の漁具は勿論船舶内になる全財産と共に其船舶を沒收す

貸下條件に基きて鱈製造船舶内に紅魚類の鹽藏を發見したるときは一切の積荷と共に孰も之を沒收し且契約を解除す

第七條 オコック及堪察加管内に於ては三月一日より十月一日まで、西南區及ヌイスキー管内に在りては三月一日より十一月一日まで鱈漁をなすことを得

第八條 漁期終了後は漁具一切を搬出すべし、是に違背したるときは之を沒收す、漁業用殘留財産は次回の漁期まで

場並に魚族保護監督費用に充當する爲に全期間の借區料に對する百分の五を極東漁業海獸行政廳の預託金中に納入すべし

該金は借區の際左の通り納入すべし
一、一年期漁區の分は契約締結と同時に
二、長期漁區の分は毎年借區料の半額上半年分納入と同時に

沿海州内に設置する孵化場及水産調査費に充當すべき前記特別收入資金は農務省の認可を経て極東漁行海獸行政廳之を費途に充つるものとす

第十六條 國庫に納入すべき借區料及其他の納入金は金貨留若は其他の露國通貨代用貨幣を金貨の爲替相場に換算したるものを以てなすものとす

第十七條 借區者は地方及市の諸官廳より發する納稅告知書に基き地方稅及市稅を負擔する義務を有す(現行漁業協約第四章參照)

第十八條 借區者若は其正當代理人は漁區貸下認可の通知を受けたる後二週間以内に借區契約書に署名すべし之をな

さざるときは借區せざるものと見做し競賣の際納入したる保證金は國庫の收入となす、契約締結の費用及收入印紙税は借區者の負擔とす

契約書の原本は極東漁業海獸行政廳に保管し借區者には其證明を附したる謄本を交付す、該謄本は漁區に備へ置きて自己の獲得したる漁業上の權利を證明する爲め之を漁業監督官吏に提示すべし

第十九條 租借漁區を他人に譲渡する場合は極東漁業海獸行政廳の承認を得るにあらざれば之をなすことを得ず是に反したるときは借區を回収し既納の借區料及其保證金は之を返還せず第二十條 極東漁業海獸行政廳は本規則に違背したる借區者より違約金を徴收す其方法は先づ提供しある保證金を是に充當し尙不足あるときは借區者の財産を以て之を補填す、違約金徴收に關する處分は官有財産貸下法及民事徴收法の規定に準據して之を實施す

極東漁業海獸行政廳

總 裁 コ・ブ・ラウロフ
漁業監督官 エス・ニチケイウキツチ
日本輸出鱈罐組合

北洋産鱈罐詰の海外輸出數量激増に伴ひ當業者に組合設置の議が起り、昭和十二年十月一日を以て『日本輸出鱈罐詰水産組合』が組織され、農林省から正式認可を得た。

同組合幹部左の如し。

組 長	越田徳次郎
副組長	中村俊吉
評議員	日本水産 帆庭水産 北海道罐詰 藤野辰次郎 袴 信一郎

北洋捕鯨業

北洋の鯨族

我國に於ける北洋捕鯨は、農林省水産局の監督下に在つて『母船式漁業取締規則』第一章總則、第一條、第三項に於て

水産株式會社が着業中のエトロフ島を根據とする近海捕鯨は非常な存成績を収めて居る。

エトロフ島を中心とする日本水産の昭和十二年度実績は、五月の着業以來、七月末日までの成績、エトロフの西海岸沖二〇頭、東海岸沖五〇頭で西海岸には抹香鯨が多く、東海岸には長須鯨が多數を占めてゐた、而して昭和十二年八月末には豫定捕獲数の三〇〇頭を突破し、東西兩岸を合して三四〇頭を捕獲、昭和十一年度全期の二三〇頭を一一〇頭を超過したのである。

北洋捕鯨會社創立さる

北洋に於ける、捕鯨は最近ソ聯邦側の實績特に顯著なるものあり一九三六年度に於ては五〇一頭を捕獲し着業以來五年目を迎ふるに至つたが、我國に於ても現在着業の北千島エトロフ島の沿岸捕鯨の外に更に公海北洋捕鯨につき調査を行ひ、昭和十一年三月、日本捕鯨（後に共同漁業に合併、日本水産と改稱）及び林

堪察加半島を中心とする鯨族の廻遊状態は、年々の調査を綜合するに大略次の如く、夏秋の季節を通じ、鯨族の集合廻遊する地方が一定して居るものゝ如く、種類は、抹香、長須、座頭、背美等である。

北洋に於ける鯨族廻遊状態（夏―秋）

- 1、アワーチャ附近 六月、十一月 抹香、長須、鯨鯨、白長須
- 2、クロノツキー灣 六月、八月 長須、抹香
- 3、カラギン地方沖 八月、九月、十月 長須、座頭
- 4、オリユートル沖 八月、九月 長須、座頭
- 5、ラウレンチャ附近 八月、九月 座頭、長須、背美
- 6、北氷洋デツネフ 八月、九月 長須、座頭、背美

此外コマンドルスキー島附近も非常に有望で最も多きは長須鯨及び鯨鯨、次は抹香である。日本近海に於ては至る處棲息するが北太平洋方面では金華山以北北千島方面にも多數棲息し、現在、日本

公海漁業

認められて居り、鯨體處理設備を有する母船を使用し、附屬捕鯨船（キヤツチャイ・ボート）を以て鯨漁業を行ふを謂ふのである。

同取締規則第四章に於て操業區域其他が明示してあるが、大體北緯二〇度以北の北太平洋ベーリング海、オホーツク海及び北氷洋を含む廣汎な區域に亘り操業、昭和十二年現在母船一隻の出漁が許可されてゐるのみである。

一方ソ側は我が捕鯨業者に對し『ソ聯邦政府は漁業に従事する日本人に對し捕鯨の爲め根據地として五ヶ所以内の陸地地區を貸附くる用意がある』と公約して居り、若しソ聯側に誠意があれば、自から進んで五ヶ所の地區を指定し發表す可きであるが、漁業廳側としては一般漁區の例に倣ひ當業者に届出を慫慂する事を妨げない譯である。

北洋捕鯨は現在ソ聯邦の獨占する處となり、數年前、アコ會社が着業、年々優秀な成績を収めて居る（ソ聯邦の極東漁業の部中『ソ側の北洋捕鯨』の項参照）

兼商店の土佐捕鯨會社の合資で、資本金三十五萬圓の北洋捕鯨株式會社が創立された、同社は本社を東京麴町區丸の内（丸ビル内）に置き、代表者として日本水産側から窪井重男氏、林兼側から中部謙吉氏が就任、着業準備として、昭和十二年七月、調査船雄基丸（三八八噸）に日本水産の捕鯨部の調査課長、河村金時氏外六名の調査員が乗船し、七月一日函館を出帆カムチャツカ沖からアリユーション群島、アラスカ沖に亘り鯨族の廻遊状態を調査、更に七月二十六日にはベーリング海峽を越えて北氷洋に入り調査を續け八月二十五日函館に歸着した。

雄基丸による調査の結果、北洋方面の鯨族は長須鯨最も多く、次で背美鯨、座頭鯨、抹香鯨の順で、同調査船は是等各種合計約五百頭に達し、ソ聯捕鯨船隊の一九三六年捕獲數とほぼ一致するので、北洋に於ける捕鯨事業は新規着業して採算は充分採れる模様である、雄基丸の調査報告を基礎に北洋捕鯨會社では慎重に協議の上、昭和十三年度、夏期より本格